

昭和五十年三月七日

四日市市議会议定例会會議録（第一号）

四日市市議会议

○議事日程 第一号

昭和五十年三月七日(金)

午後二時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第一号 専決処分について
- 第四 報告第二号 専決処分について
- 第五 議案第一号 昭和五十年四月日市市一般会計予算……………
- 第六 議案第二号 昭和五十年四月日市市競輪事業特別会計予算……………
- 第七 議案第三号 昭和五十年四月日市市国民健康保険特別会計予算……………
- 第八 議案第四号 昭和五十年四月日市市と畜場食肉市場特別会計予算……………
- 第九 議案第五号 昭和五十年四月日市市営魚市場特別会計予算……………
- 第一〇 議案第六号 昭和五十年四月日市市公共下水道特別会計予算……………
- 第一 議案第七号 昭和五十年四月日市市土地区画整理事業特別会計予算……………
- 第二 議案第八号 昭和五十年四月日市市交通災害共済事業特別会計予算……………
- 第三 議案第九号 昭和五十年四月日市市公共用地取得事業特別会計予算……………
- 第四 議案第一〇号 昭和五十年四月日市市営駐車場特別会計予算……………
- 第五 議案第一一号 昭和五十年四月日市市福祉資金貸付事業特別会計予算……………
- 第六 議案第一二号 昭和五十年四月日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算……………

議案説明

第一七	議案第一三三号	昭和五十年年度四日市市立四日市病院事業会計予算……………	議案説明
第一八	議案第一四号	昭和五十年年度四日市市水道事業会計予算……………	”
第一九	議案第一五号	昭和五十年年度四日市市桜財産区予算……………	”
第二〇	議案第一六号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………	”
第二一	議案第一七号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………	”
第二二	議案第一八号	四日市市職員定数条例の一部改正について……………	”
第二三	議案第一九号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	”
第二四	議案第二〇号	四日市市職員給与条例の一部改正について……………	”
第二五	議案第二一号	四日市市特別会計条例の一部改正について……………	”
第二六	議案第二二号	四日市市税条例の一部改正について……………	”
第二七	議案第二三号	四日市市分担金徴収条例の一部改正について……………	”
第二八	議案第二四号	四日市市手数料徴収条例の一部改正について……………	”
第二九	議案第二五号	四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正について……………	”
第三〇	議案第二六号	四日市市立保育所条例の一部改正について……………	”
第三一	議案第二七号	四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について……………	”
第三二	議案第二八号	四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の制定について……………	議案説明
第三三	議案第二九号	四日市市立隣保館条例の一部改正について……………	”
第三四	議案第三〇号	四日市市営住宅条例等の一部改正について……………	”
第三五	議案第三一号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………	”
第三六	議案第三二号	四日市市民ホール条例等の一部改正について……………	”
第三七	議案第三三号	四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について……………	”
第三八	議案第三四号	四日市市斎場条例の一部改正について……………	”
第三九	議案第三五号	四日市市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について……………	”
第四〇	議案第三六号	四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正について……………	”
第四一	議案第三七号	四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について……………	”
第四二	議案第三八号	四日市市立教育集会所条例の一部改正について……………	”
第四三	議案第三九号	四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について……………	”
第四四	議案第四〇号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………	”
第四五	議案第四一号	四日市市簡易水道条例の一部改正について……………	”
第四六	議案第四二号	北勢公設地方卸売市場組合の設立に関する協議について……………	”
第四七	議案第四三号	四日市市と菰野町との境界の一部変更について……………	”

第四八	議案第四四号	土地改良事業の施行について……………	議案説明
第四九	議案第四五号	青年学級の開設について……………	”
第五〇	議案第四六号	字の区域の変更について……………	”

○本日の会議に付した事件

日程第一	一	会議録署名議員の指名について
日程第二	二	会期の決定について
日程第三	三	報告第一号 専決処分について
日程第四	四	報告第二号 専決処分について
日程第五	五	議案第一号 昭和五十年四日市市一般会計予算
日程第六	六	議案第二号 昭和五十年四日市市競輪事業特別会計予算
日程第七	七	議案第三号 昭和五十年四日市市国民健康保険特別会計予算
日程第八	八	議案第四号 昭和五十年四日市市と畜場食肉市場特別会計予算
日程第九	九	議案第五号 昭和五十年四日市市営魚市場特別会計予算
日程第一〇	一〇	議案第六号 昭和五十年四日市市公共下水道特別会計予算
日程第一一	一一	議案第七号 昭和五十年四日市市土地区画整理事業特別会計予算
日程第一二	一二	議案第八号 昭和五十年四日市市交通災害共済事業特別会計予算
日程第一三	一三	議案第九号 昭和五十年四日市市公共用地取得事業特別会計予算

日程第一四	議案第一〇号	昭和五十年四日市市営駐車場特別会計予算
日程第一五	議案第一一号	昭和五十年四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算
日程第一六	議案第一二号	昭和五十年四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第一七	議案第一三号	昭和五十年四日市市立四日市病院事業会計予算
日程第一八	議案第一四号	昭和五十年四日市市水道事業会計予算
日程第一九	議案第一五号	昭和五十年四日市市桜財産区予算
日程第二〇	議案第一六号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

日程第二一	議案第一七号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
日程第二二	議案第一八号	四日市市職員定数条例の一部改正について
日程第二三	議案第一九号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第二四	議案第二〇号	四日市市職員給与条例の一部改正について
日程第二五	議案第二一号	四日市市特別会計条例の一部改正について
日程第二六	議案第二二号	四日市市税条例の一部改正について
日程第二七	議案第二三号	四日市市分担金徴収条例の一部改正について
日程第二八	議案第二四号	四日市市手数料徴収条例の一部改正について
日程第二九	議案第二五号	四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正について
日程第三〇	議案第二六号	四日市市立保育所条例の一部改正について

- 日程第三一 議案第二七号 四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第三二 議案第二八号 四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の制定について
- 日程第三三 議案第二九号 四日市市立隣保館条例の一部改正について
- 日程第三四 議案第三〇号 四日市市管住宅条例等の一部改正について
- 日程第三五 議案第三一号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第三六 議案第三二号 四日市市民ホール条例等の一部改正について
- 日程第三七 議案第三三号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第三八 議案第三四号 四日市市斎場条例の一部改正について
- 日程第三九 議案第三五号 四日市市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 日程第四〇 議案第三六号 四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正について
- 日程第四一 議案第三七号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第四二 議案第三八号 四日市市立教育集会所条例の一部改正について
- 日程第四三 議案第三九号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第四四 議案第四〇号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第四五 議案第四一号 四日市市簡易水道条例の一部改正について
- 日程第四六 議案第四二号 北勢公設地方卸売市場組合の設立に関する協議について
- 日程第四七 議案第四三号 四日市市と菰野町との境界の一部変更について
- 日程第四八 議案第四四号 土地改良事業の施行について

- 日程第四九 議案第四五号 青年学級の開設について
- 日程第五〇 議案第四六号 字の区域の変更について

○出席議員（四十名）

青 山 文 武 天 春 木 井 伊 藤 伊 藤 久 信 太 道 夫 治 雄 男  
 小 粉 訓 喜 川 小 大 岩 伊 伊 小 荒 天 青  
 多 川 綱 野 村 川 島 田 藤 藤 井 木 春 山  
 博 也 四 武 久 信 太 道 夫 治 雄 男  
 次 茂 男 等 潔 郎 雄 雄 一 郎 夫 治 雄 男

○議事説明のため出席した者

市長 助 市  
務 長 入  
部 室  
長 長 役 役 長

河 三 庄 加 岩

南 輪 司 藤 野

輝 喜 良 寛 見

代

彦 司 一 嗣 斉

○欠席議員(二名)

藤 橋 吉 山 山 山 安 六 松 増

井 本 垣 本 中 口 垣 平 島 山

泰 建 照 忠 信 豊 良 英

子

郎 治 男 勝 一 生 勇 司 一 一

福 日 早 服 長 橋 野 生 中 出 坪 田 高 高 志 後 後 小  
谷

田 比 川 部 川 本 崎 川 島 井 井 中 橋 井 積 藤 藤 林

香 義 正 昌 鐸 増 貞 平 隆 妙 政 力 三 政 藤 寛 喜  
太

史 平 夫 弘 元 蔵 芳 蔵 平 博 子 一 三 夫 一 郎 治 夫

消防次長	水道事業管理者	病院事務長	教育委員	副建設	土木	環境	福祉	産業	税務
長	長	長	長	部長	部長	部長	部長	部長	部長
田	野	山	市	伊	荒	杉	園	谷	鷺
助	井	村	龍	藤	木	本	浦	沢	野
裕	春	了	清	涼	三	義	和	文	正
			一	一	郎	己	男	和	芳
			彰						
			郎						
			真						

国体局次長 佐々木 晃 精

○出席事務局職員

主事	議事係長	議事課長	事務局長
川	西	板	川
北	口	崎	村
悟		大	得
司	徹	之	二
		丞	也

午後二時四分開会

○議長（山中忠一君） ただいまから、昭和五十年三月、四日市市議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員数は、三十五名であります。本日の議事については、お手元に配布の議事日程第一号により取り進めたいと思っておりますので、よろしく願います。

出席を要求いたしました議事説明者の氏名は、お手元に配布の議事説明者要求書写しのとおりであります。なお、消防長、下水道部長は欠席いたしますので、ご了承願います。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（山中忠一君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、天春文雄君及び松島良一君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おわかりいたします。今期定例会の会期は、本日から三月十九日までの十三日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から三月十九日までの十三日間と決定いたしました。

日程第三 報告第一号 専決処分について、及び 日程第四 報告第二号 専決処分について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第三、報告第一号専決処分について及び日程第四、報告第二号専決処分について二件を一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見斉君）登壇〕

○市長（岩野見斉君） ただいまご上程の各報告について、ご説明申し上げます。

報告第一号は、昭和四十九年発生災害関連復旧事業及び土木災害復旧事業に係る本年度分国庫補助事業費の決定があり、これが事業着手に急務を要するため、予算措置について、昭和四十九年度一般会計補正予算（第五号）として専決したものであります。

報告第二号は、地方税法の一部改正に伴い、本年一月一日から電気税及びガス税の税率が引き下げられましたので、市税条例の一部改正を専決により行ったものであります。

よろしくご審議いただきご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提出理由の説明はお聞き及びのとおりであります。  
ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

おわかりいたします。本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、これを承認することに決しました。

日程第五 議案第一号 昭和五十年年度四日市市一般会計予算、ないし

日程第五十 議案第四十六号 字の区域の変更について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第五、議案第一号昭和五十年年度四日市市一般会計予算、ないし日程第五十、議案第四十六号字の区域の変更についての四十六件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 昭和五十年度の予算案をはじめ諸議案をご審議いただきありがとうございました。その概要をご説明いたしますとともに、市政に対する所信の一端を申し述べ、ご理解を得たいと存じます。

最近の経済情勢は、総需要抑制策の長期化によってその影響が産業経済界に浸透するに従い、物資の需給関係は緩和し、物価も次第に鎮静化の方向にあります。その反面、昭和四十九年度の国民総生産の実質成長率はマイナスとなり、不況の色は日を追って深刻なものとなっております。

この動向は、本年の後半期には消費需要の回復、基礎資材等を中心とする投資の増加による景気の好転に若干の期待が寄せられておりますものの、急激な回復は考えられず、その展望は、物価の動向とともになお流動的で容易に予断を許さないものがあります。政府は、昭和五十年度の国家予算編成にあたり、物価の安定を最優先の命題とし、その後において節度ある成長路線に移行することを基調とした抑制方針をとり、その過程において生ずる金融、雇用問題等には、それぞれ時宜に適した施策を講じて、経済情勢の推移に対応した機動的、弾力的な財政運営を行おうとしております。地方財政計画においても、その伸び率を二四・一％とし、生活に関連した公共施設の整備、社会保障等をはじめとする福祉予算の比重を高めながらも、総体的には投資的経費を抑えた弾力性に乏しい計画を決定いたしております。

かかる状況に加えて、本市の財政事情は、昨年七月の集中豪雨によりこうむった災害の創痕いまだいえず、投資的経費の配分には困難を感じたのであります。すなわち、市内の産業界は、従来的高度成長時より一転して、操業短縮

あるいは一時帰休等の不況対策に移行しているため、必然的に租税収入の伸びが鈍化する中で、義務的経費の膨張による財政硬直化が進行する反面、災害復旧事業の早期完成あるいは住民に直結した福祉向上のための施策実現の責務はいよいよ増大しております。

「ナショナルミニマムとシビルミニマム」、「国、県、市」を通じた財政制度の関連とそれぞれの分担すべき責務の範囲を全面的に見直すべき、いわゆる「機能調整の時期」とも考えられるのであります。

本年は、第八回の統一地方選挙が近く行われるときにもあたり、地方自治にとりまして、戦後三十年の歳月はまことに意義深いものがあります。この際、私はあらためて地方自治の本質を顧みて、何が真に住民のための政治であり行政であるかを深く内省し、現在の市行政の見直しを行い、今後進むべき進路に過誤なきを期したいと存じます。

このような情勢と心構えにより取り組んだ新年度の予算編成であります。さきに策定されました本市の「基本構想」の理念に基づく計画の実現をはかることを中心にしながら

「災害復旧並びに関連事業の早期実施と治水、公災害対策の推進」

「市民福祉の充実」

「義務教育施設の整備と教育内容の充実」

「生活環境の整備」

「中小企業及び農林漁業の近代化」

等を重点として経費の配分に努め「緑と太陽のある豊かなまちづくり」を前進するより配意したのであります。

なお、本年開催されます「第三十回国民体育大会」につきましては、極力華美を排し、団体本来の意義に沿った堅実な運営をはかる所存であります。

しかしながら、今日の国、地方を通ずる財政運営の窮迫は、本市においても例外ではなく、税収面では、比較的好調を続けた四十八年、四十九年とは異なり、前年当初対比では二八・七％の増を計上しましたが、年度最終では現計より多くの伸びは期待できず、歳出面では、人員、物件費等極力合理化、節減に努めましたものの、施設の増大、単価上昇、公債費の増加等により硬直化の度を深めておりまして、行政水準の向上のため積極的な姿勢で臨みましたが、意に満たない面もあったのであります。

なお、総点検につきましては、昨年より業務、機構、定員等全般にわたり期間をかけ段階的に実施しつつありまして、今後の難局に対応し得る弾力性を持った体制造りに鋭意努力する所存であります。

以上停より編成いたしました予算案は、

一般会計	二百三十八億一千七百万円
	対前年度比 三九・四％の増
各特別会計	百二十二億七千三百五十五万円
	対前年度比 二三・一％の増
各企業会計	四十八億一千五百三十六万三千元
	対前年度比 一五・一％の増
桜財産区会計	二百三十八万八千元
	対前年度比 二二・六％の増
総計	四百九億八百四十万一千円
	対前年度比 三一・〇％の増

と相なったのでありますが、一般会計におきましては、災害復旧費、国体開催経費等の臨時的経費が含まれており、

これらを除けば約二四％の増であります。

以下、各施策の主なる内容についてご説明申し上げます。

まず、「災害復旧並びに関連事業の早期実施と治水、公害対策の推進」であります。昨年七月の集中豪雨による河川、道路、農業用施設等の被災個所の復旧はもとより、関連改修事業を早期に実施するとともに、常襲浸水地域の短年度解消を目指して財源の重点的配分を行う一方、相次ぐ工場災害から住民の安全を守るため抜本的対策を立てたいと考えます。

昭和四十九年発生災害の復旧事業につきましては、土木施設災害復旧費として十四億七百万円を計上いたしました。河川百二十件、道路八十三件、橋梁十九件及び磯津漁港の復旧工事を施行するほか、国、県の管理部分の復旧、助成事業につきましても用地取得に協力するなど促進に努める所存であります。

また、河川改良費は、四十九年発生災害関連復旧事業費として、十四川ほか八河川に三億四千万円、その他改良、維持に六千五百万円を計上いたしました。危険個所の早期改良、補修を行いたいと存じます。

農地農業用施設災害復旧費として三億百万円を計上し、農地百十二件、水路、頭首工等農業用施設九十二件の工事を行うほか、用水確保対策にも配慮しました。

林地崩壊防止事業として山城町ほか十四カ所の災害復旧を行うため、林業施設災害復旧費として三千六百万円を計上いたしました。

下水道整備のうち公共下水道につきましては、既成市街地は前年度に引き続き常磐、橋北排水区の幹線及び支線管梁工事の施行、並びにこれら排水区の水洗化を実施するため、汚水圧送管の一部の布設とポンプ場設備費として九億五千万円を計上し、日永終末処理場につきましても一系列が完成いたしました。この完成施設のうち、前年度

債務負担行為及び能率的な運転管理に必要な施設費として三億一千百万円を計上いたしました。

都市下水路事業につきましては、補助事業として新設改良費に六億一千万円を計上し、朝明都市下水路ではポンプ場の除塵機の設置、既設幹線水路の先行取得に係る用地等の取得、羽津及び塩浜都市下水路では、前年度より継続中のポンプ場下部土木工事の施行、雨池都市下水路では、幹線水路の築造及び八百ミリ雨水ポンプの設置を行うほか、一部債務負担行為により事業の促進をはかりたいと存じます。

単独事業といたしましては、常襲浸水地域をはじめ、市内一円の水排水不良区域における幹線水路の改良工事、ポンプ設置工事並びに施設改良工事等に二億三千万円を計上し、維持管理につきましても六千八百万円を予算化して、緊急度に応じて効率的な補修を行う等、市民不安の解消に努力いたしたいと存じます。

市民安全対策のうち、消防機関の強化につきましては、南消防署に西南分遣所を新設するとともに、非常時の広報、救助活動の円滑化をはかるため、広報車、通信機器及び救助艇の増備を行うほか、普通消防ポンプ自動車二台の更新をいたしたいと存じます。

また、昨年の水害をはじめ全国各地で発生している工場災害等の対策につきましては、実態を調査検討して現行の地域防災計画を見直し、その効果的な運用をはかり、地域住民の安全確保に努めたいと存じます。

公害対策につきましては、大気汚染においては二酸化硫黄の環境濃度が総量規制をはじめとする一連の対策によって低下してまいりましたが、一方において光化学スモッグの原因物質の一つといわれる窒素酸化物が排煙脱硝装置の開発遅延、自動車通行量の増大等から削減実績が伴わず、炭化水素類、浮遊粒子状物質等についても改善の余地が大きいものがあります。

以上の現況から、特に市民の要望も強い大気汚染監視測定体制の機動性強化のため、移動測定車の導入を計画いたしました。

公害健康被害者対策につきましては、昨年九月より公害健康被害補償法が施行せられ、これまでの療養費の公費負担に加えて公害健康被害者の障害の程度に応じた補償費の給付等に七億二千九百七十八万円を計上し、救済内容を充実強化いたしました。

一方、昭和四十六年度より実施しております四日市地域に係る公害防止計画は、その後の環境基準、排出規制の変更に強化等に対応すべく、計画の見直しを進めてまいりましたが、昨年十二月、国の改定承認を得ましたので、本事業を積極的に推進してまいりたいと存じます。

「市民福祉の充実」につきましては、老人、身体障害者等社会的、経済的に弱い立場の人々の生活の安定をはかるため一層きめ細かな福祉施策を推進し、市民一人一人の幸せを高める高福祉社会の実現を目指してまいりたいと存じます。

老人福祉につきましては、寿楽園の老朽化と要措置人数の増加を考慮して増改築計画に着手し、新年度には、まず六十人収容の居室棟を建設するため一億九千二百万円を計上いたしました。また、昨年開館いたしました老人福祉センターの利用の便宜をはかるため、マイクボックスを配置することいたしました。老人医療費の公費負担につきましては、四億五千六百万円を計上するとともに、市独自の施策として現在の所得制限額百二十万円を百六十万円に引き上げました。ひとり暮らし、寝たきり老人については、四十九年度より実施いたしております福祉電話の貸与、給食、入浴のほか、インターホン、寝具の貸与等拡充をはかり、家庭奉仕員の増員並びに寝台、浴槽、湯沸器の給付なども計画いたしました。

児童福祉対策といたしましては、保育所の施設整備につきまして、定員九十名の神前保育園新築費、河原田保育園

用地造成費並びに既設保育園の施設整備等、合わせて一億三千万円を計上し、充実強化をはかることといたしました。保育所定員につきましては、新年度から開園予定の東橋北保育園並びに既設保育所において定員増を行い、前年度当初と比較して三百五十名の増員となります。また、障害児保育につきましても、従来の臨時保母を正職員あるいは嘱託職員に切替えて保育内容の向上をはかることといたしました。

私立保育所の育成対策としては、園児賠償責任保険補助、施設改善資金貸付制度を創設しました。このほか児童厚生施設としまして、塩浜児童館建設費二千万円を計上し、児童の健康増進と豊かな情操づくりをはかることといたしました。児童手当につきましては、従来の月四千円が五十年十月から五千円に引き上げることに伴い二億八千万円を計上いたしました。

心身障害者対策としては、医療費の公費負担措置に三千四百万円を計上したほか、四十九年度より実施いたしております重度心身障害者の見舞金についてもその充実をはかることといたしました。施設対策につきましては、総合福祉センター建設のための計画策定調査費を計上するとともに、労働省雇用促進事業団の施行による勤労身体障害者体育施設の誘致が決定し、これが建設に市としての協力をいたしたいと存じております。なお、身体障害者の住みよい環境づくりの推進のために一千万円の単独事業費を計上し、昨年度に引き続き道路交通安全施設の整備等を実施するほか、介護人派遣制度の活用、専門医等による巡回相談、訪問調査の実施など一層の対策強化をはかりたいと存じます。

生活保護費につきましては、本年一月末現在、受給者千二百七十五世帯、保護率一〇・一パーミルであり、法定援護費十二億三千六百万円のほか、法外援護費一千九百万円を計上いたしました。今後とも適切な生活保護制度の運

用をはかり、自立助長を進めてまいりたいと存じます。

同和对策事業につきましては、生活環境の改善を中心とした道路、排水路等地区の整備をより強力に推進するとともに、地域住民のための総合センターとしての隣保館事業の充実並びに各種諸制度の改善をはかるなど一億七千五百万円を計上いたしました。

国民健康保険につきましては、昨年二月、十月と年二回にわたる診療報酬の引上げ、加えて老人等医療費の無料化、高額療養費支給制度の普及等の影響による医療費の増高が著しく、保険給付費は前年度比約二五％の増加が見込まれるのでありますが、保険料率の引上げを最低限にとどめるより一般会計からの繰入金二億八千七百五十万円をお願いし、さらに国民健康保険給付費支払準備基金より五百万円を繰り入れて収支の均衡をはかったのであります。また、助産費につきましては、昨年に引き続き二万円から四万円に引き上げ、さらに葬祭費についても従来の五千円を一万円に引き上げることといたしました。

国民年金は、年金額の引上げ、あるいは昨年度より実施された物価スライド制の導入等制度的にも生活の安定と福祉の向上がはかられ、年金に対する市民の関心もさらに高まるものと予測されますので、制度の普及、加入の促進に努め、円滑な事業運営を推進してまいりたいと存じます。

保健衛生対策につきましては、市民の健康保持増進を目標といたしまして、新年度は、市民の休日医療を行えるように努めるほか、婦人の健康検診、成人病対策、結核検診及び予防接種等を行い、地域医療の充実に努めたいと存じます。

市立四日市病院については、診療報酬の改正により医療収益の増加が見込まれますものの、昨今の諸物価の高騰から診療材料はじめ事業費用が増大し、経営はきわめて困難な状態でありますが、地域の中核的医療機関として市民に

対する医療サービスの向上には、積極的に努力いたす所存であります。

新年度におきましては、循環器エックス線撮影装置の導入など診療内容の充実と施設の整備をはかるとともに、本年四月より進学コースを開講いたします市立四日市高等看護学院の職員増員と運営諸経費の増額をお願いしました。

また、懸案の病院改築につきましては、用地確保に引き続き、地盤調査費並びに基本計画調査費を計上し、これが早期完成に努めたいと考えております。

消費者行政につきましては、急激な経済環境、社会環境の変化に伴い消費生活の合理化、消費者保護が重要な課題でありますので、県その他関係機関との協力体制を固めるとともに、研修会、展示会等の充実をはかり、消費者への啓発を進める一方、すでに行っております市内農産物の直売事業を本年度も続けたいと存じます。

「義務教育施設の整備と教育内容の充実」につきましては、住宅団地等の開発による周辺部の急激な人口の増加に対処するため、校舎の新増築、及びこれに伴う諸施設の拡充をはかり、あわせて教育内容の充実、向上を目指そうとするものであります。また、社会教育、同和教育を推進するとともに、国民体育大会を契機として、市民スポーツの一層の振興をはかりたいと存じます。

まず、学校教育関係では、前年度からの継続事業である西陵中学校の建築費二億円と大矢知興譲小学校の改築費六千九百万円を計上するとともに、児童、生徒の急増に対処して、羽津、下野、八郷、大谷台小学校の増改築費四億三千八百万円及び南、朝明、大池中学校の増改築費二億六千万円を計上いたしました。

また、県及び保々小学校の老朽校舎の改築事業費として二億三千万円の予算化と債務負担行為をあわせてお願いしましたほか、常磐、保々の両中学校及び川島小学校の屋内運動場建設費二億四千七百万円を計上しております。以上のほか、笹川東、笹川西小学校及び仮称笹川西中学校の校舎並びに用地譲受費七千八百万円と前年度に土地開

発公社において一部立てかえ取得しました三重、保々小学校及び保々中学校の用地取得造成費一億二千七百万円を計上いたしました。

幼稚園関係では、塩浜及び八郷中央幼稚園の新築費八千二百万円を計上いたしましたほか、新たに、私立幼稚園の五才児に対し、補助金を交付することとし、また、私立学校の運営助成についても増額を配慮いたしました。

このほか、四日市地区高校新設促進協議会に対する建設費負担金一億五千万円を計上いたしました。学校運営費につきましては、新年度も父母負担軽減を特に配慮し、管理、教授用消耗品の充実をはかるとともに、施設維持補修費及び新設三校の備品を含めて極力増額に努めたのであります。

心身障害児の教育には特殊学級を増設するとともに、自閉症児の教育のため介助員を配置するなど、その拡充を図ることいたしました。

また、教員研修による資質の向上をはかるため、新しく嘱託研究校制度を発足させ、あわせて特色ある学校づくりに努めたいと考えております。

社会教育関係では、国指定天然記念物御池沼沢植物群落の追加指定による用地購入費七千七百万円及び遺跡標柱の設置費並びに文化財維持修復補助金を計上いたしました。

また、移動芸術祭及び自主事業の芸術劇場、市民美術展等の諸行事を開催して、芸術と文化の向上に努める所存であります。

図書館につきましては、図書の充実をはかるとともに視聴覚ライブラリーを、本市と三重郡四町の広域にわたる視聴覚教材の供給センターとして整備するほか、公民館につきましても、河原田公民館の改築費五千七百万円を計上するとともに、設備機器の充実に努め、社会教育指導員等を増員し、地区住民の自主参加による社会教育を推進いたし

たいと考えております。

また、婦人層の社会活動、各種学習活動の場とする施設の建設準備のため、調査費三百万円を計上いたしました。体育振興につきましては、各種体育施設を活用してスポーツ教室、スポーツ大会等を実施し、広く市民各層の参加を得て体力の増強とあわせて余暇の健全利用をはかりたいと存じます。

また、施設関係では、国体関係施設等整備費二千二百万円を計上いたしました。

同和教育につきましては、社会教育、学校教育両面において一層積極的な推進をはかるため、予算の増額を行いました。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後二時三十三分休憩

午後二時四十七分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

〔市長（岩野見青君）登壇〕

○市長（岩野見青君） 「生活環境の整備」につきましては、市民の快適な暮らしを確保するために、生活道路、公園等の施設整備、清掃事業の拡充など、生活に密着した施策を推進しようとするものであります。

まず、生活道路整備の中心となります道路舗装事業費には、新設、再舗装合わせて二億二千万円を計上したほか、道路橋梁等の新設改良に一億一千七百万円、維持修繕に一億七千万円を計上し、道路の有効適切な維持管理を推進

してまいりたいと存じます。

なお、予測困難な道路上の事故に対処し得るよう市道を対象に道路賠償責任保険に加入することいたしました。

交通安全施設整備事業では、補助事業として継続施行中の日永八郷線、及び羽津山線の自転車、歩行者道の設置事業費等三千万円のほか、歩道設置事業、及び防護柵、カーブミラー、区画線の設置事業に三千八百万円の単独事業費を計上いたしました。

地域開発道路につきましては、継続中の補助事業土屋大池線跨線橋架設工事、近鉄四日市駅前広場整備、千歳町小生線道路改良工事及び赤堀山城線堀木橋橋梁整備工事に二億百万円を計上するとともに、これらの工事の付帯工事及び近鉄四日市駅西広場整備計画の委託費等の単独事業費として九百万円を計上いたしました。

広域幹線道路網の整備については、宿願の四日市関ヶ原線の国道昇格が実現し、今後の整備に期待するものであります。また、東名阪道路の四日市東インターチェンジの実現には一層の努力を続け、富田山城線についても事業の促進に努めたいと存じます。

また、鉄道高架化事業につきましては、第一期分の事業完成が四十九年度の繰延べ等により今秋まで遅延いたしました。また、引き続き三滝川、海蔵川間に着手する予定で、この事業に要する負担金として四千万円を計上いたしました。

第一期事業の完成に伴う高架下の利用につきましては、本市といたしましては、駐車場、自転車置き場、公園等、広く市民に利用せられる施設を設置していくため関係機関と協議を進めております。

公営駐車場のつきましては、中央駐車場に続きまして昨年七月、本町駐車場の供用を開始いたしました。利用状況も当初の見込みより大幅な増加を示しており順調に管理運営をいたしておりますが、今後はさらに、鉄道高架下の

公園緑地の整備につきましては、継続事業として三滝、南部丘陵、塩浜公園と鈴鹿川緑地のほか、児童公園二カ所を国補対象事業とし、整備費九千万円を計上いたしましたほか、既設の公園、緑地につきましても維持管理の充実を配慮いたしました。

緑化対策としましては、街路、公園における植樹を推進し、また、樹木の活力調査を行い、今後の参考に資したいと存じます。

清掃事業につきましては、廃棄物の資源化及び再生利用を新たな課題といたしまして、一般家庭など排出者の協力を得て、分別収集体制の確立及びその効果的な運用をはかりたいと存じます。

ごみ収集については、前年度で週二回収集の目標を達成いたしましたでしたが、さらに、不燃物、粗大ごみの収集について改善したいと考えております。

とくに、ごみの転送、運搬等画一的な作業につきましては、民間委託するなど合理化に努め、尿尿収集についても、尿尿汲取手数料取扱事務を改め、作業管理の適正化と委託業者に対する指導を一層強化することいたしました。

清掃施設の整備では、前年度に引き続き南部清掃事業所改築工事及びごみ埋立地汚水処理施設工事を施行するため、あわせて八千三百万円を、また、尿尿海洋投棄施設改良工事費として千二百万円を計上いたしました。

なお、尿尿処理施設の新設につきましては、今後とも関係方面と調整をはかり、実現を目指して努力いたしたいと存じます。

住宅対策のうち公営住宅の建設につきましては、前年度に引き続き三重団地に第一種、第二種住宅七十戸、及び特定目的住宅として身障者向き五戸、老人世帯向き六戸の建設を予定し、四億九千九百万円を計上いたしました。

なお、同団地に市開発公社による分譲住宅百七戸を建設する予定であります。

区画整理事業におきましては、浜田第二土地区画整理事業として、建物移転三百八戸の計画に対し、現在までに百十九戸の完了をみるにいたしました。新年度は、引き続き幸町、新正地区を重点に二十九戸の移転と街路整備事業の促進をはかりたいと存じます。また、西浦地区につきましては、建物移転四百六十四戸の計画に対し、現在までに四百五十戸の完了をいたしました。かねて懸案でありました赤堀地区を重点に二十五戸の移転と、近鉄四日市富洲原線ほかの街路整備を行い、事業の充実と早期完了に努めたいと存じます。

上水道事業につきましては、最近の水需要の状況に鑑み、第三期拡張事業計画の見直しを行いながら、新年度も引き続き員弁取水場の用地及び管路の造成と送水設備の新設並びに県営北勢水道用水の受水に備え、生糞配水池の電気計装設備の新設と配管網の拡充整備を実施するとともに、既設水源の能力調査等総事業費六億五千七百万円を計上いたしました。

受託工事関係につきましては、住宅団地の造成等に伴い、各種の給水工事を行うため、一億九千万円を計上し、維持管理におきましては、水源施設整備に八百万円、市内一円の配水管布設替え、及び老朽管の改良工事等に八千九百万円を計上して市民サービスの向上に努めてまいりたいと存じます。

水道料金の収入は、依然として大口需要が鈍化の傾向にあり、一方、諸経費は急激な増高となつて、前年度に引き続き予算面における収支の均衡が保てず、新年度収益勘定においては、収入不足一億四千百万円、資本勘定は二億五千万円にものぼる資金不足を生じますので、やむを得ず一時借入金をもって措置いたしたいと存じます。

しかしながら、このままの推移により赤字が累積いたしますと、第三期拡張事業計画の推進はもとより、経常的な維持管理も困難となり、今後円滑なる給水を続ける上に重大な障害となつて、運営上危機に直面することは必至であ

りますので、新年度においては料金改正を検討しなければならぬものと考えられますが、常に公共性と経済性をあわせ考えて、なお一層の努力をいたしたいと存じます。

次に、「中小企業及び農林漁業の近代化促進」でございます。

まず、商工業の振興につきましては、総需要抑制策によって、一段と厳しい情勢下にある中小企業の経営安定と振興対策をはかるため、融資制度の拡充、合理化講座の充実、診断業務の導入等をはかり、時代の要請等に合った体質づくりを促進してまいりたいと存じます。さらには各種見本市、展示会等の活用をはかるとともに、近鉄高架下の物産観光展示場の設置によって、産業と観光の宣伝、紹介を進めたいと存じます。

農業の振興につきましては、昨年の農業白書にも指摘されておりますように、世界的な食糧不足傾向の中にあつて、国民食糧の国内確保対策が重点施策となつてきておりまして、従来の農政のあり方が見直されております。本市におきましても、農業振興地域整備計画に基づき、このような情勢に対処するため、高効率農業の展開をはかることとし、四十九年度から着手しました県地区における第二次農業構造改善事業を継続推進するとともに、市内の特産物をはじめ各作目の生産性の向上と経営の安定をはかるため、農業生産を担う中核的農家の育成について、農業後継者対策に加えて一般農業者の組織づくりに助長策を講じてまいりたいと存じます。これらとあわせて金融対策、農産物価格対策の推進をはかり、また一方、生鮮食料品流通機構の整備につきましては、桑名市、鈴鹿市とともに一部事務組合を結成し、業界とも緊密な連携をとりながら、北勢公設地方卸売市場の開設に取り組んでまいりたいと存じます。

畜産関係につきましては、規模の拡大と経営の安定をはかるため、乳牛資源の確保対策を講ずるとともに、畜産経営環境の整備並びに家畜防疫対策を重点的に推進してまいりたいと存じます。

水産関係につきましては、漁業者の経営安定と振興をはかるについて、そのよりどころとなる漁業協同組合の合併を推進するための指導を続け、磯津漁港の改修整備と海岸保全事業費として三千二百万円を計上したほか、沿岸栽培漁業の可能性についての調査を実施いたしたいと存じます。

農業生産基盤の整備につきましては、従来より計画的に進めてまいりました広域営農団地の整備をはかりたいと存じます。

農道整備においては、大規模農道通称ミルクロードの路盤築造と舗装を継続実施し、萱生町地内小角橋の架設及び農免道路の舗装の継続実施を行うほか、一般農道につきましても事業の充実を期したいと存じます。

次に圃場整備事業につきましては、保々新田地区の完成と県地区の事業を推進し、かんがい排水事業については新たに桜山上地区の排水事業及び寺方地区溜池改修事業に着手するとともに、三重用水事業を促進し、また、茂福湛水防除事業としてポンプ場の整備を進めたいと存じます。

港湾整備につきましては、貿易の振興をはかるため商港機能の拡充と、背後地域を含めた一体的な開発整備をいたします四日市港管理組合負担金五億七千七百八十八万円を計上いたしました。

競輪事業につきましては、新年度開催回数は例年どおり本市分七回、桑名、鈴鹿市分五回であります。前年度の実績等を勘案して、車券売上高を五十七億六千万円と見込み、一般会計への繰出しについては、前年度繰越金を含めて、八億五千万円を計上いたしました。

最後に、国民体育大会につきましては、主要競技場の設備整備費及び大会運営経費、各種資料の作成、環境美化に要する経費等あわせて一億九千万円を計上し、質実にして市民スポーツの振興に寄与する運営を期したいと存じます。市税収入におきましては、法人市民税は、景気冷え込みのため、年度中対比の増加はほとんど期待しえない状況にあり、個人市民税につきましては、減税措置も行われますが所得の上昇に伴う自然増を見込みました。

電気税につきましては、税率の引き下げがあったものの料金改定に伴う増収を見込み、固定資産税につきましては、土地にかかる負担調整措置等若干の増収を見込んだ結果、市税総額においては百二十一億円を計上いたしております。続いて、条例等の各議案についてご説明申し上げます。

議案第十六号 農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正案は、当該各選挙区における選挙人の数の異動に伴い、各選挙区間の定数配分を是正するほか、昨年十二月の定例市議会における議決に基づき新たに町の設定がなされた八千代台三丁目について、第三選挙区の区域内の町名を整備するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第十七号 市役所出張所設置条例の一部改正案は、本年二月四日から効力の生じました八千代台三丁目を下野出張所の所管区域に含めるよう所要の改正をしようとするものであります。

議案第十八号 職員定数条例の一部改正案は、市勢の進展に伴う事務量の増大、施設の増強等真にやむを得ないものについて、市長の事務部局において保母及び技術職員等十四人、教育委員会の事務部局六人、消防職員二人の増員のほか、農業委員会の事務部局において一人の減員を定数化しようとするものであります。

議案第十九号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正案は、同和対策委員会委員及び市営住宅入居者選考委員会委員の報酬の額を定めるとともに、老人、身体障害者及び心身障害者家庭奉仕員の報酬を増額しようにするものであります。

議案第二十号 職員給与条例の一部改正案は、職員の扶養家族認定に係る所得限度額の引き上げ、青少年野外活動センターの宿直手当の増額並びに特殊勤務手当について、用地買収における交渉業務の特殊性を考慮して、用地交渉手当を新設するとともに、市立四日市病院における夜間看護手当を増額するよう所要の改正をしようとするものであ

ります。

議案第二十一号 特別会計条例の一部改正案は、新年度から市立印刷所特別会計及び基金特別会計を廃止するほか、浜田第二土地区画整理事業の進捗に伴い西浦土地区画整理事業と同様、特別会計として経理の明確化をはかり、同和対策事業における住宅新築資金貸付事業の新設に伴い、従来の住宅改修資金貸付事業特別会計にあわせて経理するよう所要の改正をしようとするものであります。

議案第二十二号 市税条例の一部改正案は、市税徴収金の収納事務に係る経費の効率化をはかり、督促手数料を廃止するとともに、原動機付自転車の試乗標識貸与手数料等の額を実情に即するよう増額するほか、軽自動車税のうち小型特殊自動車に係る課税標準を準則に適合させるよう所要の改正をしようとするものであります。

議案第二十三号 分担金徴収条例の一部改正案は、農村環境の改善をはかる目的で実施される県営基幹農道舗装事業の施行に伴い、受益者からその受益の限度において分担金を徴収するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第二十四号 手数料徴収条例の一部改正案は、住民基本台帳等市民課所管のものをはじめ税務その他の各種証明手数料について、一昨年七月の戸籍手数料令の改正による贈、抄本交付手数料の額を基準として、改正しようとするものであります。

議案第二十五号 税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正案及び議案第三十五号 都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正案は、いずれも、督促手数料の廃止について所要の改正をしようとするものであります。

議案第二十六号 市立保育所条例の一部改正案は、新年度から収容定員九十人の東橋北保育園を開設するとともに、

三重保育園の収容定員を九十人から百七十人に増加する等のため所要の改正をしようとするものであります。

議案第二十七号 老人の医療費の助成に関する条例の一部改正案は、所得水準の向上に伴い、医療費助成の対象者に係る所得制限の緩和により制度の充実をはかるため所要の改正をしようとするものであります。

議案第二十八号 住宅新築資金等貸付に関する条例の制定案は、同和对策事業の一環として、新年度から住宅新築資金の貸付事業を行うため、従来の住宅改修資金貸付事業とあわせて規定を整備しようとするものであります。

議案第二十九号 市立隣保館条例の一部改正案は、かねて建設を進めてまいりました神前地区の隣保館の完成を控え、これを神前市民会館として設置するため関係条例の整備をしようとするものであります。

議案第三十号 市営住宅条例の一部改正案は、公営住宅法施行令の一部改正に伴う基準改定に基づき、市営住宅の入居資格に係る所得限度額の引上げをしようとするものであります。

議案第三十一号 国民健康保険条例の一部改正案は、保険給付内容を充実するため、国民健康保険運営協議会の答申を得て、助産費及び葬祭費の引上げを行うとともに、督促手数料の廃止について所要の改正をしようとするものであります。

議案第三十二号 市民ホール条例等の一部改正案は、新年度に予定される入場税免税点引上げを考慮して、市民ホール及び中央緑地内体育館等の使用料について、使用者が入場料金を徴収する場合の使用料の適用範囲を、三百円を超える入場料金を徴収する場合として定めようとするものであります。

議案第三十三号 廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正案は、犬、猫等の死体処理手数料、多量廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処理施設使用料並びに一般廃棄物処理業許可手数料等の増額について、所要の改正をしようとするものであります。

議案第三十四号 斎場条例の一部改正案は、斎場使用料の実態を再検討し、他都市の状況をも勘案のうえ、市外者の使用料を基本使用料の三倍を徴収するよう所要の改正をしようとするものであります。

議案第三十六号 霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正案は、かねてより整備を進めてまいりました運動用舟艇場の供用開始に備え、公の施設としての設置及び管理運営に必要な条例事項の整備をしようとするものであります。

議案第三十七号 市立小学校及び中学校設置条例の一部改正案は、新年度に開校予定の笹川西、三重西及び大谷台小学校の位置及び名称の規定並びに本年度限りで廃校予定の大矢知興譲小学校垂坂分校その他について条例の整備をしようとするものであります。

議案第三十八号 市立教育集会所条例の一部改正案は、かねてより赤堀地区に建設を進めてまいりました教育集会所の完成に伴い、これを赤堀教育集会所として設置するため関係条例の整備をしようとするものであります。

議案第三十九号 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正案は、消防団員が水火災等に出動する場合の費用弁償の額について、国の基準額等を考慮して増額改定しようとするものであります。

議案第四十号 消防団員等公務災害補償条例の一部改正案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に基づき、非常勤消防団員等及びその遺族に対する損害補償の充実をはかるため、障害補償年金等の補償水準の引上げ及び遺族補償年金の前払一時金に係る制度の改善等国の示す基準に準じ所要の改正をしようとするものであります。

議案第四十一号 簡易水道条例の一部改正案は、山之一色簡易水道を本年四月一日から本市上水道に統合するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第四十二号 北勢公設地方卸売市場組合の設立に関する協議案は、生鮮食料品の流通の近代化並びに消費者物

価の安定をはかるため、桑名市、四日市市及び鈴鹿市が北勢公設地方卸売市場組合を設立し、設置及び管理運営に関する事務を共同処理するための規約を協議により定めようとするものであります。

議案第四十三号 四日市市と菟野町との境界の一部変更については、黒田町土地改良事業及び鶴川原南部土地改良事業の共同施行により、県地区黒田町地内において、菟野町との境界の一部に変更を生じするため、地方自治法の規定により三重県知事に申請しようとするものであります。

議案第四十四号 土地改良事業の施行については、新年度から市営土地改良事業として着手しようとする桜山土地区かんがい排水（排水路）工事について、土地改良法の規定により、同意をお願いしようとするものであります。

議案第四十五号 青年学級の開設については、青年学級振興法に基づき、広く勤労青年を対象に、社会生活に必要な知識及び技能を習得させ、一般教養を高めるため開設しようとするものであります。

議案第四十六号 字の区域の変更については、昨年三月の定例市議会において議決を得ました県地区上海老町地内における菟野町との境界の一部変更について、昨年十月一日から施行する旨の国の告示がなされたので、このたび同区域を上海老町字大口に編入するよう字の区域を変更しようとするもので、区域はお手元の図に示すとおりであります。

以上をもちまして、市政一般並びに各議案の説明を終わりますが、よろしくご審議を賜わり、ご決議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。次回は三月十日午前十時から会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

午後三時十四分散会

昭和五十年三月十日

四日市市議会定例会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程第二号

昭和五十年三月十日(月)

第一 代表質問

午前十時開議

○本日の会議に付した事件

日程第一 代表質問

○出席議員(三十九名)

青 天 荒 小 伊 伊 岩 大 小 川

山 春 木 井 藤 藤 田 島 川 村

峯 文 武 道 太 信 久 武 四

男 雄 治 夫 郎 一 雄 雄 郎 深

○議事説明のため出席した者

助 市

役 長

加 岩	早 橋 後	吉 山	山 山	山 安	六 松	増 藤	福 日
藤 野	川 本 藤	垣 本	中 口	垣 平	島 井	田 比	
寛 見	正 建 藤	照	忠 信	豊 良	英 泰	香 義	
嗣 斉	夫 治 郎	男 勝	一 生	勇 司	一 一	郎 史	平

○欠席議員(三名)

服 長	橋 野	生 中	出 坪	田 高	高 志	後 小	小 粉	訓 喜
部 川	本 崎	川 島	井 井	中 橋	井 積	藤 林	林 川	霸 野
昌 鐸	増 貞	平 隆	妙 政	力 三	政 寛	喜 博	也	
弘 元	蔵 芳	蔵 平	博 子	一 三	夫 一	治 夫	次 茂	男 等

○出席事務局職員

主事	主事	議事係長	議事課長	事務局局長
川北	西口	板崎	川村	菊地
悟司		大之丞	得二	英也

国体局次長	佐々木	晃精
消防局長	倉谷	徳裕助
水道事業管理者	天野	清三

病院事務長	村山	了
教育委員	龍池	真
教育委員	龍池	清一郎
副収入役	伊藤	一
建設部長	荒木	三郎
下水道部長	美濃	博美
土木部長	杉本	義広
環境部長	園浦	和己
福祉部長	谷沢	文男
産業部長	鷺野	正和
税務部長	杉本	治芳
総務部長	阿南	輝彦
市長公室長	三輪	喜代司
収入役	庄司	良一

午前十時二分開議

○議長（山中忠一君）

ただいまの出席議員数は、三十二名であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第二号のとおり代表質問であります。

日程第一 代表質問

○議長（山中忠一君） 日程第一、これより代表質問を行います。

お手元に配布の代表質問通告一覧表のとおり、質問の通告があります。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

六平豊司君。

〔六平豊司君登壇〕

○六平豊司君 おはようございます。

革新クラブを代表して、代表質問を行いますので、よろしくお願いいたします。

本年は市長の提案説明の中になりましたように、第一回統一地方選挙が行われ、私自身にとっては、この壇上で質問することが最後になるといふことで、感無量の思いで質問いたしましたと思います。

私たち革新クラブは、毎週月曜日を定期会合日と定め、各種の報告やテーマの論議、あるいは雑談の中から、市民福祉の向上を願って、議員としての職責を果たすべく、いろいろと努力をしてみいりました。今後ともいろいろな面で、研究と実践を重ねなければならぬわけでございますが、統一地方選挙が行われるという一応の区切りを当たりまして、会派で取り上げた問題を思い出すがままに、列挙してみたいと思います。

順序不同になります。義務教育住民負担の解消、低所得者向けの教育費補助対策、学校備品等の市費負担の明確化と予算化、理振法、産振法に基づく基準の完備、市独自の教育備品、教材、教具基準の策定と格差の是正、校地、校舎の整備、適正規模、特別教室の重要性とその整備、講堂、体育館、プール等の整備、体育機器、用具、倉庫、水飲

み場、便所等の整備、PTA会費の検討、その内容の適正化、給食室の整備改善、給食センターの研究、身体上の差別を義務教育からなくするための施策として、養護学校、精薄児のための幼稚園、保育園、言語障害児治療教室、肢体不自由児学校、情緒障害児治療教室等の設置、特殊学級等卒業者の就職対策、教育研究所の拡充強化、研究指定費の増額、修繕費、消耗費の増額、幼稚園の公立での完備、公私立の格差の是正、留守家庭児対策、児童館の計画的な建設、高校の建設、高校全入運動に対する支持、定時制高校の充実、教職員の宿日直の廃止、代行員の待遇の改善、校庭等の排水の対策、通学路の再検討と整備及び安全対策、高校建設負担金の軽減、給食の改善、幼稚園、保育園保育料の減免、社会教育の充実、施設の整備、文化財の保護、市民文化の向上、動物園、博物館等文化施設の建設、不良図書、好戦図書等の追放、スポーツ施設の整備、特に夜間照明の問題等、保育園の再検討と計画的な新築、無認可保育所への改善と援助、保育園の公私立格差の是正、子供会、子供を守る会等の民主的育成強化、子供広場の計画的配置、遊具等の無償配置、児童指導員制度、民間福祉施設への助成、職員の労働条件の改善、婦人老人相談員等の増員、待遇の改善、各種奉仕員の増員と待遇の改善、希望の家、乳児院等の改善、養護老人ホームの改築とその内容の改善、みはと学園の整備、コロニーの建設、心身障害者の職業指導、授産施設の建設、特別養護老人ホームの公立による建設、老人センターの建設、憩いの家の計画的配置、老人、身障者の医療費の無料化、母子寮の改善、母子家庭の公営住宅優先入居の問題、妊産婦の健康診断の無料化、乳幼児医療費の無料化、各種予防注射の無料化、国保施策の改善、税の減免、民生委員等各種委員の民主的選任、生活保護の改善、法外援護の充実、失対打ち切り反対、各種施策の改善、児童手当制度の促進、公益質屋廃止反対、社会福祉協議会の育成強化、労働会館の建設、農政振興費の増加、青少年ホームの計画的建設、そのほか出張所の強化、交通共済の実施、清掃の充実、直営化の推進、尿尿の無料化、消防の強化、地元負担の廃止、市有林の活用、自治会の民主化、公災害対策と患者の生活保障、草刈り条例、

農業振興対策、商業振興、雇用対策、中小企業団地の育成、治山治水対策、低家賃公営住宅の大量建設、開発問題の検討、公園あるいは緑化対策の推進、市民センターとしての市庁舎の有効な利用、船員会館の建設等々、数え挙げれば切りがないわけでございます。

私たちはいろいろな問題につきまして、市当局の提案について、是々非々の態度で、市民のために一番よいことがどうなんだということ、対処してまいりました。私たちがただいま申し上げましたような問題は、当然他の会派の方たちからも出ておるわけでありますが、私たちが言った問題が解決をした問題もあります反面、まだ解決していない問題、あるいは、私たちの意見と反対の方向になった問題、いろいろとあります。

私は、そこで、与えられた時間とも相談をしながら、通告いたしました事項につきまして、若干の質問をしたいと思っております。

私たちは、先ほど申しましたように、市民の声や将来の展望に立って、時には国の政策を変えなければならぬ問題、時には俗に言うどぶ板修理という、そういう問題まで取り組んでまいりました。その中で、個々の問題を論議するということが大切であります、市としての総合計画を立て、そのことよってどのような問題を、どのようにやっていくのかということ、を明らかにし、そして計画的に解決していくことが必要であるという結論に達したわけでありす。

私たちは議会のたびに、総合計画はいつできるのかということ、今日まで何べんも何べんもただしてまいりました。今回ようやく総合計画ができ上がったわけですが、本来ならばもう少し前にできて、発表されておったんだと思えますが、まだ発表されてこの膨大な資料を検討し、内容を検討して意見を申すまでにはまだ勉強が足りませんので、なかなか意見というものは言えませんし、意見を言うためには内容をもっと詳しく理解する必要があると思えます。

しかし、この本会議の壇上で細かい点を聞いておりましたが、時間的に不可能だと思っておりますので、その中で若干の問題をさらに質問をしたいと思っております。

この基本計画を一読いたしましたして、つくるのが大変だったろうと私は思っております。中身を見ますと、基本方針や諸施策の体系ということで、市としてやるべきことが書いてあるわけでございますが、これについては非常に整然と整理されておりますし、市としてもやらなければいけない項目が大方網羅されております。これに細部の肉づけをすることよって、標題にあります「緑と太陽のある豊かな町づくり」、こういうものになっていくんではなからうか、こういう私は評価をいたしました。

しかしながら、実施計画を見ますと、市として施設の計画が発表されており、それだけを見たのでは、さっぱり内容がわからないわけです。市民の要望から見ますと、いろいろと書いてありますけれども、五年かかってこの程度しかできないのかなあ、こういう一抹のさびしさを覚えるわけです。

おそらくこの計画体系あるいは基本方針、こういうものをすべて行うということになるならば、ものすごい総事業費に私はなるのではないかと思われます。

この、施設以外の施策が、どのような計画で行われ、市民要求が満足されていくのか、こういう点については数字的にも何も書いてありませんし、最後の集計のほうに、建設計画以外のものについてということ、金額が載っておりますけれども、具体的にどのような解決策が順次行われていくのか、こういうことについてはさっぱりわかりませんし、市長が提案理由の中で申しておりますように、国、県、市の施策をはつきり分けて、ほかでやるものについては書かないんだと、そういうことが書いてあるわけですが、市民にとってきわめて必要な、たとえばコロニーの建設の問題、養護学校の設置の問題、まだまだいろいろあると思えますけれども、このような問題等については、

別の項目にでも書いて、そして、いつごろどのようなものができるんだという、そういう計画になって当然であろうと私は思っています。

先ほど申しましたように、今回の基本計画は全体計画の一部分であると、私はもちろん理解しております。当然この基本計画のつくり方としていろいろあると思えますけれども、全体の計画が百になるんだ、今回の部分というの、そのうちの教育については二十なんだと、あるいは福祉費については五十なんだと、そういう形で施策が発表されるということが、もともとわかりやすいのではないかと私は思っています。

私は、今回の基本計画や五十年度の予算編成につきまして、次のような点についていろいろと関心を持っておるわけでありまして。できれば、時間があれば、どういう考え方でやったということ、後ほど触れていただくとありがたいわけですが。

第一はスタグフレーションの中で、市としてインフレ対策、不況対策、特に働く人たちが職を追われていく、こういう情勢になっておりますけれども、そういう問題については市は、計画あるいは今回の予算の中で、どんなような形でやっていくということで予算を組まれたのか。

第二は、福祉施設及び福祉政策に、どのような前進があったのか。

第三は、現在問題になっております安心して病気になるような施策、あるいは公的な医療機関の充実、こういう問題について、どういう形で対処していくとするのか。

教育を充実させるための措置が、どのようにしてとられるのか。

第五に、生活環境の整備は、どのようによくなっていくのか。

地価高騰の中で、都市対策や公営住宅がどうなっていくのか。

さらに、いろいろあると思えますが、それらを行うための財政はどうなっていくのか。こういうようなことを考えながら、基本計画あるいは予算を見たわけでありまして。

非常に苦心をされておるといふことはよくわかるわけですが、これから各会派の方たちの質問事項、通告を見ますと、個々の問題等についてもいろいろと行われるようでありますので、私はその中の一部分について質問をさせていただきます。

まず、財政硬直化の問題であります。この問題に関連いたしまして、人件費ということについて質問をいたします。

人件費の問題が各所で取り上げられ、特に地方公務員の給与が問題になっておることはご承知のとおりであります。人件費が多いということが即悪であるかのような意見も見られますが、私はそのようには考えておりません。もっと慎重に考えるべき問題だと思います。

なぜならば、人件費そのものとのらえ方が流動的で、単純に他の団体と比較できない面もあります。

たとえば、庁舎の清掃あるいは工事の設計の民間委託は、人件費ではなく、物件費や普通建設事業となります。民間の保育園の人件費は、人件費であっても扶助費という形で予算的には出てくるわけです。したがって、公立保育所が多かったり、職員が設計をやれば、人件費に多く数字的にはあらわれてくるわけでありまして。

また、福祉重視ということで、市民の要求が多様化してまいりますと、行政事務も非常に多くなり、人間が数多く要するというものになってくるわけでありまして。そういうたような面で、仕事を多くやれば人が多く要る、こういうことは当然言えるわけでありまして。

個々の年令あるいは経験等を比較した数字が、地方公務員の方が多いということで、昨日の新聞にも四日市の指数



で差があるのではないかと私は思うわけですが、公私立の差を埋めるということで、国の方からは若干の費用が出ておりますし、私立の保育所の保母には、研修費という名目で三千円の金が出ておることは十分承知しております。しかしながら、賃金の格差はきわめて年数がたてばたつほど多くなるわけでありまして。

川崎市あるいはほかの都市では、私立も公立も同じ賃金を保障しようということで市が予算を組んでおります。ある市では、一号俸、二号俸、まあ下でしょうがないと、そこまでは保障しようということをやっておる市もあります。四日市の場合には、先ほど申しましたように、雇用形態が違ひ、こういうことが理由だと私は思いますけれども、民間は民間、市は市だということで、市の職員の給料の方がきわめて高いわけでありまして。こういったことで、私は高いということについては結構だと思えますが、なぜ民間の給与を引き上げるといふ補助をしていく、何から何までということではなくて、たとえば保育という、市であろうと民間であろうと同じことをしなければならぬ、そういう職務については、人件費をみるべきではないかと思ひます。

さらに、摂津訴訟の中で問題になっております、建物あるいは初年度調弁費、こういうものについて市は多くの超過負担をしておるわけですが、民間でそのような形をする場合には、なかなか市が出すような補助がないわけでありまして。こういったような面についても、もう少し考えていく必要がありますし、この基本計画の中で、保育所を十一つくり、非常に多くの金が必要になるわけですが、民間の保育所もやはりこの四日市の子供たちの、保育行政の一端を担っておるわけでありまして、そのような面に対して、もう少し温かい配慮が必要ではないかと私は思うわけでありまして。これについて、ご意見をお聞かせ願いたいと思ひます。

次に、教育の問題であります、教育の荒廃ということが、いま論議されていることはご承知のとおりであります。その現象として、授業についていけない子供たちが多く出ていること、学力の格差が拡大していること、青少年の非行がふえ、年令はだんだん低下してさらに集団化していること、学校ぎらい、自殺、受験地獄、その他諸種の憂うべき問題が起きてきております。

昨日の朝日新聞の投書欄を私見ておつたんですが、先生方もこの問題には非常に悩んでおります。

労働過重による健康の悪化、自主性の破壊—教育の改革が必要であると、現在いわれております。これは四日市がそういうことを直接直ちにできるとは思いませんけれども、いろいろとつながりもあることですので、四日市の運動がことによると、現在の教育の問題解決の引き金になるという、そういうことにもなりかねないと思ひますので、こういったような点について、教育委員会あるいは理事者はどう考えておられるのか、教育の内容の充実ということが、総合計画に書いてありますけれども、それはどういうことを意味するのか、その辺について質問したいと思ひます。

四日市は校舎の鉄筋化も着々と進んでおりますが、まだまだ施設は貧困であると言わざるを得ません。教育費の地方財政に占める割合は平均二五％といわれ、都道府県が二六％、市町村が二〇％となっております。四日市では教育費が四十七年度決算では一四・五％、四十九年度予算では一八・三％でしたが、五十年年度の予算では一六・八％になっております。

明治以来、地方財政の危機はしばしば教育費にしわ寄せされてまいりました。教育の重要性を思うとき、教育諸条件の整備に一段の配慮が必要であろうと思ひます。基本計画では、整備目標と五カ年計画が出ておりますが、これを見ただけでは、新設される学校が何校で、改築される学校が何校であるかはわかりません。文部省の示す特別教室や運動場、体育館等が確保されるのかもわからないわけでありまして。

私たちは、義務教育においては、校舎、校庭を初め各種設備が、少なくとも文部省基準以上に確保され、適正な規模で学校が運営されなければならないと考えております。基本計画の中身が終わればどのようなになるのか、そういった

たような点について関心を持つわけですが、どうなるのかについてお答えを願いたいと思います。

次に、都市基盤についてというところで通告してあるわけですが、都市基盤と申しますのは多くあるわけですが、道路もあるいは下水もいろいろ都市基盤のうちに入るわけですが、まず私は、地域社会をどう考えていくのかという点について、質問をしたいと思えます。

現在の地域社会、コミュニティは、基本構想で見える限りどうも出張所単位で考えており、出張所単位で考えて、ここに広場とか集会所とか小中学校、幼稚園、保育園あるいは児童館、公園、そういうものを配置し、もつと大きな地域に中学校、大きな公園、運動施設、四日市市全体の中でいろんな福祉施設、あるいは市民ホールとか大きな運動施設、博物館とか科学館とか、いろいろあると思えますが、そのような割り振りではいろいろと考えておるようではありません。

私は、それはそれなりに結構だと思えますし、そうやることも必要だと思えますが、ただ一つ問題を出したいのは、最近新しい学校がどんどんできてまいります。私たちは地域とつき合う場合に、子供を通じて地域社会が組まれていく、そういうことが数多くあるということを経験しておるわけがあります。

今度、三重と海蔵と大矢知、その三つの地区の一部を校区とする大谷台小学校というものができます。この子供たちは、小学校は三つが集まっているけれども、今度は中学になるとまた三つに分かれてそれぞれの中学校に行く、そういうことに現在なるようであります。そういうことで果たしていいのでしょうか。せっかく子供たちの中で連帯が起きたものが、また分かれていく、こういうことは絶対だめだということは言いませんけれども、できればその校区は一つの学校に、また中学校に行く、こういうようなことが必要であると思えますし、その新しいコミュニティの中に幼稚園とか保育所とかあるいは出張所、そのほかのいろいろな都市施設ができることが、これから考えていかな

ければならない問題ではないかと思われたい。

そういったような点について、出張所というものは旧村、そういうものでいいのか、新しく考える必要があるのではないか、こういう点について、やはり検討をし直す必要があると思えます。

さらに、都市施設を各地区に張りつけていく場合に、たとえば児童公園等を考えてみますと、非常にアンバランスなわけがあります。何から何まで平等にやれということ、それは不可能であると思えますけれども、できるものはできるだけ平等に各地域に張りつけていく、これが必要であると思えます。児童公園等でも、大きな地域に一つしかない、あるいは余りないという、そういう地域もあるわけですが、いろいろと計画され、数等についても発表されておりますが、ある圧力によってその数が変わってくる、そういうことじゃなくて、やはり合理性、公平、こういうものを考えたいいろいろな施策が必要であると思われたい。こういった点については、十分配慮していただきたいということ要望しながら、考え方をお聞きしたいわけがあります。

時間的に五十分しかありませんので、残り十分しかないので、この程度で一応質問をやめますけれども、当初申し上げましたように、私たちの多くの要求が、系統的にそしてできるだけ数多く行われる、こういうことがきわめて必要でありますし、この総合基本計画そのものは、基本構想に基づいて、市の責任において作成したわけがあります。多くの市では、この総合計画に対して市民の意向を伝え、それを市が取捨選択をして生かしていくという方法もとられております。

四日市をつくるのは四日市市民全員であります。そういうようなことを考え、理事者、議会あるいは市の職員組合、さらには一般のあらゆる組織、そのような方々の意見をさらにさらに吸収をして、この基本構想がもつと充実

非常にとりとめのない質問をしたわけでありますが、時間の許す限り、市長の所信あるいは教育委員会等の所信を發表していただければありがたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見斉君）登壇〕

○市長（岩野見斉君） ただいま、非常に多方面にわたってご高見を承ったわけでございますが、総合計画の立て方につきましては、ただいまご指摘もありましたように、市全体として見ました場合、全体の中の部分としてとらえておるわけでございます。

その理由といたしましては、国あるいは県あるいは一部企業、こういったものの行方市の主体を持っていない事業につきましては、現在はっきり把握することが困難でありますし、こういった問題を総合的に羅列いたしました場合に、実現性のあるいは確実性というものが、非常に薄れてくるということをおそれまして、こういった体裁を備えたわけでございますが、しかし四日市の市の全体としてあるべき姿という、その像はまた別に、こういった市の行う事業とは別に、大体こういっただけが望ましいというような形で、今後とも考えていきたいと考えております。

財政硬直化の問題、特に人件費につきましてご質問があったわけでございますが、人件費の問題、財政硬直化の問題全体といたしましては、義務的経費とも言わなければならない人件費、扶助費、公債費の増大というものが典型的なものとして考えられるわけでございます。

過去数年間の決算を見ましても、人件費、扶助費、公債費、この三者の合計が一般財源に占めております割合は、四

十五年度には大体四〇％ぐらいであったのが、四十八年には四六・五％、四十九年の現計予算におきましては大体五四％と、五年間に一三ないし一四％の増加が見られるわけでございます。

また、その中の人件費を見ました場合には、昭和四十五年を一〇〇といたしますと、その指数は四十九年では二四五、扶助費がその指数が三二九、公債費は四五九となっております。

ただ、この人件費をどういふふうにかまえるかという問題でございますが、私は、これは硬直化という事実はそのまま認めざるを得ないんでございますけれども、四十九年度における人事院勧告が三二％余りというような、異常な勧告があったために、これに準じた地方公務員の待遇是正とベース改定というのは、これはやむを得ないような原因が八割以上を占めておると思えます。

これに対しまして、税収入の伸び率につきましては、四十五年を一〇〇とした場合、四十九年が二〇四、五十年の推定では二三〇となっております。

税と人件費との伸び率を比較いたします限り、四十八年までは大体均衡を保ってきたのでありますが、四十九年度のただいま申し上げましたような、人事院勧告によって非常に人件費の予算に対する割合が高まったわけでございます。

しかしこれは、必ずしもその事実を否定することはできないんでございますけれども、他動的な原因、つまり市の自主性というものが、必ずしも買かれておらない、特に人件費なんかにおきましては、全国の府県あるいは市町村におきましても、大体人事院の勧告に従っておるわけでございますから、この意味におきまして、市町村の自主性の欠如あるいは制度的な欠陥という面もありまして、必ずしも市町村のみの責任として、受けとめるわけにはいかないのであらうと考えます。

しかし、人件費が大きく比率を占めれば占めるほど、一般の事業の圧迫せられるということも、これはもう自然の結果でございますので、人件費の上昇、人件費となりますと、これは私は単価と職員総数の問題であろうと思っておりますが、この相乗積がなるべく市の財政に大きな比率を占めないように努力を重ねていくことは、これは市の財政を預かる者の、また市の事業を遂行させていただきます者の、当然の義務であろうと考えております。

しかし、この人件費が単に高過ぎるとか、あるいは多過ぎるといっただけでは片づかない問題、非常に他動的な要素が多いということは、私は認めざるを得ないものでありうと考えております。

次に、私立保育園の保育の問題のうちで、保育の格差是正、この問題でございますが、この問題につきまして私は、国がこれは措置する問題でございますから、現在もすでに民間の人件費は園児一人につき、先ほども指摘ございましたが、八百五十七円が加算せられておるんでございますけれども、これは国としては国自体が、もっとこれを増額すべきものでありうと考えております。

市の保育についての人件費もこれも市の超過負担になっております。超過負担の問題はいろいろ多岐にわたっております。一部補助基準の緩和はしてきておるんでございますけれども、それは単に単価の問題の是正が行われておるだけでございます。基準面積といったような問題につきましては、なおかつ非常に低いのでございます。

したがって、決して、低い標準がとられておる限り、超過負担の解消にはつながらないんでございまして、単価と同時にいろいろな基準の緩和をもっともつと国は進めるべきでありうと考えております。

現実に市と私立保育園との待遇の格差はございますけれども、これにつきましては私は私立保育園全体の保育だけではなく、私立保育園と市立の保育園との格差ができないように、これは建物あるいは給食、あるいは保育の待遇、こういったすべてを含んだものにつきましての格差是正を、なるべくでき得る限り努力していくべきものでありうと

考えております。

新築の補助、あるいはまた新増築に対する補助、あるいはまた保育の研修費に対する助成、あるいは建設時における貸付金、こういった問題、あるいはまた民間保育に対する二十二日と二十五日との差、こういった問題に対する助成、あるいは民間保育所に対する特別配置、こういった諸問題を総合的に考えて、私立保育園が公立保育園に比して、余り格差のないように努力してまいりたいと、できるだけ格差のないように努力してまいりたいと思っております。

ただし、これは根本的にはやはり国がもっと、保育に欠ける子供を措置する以上は、基本的には国がさらに大きな前進をなすべきものでありうと考えております。

なお、教育の問題でございますが、教育の内容につきましては、教育委員会から説明すると思えますけれども、予算に占める教育費の率につきまして、本年はご指摘のように一六・八％でございますけれども、例年なかった、また昨年なかった、災害復旧とかあるいは公害病患者の療養費を除けば、一九％を超しておるわけでございます。これにつきましては、私はできるだけだけの努力をしたつもりでございます。

都市基盤としての地域社会をどう考えるかという問題ですが、都市コミュニティを現在出張所単位で考えられておる、これは従来学区とも一致しておりましたので、余り矛盾はなかったわけでございますが、学校が新しくできており、その子供を通じての地域社会もできておるわけでございます。必ずしも出張所と学校との区域が一致しなくなりませんでした。

これにつきまして、連帯感の問題が起こるわけでございますが、これにつきまして、新しいコミュニティを考える場合、出張所をそのままではいいのかという問題でございますが、これは私は必ずしもいいとは考えておりませんけれども、今後これを本当に適合させていくというためには、その場合には出張所の内容を変質させるべきであろう

と考えております。いまの出張所機能のままで学校区に適合させた出張所を増設していくという考え方は、私は現在においては多少無理であろうと考えております。もし、コミユニティーの一致というものを考えるならば、出張所そのものの内容が変質していくべきであろうと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山中忠一君） 教育長。

簡単に願います。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 教育の内容の問題についてご質問をいただいたのでございます。

おっしゃるとおり、毎日の新聞、雑誌で、教育の荒廃、これが本当の教育かというよりなことがございます。

すでにご承知のように、四十六年、中教審というのが第三の教育の改革という、ああい線を出しておる時代でございますが、なかなか現実の問題として、入試の方法あるいは教育内容の改定、全国的な大きな問題で、目に見えた改革が行われていないのが今日の方向だと思えます。

しかし、私どもは、四日市は四日市なりに、教育の原点に立ち返って、本当に創造力のある知識の教育をする、あるいは人間らしい人間となる道徳教育をする、あるいはもつとたくましい四日市の子供をつくらなければならぬ、というようなことを考えております。さらには、それにはやっぱり、先生の情熱をかき立てることが大事だと思っておりますのでございます。

そういう点につきまして、先般も教育委員会におきまして、四日市の現状をつぶさに検討いたしましたして、新しい五十年度は五十年度の指導方針を決定したわけでございます。ご期待に沿うように努力して、進んでいきたいと思いま

す。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午前十時五十七分休憩

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 市民クラブを代表いたしましたして、市長にお尋ねいたします。

皆さんもご承知のように、政治の流れは金と物とエゴのまかり通る狂乱社会から、公正な社会づくりへと流れているのでございます。強い者は弱い者を、ある者はない者へ、そして人間が人間として等しく生きていける豊かな社会、福祉の充実した社会をつくろうと、流れているのでございます。

私はこの立場に立って、五十年年度予算一般会計、特別会計、企業会計、総計四百九億八千八百四十万一千円につきまして、予算編成の考え、財務、財政硬直化と、行政機構の問題、重点施策と財源配分の問題を通じて、市長の政治姿勢をただしていきたいと、こう考えております。

どんな時代にもありますが、市長の政治姿勢というものは、市民生活にきわめて大きい影響力を持っていることは、申し上げるまでもございません。提案権のない私たちがここでどんなに大きく叫んでみしても、市長にこれを取り上げる意思のない限り、施策として実現されてこないということは、議員自身が一番よく知っていることございま

す。

市長は、五十年年度予算編成の初めに当たって、細々とした編成方針を示されたのでございます。その内容は実にりっぱな、しかも時代の実情を確実につかんでの指示であったと私は思っております。しかし予算というものは、もろもろの積み重ねの上にてできているものでありまして、補助金一つをとりましても、これには人脈、金脈とまでいかなくとも、いろいろなものがからみ合っておりますので、市長の指示どおり予算を編成するということは、大変むずかしいことでございます。

この、補助金、負担金、交付金などにつきましては、私は決算議会のあるたびに、これを徹底的に洗い直すための、その資料を要求したり、あるいは自分でコピーをしたりして、調べてまいりました問題でございます。しかし、その都度阿南部長から、むずかしいからといって断られてきました。これは財源難からようやくこの洗い直しをやったと伺っております。

その洗い直しの結果、どれほどの金額が削除できたか、お尋ねをするわけでございますけれども、私は、この金額を知ることが目的ではございません。しかし、たとえわずかであっても、この市民のとうと税金を、既得権のように毎年毎年慣習的に使ってきた、そのことに私は問題を感じておるのでございます。

補助金も分担金も、あるいは交付金も、これはみんな市民の生活を豊かにする行政でございますので、決して悪いことではございません。しかし、出す目的に沿った決まりのないまま支出しているから、こういうことを申し上げるのでございます。この吟味によりまして、わずかであっても市民のとうと税金を使う価値があるかどうかを、反省させたという市長の姿勢は、高く評価していきたいと思っております。

次に市長は、行政水準の向上のため冷静かつ大胆な選択を行い、重点的、効率的に財源と機能を配分するようにと

いう指示をいたしております。この指示も確かに今日のな、切実な内容であると思われませんが、私は、ここに、さらに市長の決断と勇気を加えなければ、重点的、効率的な予算の編成のできないことを指摘するのでございます。多くの市民要求の中から、あるいは問題の中から、何と何を選択し、何と何を切り捨てるかという、その市長の決断と勇気がない限り、今日の市民的な課題にこたえていけないということは、市長自身が一番よく知っていることでございます。でなかつたならば、結局この予算は総花的な予算しかできないのでございます。

しかし、それをやろうとすれば、既得権を守ろうとする部課長の強い抵抗の壁があつて、容易なことではありませんが、しかしそれをやらなければ、地方自治はやがて崩壊の道をたどらなくてはならないということを私は思うのでございます。地方自治の崩壊を防ぎ、地方自治をりっぱに育て上げるために、自治体自身が、財政に厳しい節度を持たなくてはならない時代になったということを、われわれは考えていかねばならないと思うのでございます。

このりっぱな指示が、絵にかいたもちであるかどうかは、これからの審議にまつことにいたしまして、この編成に伴う問題点がございましたら、お示しをいただきたいと思っております。

次に、先ほどの六平議員の質問なり、あるいは市長の答弁なりによりまして、財政の硬直化が問題になっておりますが、国でも地方自治体でも、財政の硬直化がきわめて大きな問題になっております。四日市市でも、四十六年度から漸次その硬直化が目立ってきたのでございますが、その硬直化の原因となります義務的経費に、先ほど市長が詳しく述べられたので私も簡単に述べてまいります。まず人件費では、四十八年度決算で三七％であつたものが、四十九年度四四・一％、五十年年度では、ベースアップ、退職金が計算してないのに四三・六％、それから、扶助費が四十八年度三・八％、四十九年度四・八％、五十年年度五・一％、公債費四十八年度五・七％、四十九年度五・六％、五十年年度六・八％、その総計をいたしますと、四十八年度は四六・五％でございましたが、四十九年度は五四・五％に飛

が上がっております。五十年度は先ほど申しましたように、ベースアップがないにかかわらず、五五・五という数字が出ておるのでございます。非常に大きく、その硬直化が目立っております。

この硬直化の原因の一番大きいものは、申し上げるまでもなく人件費でございます。昨年七月二十五日の災害で、自治省へ陳情に参りました節、災害と直接関係がないのに、四日市の職員の給与について、ひとくさり聞かされてきたことは、皆さんご承知のとおりでございます。

そのことは別といたしまして、四日市の行政が、従来と何一つ変わることのない機構のまま、人件費のペアが上がるたびに、それを当然増として考えて処理しては、どれだけ財源がありましたも、財政はそのたびに不自由に左っていくことは申し上げるまでもございません。今日の機構が果たして四日市の今日の実情に合っているのかどうか、それを検討しないで、新しい施策をやるうとしても、それは無理な話でございます。

災害復旧や治水や福祉や、あるいは国体といった、四日市の今日の急を要する事業を、強力に推し進めるために金の用意ができたとしても人の用意が果たしてあるでしょうか。しかし人件費が財政を硬直化する大きな原因であるとするならば、行政機構を検討するよりほかに道がなかりうと思っております。

私は、これまで、企画課、財務課の機構などについて、ここで発言してまいりました。また、昨年の決算議会におきましても、特別会計について言及いたしましたのでございます。そこでまた一つ例を出してみますと、特別会計の四日市魚市場でございます。

ここに係長一名、係一名の二名が配置されております。業務内容から考えてみまして、果たしてこれだけの職員を配置しなくてはならぬかどうかと思っております。この業務は、この市場に併設されております富田港魚市場という、民間会社に委託できないものでありましようか。

時代の流れが大きく変わり、財政の好転も望めない低成長、これは低成長でなくて安定成長かもわかりませんが、その時代に即応した行政機構を検討する時期に、私は入ったものと思っております。特にその中でも、業務の民間委託によって、純行政事務の向上をはかるべきでありましよう。この具体的な問題につきましましては、選挙をやった当選をしてきたならば、改めて具体的な問題を、ここで私は発言したいと思っております。

で、どこまでが行政であり、どこまでが業務であるという分担区分の問題も、真剣に考えるべきであると思えます。私はこの検討に当たって、具体的にこんなことも考えております。

ご存じのように、四日市市には市長が直接行政を指導したり、あるいは市長の考えを企画したり、あるいは行政の先取りをしたり、あるいは行政の総括をしたりする場合がございます。市長公室というのは、多分そうしたことを考えてつくられたものであらうと思えますけれども、現実には縦割り行政の一つにすぎません。これからは市の行政を総合的に考えたり、横の関係を緊密にしたり、あるいは企画したり、総括したりする、いわゆる行政の頭脳となる公室をつくっていかねばならぬということを考えております。

さらに、この行政の裏づけとなる財源問題も、ここで考えたりすることも大切でなかりうかと思っております。もちろんそのキャップは、市長代理の助役級が担当すべきだと、こういうふうに私は考えております。

市長もこの議案説明の中で、機能調整の時期が来たとも考えるところか、あるいは総点検につきましては業務機構、定員等、全般にわたり、期間をかけ、段階的に実施しつつありますので、今後の難局に対応し得る、弾力性を持った体制づくりが鋭意努力する所存でありますと言っておりますので、市長は十分この点を考えていらつしやると思えます。

しかし具体的に、四日市市行政機構調査委員会といったようなものを組織して、機構改革の基本をつくり、その基本に沿って実施を進める、段階的な計画をつくるような具体案を持たない限り、この重要な問題も文章つづりに終わ

ってしまうのではなからうかと思っております。この点について、市長からのお考えをお聞きいたしたいと思います。

次に、この、機構に関連いたしましたして、競輪事業とその収入についてお尋ねいたします。

この競輪収入につきましては、ここで再三要請いたしましたので、詳しくは申し上げませんが、競輪ギャンブルの輪議は別といたしまして、手取り早く財源を豊かにするのは競輪でございます。ことに不景気な時代ほど、人気が出る競輪でございますが、一昨年議会で財源対策特別委員会を構成いたしましたして、調査研究していただいた問題でございますけれども、非常に内容のりっぱな調査研究でありまして、私たちの参考になったんでございますけれども、しかし、内容はりっぱでありまして、すぐ役立つのは存外に少ないのでございます。

四日市の競輪が、大垣や一宮市と同じように名古屋市の衛星都市でありながら、この両市よりも低い事業収入であるという原因は、いろいろあると思えますが、その一つというよりも、むしろそれが根本原因かもわかりませんけれども、この事業を行政という役所仕事で処理しようとしている、市長自身の考えに誤りがあるのではなからうかと私は考えるのでございます。また、収益をあてにすることは考えておりましたが、投資の重要性に身をもって感じていない、市の幹部の方々の姿勢にも問題があらうと私は思うのでございます。

最近の事業課長の転任期間の短いことは、ご承知のとおりでございます。行政ならこれでいいかわかりませんが、少なくとも金をもうける事業を担当する課長を、短い期間でかえるのには非常に疑問がございます。事業的な才能を持った職員であれば結構かもわかりませんが、でなかった場合、直接それが収益にも関係してきそうでございます。加えて、たとえ才能がありましたら、権限を持たない課長に、この経営をやらせることに反省をしなればならないと思っております。

この事業経営にふさわしい民間人を登用して、思いきり商才を発揮させるか、あるいは部長級の者が入って、一切を支配できるだけの多くの権限を持たせて、この事業の経営をやらせない限り、事業の大きな発展は望めません。何一つ大きく伸びる財源見通しのない今日、投資もうんとやり、商才を十分発揮させて、将来に望みをかけていく必要があるかと思っております。これも市長のお考えをお聞きしたいと思えます。

名古屋市はこの間、五十、五十一、五十二の三カ年の短期計画を発表いたしました。経済中心の町づくりから、生活優先への計画でございますが、その施策の選択にあたって、市民本位の生活環境と、心身障害者や老人、子供などの、社会的に弱い者を守るといふ、この二つの基本思想を踏まえながら検討されたと聞いております。その財源をつくるのに、不急と見られる大規模建築物、幹線街路工事、土地区画整理事業、都市開発などの大型プロジェクトの比率をかなり減らしたということでございます。私が初めに、予算編成の経過と問題についてお尋ねいたしましたのは、こういうことでございます。名古屋市は、こうして生活優先、福祉充実を強く打ち出しているのでございます。

四日市の場合、福祉充実のためどんな選択と決断が行われたかは私にはわかりません。しかし少なくとも、この時代の要請にこたえるためには、総花的な予算の配分では、この強い要望にこたえられないことは言うまでもございせん。

五十年年度予算資料によりますと、民生費総額五十一億四千七百四十五万一千円でありまして、その予算総額に対する構成比率は二一・六％と、前年度と同じでございます。しかし市長も先ほど説明いたしましたように、災害復旧、国体、公害などの経費を除いた場合には二四・四％と、前年比二〇・八％の伸びでございますが、まず予算の四分の一を占めるわけでございます。

この伸び率も、物価の上昇と合わせ考えた場合、果たして内容的に充実したかどうかはわかりません。この予算の

中には、老人医療費四億五千万、扶助費十二億四千万、それに人件費九億七千万といったものがありますので、事業費としては二十四億、予算の二分の一にすぎません。これで果たして、時代の要望にこたえたものでありましょいか。五十年予算に新しく選択されたものとして、寿楽園改築一億九千二百七十万円、老人福祉センターへの専用バスなどの三百七十五万円、寝たきり老人世帯のサービス事業百八万円、保育園新築一億二千八百六十八万円、児童会館施設二千百一十一万円、身障者福祉モデル都市建設設置事業一千万円などでございます。この事業がどんな計画のもとで、具体的に選択されたかはわかりませんが、小西前厚生部長は、重度精神薄弱者のために、コロニーを熱心に検討しておられました。

訓覇議員に案内していただいて、手をつなぐ親の人たちと一緒に、栃木県の民間のコロニーを視察に行ったことがございます。もう八年くらい前であったと思いますが、雪の降る寒い日でございましたので、その日のことはいまでもはつきりと覚えておりますが、この寒い雪の中で、子供たちが安心して幸せそうに暮らしているのを見まして、私たちは、四日市にもコロニーをつくってやりたいと、そういう気持ちがいつぱいにわいてきたのでございます。

それから訓覇さんが中心になって、水沢の市有林を切り倒して開墾して、茶畑をつくって、この中にコロニーをつくって、この子供たちを収容したいと呼びかけましたが、コロニーは県をつくるものであるという九鬼市長に一蹴されたのでございます。

その後、小西部長はここをあきらめて、三鈴中学校の跡地の利用を検討されたのでございます。手をつなぐ親の会長青山さんが理事長になって、この経営をやり、手をつなぐ母親の有志が保母になって働き、港ライオンズの人たちが生産の仕事を提供してくれるとか、こんな具体的な話も出ておりましたが、部長がかわって、いつの間にか消えてしまったのでございます。

この間の新聞に、西部丘陵地帯に精薄者のための授産場をつくるということが書かれておりました。授産場がこの人たちにとって切実な問題であるのか、それともコロニーがこの人たちにとって切実な問題であるのか、これはそれぞれの論議が異なるかもわかりません。しかし、約十年近くにわたって論議、検討されてきたコロニーの問題が消えてしまったのでありましょいか、それとも福祉計画のどっかに位置されておるのかどうか、私たちが長年叫び続けてきたこの問題が、そんなに簡単に消し去られてしまったてよいものかどうか、お伺いをいたしたいのでございます。

四日市の四十八年度の決算では、教育費の配分率が一六・七％でありました。この比率では施設の整備や内容の充実が、近隣の町村や市部よりもうんと劣ってもこれは当然でございます。四十八年度当初予算は、先ほどもお話ありましたように一六・八％でございます。他都市の四十八年度の決算を見ますと、鈴鹿市一九・七％、津市二四・二％、東海地区の同格都市豊田市二〇・一％、一宮市で一九％、春日井市二一・一％、沼津市二五・二％、大垣市二二・五％、岡崎市二四％。

岡崎市というのは毎年これぐらいの予算の配分をいたしておりますので、非常に教育の施設はりっぱで、内容も充実しておりますが、皆さんもご承知のように、東名高速道路を通っていかれるときに、その道のそばにりっぱな岡崎市立養護学校というものが建っております。四日市市の基本計画の中に養護学校の計画というよりなことは、全然見当たっておりませんけれども、岡崎市にはすでにりっぱなものが建っております。その一つだけでも非常に大きな差でございます。

しかし、教育費といいますが、それぞれの市によってその内容が違いますので、一律に比較はできませんけれども、とにかく四日市の教育への投資は決して多いとは言えないと思えます。

今年度は総額では一六・五％でございますが、先ほど市長の説明にありましたように、災害、公害、国体などを除

きますと一九〇九になります。まず市長の努力は私は理解できます。しかし、理解できなくても歴年の教育軽視が、いまとなってどんなにあせっても無理なことばかりでございます。

今年度の予算の中で、教育施設整備の問題の中心地であり、三重を取りまく各地の学校の整備は、一応増築ということとで片づけられており、さらに老朽校舎二校の改築等で、十九億の経費投入をされましたことは、私は市長の努力を認めておるわけでございますが、ただ、増築によって施設を増大するということは、これは教育の効率を下げる結果になりますので、でき得る限り、適正規模の学校をつくることを本筋として、考えていただきたいと思っております。

今回の増築の中で、羽津小学校は現在千二百七十名ぐらいあります。そうして三十一学級になっておりますが、これ以上大きくしては、教育の効率の下がることばかりでございますので、十分注意をしてやっていたいただきたいと思っております。

岩野市長は、毎年教育を重点施策の一つとして重点的、効率的予算の配分をしたと言っておられますけれども、構成率二〇％以下では、これは重点的施策でなくて当然経費にすぎない。極端な言い方でございますけれども、当然経費と同じでございます。本当に教育を重点と考え、重点施策と考えて、教育の充実をはかれるならば、やはりそれに伴う予算配分を十分考慮すべきであると思っております。

財政の厳しい五十年年度予算で、一九〇の予算を配分されたことは、私は何へんも申しますけれども、これは大いに認めるところでございます。しかし、その予算の中にことしもまた、特別教室は一つもございませんし、プールもございません。まして文化施設、体育施設何一つあらわれておりません。ただ増加する児童のための、普通教室をつくるのが精いっぱいでございます。たとえ一九〇の配分率は高く認めておりましても、内容はそういうことでございます。

ます。

昨年暮れ、四日市PTA連協の方と、教育民生常任委員と教育問題で懇談会を開きましたが、そのときに、小学校のプールをいつまで簡易プールしておくのかという話が出ました。私はこのことにつきまして、来年もまたプールをつくるだけの余裕はないでしょう。開発公社で毎年五個くらいつくっていたくより手がございませぬというよりなことを発言したように覚えておりますけれども、ところが十二月の議会後に、病院建設のために、農協から二十億円の借入れを決定いたしましたので、この問題は消えていったようでございます。

社会増で校舎づくりに迫られている現状を、一日も早く破って、そして教育施設の充実、内容の充実に努力するのは、非常に大事な問題だと思えます。何へんも何へんもこれは繰り返し問題でございますけれども、市長は、これを恒常的な予算の配分で処理しようとしておられますが、その考えに問題があることを、市長自身も少し十分検討していただきたいと思えます。

図書館一つが光る四日市の文化施設では、これはさびしい限りでございます。基本構想やあるいは基本計画のよくなまぬるいやり方では、いつまでたっても混乱の教育界が続くわけでございます。思い切った施策と、その財源の裏づけをお考えいただきたいのでございます。

一度あった災害は、二度と繰り返してはならぬ、これは原則でございます。行政はその原則に沿って対応していかねばならないと思っております。それにもかかわらず、来る年も来る年も浸水で泣かされる地帯がいまだに解消されぬため、ここに住む人たちはその都度、市長の行政の手ぬるさと手おくれに、くちびるをかみしめて、怒りをぶちまけてくるのでございます。

朝明都市下水路は、五十年年度には計画どおり、少なくとも松寺地内の国鉄路線まで、水路が完成するだろうと期待

いたしておりましたが、ことしは川越地区の土地買収と、債務負担での水路ができるだけの予算しか計上されていな  
らというところでございます。四日市の四つの都市下水路、雨池、塩浜、羽津、朝明につきましても、どれも予定計画  
の七〇ないし八〇％しか工事が進まないのでございます。これは納得のいかない予算の配分でございます。

この間、常時浸水地帯の東洋町の人たちが集まって、私に出でるように言われましたので、出席をいたしました。  
ここは毎年毎年浸水で苦しめられておりますので、いろいろな激しい論議が出ておりました。西から流れてくる水を  
防いだとしても、水は運河から押し寄せてくるから、この区の水害はとめることはできないとか、昔どおりにここに  
樋門をつくって、運河の水を遮断しなければならぬとか、あるいは、樋門のあったところは浸水一つなかったのに、  
市が樋門を取り外してから、毎年毎年浸水災害をやっている。もどどおりにせよと、こういうようなことを盛んに言  
われたわけでございます。

代官町の裏にも水路が一つ流れております。この水路のために、代官町あるいは西町あたりの人たちが、毎年毎年  
これは床上浸水で苦しんでおるのでございますが、そのあふれた水がみんな国道を伝って、松原地区へ流入してくる  
わけでございます。それをなくするための朝明都市下水路でありますけれども、予算の配分が少ないので計画が思う  
ように進まないのでございます。これは一体いつになったらこれを防ぐことができるのか、あいまいなまま毎年毎年  
を過ごしているというのが、現状でなかりかと思うのでございます。これを防ぐ知恵がないのか、あるいはそれと  
も財源がないのか、それとも知っておって知らぬふりをして、まかり通すような、そういう腹であるのか。とにかく  
その辺を市長にお答えをいただきたいと思えます。

浸水の苦しみがわかり、二度とあつてはならぬということがわかったならば、財源の配分というものは十分考  
べきでありましょう。しかも、この浸水をなくするための都市下水路の計画でありながら、その予算の配分が少ない、

一体これはどういうことなのか。どこを削ってでもそのための、計画されただけの予算を配分すべきでありま  
しょう。計画されたそれぞれの都市下水路は、実にこればかりばなものでございます。ただ、完成するのにはほ  
ぼ十年かかるという、これが玉にきずでございます。だから、一年も早く完成するために努力するのが本当でありながら、その完  
成の年月をおくらせるような予算の配分では、私は、重点的、効率的な予算の配分だということには、受け取れない  
のでございます。

市長は議案説明の中で、常襲浸水地域の短年度解決を目指して、財源の重点的配分を行うと、説明されてお  
りましても、この言葉はことしも、昨年も、一昨年も同じことを言っておられるわけでございます。

政治や行政は、決して口や文章でございませぬ。何よりも事実、実績で示すべきであります。私は議員当選以来九  
年、このことを訴え続けてまいりましたけれども、いまだにこんなことを言わなければならぬということは、非常  
に情けない話でございます。

以上、私は五十年の予算編成に関連いたしまして、まあはげで掃いたような質問をいたしましたけれども、施策  
の選択はできても、その裏づけとなる財源の配分のむずかしさ、それには市長の決断と勇気の必要であることを指摘  
してきたわけでございます。

こう批判はできません、これを実行に移すことは非常にむずかしいという事は、私もよく存じております。し  
かし、岩野さんは市長ですからやらなければならぬ。しかも、市長という立場でやれるんです。やれるものをど  
うしてやらぬのかと、私は言いたいのでございます。

私は、この質問にどう回答をいただくか、市長のお考えを期待いたしております。  
終わります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見斉君）登壇〕

○市長（岩野見斉君） 各方面にわたりまして、いろいろ不備を指摘せられまして、恐縮に存しております。

まず、予算の洗い直しという問題でございますが、これにつきましては、かなり力を入れて洗い直したんでございますが、分担金あるいは補助金、こういった問題につきまして、大体五百万円程度の節減しか得られなかったわけでございます。それ自体は私は廃止した方がいいとか、あるいはもつと額を少なくした方がいいとかいうようなものもかなりあるんでございますけれども、それを廃止することが、市の利益全体としてプラスになるか、マイナスになるかということを考えたい場合に、かなり問題を含んでおりまして、思のままに削減もできなかったということもございました。

何を選択し、何を捨てるかということにつきまして、各部課の考え方を聞きますと、やはり存続したものには存続するような意味もあつて、先ほどご指摘にあつたように、大胆に、勇気を持って削除しなければ、根本的な改革はできないというようなことを痛切に感じたくてございます。

今日の機構が、四日市に合っているかどうかという問題でございます。

この問題につきましては、大団体の終わることを目途いたしましたしまして、一応の成案をつくりたいと思っております。

過般の議会におきまして、特別会計の整理という問題もご提起いただきまして、この問題につきましては若干の整理をいたしたわけでございます。

なお、先ほどご指摘のございました魚市場の特別会計、これは委託できないかと、また、こればかりではなく、市

の業務の一部分を委託する――民間委託の余地はないかというようにございまして、こういった問題は、魚市場を含めて、清掃の問題といったものにつきましても、十分考えていきたいと考えております。

それから、企画のいま行つておる業務は、総括ではなくて縦割り行政としか考えられないというように問題提起もございましたが、追い追ひこれは私は総括的な考え方に移りつつあるものだと思つております。

財源問題をここで考えるかどうかという問題でございますが、これにつきましても十分検討させていただきたいと思つております。

この機構改革につきまして、委員会をつくるかどうかという問題でございますが、これはしばらく考えさせていただきますまして、委員会をつくつて構想を練るか、検討するか、あるいはまた関係者で作成するかといった問題がございますが、これは内容、規模等の問題もございまして、いましばらく時期をお貸しいただきたいと思つております。

競輪を行政の一部として考えておることが間違ひであると、少なくとも収益事業として考えよというご指摘でございますが、この点につきましては、私も全くそのとおりだと思つております。

従来競輪の業務担当者は、かなり長期間にわたつて転勤もなかったわけでございますけれども、ここ一、二回は比較的短期間になっております。十分な権限と、それから、事務的ではなくて経営的な手腕を発揮できるような立場に置いた総括者が必要だと、私も考えます。この点につきましても、今後十分検討させていただきたいと思つております。

コロナの問題でございます。

ご指摘のございましたように、水沢の市有林を利用してコロナをつくるのか、三鈴中学の跡地を利用することを考えると、こういった計画が検討せられたいきさつは、十分私も記憶しております。ただ、現時点におきまして、市がこれを経営していく、りっぱに経営していくという自信を、ちょっと持たれないところに、私は一番不安を感じ

わけでございます。

コロニーがなくてもいいという考え方は決して持っておりません。できたら私は国の施設、あるいは県の施設として実現いたしたいと考えております。

教育費への予算配分が少ないという問題。この問題、私も本年はかなり努力したつもりでございますけれども、なお、おっしゃる通りに特別教室あるいはプールといったような問題が、解決しておりません。これにつきまして私は、さしあたり本年度中には、ぜひ企業から開発分担金を徴収することにして、その大部分を特別教室なり、あるいはプールといったものの施設に充てていきたいと考えております。

常時浸水地帯の解消につきまして、非常にスローモーションであるとか、あるいはまた、予算配分が少ないということでございますが、これにつきまして、私は公共下水道あるいは都市下水路の資金投入については、決して惜しんではおられないつもりでございます。効果が上がってくるのは、五十二年あるいは五十三年ということになると思えますけれども、これにつきましては、私は経費を惜しまずに全力投入をしていきたいと思えます。そして、五十三年ごろに、絶対的とは申せないとは思いますが、大体八割以上の効果が生み出せるように努力したいと、このように考えます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時二分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

増山英一君。

〔増山英一君登壇〕

○増山英一君 自由クラブを代表いたしまして、質問をいたします。

私が質問に立つのは、何年ぶりかでございますでしょうか。かれこれ五、六年になるんじゃないかと思うのでございます。余り発言をしないので、皆さんの中には、増山はもう、議会の言論活動においては、死火山かと思っております。やる方もあろうかと思えますが、しかし私は決して死火山ではございません。ときどき爆発する休火山であると申し上げたいと思えます。

さて、私は議員生活を十二年勤めてまいりましたが、この間私の活動を貫く基本姿勢は、弱い者に温かい手を差し伸べたいと、こういうわけでございます。理事者各位におかれましては、弱い者に温かい手をとほ、どういふようなことかと、日ごろの私の活動を通じて、すでにご理解をいただいておりますことと存じます次第であります。これからの質問を通じて、さらに明らかにしていきたいと存じますので、一層認識を深めていただき、今後の行政の運営に反映していただきたいと考えるものであります。

まず最初に、教育問題について、教育長にお尋ねをいたします。私が質問をするからといって、そう緊張せんでもよろしゅうございますので、じっくりと聞いていただきたいと思いますのであります。

そこで私のお尋ねいたしたいのは、学校の建物とか設備とかではございません。それらにつきましては、いづれあとからの質問者が出ると思えますので、省略いたしますが、私のお尋ねいたしたいのは、入れ物ではなく、教育の中心についてでございます。

幾らりつばな器をつくってみても、中身が悪くては、仏をつくって魂を入れないというのは、何にもならないと思

うのであります。校舎はりっぱにこしたことはございませんが、ホテルのようなりっぱな建物の学校から、特に優秀な人材がたくさん出たという話は、聞いたことがございません。りっぱな市民は、豊かな自然、人情味あふれる地域社会、情熱と愛情のある教師という環境から生まれ出るものであることは、ご承知のことと存じます。

ところが、現在の教育の実態はどうかと申しますと、まさに地獄であります。受験地獄であります。受験地獄の惨状が、日本の教育をどれだけためにし、青少年の心身をむしばんでいるか、私が多くを申し上げるまでもないと存じる次第であります。

それでもまだ、進学できる環境にある者、あるいは成績のいい生徒はまだよろしい。進学のできない環境にある生徒、経済力はあっても、希望する学校に入れない生徒はどうか。自信を失い、敗北感を味わうだろうと存じるのであります。幼くして挫折感を持った少年が、将来どうい大人になるのかおわかりだと思えます。こういう少年の中から、反社会的行動をとる人間が多く出ても、不思議ではございません。こういう生徒に自信を失わないよう、情熱と愛情をもって当たるのが教育だと思っております。学校がイコール人間の能力ではないことを、成績のいい子、悪い子にもよく理解させるのが、教育であります。

マラソンに、たくさんの学校チームが参加したとします。生徒の中には、遅い子、弱い子がおります。当然後から走る子、途中で座り込んでしまいそうなお子などがおります。おくれた子、座り込んでしまいそうなお子も、みんなで励まし助けて、ゴールインさせるように指導するのが、指導者教師の役目であります。

強い子、速い子は、極端に言えば、ほおっておいても上位に入ります。みんなが無事ゴールインしたチームが、りっぱなチームであります。

ところが、教育の現状はどうかと申しますと、各チームが上位入賞者の数を競っている感があります。どこの高校へ何人入ったとか、どこの大学へ何人入ったとか、一流の学校へ何人入ったかで、中学校や高校の値打ちが決まってしまうような風潮になっております。

いい学校に入るにこしたことはございません。それはそれでよろしいが、私が申し上げたいのは、その陰で泣いている生徒のことを申し上げたいのであります。生徒は進学できないから、成績が悪いから、泣いておるのではございません。生徒は、自分の立場を大人の考えている以上に自覚しておるのであります。生徒は、成績のいい子ばかりに力を入れて、教育に泣いているのであります。成績の悪い子、進学しない子にこそ、最も力を入れるのが教育ではないでしょうか。

私がこう申し上げれば、そんなことは十分承知しておる、そうして十分配慮しておるとおっしゃるかもしれませんが。そういう表面だけつくろったきれいなごとの姿勢が、今日の事態を招いてしまったのではありませんでしょうか。私の知る限りでは、進学しない子や成績の悪い子、あるいはその親から、現在の学校教育に対する感謝の言葉を聞いたことがございません。教育にごまかしは通用いたしません。本当に弱い子に愛情と情熱があるなら、そんなことはいはせずであります。私は、弱い生徒切り捨ての教育は許せないと存じております。

わが四日市では、このような弱い者置き去りあるいは切り捨ての教育に対して、いまままでのような改善をしてきたか、また今後どのような方策をもって、事に当たろうとするのか、お伺いをいたしたのであります。

幾ら教育施設に金をつぎ込んでも、教育の本身に欠陥があつては何にもなりません。現在の受験地獄の弊害は全国的な問題で、ここで教育長がどのような答弁をしてもどうなるものでもないのと、決して思わないうたがたいと思っております。

教育は、四日市という地域、A中学校という学校、Bというクラスで、一人の生徒と先生の関係から始まり、そこ

が教育の原点であります。文部大臣や文部省の局長より、四日市の教育長の答弁が大切なのであります。私はこの四日市市議会こそ、この問題を討議するのに最もふさわしい場所だと信じておるのであります。教育長の愛情と情熱のある答弁を、お願いいたしますのであります。

次に、福祉問題に入ります。

質問事項が多過ぎまして時間がございませんので、多岐にわたる福祉のうち、同和問題に限って質問をいたします。最近、同和問題が東京都をはじめ自治体の首長選にからみまして、大変論議を呼んでおります。同和問題の認識を深めるきっかけとしては大変結構でございますが、同和問題が政争の具になっている感は否めません。幸い当市におきましては、そういったことがなくて結構でございますが、これが見方を変えますと、当市は論議を呼ぶほどの同和対策事業はいたしていないということにもなるわけでございます。

私、昨年十一月三十日に、栄教育集会所の運営委員会で草津市を視察しに参ったのでありますが、その草津市は人口わずか六万でございます。そのうち同和地区は四日市市と同じで、地区が四カ所、そうして人口も大体同じでございます。そのうち予算が四十八億円のうち何と十二億円が同和予算であります。

ところで四日市市の五十年度における予算は、一億七千五百万円の予算が組まれているわけでございますが、地方改善事業等にもっと力を入れ、せめて総額少なくとも三億円程度の予算を組むべきではないかと感じる次第であります。市長のお考えをお願いしたいと思います。

次に、治水問題についてお伺いをいたします。

昨年は当市も災害のため大変な被害を受けまして、私も被害者の一人として貴重な体験をさせていただきましたが、幸い市長はじめ理事者各位、並びに職員、そして議員各位のご努力によりまして、復旧事業は順調に進んでおるよう

でございますして、各位に厚くお礼を申し上げる次第でございます。

さて私、最近天白川、鹿化川の堤防をずつと歩いてみますと、改修工事が各所で行われて心強く感じた次第でございますが、ただ上流、中流に比べまして、下流の改修がおくれているように思っております。本来、河川改修というものは下から上へと進めていくのが本筋だと思っておりますが、この点土木部長いかがでございますでしょうか。下流部は県の管理になっておりますが、ひとつお答えいただきたいと思っております。

したがって、月日のたつのは早いものでございまして、もう数カ月後には雨季に入るのでございます。河川改修には市民の生命と財産がかかっております。毎年毎年大変だと思えますが、万全の対策をもって当たられるように特に要望しておきたいと存じる次第であります。

次に、職員の人事管理についてお尋ねをいたします。

職員の人事管理と申しますと、採用から退職まであるわけでございますが、私はその中で最近気をついたことを二、三申し上げたいと思っております。

まず第一に、職員の採用条件についてお尋ねをいたしたいと思っております。

私は昨年市職員の募集要項を見せましたがいましましたが、その中に受験資格として、細かいことは忘れましたが、何年何月までに生まれた者で、学校教育法に定める高校あるいは大学を卒業、もしくは卒業見込みの者、と書いてあったように記憶しておるのであります。私はこのうち年齢制限については何も申しませんが、学歴による受験資格制限について一言申し上げておきたいと存じます。

まず高校あるいは大学の卒業証書がなければ、公務員としてふさわしくないのかどうか、お尋ねいたしたい。

私は、中学しか出ていなくても、大学卒業生と同じ学力のある人物、大学卒業者に劣らない人物であれば、大学卒

業者と同じ資格、待遇で採用すべきではないかと考えるものであります。どの程度の能力があるかを判定するために試験を行うわけですが、卒業証書つまり紙切れ一枚あるかないかによって、市職員として適任か不適任か、頭から決めてしまひのはおかしいとは思わないでしょうか。

大企業の中には、経歴書から学歴を消してしまつたところもある時代でございます。たしか国家公務員や、三重県などほとんどの自治体は、受験の等級を上級、中級、初級に分け、受験資格は大学卒業程度の学力を有する者とか、あるいは高校卒業程度の学力を有する者とかになつており、卒業にはこだわっていないはずですが、現実問題として、大学卒業程度の学力を有する者というクラスに、高校卒業者が受験することはほとんどないと思ひますが、すべての市民に公平でなければならぬ職員の採用という、重大な行為には、もっと深い配慮がなされるべきだと考える次第であります。

それから職員募集の方法でございますが、現在は職員募集を市広報とかパンフレットで市民に知らせ、応募してくる者の中から試験をして、合格者を採用するといった手順でやっておるようであります。以上がまあ、一般的な採用方法だろうと思ひますが、人材獲得のためさらに一歩進めて、京都大学とか東北大学あるいは慶応大学などへ出向いて、優秀な学生に受験を勧誘してはどうかと考えるものであります。国家公務員を採用する人事院や大都市あるいは企業では、やり方に違いはございますけれども、人材獲得は積極的に行つておるわけでございます。

学生は自分の思想や人生観、あるいはものの考え方によつて行動する者も多数いるわけですから、最近の学生は必ずしも大企業、国家公務員を志向してゐるわけではないようでございます。ここ数年大学生の間で自治体の仕事の重要性が認識され、都道府県、大都市を中心に優秀な学生の応募がふえる傾向にあると聞いておるのでございます。

当市にも、地元の大学を中心に優秀な方々がたくさん応募されておるわけでございますが、採用者が特定の学校に

片寄ることも問題でありますし、広く人材を求める積極的な姿勢が必要ではないかと考えるわけでございます。

最近地方自治体の人件費が、財政を圧迫してゐるという議論がよくなされております。市の仕事は、一部の管理部門を除いて、ほとんどが市民相手の仕事であります。なかんずく、最近最も充実を要求されている福祉は、文字どおり人による仕事であります。機械が、老人や子供、病人のお世話ができるはずがございません。福祉の充実は文字どおり人の充実でありまして、人件費が膨張するのは、当然と言わなければならぬのであります。

市の仕事はすべて人手によるわけでありまして、仕事をすればするほど人がふえるわけでありまして、工場が優秀な機械を導入して人を減らし、生産性を向上させるのと同列に論ずるような、軽薄で無知な議論を私はいたしません。

私は、また市職員は、企業に勤める自分の娘のボーナスが、市職員である父親より多かつた時代にじつとがまんしてきたのですから、いま不況の風が吹いてゐるからといって、細く長く安定した公務員の待遇を急に攻撃するようにはしたくないまねはしたくございません。他人の庭はよく見えるものでございます。大切なことは、職員にいかによく働いてもらふかということだと思ひのであります。

以上に関連して、一言申し上げます。

昨年未だに、市職員給与条例が改定され、職員の給与表に特三という等級が、三等級の上につくられました。そして従来係長、またはそれに相当する職につかなければ三等級になれなかつたのが、細かいことは申し上げませんが、二十年以上勤めて勤務成績がいい者は、副主査として三等級に格づけされ、三等級を八年間勤めて成績がよければさらに特三に昇格させて主査とする、つまり市役所に就職して二十八年間まじめに勤めれば、係長にはなれなくつてもだれでも主査までにはしてやろうということになつたと聞きました。

これは非常にいいことをしてくれたと私は思ったのであります。市にはいろいろな職種があります。読み書きや学問は達者でなくつても、現場で大切な仕事に従事している職員がたくさんおります。この人たちが何年一生懸命に働いても、四等級で給料も頭打ちになる、一生平のままで女房や子供の手前かつこうが悪い、これでは勤労意欲はわいてきません。係長としては適任でなくつても、役職名をつけ、係長と同じ待遇はしますというのはいい措置だと思いますが、ただ在職年数の基準を越えているのに、三等級または特三になれなかつた者が四名おると聞いております。私は、その間の事情はよく存じませんので、そのこと自体とやかく申し上げる気はございませんが、もしこの四名の勤務に反省すべき点があるならば十分反省をさせて、できるだけ早い機会に昇格をさせてやっていただきたいとお願いをしておくものであります。

人は情をもつて扱ってこそよい仕事ができ、人を使う人間もまた大きくなるものでございます。できが悪いと思われる人間でもどこかいい点があるはずでございます。切り捨てたり、置き去りにしてしまうのではなく、人は生かして使っていたり、大切に要望しておきたいと思えます。部下をいかに生かして使うかが、管理者、指導者としての一番大切な条件ではないでしょうか。

ここに並んでおられる部長さんの中に、どんな職員でも決して切り捨ててしまうのではなく、個性を十分に生かして根気よく部下を使い部長さんがおられます。どんな職員でもやめさせてしまわねばいけませんから、生かして使うのが市のためだろうと私は思うのであります。できのいい職員だけ並べられればだれでも仕事はできます。ひとつできのいい部長さんを見習っていたり、よりお願いをしておきたいと思えます。

次に、目立たないところでコツコツと地味に働いている職員の待遇について、一言申し上げておきたいと思えます。まず、職員の昇進は、ややもすれば幹部の近くで働いている職員に、有利ではないかという気がいたします。幹部

も人間ですから、ろくに顔も知らない人間よりは、毎日顔を合わせている人間に情が移るのがこれは当然でございますが、そこはひとつ自戒をしていただきまして、公民館とか出張所、福祉施設、清掃関係などの、市役所の中心を離れて働いている職員のことも十分配慮していただくようお願いをいたします。

次に、職員の研修について提案をいたしますから、すぐこの場で答弁できないことは、十分打ち合わせをしていただきまして、後で答えていただいても結構でございます。

市職員の研修につきましては、山北人事課長の時代から特に力を入れて、これは敬意を表するものであります。現在行われている同じ市職員同志、あるいは国や県の職員が入るにしても、同じ役員、同じ役人同志の短期間の研修というものは、どうしてもそつなく型どおりのことで終わってしまうのではないかと気がいたすのであります。似たようなものの考え方、感覚の者が寄り集って話を聞いたり、討論をしても、大した成果は上がらないと思うのでございます。

国際港湾都市である四日市市は、視野の広い職員、世間の広い職員、新しい発想の職員、物事を突っ込んで考えることのできる職員、情熱を持って市民のために働く職員が必要であると存じる次第であります。そういった職員を養成するには、思い切った方策が必要ではなからうかと思っております。

そこで、提案いたしますが、若手職員を海外視察に派遣をして見聞を広めさせたらどうでございますか。あるいは、ヨーロッパやアメリカ、または中国、ソ連の公共施設や、産業あるいは国民の暮らしぶりを、感受性の豊かな若いうちに見聞させておくことは、大いに意味があると私は思うのであります。

それから、職員を一年か二年、大学に聴講生、あるいは研究生として留学させ、専門的知識を深めさせるのも、一つの方法ではないかと思っております。

もう一つ、県とか他の市や町との間で、職員を交流させまして、数年間いわゆる他人の飯を食わせて、広い経験を積ませ鍛えるのいい方法だと思いが、いかがなものでございませうか。

いろいろ提案をいたしました、いずれの場合もすぐ効果が出るとか、直接仕事に役立つとかいったものではございません。研修とは、本来そういうものだろうと、私は思うのであります。しかし、木は肥料をやり、水をやりまた風に当てなければ丈夫な強い大きな木にはなりません。人を育てるといふことは、手間も要り、金もかかる気の長い仕事でございますが、仕事は人次第でございますので、職員を大切にし、四日市の将来のため十分な投資をしていただくよう要望をいたしておきたいと思っております。

次に、水道料金の値上げについて質問をいたします。

市長の議案説明によりますと、新年度においては料金改正を検討しなければならぬと言っておりますが、どのような方針で値上げをしようとするのか、お伺いをいたします。

私は、決して値上げに賛成してゐるわけではございませんが、もし値上げしようとするならば、現在の用途別料金体系の考え方をそのまま踏襲するのか、あるいは全く別な考え方で値上げをしようとするのかということでございます。

また、現在の料金体系の考え方を踏襲するならば、現在の家庭用と公衆浴場用に対する事業用との料金差をさらに拡大する方向で検討する方針かどうか、その点をお聞かせ願いたいと存じます。

したがいまして、水道事業の経営は、公共性と経済性の二面を両立させなければならぬので、むずかしい面もあるかと存じます。が、一般家庭、特に低所得者とそれと公衆浴場業者、中小企業者にはできるだけ軽い負担で済むよう、検討していただきたいと存じます。

まだ議案が提出されたわけではございませんので、基本的な考え方を簡単にお聞かせ願えれば結構でございます。

以上をもちまして、私の質問を終わりますが、弱い者に温かい手をといて、私の政治姿勢が十分おわかりいただけたと存ずる次第でございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見斉君）登壇〕

○市長（岩野見斉君） 質問の同和問題について、お答えいたします。

同和対策事業につきましては、同和対策事業特別措置法が施行せられてから、すでに六年たったわけでございます。市におきましても、昭和四十五年に同和対策長期計画を策定して、今日までその地域の生活環境の整備改善を中心として施策を推進してまいりました。

生活環境の整備改善につきましては、その計画に沿ってほぼ順調に推移しておりますが、今年度は後期の二年目という重要な年でございまして、生活環境の整備、社会福祉の充実、同和教育の推進、職業の安定、こういった総合的な立場から、積極的にこれを推し進めていきたいと考えております。

今年度におきましても、生活環境の改善を強く推進いたしますとともに、昭和四十九年度におきまして、各地区において隣保館及び教育集会所が整備されましたので、その地域での総合センターとして、いろいろな事業を充実していきたいと考えております。

また、最近におきましては、個人を対象とした施策の要望が高まっておりますので、今年度は新たに同和地区における住宅新築資金の貸付制度の実施をはじめ、出産費の助成金の給付改善など、こういった同和対策に対する諸制度

また、いまご指摘になりましたように、草津市に比べると、本市の同和対策に対する予算が非常に低額であるというところでございますが、私といたしましては同和対策委員会におはかりいたしましたして、できるだけだけの措置はとっていただきたいと考えております。

三億円以上の予算を組めというようなことでございますけれども、これは内容いかんによることだと思えます。同和対策事業につきましては、国県はかなり高率な助成もあることでございますから、事業の内容によっては、今後ともそうした整備を進めていきたいと考えております。

人事管理につきまして、採用条件に学歴偏重と、それと同等以上な学力を有する者でも、卒業証書がなければ公務員に適さないのかというようなど質問がございましたが、決して卒業証書が公務員の適格性を定めるものではないと考えております。ただまあ市役所の場合は選抜試験でございますし、その学力検定といったような問題をどうするかという問題が残るかと思っておりますが、この問題につきましては前向きに十分検討いたしましたして、単に卒業証書がある、ないということによって、人の一生を決めないように考えていきたいと思えます。

公募の方法でございますが、広報だけではなく、広く人材を確保するよう配慮できないかということでございますが、現在応募状況を見ますと、応募の条件あるいは試験の概要、こういったものにつきましては、各大学にも案内状を出しておるような状態でございます。そして国立、公立あるいは私立大学、短大、高等学校と、こういった人々の受験状態を見ますと、大体四日市市役所が公務員を募集してあるんだということは、大体わかっているようにも思っております。そして、決して特定の学校に限定せられるという傾向は私はないかと考えますが、なお一層広く各大学にもそういった呼びかけをいたしたいと思っております。

ただ景気のいいときには、比較的有力な大学とせられておる大学からの応募者が比較的少ないのでございます。このように、企業が採用を控えるような年になりますと、有名な大学からの応募がふえるというような傾向もござります。

しかし、何と申しましても、人材を確保するということが、地方団体にとりましても最大の、一番の要素にもなってくるわけでございますから、広く有為な人材が集まるように努力していきたいと考えております。

それから、昨年ご審議いただきました給与改定に伴って、ご指摘になりましたような副主査とか、主査等の問題に関連いたしましたして、ありがたいお言葉をいただいたんでございますが、おっしゃったように反省すべき点があれば反省を求めて、なるべく早く昇格させてやってもらいたいということは、私も全くそのとおりでございます。

ただまあこれが、単にわたりになってはいけないという配慮もございまして、一部残念ながら取り残された者もあつたわけでございますが、反省し、勤務意欲を燃やし、勤務成績がよくりましたならば、一日も早く私も昇格できるようになってくれることを希望しておる次第でございます。決してはみ出させるとか、わざわざ落とすというようなことは考えておりません。

また、目立たないところでじみに仕事に取り組んでおる人、こういった人の発掘にも十分努力をいたします。職員の資質向上のための研修制度でございます。

この点につきまして、国内あるいは国外にわたりまして研修の機会をつくってやったらどうか、これもまことにわれわれにとりましてありがたいご提言でございますして、十分検討させていただきますと思います。

水道料金につきましては、昭和四十七年に現行の料金の改正案をご審議いただきました際におきましても、一般家庭用の料金につきましては比較的安く、業務用の料金につきましては比較的高い体系で料金を決めていただいたんで

ございますが、一般、あるいは今後とも、そういう値上げの時期が参りましたならば、一般とかあるいは公衆浴場、あるいは中小零細企業、こういう人、あるいは事業につきましては、十分料金の検討をいたしまして、それは比較的低い料金で決めていきたいと考えております。

またその際、水量の口径別の料金につきましても、十分配慮したいと考えます。  
以上、お答えいたします。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 増山議員から、弱い者に温かい手をと、そういう観点から教育を見直せというようにご意見を拝聴したと思うのでございます。

おっしゃるところもとてもでございます。何もそれに対して、こうでございます、ああでございます、こう申し上げる筋はないのでございます。現場におります千三百人の先生も、なるほど、ごもつともだ、切り捨ててはならない、落ちこぼれのある子供を残してはならない、こう思っておるに違いないのでございます。

しかし、大ぜいの子供でございます。四十五人という、大きな集団の教育をしておるのでございます。あるいは行き届かないところもあるかと思うのでございます。今後よく気をつけていきたいと思っております。

なお、学校が、人間の価値が、深い知識の必要なことは言うまでもございませぬけれども、人間の価値というのはほんとうにそれだけではない。強い体も大事である。りっぱな人柄も大事である。そういう人間の価値観についても、増山議員のおっしゃったこと、みんなの先生、異論はないはずでございます。十分気をつけて、現場の先生方にもよく伝えまして、遺漏のないようにしていきたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 天白、鹿化の中流部の問題につきまして、お答えいたします。

上流部におきましては、一応工事は全盛期に入って、順調に進捗しておりますわけなのでございます。残ります下流部の河川改修の促進につきましては、天白におきましては、小規模の改修の促進を、国県に対して強く要請してまいっております。

緊急三カ年の工事に両河川入れていただきまして、すでに一部予算配当もいただきまして、国道一号線の上下流におきましては、地元の地主の皆さんのご協力を賜わりまして、用地の取得も終わつたというような状態でございます。新しい年度で工事に着手できるということを聞いております。

鹿化川につきましては、新規の中小河川改修事業に採択いただけるように国にお願いしておつたのでございます。ですが、確定的なことは、ただいまのところ申し上げられませんのでございます。聞くとおつたところによりますと、どうやら新規採択がいただけるというような情報も入ってきておりまして、上流部の災害助成工事、あるいは関連事業の年次に合わせて、下流部の河川改修事業が進められるように、今後も努力いたしたいと思っております。

雨季対策といたしましては、両河川に水防倉庫の設置と備蓄資材の強化をはかり、なお、天白川の流域内に、磁気雨量計を設定いたし、また、県市におきまして、両河川に水位の観測標を設けまして、水位観測をやりまして、水防に遺憾のないように今後体制を整えたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は日本共産党を代表して、岩野市長の五十年年度における市政運営の基本姿勢と施策について質問いたします。

第一は、今日の四日市を含めた地方自治体をめぐる情勢と、自治体の責務について、どのような認識を持ち、今後の市政運営をどのように進めるのか、その基本的な考え方についてのお尋ねでございます。

いま、市民は、とどまるところを知らない激しいインフレと物価高、深刻な不況の同時進行の中で、生活と経営の困難に苦しみ抜いており、加えて、昨年の七月二十五日水害、大協のタンク火災など相次いで体験したような災害の再発、公害被害の増大についての不安をつのらせています。

こうした中で、ことにインフレに最も弱い生活保護家庭、母子世帯、心身障害者、老人、あるいは不況で職を失った人々などには緊急の対策が必要でございます。

また、農業、漁業からも、その本業の収入からも締め出されている農民、あるいは漁民の方、戦後最大の倒産を記録している中小工業者などに対しても、きめ細かな具体的施策がいまほど求められているときはありません。

公害をなくし、再び水害やコンビナート災害をこうむらないための施策も切望されています。さらに、立ちおくれ

ている四日市の教育、福祉施策の早急な充実も、差し迫った重要な課題となっております。

ところが、市民を守る盾とも頼むべき自治体が、いまかつてない財政危機に直面し、これらの住民要求にこたえがたい事態に追い込んでいます。

五十年年度国家予算は、三木内閣の言うような物価安定、福祉重点や社会的不公正是正、高度成長から安定成長への移行などというところではなく、郵便料金や、たばこ、酒などの値上げをはじめ、インフレの元凶として世論の批判の強い赤字公債の発行を新たに二兆円も行いなど、かえってインフレの抑制と物価安定を妨げる予算であること、福祉をはじめ、激しいインフレで引き下げられた行政水準を維持するのにも、不十分な施策しか盛り込んでいないこと、大企業の高蓄積促進を保障した財政、税制、金融の仕組みを温存し、依然として大企業優遇の姿勢を貫いていることなど、国民に災厄をもたらす予算となっていることは天下周知の事実でございます。

そして、地方財政の危機についても、五十年年度国家予算は何らの解決をもたらすものではありません。この五年間で、一兆円にも上るといわれております超過負担の問題につきましても、基準単価の若干のかさ上げにとどまり、インフレ物価高の進行とかわかって、実勢価格との差は広がり、超過負担はむしろ拡大することは明らかです。

総需要抑制を口実に地方債も押さえ、政府資金の割合も昨年並みに据え置きのままでございます。それどころか、地方財政の危機は、地方公務員の給与水準が高過ぎるからだとか、人件費が多いだとか、財政運営の効率が悪いとか、あるいはいたずらに住民に迎合した人気取り策を行ったからなどという、逆に自治体に責任をかぶせて、地方財政の危機の真の原因を覆い隠し、みずからの責任を回避して、もっぱら市民と自治体職員を対立させ、その犠牲のうで危機に対処しようとしています。これはまことにもって不当なことと言わなければならないと思います。

私たちは、今日の深刻な地方財政の危機は大きく見て三つの原因があると考えます。

第一は、インフレと物価高で自治体の支出がかさむ一方になっており、そこへ地方自治体へも総需要抑制を押しつけて、地方財政を統制してきたことです。

第二は、いわゆる三割自治という地方自治破壊の政策が、歴代自民党政府によって長年にわたつてとられてきたことにあります。仕事はどんどん押しつけておきながら、それに見合う財源を保障しなかったことでもあります。

第三は、大企業奉仕の高度成長政策に自治体が協力させられてきたことです。そして、公害、災害など高度成長がもたらした矛盾の解決のしりぬぐいに莫大な出費を強要されているわけでもあります。

したがって、市民に責任を負うべき自治体は、その責務を全うするためにも、地方財政の危機をもたらししていることの三つの原因に即した、危機打開の方策を求めて、政府に対し、理事者と議会とが一体となり、住民運動とも結んで、全国的に徹底して取り組むべきであると考えるのでございます。さらに自治体が、みずからの行財政を点検し見直し、その民主化を断行することであると考えます。

何よりも大企業奉仕の行財政を改めることです。そして、自治体独自の権限や住民運動と結んだ社会的、政治的強制力を最大限に生かして、大企業から政党に税金や負担金を取り、大企業のための支出を徹底して押さえ、これらの財源を、市民の要求実現のために回すことだと考えます。

四日市においては、とりわけその余地は十分にあると思います。また、人件費につきましても、私たちは、ただ多ければよいというものではないと思います。市民に必要なものは出さない。人件費、物件費などの市費の支出は健全なものにすべきだと考えるのでございます。同時に、市職員が、現在、仕事が多分化され専門化されている現状では、いろいろ困難もあると思いますけれども、市政全般と市民生活の全体を広く深く見て、絶えず市民の立場に立って考えることを促すことも重要であると考えます。

しかし、地方財政の危機の真の原因をあいまいにし、その打開の正しい方策を徹底してとることなく、依然として政府に追従し、大企業優遇の施策をとり続けながら、財源難を口実に、現実の市民の苦しみや要求に目を覆いあるいは、その犠牲を職員や市民負担の増大に求める保守的な、反市民的な行政姿勢は、断じて許せないと思うわけでございます。この点について、果たして市長はどういう考え方をとっておられるのでしょうか。

七日に行われました市長の所信表明から見ますと、はなはだ不十分かつ残念に思わざるを得ない点があるわけでございます。

五十年年度予算の内容におきましても、きわめて問題が多く、私たちのとりたい内容でない部分が多くございます。政府の五十年年度国家予算編成についての方針をうのみにして、それを賛美している部分もあってございます。

本市を含めた、地方自治体の置かれている財政的危機の要因や、その打開策についても、ほとんど何も触れられておらないと思います。みずからの責任と、権限に属する分野の問題についても、何らの分析もなければ、必要な対策もとられていないと思うのでございます。ただあるだけの財源で、できるだけのことをやるということ、安易な市民負担の増大と、市民要求の切り捨ての姿が目立つのでございます。

私たちはこの四年間、一貫して大企業優先の政治を改め、財政を民主化する問題とあわせ重視し、具体的な財源対策を示しまして、その実現に努力をしてきました。それは、市民に責任を負うという点で、ただ要求をするだけでなく、その裏づけを責任を持って提起するという、議員としての当然の務めだと思っております。

しかし、市当局は、超過負担解消、電気・ガス税の非課税措置の撤廃の問題を例にとりましても、市長会で運動しているとか何とか言われまして、真に効果的な対策をとらなかつたと思うのでございます。現にとられておりません。また、市長の行政責任と独自の権限に属する問題につきましても、決して十分なものだったわけではないと思いま

す。たとえば、法人市民税の税率の問題につきましても、私たちの強い主張を四十九年度より、ようやく一部取り入れられましたけれども、今日の市財政の危機の実態から見て、当然五十年年度に制限税率に改めることがあつてしかるべきだと思つてございます。

もう、今日では明らかのように、法人税の大企業の実効税率の低さ、それから、また今年度の五十年年度予算を審議する国会で、五十万以上の都市に、事務所事業所税の創設が認められる、こういう方向にある中で、それからはずれてゐるわれわれのところの都市にあつて、こういう問題も積極的に考えるべきだと思つてございます。これによつて新たに二億円余りの財源ができるわけでございます。

また、企業の開発負担金制度につきましても、四十六年九月一日に指導要綱をつくつたわけですが、これも、まるで実効性のないものであることが明らかになりました。その明らかになつてゐるにもかかわらず、そしてまた、昨年十一月の決算議会では、十二月末までに、その大綱を決めるといふことを約束しておきながら、今日明らかになつておりません。

港湾その他、産業基盤整備公害防止事業などの企業負担の制度をつくれという私たちの主張も聞き入れられておりません。

大企業の電気・ガス税の、そしてまた、固定資産税の特権的免税相当分を中心にして、教育福祉基金に拠出してもらうという方策をとることにつきましても、一向に前進をいたしておりません。企業の負担金、教育福祉基金制度を取り入れるならば、少なくとも十数億円の市財源の確保はできるのでございます。

さらに、大企業のための不当な支出を押さえるという点でも問題があるわけでございます。

その典型として、港湾費は五十年年度予算におきましても、実質五億八千七百万円の予算が組まれておりまして、一般会計予算構成比二・四％に相当するのでございます。この港湾費の問題につきましては、たとえば港湾法では、入港料を取ることができるようになつております。しかし、四日市では取っておりません。港湾環境整備負担金をも法律では取ることが認められております。これも取っておりません。そして、たとえば岸壁料でも、名古屋が五円に対して四日市は四円、今度、名古屋は九円を要求して七円に交渉してきましたそうですけれども、今度の市議会後で開かれます港管理組合議会には、四日市は五円の提案をするといわれております。名古屋並みの二円アップするだけでも三千万円のお金が出てくるわけでございます。

港湾費のこの問題につきましては、私どもも、市長の一定の努力をなさつておられることを評価するものです。港管理組合が多くの要求をしてくる中で、今年度、そのように実質五億八千七百万円に押さえられた、こういう点では評価するものですけれども、しかし、なお、不当なヘドロ浚渫費用を含むという点でも容認できません。徳山の場合には、ヘドロ浚渫には全額企業負担にしておりますけれども、四日市港には一億何千万円もの市県費の負担をしなければならぬ。そういうものの内容が、今度の港湾費の中にも入つておると理解しておるわけでございます。

近鉄高架事業第二期事業が四千万円も計上されております。これらは、いまこそ思い切つて企業の負担に切りかえるべきだと思つてございます。

いま、地方財政の危機の中にあつて、全国的に幾つかの自治体が財源確保のために大きな注目すべき動きを強めており、その数は広がりつつございます。東京都や摂津の超過負担訴訟の例については、前にも私が取り上げたところでございますけれども、吹田市などの高速道路、あるいは高架下に対する固定資産税の課税問題、あるいは大牟田市においては、電気・ガス税非課税措置の不当性を争う訴訟などが検討されておるといわれておるわけでございます。

こうした措置を積極的にとることがどうしても必要であり、それをやるならば、市民要求をなお多く取り上げ、実

現することができる、一に市長の姿勢にかかっていると有りわけでございます。と同時に、市議会の、各党派の姿勢の問題でもあろうかと思えます。

この機会に、自由クラブの皆さん、市民クラブの皆さん、革新クラブの皆さん、社会党の皆さん、公明党の皆さんに今議会で法人市民税の制限税率課税と、港湾費の少なくとも半減を実現するために、お互いに力を合わせあうことを呼びかけたいと思えます。そして、会期中に皆さま方の態度を具体的にお聞きしたいと思えます。どうぞよろしくお願い申し上げたいと思っております。

第二に、当面しております重要課題や、五十年度の具体的施策についてお尋ねや要望をしたいと思えます。

五十年年度予算から見えた施策につきましては、教育などで一定の前進を見ておりますけれども、そしてまた幾つかの市民要求を反映しておりますが、先に触れました市政の危機打開の問題とあわせて、市民の要求を実現するうえに主体性、積極性に乏しいものだと思っております。総合計画も発表されたわけでございますが、総合計画とも関連してお尋ねをしたいと思えます。

最初には、公災害防止の問題でございます。

大協石油の火災と関連いたしましたしてお尋ねいたします。アエロジルの塩素漏れ事件があり、そしてまた、大協のタンク火災があつたわけでございます。この大協のタンク火災は二度にわたつて起こつておるわけでございます。

二度にわたつて起こる、その体質の問題があるのではないか。たとえば、特に警察署の署長、そして消防署の署長をした人が、何かのメリツトがなければ、あるかないのか、その辺は明らかでございますけれども、そういう重要な部署に大協の方でついでおみえになる。そのほか、大協についてはいろいろな経緯があつたと思っておりますが、その体質に問題があるのではないか。この点のお考えを伺いたいと思えます。

二点目は、その原因でございます。一体、その原因は何であつたのか、この点が、どの程度説明が進んでおるか、明らかにしていただきたいと思えます。初期消火に失敗があつたと思っております。この点で、構造上の、管理上の、点検上の欠陥があると思っておりますが、同じような構造のものを、いまもって使っているのかどうか、こういう点を明らかにしていただきたいと思えます。

そして、私たちは、タンク、埋設パイプなど危険物を総点検し、万全の防災対策を、すぐに急いでとるよう要望したいと思っております。特に古いタンク、住宅隣接地の危険物は撤去する、こういうことをやってほしいと思えます。公災害防止協定の締結を全面的に、そして実際に実効のあるものにすることを望みたいと思っております。

私は、昨年のアエロジルの事故のときにも同じ問題を提起いたしました。そして、それについては努力をすると言われましたが、いまだにできないでいる。この点はどうしてなのか、協定案文はできているのかどうか、この点も伺いたいと思っております。そして、第三コンビナートの第二次埋め立ては、あくまで中止を求めたいと思えます。

公害患者の問題でございますが、補償基準に漏れた人たちの不服申し立てと、市の対策の考え方についてお聞かせをいただきたいと思えます。

さらに、名四国道の騒音振動が一向によくないということで、いま、新たな住民の皆さんの運動が強まるうとしております。この点について、一体、本格的に改善する考え方が市当局にありやいなや伺いたいと思えます。

その二は、生活防衛問題でございます。少なくとも、市当局は、市の判断において決められるところの公共的料金は、値上げを押さえるように望みたいと思っておりますが、先ほど水道料の問題も出ておりました。私どもは、

水道料については、一定の料金体系の是正も含めまして、そして、少なくとも市民の生活用水について、あるいは中  
小工商业者の営業用水について値上げを一切しないこと、こういう点を望みたいわけですが、すでに値上げを  
表明しながら、なぜ、また五十年年度予算に水道事業会計に赤字を出しながら、なぜ今議会にその問題を、水道事業の  
第三期拡張事業計画なんかの問題ともあわせてここに提起をされないのか、なぜ選挙後に見送られるのか、この点も  
明らかに伺っておきたいと思えます。

聞くところによりますと、ことしは保育料を大幅に引き上げをするとかいうふうに聞いております。保育料の引き  
上げは絶対にやめてほしいと思えます。

国民健康保険料の値上げが、すでに理事者当局によってあるいは国保運営協議会によって承認され、ここに提案さ  
れておるわけですが、これも、この国保料金の問題は、これまで老人医療など福祉施策のはね返り分は、被保険者に負  
担をはね返らせない、こういう形で一般会計からの繰り入れ措置をとってききましたままの方針と、五十年年度とは  
根本的に態度が変わって、福祉施策のしりぬぐいまで被保険者にさせる、こういう内容の国保料の値上げでございま  
す。こういう点は、私どもは納得できないのでございます。

そのほかに、低所得者の生活を守る市独自の施策は、一体どのようなことを考えておみえになるのか、考えておみ  
えにならないのか、この点を、私どもが予算を見る限りにおいては余り明らかでないわけでございますので、はつき  
りしていただきたいと思えます。

最後に、中小工商业、農漁民の方々に對して、三百万円までの長期低利で無担保無保証の融資制度を、四日市でも  
ぜひつくっていただきたいと思えますが、その点はいかがででしょうか。

三番目の問題は福祉の問題でございます。

保育所が、従来新築一園、改築一園という形で進められてまいりました。最底それだけの線を守るという形で進め  
られてまいりました。しかし、五十年年度におきましては新築一園のみで、改築がはずされております。ことしの申込  
者は、これまでの最高であり、今後の四日市市民の年齢別構成から見ますと、さらに申込者はふえ続ける、それだけ  
入れない人が多くなるだろうと思っております。総合計画を見ましても、五年かかって九百九十人定数がふえる  
だけであり、このテンポでは、その需要を満たすことができないと思っております。この点について、もっと  
積極的な対策をとるお考えはないか、年度途中においてもお考えはないかどうか。

そのひとつの例の問題としまして、坂部保育園は、ことしも六十四人もあぶれて四日市一番の定数からはみ出た人  
が出ておるわけでございます。これは、当局の方のお話によりますと、増設を考えたということですが、私  
どもは、ぜひとも、少なくとも六月の補正において、その措置をなされるように望みたいと思えますが、  
この点いかがでございましょうか。

それから、生活保護世帯の方々が、去年四月からことしの一月末までにかけて、そのご家族が四十七人亡くなられ  
ております。そうした場合に、たとえば津市の場合、市が十数万円かかる祭壇を持っておりまして、これを無料で  
貸しておるわけです。四日市では、そういう制度はございませんから、最底でも五万円の祭壇が要るわけです。

私はこの点を、市長に強く予算編成前に求めたのでございます。この生活保護家庭の方々の実際の生活を救うとい  
う点で、いわゆる収入認定にもならない、そういういい方法があるんだから、少なくとも十数万円する祭壇を、二組、  
三組わずか五十万円、六十万円の金で、それを市が間に合わせることができる。これだけたくさんの方が、この間に亡  
くなられているこの方たちにとって福音ではないか、この点はぜひ考えてほしいということを申し上げたんですけれ  
ども、わずか数十万円の予算が五十年年度予算に組まれておりません。そして、たとえばパビリオン、あそこには必要

もないのに三百万円以上の人件費をつぎ込む、職員を配置して、それについての何らのメスも入れない、こういうことが続いているわけでございます。この点については、私はもっとシビアに考えていただきたいと思うわけでございます。

心身障害者の手当、見舞金の問題も、たいへん津の例ばかり出して恐縮でございますけれども、津は二十歳以上も二十歳未満も、この一月からは月三千円、年三万六千円ずつ出しておるのです。四日市は、二十歳未満は二万円、そして二十歳以上は昨年からようやく五千円出して、ことし一万円にやっと引き上げたという程度です。この福祉を口にしながら、この最も福祉の手厚い手を差し伸べなければならぬところに、どうして手当がなされないんだらう、不思議でしようがないのでございます。

老人医療無料化を六十五歳まで下げることについて、私どもは、強く、これも要望したいと思えますけれども、総合計画ではいささかも明らかでございませぬ。一体、五年間における総合計画の中で、こうした問題は少なくとも廻上に乗っていないのかいのか。かって市長が選挙に立候補されたときに、年齢の引き下げをお約束なさった市長のことですから、何らかのお考えはあるかと思えますけれども、その点についても伺いたいと思っております。精神障害者の医療無料化の問題についても、いささかも表面に出てきておりませぬ。この点についてお考えを伺いたいと思えます。

その四は、教育文化の問題でございます。

教育については一定の前進をしておる、こういう点で評価をするものでございますけれども、しかし、先ほどの質問者の指摘もありましたように、決して必要を満たすものではございません。現に、プレハブ四十三教室を使い、特別教室不足が二百二十三室という膨大な情けない実態でございます。プールの建設も差し迫っておりますわけですから、

も、五十年予算には一つもない、こういう点で、もっと教育予算を大幅にふやす必要があると思っております。大体、年度当初は十八、九割になるけれども、決算になると十六、七割に下がってしまふという実態が、現にあらわなわけでございますから、先ほどの質問者のご指摘もありましたように、この点はつとに努めていただきたいと思っております。

なお、今日五十年度の教育費構成比が高いという問題の中には、高校新設促進協議会負担金一億五千万円もあるわけでございます。みずからの報酬を十二月にさかのぼって十三万円も上げるといふ田川県政、そして、いろいろな、一たんは賛成をしておきながら後でいろいろな裏の動きをして、深夜にわたる県議会をやつて、そのむだ金百万円を使つてしまふというふうな、そういう田川県政、こういうことを放置して、われわれの四日市のところに五十年一億五千万円も負担をかけてきております。

こういう点について、私どもは、さきに県の負担を少なくさせるようにという形で強く訴えをしたわけでございますが、これが最終的にどういふふうになろうとしておるのか、この点についても明らかにしていただきたいと思っております。

さらに、私どもは、教育施設の整備の問題だけでなく、子供たちが、基礎学力、体力、豊かな情操、こういうものを身につけていくということを、本当にそういう教育内容を充実させるということも、重視をするわけでございますが、いろいろお話を聞きますと、ついていけない子供がたくさんふえている、こういうことを聞くわけでございます。その実態を教育委員会は正確につかんでおみえになるのか、調査でもしてつかんでおみえになるのか、そのつかんでおられるものがございましたら明らかにしていただき、その中からどういふ対策が考えられようとしているのか、明らかにしていただきたいと思えます。

なお、三重地区の坂部団地、山之色を中心にした学校建設問題は、そしてまた、羽津地区にもう一つ小学校をつくるといふ問題は、一体いつごろをめどにしてお考えになっておるか、伺いたいと思います。

私どもは、市制八十周年を記念して総合文化センターをつくり、四日市、文化不毛の土地の汚名を返上するように訴えてきておたわわでございしますが、そして、市政八十周年を目指して建設するについての、少なくとも調査費なんかをつけてやるようにという訴えをしてきたわけですけれども、これが明らかになっておりませんが、そして、総合計画を見ますと、図書館分館を含めた総合会館の建設に着手となっております。その中に五百人収容のホールを含めるといふ形になって、二億円余りの予算を組んでおるわけですけれども、これが、果たして記念すべき八十周年というものと符節を合わせて考えておみえになるのが、あるいは、さらに二千人程度収容のホール建設について調査するということになっておりますが、これをどういふふうに位置づけをしておみえになるのか、その辺の計画の内容を、いさし明らかにしていただきたいと思ひます。

その五は、治水問題でございます。

中小河川の改修、塩浜、雨池、羽津、朝明などの都市下水路の幹線、支線の整備と早期完成、そして昨年七月二十五日の水害の復旧を五十年の雨季までに完了をして、水害あるいは常襲浸水地域をなくすことを強く望んでおるわけでございますが、かねてから私どもが問題にしてまいりました雨池、塩浜都市下水路のいわゆる四年ないし五カ年で企業負担を取り、企業借入金を取って事業を進めるといふ、その問題については、五十年度のこの当初予算を見る限りにおきまして、当局は企業との打ち合わせをして、企業の了解もとったその計画が、どう具体化するのか、国との関係についてはどうなのかという点が定かでございます。もつとはるかに多くの事業量が、あの計画ですと行われなければならぬわけですが、その点が定かでございます。この点について明らかにしていただきたいと思ひます。

す。

治水対策について、いろいろ重点として努力をされているというふうにお聞きをするわけですが、たとえば羽津都市下水路整備におきまして、いささかも従来の計画、すなわちポンプ一台の稼働の年次はいささかも早まらない。それまでの間は、水害で悩み続けなければならないという実態が残るわけでございます。この点についても、一番最初に申し上げましたような財源対策を積極的にとることにおいて、こういう点の市民の不安をなくすための努力をしていただきたいと思ひますが、いかがでございますでしょうか。

それから、イトーピアの、あるいはみゆきヶ丘、大沢土地区画整理事業、山麓土地区画整理事業、ここでの、一体、排水先は、あるいは排水計画はどうなっていたのか、あの狭いげんの堀川に水を流して、それで済むと思つているのか。しかも、二つの土地区画整理事業がかかわっておるわけで、市も大きな責任を持つわけでございますが、この点について、一体、これまでの開発者に対する問題も含めて、市の、そして県の責任をどう果たそうとおみえになるか明らかにしていただきたいと思ひます。

近鉄八王子線の問題は、すでに八カ月になるわけですが、一向に具体化の兆しがございません。運休の期限切れの時期でもございます。この点についての考え方も伺っておきたいと思ひます。

最後に、休日診療がようやく予算化されてきておるわけですが、いつ開設できる見通しかという点を伺いたいと思ひます。休日診療だけでは、実際に間に合わないわけでございます。夜間をどうするのか、救急指定病院への助成をどうするのか、そしてまた、休日診療等にご協力をいただくお医者さん方に対する、そして、その医療業務の中での事故に対する補償責任をどうするのか、こういう点についてお伺いしたいと思ひます。

大塚多岐にわたりまして恐縮でございます。どうぞ時間の許す限りよろしくお願ひを申し上げます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見斉君）登壇〕

○市長（岩野見斉君） 私は、五十年度の予算編成方針におきまして、決して政府の施政方針に迎合もしておられないが、賛美もしておらないのでございます。むしろ、これに相反する立場をとっておることは、午前中のご質問に對してお答えしたところでございまして、ご理解されることだと思えます。

元来、地方自治と申しますものは、いかにしてその自主性を高め、独立性を高めるかというところに意義があるのでございまして、自治百年の歴史はこれを物語っておるわけでございます。決して、政府に盲従するのだったら自治体の意味はないと思えます。私はあくまでも、自主性と独立性をできるだけ伸ばしていきたいと考えております。これが私の地方自治に対する根本的な考え方でございます。

法人市民税の問題につきましては、制限税率にまで持つていくというご意見でございますが、この問題につきましては、私はいろいろ考えておるのでございますけれども、そこまで持つていくことが果たして妥当であるかどうか、また、すでに大企業につきましては、政府が差別をつけておる、こういった点から考えまして、一挙に制限税率いっぱいまで持つていくことが適当なのかどうかということを、もししばらく考えさしていただきたいと思えます。

開発負担金の制度につきましては、実効性がないというようなお話でございますけれども、これにつきましては、実効性のある開発負担金の要綱を五十年度におきましては実施したいと思っております。

港湾費の支出につきましては、小井議員はご不満のようでございますけれども、私は一昨年から極力これは抑制に努力しておるつもりでございます。大体五億七千万円、五億八千万円といった程度で、これで三年目を迎えたわけでございますが、物価の騰貴等を考えました場合、実質的には、私はこれは二分の一近くにまで下がっておりますのではな

いか、工事の内容はずいぶん下がっておりますのではないかと考えます。長い目で見ました場合、決して港湾に投ずる経費は、必ずしも大企業だけに対してのものでもないことも考えていただきたいと思えます。

しかし、非常に困難な時期でございますので、私は港湾費につきましては極力支出を抑制してまいりたいと思えます。

近鉄高架の問題につきましては、企業の負担に切りかえたらどうかということでございますが、これは国建協定からも尾をひいておる問題でございます、言いはやすく、行いは至難のことであろうかと思えます。

公災害の防止協定につきましては、案文は、大体その草案を得ておるんでございますが、もししばらく検討して、三月中には公災害防止協定を締結したいと考えております。

大協のタンク火災につきましてはの詳細、あるいは原因、経過等につきましては、消防長からお答え申し上げます。公害患者の不服申し立てにつきましては、これは、私はやはり専門委員のご意見に従うべきであろうかと考えております。

名四国道の騒音につきましては、市といたしましても、速度制限の表示等を協力しておるわけでございますが、なお、夜間のスピードは決して落ちておらないようでございますし、騒音も決してなくなっておりません。これにつきましては、もししばらく様子を見て、どうしてもこの騒音が軽減せられないとなれば、公安委員会にも申し出て、もっと強い措置を求めることを考えております。

公共料金の値上げ、特に水道における赤字を出しながら、どうして議会へ水道料金の値上げを提案しないのかというご意見でございますが、私は、どうせしなければならぬ料金値上げでございますけれども、こういったよくない、余り歓迎せられないことは、少しでも遅ければ遅いほどいいと考えております。できるだけゆっくり、いずれ避

けられぬことではございますけれども、一日でも半月でも、またふた月でも、少しでも延ばし得る限りは延ばしていただくのが、担当者の務めであろうかと考えます。

国民健康保険の値上げにつきましては、市といたしましても、ここへつき込み得る限度ぎりぎりに、一般会計から繰り出したんでございますが、ご不満の点もあろうかと思えます。しかし、国保会計を維持していくうえには、また今日の制度のもとでは、やむを得ない措置であろうかと考えております。

中小企業の低利資金の融資につきましては、十分考えていきたいと思えます。

祭壇の問題につきましては、かつて、そういったご提案をお聞きしておつて、私も、いろいろ考えたのでございますが、なお宗教学上の疑点もございしますので、もう少し検討させていただきたいと思えます。これは、決して金銭の問題ではございません。

また、パビリオンにつきましては、四月からは、賃金の高くない、俸給の高くない職員を充てようと考えております。

高校新設につきましては、分担金、負担金、これは私といたしましてもまことに残念な支出ではございますが、創立当時の約束に従いまして出さしていただきたいと思っております。

なお、いろいろこの高校新設に際しての地元負担の軽減につきましては、折衝を重ねてまいつたんでございますが、五十年からには、校舎の新設については地元負担は撤廃するというところでございます。

総合文化センターの問題でございますが、市制八十周年を記念して、総合文化センターをつくれというご意見でございますが、確かに四日市にはこういった文化施設が欠如しております。総合文化センターと総合会館とが、必ずしも内容は同じではないと思えますけれども、似た性格を有する総合会館を私はつくりたいと考えております。

治水対策につきましては、羽津地区にも何かを配慮せよというようなことでございますが、五十年におきましては、三百ミリのポンプを設置させていただきたいと思えます。

イトーピアの排水計画につきましては、下水道部長からご説明申し上げます。

近鉄八王子線の休止問題につきましては、これにつきましては、最近、陸運局長から回答も得ておるのでございますが、その回答は、近鉄四日市駅から西日野までは復旧する、その先は自動車の連絡にしたい、そうして、その連絡料金は数年間をもって、数年間はある程度低減するけれども、それ以後は同じにするというような回答でございましたので、私は、これは議長さんともご相談を申ししたのでございますが、それでは地区の方々の意にも相反することになりますので、再考を求めた次第でございます。

休日診療の問題でございますが、これは目下医師会とご相談をしておるわけでございます。夜間診療をどうするかという問題もございしますが、この休日診療、夜間診療の問題は、かなり困難な問題でございます。紆余曲折が予想されるのでございしますが、とにかく新年度に入りましたら、なるべく早期に開設できるように努力していきたいと思っております。

なお、言い漏らしました点につきましては、担当者からご回答申し上げます。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えいたします。

学校の学習についていけない子供の実数をどうつかんでおるかということでございます。

ついでにいけないということにも、いろいろ状況によって違いがあると思えますが、一番わかりやすいところで、私

どもの方で知っておりますのは、知能指数の八五というのが普通学級と特殊学級の境だと承知しております。八五以下の子供で特殊学級に行かず、どうしても普通学級で勉強したいという子供の数は小中を合わせて、七百人おるのでございます。

なお、そのほかに、肢体不自由とか、病虚弱とか、そういう事故のために、これもほんとの学校生活について行かにくい子供でございませうけれども、その子供の数が二百四十二名と、そういう数がございませう。特殊学級とあわせまして考えなければならぬ問題でございませう。

それから、山之一色の学校の話が出たのでございませう。

五十年から、三重地区に三つの小学校ができることとございませうけれども、なお、三重小学校の生徒数はふえ続けまして、五十四年度には四十二学級という数が予想されておりますので、山之一色地区に早急に土地を入れ、整地をし、建設にかかって、マンモス化を防ぐことを急いでやらなければならぬと思っております。

なお、羽津小学校のこともございませう。羽津小学校も五十四年度には三十八学級というよりな数字を持ってありますが、しかし、この場合におきましては、学校を分離するのにつきまして、地元といろいろ話し合わなければならぬことがございませう。そういう手続きを踏みまして、事を処していきたいと思っておりますのでございませう。

○議長（山中忠一君） 消防長。

〔消防長（倉谷徳助君）登壇〕

○消防長（倉谷徳助君） 大協のタンク火災についてのお尋ねにお答え申し上げます。

原因につきましては、現在、警察、消防の合同調査委員会を設置しまして、横浜国大の北川教授などに委嘱しまして調査しております。なお、自治省、消防庁においても、調査委員会を設置して、原因の究明に当たっております。

なお、タンクの問題、あるいは消火設備の問題等とございませうけれども、国におきましては、コンビナート防災法が制定されるように聞いておりますが、この中で、いろいろ災害防止を織り込まれるようでございますので、この結果などを踏まえて、十分に対処いたしたい、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） 雨池、塩浜都市下水路の考え方についてお答え申し上げますが、本件につきましても、従来からたびたびの質問、いろいろの方々、各議員さん方のご質問にお答えしてまいりました。その方法で、国との一応の基本線がまともなもので、五十年からは本格的に工事を始めていきたいと考えております。

予算の中では、あらわれておりますのは、正規予算につきましては、双方を合わせまして、約二億七千万円の事業になっておりますが、そのほか、債務で十一億円の債務負担をお願いしておりますので、よろしくお願い申し上げますと思っております。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後三時三分休憩

午後三時二十一分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 社会党議員団を代表して、二十四万四日市市民の健康と福祉、安全を守ることを基本にした質問をいたしますので、福祉都市四日市の建設を公約しております岩野市政の基本姿勢を、改めて見直すことを兼ねて、答弁をお願いいたします。

まず冒頭に、岩野市政の基本姿勢について、お尋ねいたします。

いま国民生活は、狂騰インフレ、公害、環境破壊、農業の崩壊、人間疎外の広がりの中で、破局的な状態に追い込まれております。とりわけ、一昨年石油ショック以来の異常な物価高騰が、賃金と消費を切り下げ、零細な労働者の預金を目減りさせただけでなく、富と所得の格差と不平等、差別を拡大させ、福祉水準の低下、中小零細企業の倒産、住宅難など深刻な危機を招いております。

こうした危機は、市民の生活、福祉を無視し、大企業優先の経済成長を先行させ、生活基盤の整備を放棄してきた政府の政策に原因があったことは、私たちが常に指摘をしてきたところであります。

しかるに政府は、悪性インフレと政治の失敗の責任を回避し、ますます中央集権的な財政の支配と、ファッショ化への道を進もうとしております。このような危機的状态を克服するためには、住民にとって一番身近なところにある地方自治体を、平和で安定した生活を保障し、憲法を守り、格差と不平等、差別をなくし、地域における民主主義を実現していくととりていくことであります。

老人及び乳幼児医療の無料化などの福祉行政の改善や、平和憲法を犯すおそれのある行政の廃止、解放行政の推進による差別撤廃、保育所、小中学校などの建設に伴う超過負担の解消、大企業に対する超過課税の実施、あるいは物不足やインフレから市民生活を守る行政を大胆に進めていくべきであります。

特に今日の自民党政権下での政策運営の限界と破綻は、だれの目にも明らかであり、いまこそ自治体が先進的に市民を守るための諸施策と努力を定着させ、発展させるべきときであり、その意味で岩野市長の思い切った施策を、強く望むものであります。

また、憲法二十五条に言い、健康で文化的な人間らしい生活を保障するためには、何ものにも優先をして市民の生活を守り、市民生活にとって最低必要条件を満たすシビルミニマムを、育成していかなければなりません。このシビルミニマムは、上から与えられるのではなく、市民的連帯と総意の中で、市民の参加によってつくり出されるものでなければなりません。

自治体は人間の権利を実現し、文化的生活をより豊かにする場であり、それを実現するための自治的な団体であり、新しい意識に基づく市民の連帯感によって支えられなければなりません。これは憲法で定める地方自治の本旨を具体化することであり、市民の命と暮らしを守る地方自治をつくり上げることであり、そのためには市民参加の行政を確立し、中央集権化の方向を阻止していかなければなりません。

また、市民要求を満たしていくためには、その完全実施に必要な自治体権限の拡大と財源が確保されなければなりません。そのためには、国、地方の税財源の配分割合を地方に大きくすることを目途に、所得税、法人税の地方への委譲、一定規模以上の事務所、事業所に対する市町村税の新設などによる地方財源の強化、地方交付税制度の改革、超過負担の解消及び物価スライド制を取り入れるなどの国庫補助金制度の改革、許可制、選別制などを廃止させる地方債の改革、さらには、国庫事業に対する市費負担の解消などの面で、相当に思い切った対政府、対企業交渉などを進めなければなりません。平和憲法を尊重し、地方自治の精神を生かし、二十四万市民の命と暮らしを守るために、三年目を迎える市長の基本姿勢について、改めてお答えをお願いいたします。

次に、四日市市政全体について、私たちの要求を入れて質問をいたしたいと思えます。

まず、物価対策であります。昨今の悪性インフレの、あるいは物価高に悩む市民生活を守るために、物価対策についてお尋ねいたします。

もとより、わが国全体を吹き荒れているインフレ、物価高問題を、四日市だけの力で解決できるものとは考えませんが、しかし、四日市市が他市に先がけて、水道料金、給食費、公営住宅の家賃、手数料など、いわゆる公共料金の抑制に踏み切り、さらには売り惜しみ、買い占め、価格のつり上げ防止のため、強い行政指導と監視体制、価格公表などの措置を推進すれば、四日市市民だけの喜びではなく、他市、ひいては全国に与える影響は非常に大きく、強力な物価対策になるだろうと考えるのであります。

特に水道料金については、市民生活に与える影響が大きいわけですので、一般会計からの繰り入れも考慮して、値上げしないよう強く要望をいたします。

また、四の日に市が開かれていたことから、四日市と名づけられていた由来に恥じることもない、生産者と消費者を直結する市場に対する大幅な助成と設備の拡充を実施させて、生鮮食料品の価格安定をはかるとともに、消費者団体の組織する生活協同組合の育成などに力を入れるべきであると考えますが、どのように進められるのか、お尋ねいたします。

次に健康、衛生問題について、お尋ねいたします。

言うまでもなく、健康、衛生問題は、市民生活の上で最も重要なことであります。ところが、特に最近の新聞、テレビでは、医療施設の休日、夜間の診療、あるいは高額な差別徴収、あるいは救急病院の問題などが、問題になっております。四日市が、五十年から実施しようとする、休日応急診療所についても、実施が長引こうとしているなど、

また、予防対策としての公費による健康診断、保健衛生センターの建設、また水洗便所の普及と並行して、都市下水道の整備はもちろん、公共下水道の区域の拡大など、市民要求が山積しておりますが、どのように対策を進めようとするのか、お尋ねいたします。

次に、住宅と土地問題についてお尋ねいたします。

公営住宅及び、市開発公社の分譲住宅の申し込みは、相変わらずの高率となっており、低家賃、低価格の住宅を求める市民が、依然として多いことを証明しております。

また、最近では横ばいになったとは言いながらも、土地価格は相変わらず高いものになっており、一般市民の入手は困難になっております。いまこそ、一般市民の住宅の新設、増改築等に対する資金の貸付制度、生活水準の向上に合わせた、公営住宅の3DK程度の設計と家賃の低廉化、大手企業による土地投機、乱開発防止を強力に進めるべきだと思います。

さらに私たちは、四日市を文字どおり明るく安全な町にするために、防犯灯の公費全負担を要望してきましたが、五十年から維持費は七〇％、新設の最高額は五千円の半額と、少してありますが改正されようとしております。しかし、これだけでは十分ではありません。土地、住宅、明るい安全な町づくりを今後どのように進めようかとされておりますのか、お答えをお願いいたします。

次に、老人、子供、心身障害者対策について、お尋ねいたします。

ことしも例年に漏れず、保育園への入園希望が多く、子供を持つ、特に低所得、共かせぎの父母を、大きな不安に陥れました。特に、三重地区の場合は、例年のごとく公私立二園の保育園が、市内最大の競争率となりました。子供を居住する地域によって不公平にすることは許せません。市内どこへ行っても、同一点数であれば、入園できるとい

り保育園の建設を、一日も早く実現する必要があります。

また、働く意欲はあっても、能力に応じた職場がないことで悩んでいる身体障害者、働きたくても体が自由にならず、家族までも看護のために苦境に追い込まれている寝たきりの老人、身体障害者などの家庭対策、交通事故から子供の生命を守るために、安全な遊び場、チビツ子広場を求める父母の声、やと老人専用のマイクロバスが常備される見通しになったものの、一台だけで、すべての希望される老人が利用できるのだろうか、また、町内の集会所を利用した老人のための憩いの家は、できないのだろうかなどと、まだまだ多くの不安と要望が残っております。

長年にわたって、社会に貢献してきたお年寄りに、次の時代を期待する発育盛りの乳幼児のために、医療費などについて、その適用範囲の拡大を望む声が強くなってきております。

重症心身障害者に対する見舞金、児童手当などが、五十年から少しだけ上げられることになっておりますけれども、相次ぐ物価高のために焼け石に水の状態であります。このような状態に対して、ゼロ歳から収容する保育所の緊急な新増設、医療費無料化の拡大、チビツ子広場の増設、老人、心身障害者のバス代、散髪代、ふる代などの無料化を強く望むものであります。市長はどうお考えになるのか、お尋ねいたします。

次に、労働対策についてお尋ねいたします。

いま、働く人々が日本経済の不況のあらしをまともに受けて、大きな不安に直面しております。すでに市内でも、民間企業の操業短縮、あるいは閉鎖、新規採用の中止と延期、または昇給ストップ、給料の減額など、多くのしわ寄せが労働者に押しつけられており、市民の生活はますます苦しくなっております。このような状態は、特に下請零細企業に多く、ひいては倒産にまで追いやられ、そこに働いていた市民は、路頭にほりり出されている状態であり、一日も早く救いの手を差し伸べる必要があります。

五十年当初予算で、中小企業に対する資金の貸し付け、企業診断などが提起されてはいるものの、それだけでは十分とは言えないでしょう。また、企業の資金繰りのしわ寄せが、極端な合理化となって、労働者に覆いかぶさってくることにしても、十分に監視する必要があると思います。

働く労働者の労働条件を改善しつつ、また労働金庫、あるいは労働者福祉協議会など、労働者の福祉活動に対する大幅な援助を進め、さらには市独自の労働対策室、仮称であります。を設け、労働者の文化活動、福祉対策、経営相談などが必要だと考えますが、市長はどのようにお考えになるのか、お尋ねいたします。

次に、農業、漁業問題についてお尋ねいたします。

いまの日本の農業は、高度成長政策のために、切り捨てられたものになっております。自作農育成とか、耕作物の選択による拡大とか言いながらも、一方では輸入食糧に依存をし、自給自足を確立しようとしないうのがいまの日本の農業政策であります。

食糧制度の何ものたるかを忘れて、生産者米価を押さえ、加えて減反を強行し、二割以上の耕地を荒廃させております。さらには、市街化区域内の農地に対して、宅地並みの課税を押しつけ、農民をますます苦しい立場に追い込もうとしております。

また、漁業についても、企業のたれ流す公害のため、漁場が締め出され、さらには大手漁業者の侵入によって、零細漁業が、手痛い打撃を受けております。

このような農・漁業の現況を打開し、国民の食糧が国民の手による自給自足を確立しなければなりません。そのためには、政府の輸入依存の農業政策の根本的な転換を強く要求し、市街化農地の宅地並み課税、減反をなくし、生産と消費の直結をはかることによって、安値買いたたき、中間流通経費を少なくして、生産者の所得を確保し、計画的な生産、出荷、

販売によって、暴騰、暴落を防ぎ、また機械器具の近代化に伴う基盤整備、集団化などに思い切った施策を必要としております。

市街化農地についても、宅地並み課税というよりな農民を苦しめることはやめ、市民の健康のため緑地を保全することも兼ねて、生産緑地としての都市農業の育成をはかる必要があると思えます。

また、近代的な農・漁業を促進させるために、農業センター、あるいは漁業センターをつくり、近代化資金の貸し付け、後継者の育成などに、思い切った施策を進めるべきだと考えますが、市長の農・漁業政策について、お答えをお願いします。

次に、中小零細企業対策について、お尋ねいたします。

戦前の四日市は商業都市と言われ、地場産業が全国的にも有名になっておりました。ところが最近、石油化学を中心とした工業都市となり、公害都市の悪名で全国的に有名となり、そのために地場産業はすみの方へ追いやられ、中小企業、特に零細企業は、深刻な不況に直面をし、昨今の狂乱インフレの進行によって、筆舌に絶する苦境に追いやられております。

このような中小零細企業に対して、まず大企業、大手業者の圧迫から保護することであり、大企業との格差をなくし、中小企業が必要とする経営相談、技術協力体制を確立し、自主的な共同化、協業化を促進することによって、安定した経営を長期に保障する必要があり、中小零細企業労働者の労働条件、福祉施設を社会的に保障する必要があり、ます。

また、これらをより具体化するために、市内の地場産業団体の代表、労働組合の代表、消費者、学識経験者の参加を得た中小零細企業審議会なるものを設置し、緊急対策の早期実現と経営を長期的に安定させるための長期計画を樹

立することが急務と思えますが、市長は経営難に苦しむ中小零細企業対策をどのように進めていこうとされるのか、お尋ねいたします。

次に、公害害対策についてお尋ねいたします。

まず、石油コンビナートを中心とした、公害対策の問題ですが、昨年のアエロジルに続いて、先月の大協石油の火災事故はまことに遺憾とするところであり、この際内容の大小を問わず、絶対に事故を発生させない公害害対策を強く望むものであります。

また、これらの事故を教訓にして、万一事故発生の際の企業の、市及び市民への通報、避難対策、交通対策など、万全の措置がとられる総合的な対策を付近住民の参加を得て立てる必要があり、企業自身にも相当思い切った災害対策をとらせる必要があります。

市長は、公害防止協定の見直しを発表しておりますが、企業への立ち入り調査、改善命令などを強化するとともに、万一のときは、操業停止、市民への補償などの罰則を明らかにする必要があると思えます。

また、最近の発表では、四十九年度達成目標の〇・〇二五の汚染濃度は達成されたとのことですが、これをさらに、〇・〇一七まで一日も早く達成するよう強く望むものであります。

また、原因が解明されておりません光化学スモッグについても、一日も早く原因が究明される機構を、国県市で確立されることを強く望むものであります。

次に、患者対策であります。一昨日も坂部が丘に籍を置く市民で、市立病院に入院していた患者が自殺するという悲劇を招きました。公害の苦しみを、自殺という悲しい手段で逃れようとした市民を、今日まで五人も数えるに至りましたが、国の公害健康被害補償法に漏れる公害患者の救済、ランクづけで不公平になる患者の救済などについて

も、患者の身になって、市独自でも手厚い救済を強く望むものであります。

その他、コンビナートを中心とした公災害対策は、市内にある公害反対の各民主団体、市民代表と十分を連携をとりながら、万全の対策を進めるよう強く望むものであります。

次に、コンビナート以外の災害対策であります。四日市市防災計画の中でも、危険個所に指摘されている、河川を中心とした防災対策について、私たちが早くから指摘しておりましたことが、昨年の集中豪雨によって、市民に大きな被害を与えました。その原因については、百年に一度の豪雨と言いつても、乱開発に伴う河川の改修が、同時に行われていなかったことが、被害をより大きくしたことは明らかであります。人災と言われるところでもあります。水害を誘発する乱開発に対する規制を強く実行させるとともに、市内各河川の総点検と抜本的な改修を一日も早く望むものであり、特に災害復旧工事は、三・五・二という三カ年計画ではなく、一日も早い復旧を強く望むものであります。

さらに、近鉄八王子線の復旧であります。先日、私たちは現地を調査してまいりました。八王子線沿いの天白川は、近鉄八王子線を開通させることを前提にして、復旧工事が完了しており、近鉄線路のみ復旧されず、放置されており。その後の近鉄の交渉はどこまで進んでおられるのか、お尋ねいたします。

次に、教育問題についてお尋ねいたします。

五十年当初予算を見ますと、小学校三校、中学校一校の新設と、一部の小中学校で増築が提案されておりますが、市内では相変わらず老朽、すし詰め、プレハブ教室の学校が残っておりますし、新設大谷台小学校の卒業生は、どこの中学校へ行くことになるのか、また、父兄負担は相変わらず解消されておられないなどの問題が、残されております。

老朽、危険、すし詰め、あるいはプレハブ教室の早期解消、義務教育費の父兄負担解消、校舎建設、施設費などの超過負担の解消、幼稚園の増設、同和教育の推進など、また、四日市西高校が新設されますが、それでも高校進学希望者を全員進学させることができないこと、また、四日市南高校、四日市高校の間で、総合制が採用されたため、両校の持つ過去の建設費の借金の額によって、父兄負担が半強制的にPTAにかかってきているなど、児童をその居住する地域によって、不平等にしているのが、いまの四日市の教育ではないかと思えます。このような状態をなくするために、市長は今後どのように進めていかれようとするのか、お尋ねいたします。

次に、最後に財政問題についてお尋ねいたします。

最近、地方自治体における人件費の問題が取りざたされておりますが、私たちはこれは、政府の意識的な、地方自治体を政府の下請機関とするための宣伝として受けとめております。

たとえば、国家公務員の給与と比較して、地方公務員の給与が高いといわれておりますが、これは明らかにごまかしであります。政府の発表しております国家公務員の平均給与は、国家公務員を構成する者の中から、一般職より高額の給与をとる専門職員を除いた一般職だけであります。

国家公務員全体の平均給与は、専門職も含めた平均給与であらわさなければならぬわけですが、地方公務員より高いというからくりがここにあるわけです。事実でない宣伝によって、地方自治体の切り詰めに、政府が迫ってきていることを見逃してはなりません。

特に四日市の場合、総予算に占める人件費の割合は、四十九年度二五・八％、五十年二六・三％となり、全国平均の三五％内外より低いというところであります。市民へのサービスを高めるために、最先端で働く地方自治体職員こそ、その労働条件を改善されて当然だと言えます。

次に、五十年年度当初予算を見ても明らかのように、四十九年度よりの繰り越しを、一億円しか見ていないことでもあります。過去四日市市一般会計の決算状況を見てみますと、毎年四億から五億円の繰り越しになっておりますが、いままでの経過から見ますと、五十年年度における繰り越しはもつと見込んでもよいことでもあります。

また、毎年度途中の補正が多いことも、指摘しなければなりません。特に、対前年度比較を当初予算と比較していることであります。たとえば、五十年年度予算案を四十九年度と比較する場合、昨年十二月議会で可決している補正予算を含めた四十九年度予算と比較するのが、当然だと考えるのであります。いまの方法でまいりますと、その伸び率のみを、大きく見えるようにするだけにとどまるように思うのであります。

また、先日四日市市総合計画が発表されましたが、これによると五十年年度の市税収入は、百三十三億円になっておりますが、当初予算では百二十一億円だけを計上しており、差額の十二億円は何かということでもあります。予算の立て方として、当年度中に予定するものは、当然当初に予算すべきだと考えるものであり、国及び県の補助決定がなされてから予算化するということは、年度計画を議会に説明しない、市民に公表しないということにもなるのではないかと思います。

市民要求を実現するためには、裏づけとなる財源が確保されなければ困難であろうとは思いますが、冒頭に、岩野市長の基本姿勢について質問した中に、自治体の権限の拡大と財源の確保について、市長の思い切った施策と行動を要望いたしました。そのことも含めて、今後の財源確保について、市長からお答えをお願いし、社会党議員団の代表質問といたします。

○議長（山中忠一君） 市長。

○市長（岩野見斉君） お答えいたします。

政府の人事政策なんかを見ておると、中央集権強化強化の方向にあるのではないかとというご見解でございますが、私もこれにつきましては、そういった危惧の念を抱くものでございます。政府におきましては、昨年、一昨年と流通過剩性を誤って見た結果、流通過剩性が、非常に大きくなっておるにもかかわらず、財政の膨張、あるいは起債の認可等につきまして、非常に放漫な政策をとりました。その結果、物価騰貴、インフレの高進、こういった問題が一層刺激せられたことは、国民だれしも知っておるところでございます。

また反面、摂津訴訟なんかを契機といたしまして、府県あるいは市町村に対する超過負担の問題をつかれた結果、これを自治体の給与の水準が高いというようにすることにすりかえようとしておるのも、私は覆うことのできない事実であらうかと考えております。

こういった問題を考えますときに、一番痛切に考えられます問題は、地方自治体に対する財源の付与が非常に少ないということでございます。すなわち、税財源の地方委譲ということが、従来国税三税の三分の一を地方交付税として交付するというような制度になっておりますが、これが実態に即していないのでございます。

すなわち、いろいろな事務を、地方に委譲しておりますけれども、必ずしもその財源が伴っていないのでございます。国法なんかの成立を見ましても、すでに市に対するいろいろな事務委託といったようなものが、流れておるにもかかわらず、財源措置はほとんどとられていないのでございます。

また、起債の許可制につきましても、これは当分の間起債の許可を、知事に任せるといようなことになっておったと思うんですが、その当分の間が、今日に至るまでもなお続いておるのでございます。こういった地方の自主性を確立するためにあっておる障害、何と申しましてもこれは財政の問題が確立しない限り、地方の自主性とい

うものは高まらないものでございますから、自治体に対する財源強化を強く政府に迫るとともに、起債の許可制なんかも私は廃止せらるべきものであらうと考えるんでございます。

こういった意味におきまして、単に何でも政府の施策に反対するというんではなく、筋の通った問題につきまして対立を高め、そうして地方の独立性、あるいは自主性を強めていきたいと考えております。

次に、物価対策につきまして、政府も最近、いろいろな物価政策をとってきておりますけれども、ただ公共料金の値上げのみが取り残されておるような状態でございます。公共料金の値上げが一般の物価にはね返るといふことは、いろいろなパーセンテージは低いとは言われておりますものの、実際公共料金の値上げが物価に及ぼす影響は、無視できないことは私もよく知っております。

しかし、水道料金なり、あるいは医療の料金、こういったものが必ずしも経営を無視しては、進められないこともご承知のとおりでございます。こういった意味におきまして、先ほど小井議員のご質問にも答えたくてでございますけれども、少しでも遅く、少しでも引き延ばして、少しでもまた企業努力によって、公共料金の引き上げの率を少なくする、また、一般の市民へのはね返りが、少しでも軽くなるといったようなことを考えながら、公共料金の問題に対処していきたいと思っております。

物価に対するいろいろな対策をいたしまして、市には残念ながら、諸物価の抑制の法的な権限はないのでございませぬけれども、スーパー、あるいは商店業者との懇談会、あるいは市内生活物資の価格調査等の、いろいろな機会を通じまして、市民への低価格な物資の供給につきまして、努力を続けていきたいと思っております。

また、モニターの活用、あるいは消費者センターの活動、あるいは青果物につきましては、一昨年来四回にわたって行ってまいりましたタマネギ、その他の生鮮野菜についての価格安定のための、価格安定資金を利用いたしまして、

放出いたしました生鮮食料の売却、市民に対する低廉な供給、こういったものを本年も続けてまいりたいと思っております。

また、公設卸売市場の設立につきまして、五十年度の予算に計上しておるわけでございますが、この流通センターができましたならば、桑名、鈴鹿市とともに、生鮮食料品の流通には、かなりな機能を發揮できるものと期待しております。

生活協同組合等の育成につきましても、できるだけ私は、促進をはかりたいと考えております。

住宅土地の問題につきまして、公営住宅への要望が非常に強いことは、私も承知いたしております。これにつきましては、開発公社によってできるだけ進めていきたいと思っておりますが、ただまあ、これにつきましては、公営住宅の建設に対して、市の提供すべき資金が相当な量に上りますので、意のままにられない状態でございます。

防犯灯の維持につきましては七〇％、それから建設費につきましては、やや単価を上げたんでございますが、決してこれはまだ十分なものとは考えておりません。ただまあ、維持費等につきましては、市民の側におきましても、この維持につきましては、ご努力をお願いしたいような気持ちでおります。

老人のバス利用につきましては、先般いろいろ熱心なご努力を受けたくてでございますが、一般的なバスの利用、あるいは理髪、あるいは入浴、こういった面につきましても、一挙にすべてを解決するというわけにはいかないと思っておりますけれども、序を追ってそれぞれの経営者とも十分懇談いたしましたして、高齢者の優待に努めていきたいと思っております。

憩いの家につきましては、すぐにこれを各地区にというわけにはいきませんが、憩いの家にかわるような施設を、公民館、あるいは出張所等に、できるだけ付設していきたいと、このように考えております。

保育園の建設につきましても、これはその需要の度の高いことはよく存じておるところでございますして、できるだけ

け保育園の新築、あるいは増設等に努めたいと考えております。

身障者に対する対策といたしましては、四十九年モデル都市の建設に指定を受けたわけでございますが、本年度もこれを引き続き整備に努力していきたいと思っております。

なお、四十九年度におきましては、旧乳児院の跡を、作業訓練の場といたしたんでございますが、こういった援護施設をつくるためには、もっと広く一般の企業にも呼びかけて、身体障害者の福祉工場といったようなものが市内にできることを、促進したいと考えております。

労働対策につきましては、商工課の中に、臨時雇用問題相談コーナーというものを設置して、就職希望者、あるいは受け入れについてのあっせんをしておるわけでございますが、年末から今日までに、大体二十件ほどのあっせんしたいという申し出がございまして、職業安定所と協力いたして、処置しておるわけでございます。

現在、失職したための保険の受給者が九百三十四名ございます。なお、求職者は七百六十四名、新規求人は二千四百十五人でございます。主としてこれがサービス業からの申し込みになっております。求人倍率が二・二倍にも上っております。全国的に見ました場合には、求人倍率は〇・八ぐらいになっておるようでございますが、四日市ではこれが異常な現象を、呈しておるわけでございます。

しかしながら、労働条件をよくするか、あるいは労働対策のいろいろな条件を整備していくといったようなことにつきましては、引き続きその向上のために努力したいと思っております。

労働問題につきましては、総務課の方で、いろいろな施策についての対応の仕方というようなことを扱っておるわけでございますが、この室をつくるまでのことは現在まだ考えておりません。

農漁業対策といたしましては、市の総合計画の基本方針によりまして、今後振興をはかりたいと存じますが、当面は、昭和四十八年度に策定いたしました農業振興地域整備計画に基づきまして、農用地の利用、土地基盤の整備、農業近代化の諸施設、あるいは農地の権利取得の円滑化等の事業を進めたいと思っております。

そして、高能率の農業が実現できるより、努力したいと思っておりますが、その手段といたしまして、農業構造改善事業の実施、あるいは施設利用型の農家の振興、あるいは特産物の振興、生産組織の育成、こういった面につきまして展開していきたいと思っております。

また、農産物の流通対策と、価格安定対策といたしましては、産地直売、あるいは野菜価格の安定、こういった問題を処理していきたいと思っております。

また、農業につきましても、金融対策、あるいは後継者育成の対策、農業研究指導所の活動の強化、あるいはまた家畜の防疫、衛生、環境の整備、こういったものを通じまして、農業の近代化と充実に努めたいと思っております。

緑地利用につきましても、その半分を還元するといった措置を講じまして、税制の上からの苛酷な措置を緩和しておるようなわけでございます。

水産業につきましては、漁業協同組合の体質を、まず改善してもらいたいと考えております。そのためには、漁業協同組合の合併を推進して、大型漁業協同組合による生産、販売、金融、こういった面の充実をはかっていきたいと思っております。

また同時に、多くは望めないにいたしましても、栽培漁業の振興をはかりまして、ハマグリや養殖等の地盤を固めていきたいと思っております。しかし、これは余り多くは望めないものであろうかと考えるものでございます。

零細漁業の対策といたしましては、結局いろいろ方法はあるとは思いますが、一番実質的なのは、融資の拡大であろうと思えますし、先般来も問題になっております経営相談とか、あるいは経営診断の実施、これを強化していくことであろうかと思えます。

政府の三公庫に対しまして、今回五百五億の追加融資がございまして、政府も中小企業の金融には、本腰を入れだしておると思えます。

市といたしましては、本年一月から中小企業振興資金を、独自に設定いたしましたして、融資額の拡大をはかっております。そして現在融資の総額は、三百六十八件で、四億五千七百万円ということになっておりますが、とにかく最も融資面を重点といたしまして、中小企業、あるいは零細企業の対策といたしたいと考えております。

公災害対策につきましては、災害防止条例を県でつくり、災害防止条例の制定につきましては、私は県でこの条例をつくるのが、適当であろうと考えております。そして市は、災害防止協定を企業と結びたいと考えております。そして目下の問題といたしましては、コンビナートの防災対策法を、政府に策定してもらいたいという努力を続けております。

現在、コンビナートに対する防災対策につきましては、ばらばらに行われておるんでありますけれども、これを一元化する方向で、進めてもらいたいと考えております。そうして三月中旬をめどに、国会にこれが提出せられるやに聞いておるんでございますけれども、市といたしましても、すでに消防庁に対し、この促進方を陳情いたしております。

内容につきましては、予防策といたしましては、企業の事故予防の強化をする立場から、遮断帯、これは道路その他の緑地等の設備をさせるとか、重油が工場から流出しないように、事業所内の擁壁のかさ上げとか、あるいはさらには、第三的な防油堤の設置を義務づけるとか、あるいは企業内の消防力を強化する立場から、消防の人員、あるいは資材の確保を義務づけるとか、あるいはコンビナートの企業内で、共同の油回収船を持つように義務づけるとか、こういった予防対策を強化いたしますとともに、災害に対する対応策として、国、県、市町村、企業の四者から成る防災会議をつくって、災害対策計画の作成、あるいは発生時における対策本部の設置、これらのことを内容として、先ほどお言葉にもございましたような、通報することを義務づけることは、もちろんでございますが、企業自身による定期検査、あるいは官公庁による定期点検等を、法制化するといったような方向に進めたいと思っておりますが、こういった洗い直しが進められておりますので、この防災対策につきましては、遠からず実現するのではないかと、期待しております。

財政問題につきましまして、国家公務員と比較して、高いと言われておるが、国家公務員においては、専門職を除いておるといふようなご発言、また人件費の一般予算に占める割合が、全国平均よりは低いというようなご発言をいたさしまして、なおその後繰り越しが四日市の場合、非常に少なくなっているという指摘がございましたが、この繰り越しの少ないという理由といたしましては、事実、私はもっと繰り越しがあると思えますし、市税収入ももう少しふえる見通しを持っております。ただ人事院勧告が、この次、昭和五十年でどのような形において行われるかということが、未定でございます。しかし、全然ないということも考えられませんので、若干の余裕は見ておるわけでございます。

年度予算でございますから、計画の全体を市民にお知らせするのは当然でございますけれども、人事院勧告をどの程度に見るかという問題は、いまの時点では、私は非常に予測のしにくい問題でございますし、また県の土木事業についての分担金等も、なおかなりな時期を経過するまではちょっと検討がつけにくい問題でございますから、それら

の財源は、若干保留しておるわけでございます。したがって、繰越金もそういった意味において、理解をいただきたいと思つた。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 教育施設の問題でございます。

今度の総合計画で、約百十三億程度のもが見込まれておりますので、それによりましてプレハブの教室とか、あるいは老朽校舎、そういうものは解消するのでございます。

特別教室、あるいは屋体の改造、プール、そういうものが、まだ残るわけでございます。先ほど市長からお話のありましたように、特別の財源がありましたときに、さらに事業を進めていきたいと思つておるのでございます。

なお、大谷台小学校の卒業生の、通学区の問題でございます。

大谷台小学校の学区を定めるときに、周囲の關係の父兄からも、そういうご質問があったのでございます。現在としましては、ちょうど三浜小学校と同じように、山手中学校、大池中学校、朝明中学校の三つに分かれていくという、こういう線であるの学区が決まりましたのでございます。

しかし、先ほどお話のありましたように、三重の地区に、もう一つ小学校をつくらなきゃならぬ。それとの關係で、中学校の問題も、起こってくるわけでございます。そういうのとかみ合わせまして、うまくまとまらないかと思つておるのでございます。

これもなかなか、地元の情報もございまして、むずかしいということをご予想しながら、善処していきたいと思つてでございます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後四時十七分休憩

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 私、公明党を代表いたしまして質問いたしますが、最後ですので、全般にわたつての質問もありませんし、それからまた出尽くしているような感じもいたします。

そこで、小さくしほつて、直接住民の關係のある点等を考えて、また総合計画とにらみ合わせて、三点について質問を申し上げますから、よろしくお願ひいたします。

治水対策についてお願ひします。これは助役の答弁をお願ひいたします。

特に南部を取り上げて、都市下水路の整備についてでございますが、総合計画には、市街地における常襲浸水地域の解消をはかるとあります。

ときに小浜町付近では二十年来水がついておりまして、一年のうち五、六回は浸水するという状態であります。議員は選挙あるたびに、公約として、水がつかないようにすると言つて当選している。だが、雨が降るたびに水がついて、むしろ近年では、非常にひどくなつてきております。いまでは中里、塩浜本町二丁目、御菌町二丁目、塩浜駅西が一円に浸水するようになりました。

地元住民は、もう議員の言うことは信用できないというので、四年ばかり前になると思いますが、そのときに助役、それから下水道課長、そのときは部はありませんでしたが、来ていただきまして、また市の職員の名等来ていただいて、小浜町のクラブで組長クラスを全部出席させて、説明会をしたわけでありまして。その説明会を聞いて、これならば水はつかないだろうと、希望を持ったのです。その後一向にその計画が進まなく、きょうに至っております。

この前の全員協議会の後で行われた、三重県の公害防止事業としての説明会でありましたが、塩浜の都市下水につき、強くこれは要望したのであります。話を聞けば国の方でも認められたと聞いておりますが、その点はどのようになってくるのか、説明をお願いしたい。

そこで、六呂見町を通るところの、一号幹線これをつくるという計画ですが、それをつくった場合に、前田町の南中学の付近の排水はどうなるのか、また、追分町、小古曾、特に小屋下川の問題、それから大治田町一円の水がひけるのか、これを詳しく説明していただきたい。

また、大井の川のポンプ場は、いまの状態では能力において問題になると思いますが、その点の計画も説明していただきたい。

それから、中央クリークの問題ではありますが、これは昨年の治水対策特別委員会で問題になりましたが、最終はどのような計画になって進められるのか、その点もあわせて説明をお願いしたいと思います。

ここで塩浜の駅西一帯の地域に公共下水を、同時に進めてはどうかと思っておりますが、その点の説明をお願いします。わかりましたならば、いま申し上げましたところの金額も添えて、説明をお願いします。

次に、教育問題ではありますが、これは教育長の答弁をお願いします。幼児教育と社会教育についてお伺いしたいのであります。

総合計画には、幼児教育においては内容の充実をはかり、二年保育の推進と就園援助のため施策を進めるとありますが、また、幼児教育特別委員会での調査報告にもありますが、近年、幼児期から集団教育の必要性が広く認識されてきたと、それとまた、婦人の職場進出が増加してきたなどによりまして、幼児についての教育の関心と要求が、爆発的に高まっております。その結果、幼児教育の施設の整備と充実が課題となっております。

そこで、ことしにおいては相当保育園に入れることができないう家庭が出たのであります。この重大な問題を直面上して、真剣にこれに取り組みなければならぬと思っております。

小学校区に一幼稚園をつくとありますが、現在ないところは約十カ所ぐらいかと思っております。その小学校区に二保育園のあるところもあります。それからその中でも、私立の幼稚園のあるところは五校区ぐらい。そうすると、直接問題になるのは五校区ぐらいが問題になってくると思っております。

それで、保育園の今度の入れる状態から見ると、また一番緊急を要するのは二、三カ所だと思っております。この二、三カ所の解決をはかったならば、保育園の問題は解消されるように思われるわけですが、それと並行して幼稚園の二年保育をやれば、保育園も助かってくる。また、幼稚園である程度長時間ということを考えれば、この問題も解消すると思うわけですが、そこで幼稚園には幼稚園の規定がありまして、非常にむずかしい点もあると思っております。その、どうしても保育園に預かってほしいというのは若干名だと思っております。その若干名を残して保育をしてあげたならば、この問題は解消になるんじゃないか。

で、給食の問題もありますが、その長時間ということと、それから二年保育というところを考えていったならば、この幼稚園の問題はうんと解消なるように思いますから、この点もよろしく願います。

次に、社会教育の問題についてお伺いいたしますが、総合計画の中には、生涯教育を志向する市民の、社会教育へ

の多様な需要に応ずるため、公民館と図書館等、社会教育の施設の整備を行うとあります。

私は、ここで公民館の整備を急がなければならぬんじゃないか。これは社会教育委員会におきましても答申しておりますが、社会教育が充実されて実施されると徹底してきたときは、四日市が見違えるように活気づいて、変わった市となってくるんじゃないかと思うわけであります。その社会教育の重要性として、これを一番に取り上げなければならぬ。

そこで、社会教育が伸びかつ徹底していくかと思うと、地域に密着した公民館でなければいけない。そこでいろいろ考えましたが、その公民館を設けるには、中学校区ではちょっと大き過ぎる。行政区でもこれは問題があって不都合だ。そこで小学校区単位くらいで、公民館を設けていったならばどうか。小学校区となりますと、PTAの会合にしても、婦人会の会合にしても、それから諸行事一般のものにしましても、非常に連なりが多いと思うわけでありま

す。

総合計画の五カ年計画によりますと、出張所等を整備して集会室を併用して、公民館活動の場とするとありますが、そこで五十年度の予算を見ても、社会教育費はわずかであります。それで、そこへ公民館の費用はほとんどに徴々たるものになってくるわけですが、いまの教育行政で公民館に金をかけるということは、なかなかできないと思

います。また公民館に強くだけだけでも力を入れていけば、ほかのところがお留守になってくるという立場はありますので、この場合に思い切って、私は自主公民館としてはどうかということをお伺いしたいのであります。

それで、自主公民館になりますと、地域の格差はできると思いますが、むしろ活発な公民館活動ができて、また地域別の社会教育が積極的に行われて、それら等を考えると、どうしてもこれをつくらなければならぬと思うわけですが、教育長の答弁をお願いします。

次に、近鉄八王子線の問題について申し上げたいと思ひます。

この問題は、いま小井議員の方からも質問ありましたし、市長の答弁もありました。この問題は本当に、いまの市長以下助役、公室長はじめ全力を尽くして闘っていただきました。また議会側からしても議長をはじめ副議長、その他皆さんも非常に取り組んでいただいて、これを感謝するものであります。

また、各派の代表が名古屋の陸運局に陳情に行きましたときには、総力を挙げて地元の要望をお願いしていただき、地元の住民としてもよく知っております。それで非常に感謝しております。

近鉄側と何回となしに交渉してまいりましたが、どうしても西日野までという線が濃くなってきたわけであります。そこで四郷地区の交通対策委員会を開き、いまの議長の山中さん、岩田さん、それから後藤さん、橋本さん、この諸議員が出席していただいて、地元の議員と交えて対策委員会を開いたのであります。そのときの委員会のメンバー二十数名だと思います。傍聴人が約十名ほど参加しまして開かれて、七時ごろから十一時前まで激論のうえ、最終は八王子までどうしても通してくれという結論になったわけであります。

これは天白川の改修工事も関連性がありますが、天白川の左岸を広げるためには、四十戸の家を立ち退かねばならぬ。立ち退きについては相当の抵抗はあったのであります。ところが最終には四郷地区の発展のために、また八王子線をどうしても残してほしいために、四十戸の家は立ち退くという決心をして、それで測量も一応は終わりました。だが、家は立ち退いたわ、電車は走らないわとなると、これは重大な問題になるわけであります。また、電車が西日野までとなりますと、四郷地区が分裂するということのような事態にまで来ているんです。今度の交通対策委員会では相当の問題になりました。

で、その後考えましたところ、これはもう国会議員の先生方の力を借りなければとていけませんと思ひまして、こ

これは超党派で、近鉄八王子線の復旧に全力を尽くすということで取り組んだわけであります。で、国会議員の先生方に動いてもらっております。ちょうど十三日には、参議院の運輸委員長の宮崎正義さんが来てくれるような予定になっております。このときには、地元住民として何としてもお願いしたいというような要望であります。

考えてみますと、この集中豪雨による決壊に便乗して廃線するということは余りにも近鉄側としては、私は無慈悲だと思えます。だから電車を走らせて、そうして後の問題として廃線するならする、残すなら残すという問題をするのが常識だと私は思うております。

そこで、大衆の力ほど私は強いものはないと信じています。それから大衆の怒りほど恐ろしいものはないと信じております。どうかそこで、市長以下、どうかいままで以上にこのご支援をいただいで、また議会側としても、よく理解くださいますして、一層のご協力を私はお願いいたします。

以上をもって質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ご質問の第一点、南部の排水についてお答えを申し上げます。

特にご指摘のありました小浜町周辺から塩浜二丁目、大池町、大里町、それから塩浜本町、御園町等に至りまして、雨のたびに浸水を見ておるといふことは、助役といたしましても大変申しわけないといふことで、かつて小浜町へお邪魔をした当時から、あの考え方を実現いたすべく、国の方と折衝をいたしております、ようやく国の方でもこの事業が、あの辺一帯の浸水をなくすためには必要欠くべからざる事業であるという認識をもらいまして、これに對してどういふ財源措置を講じていくかといふことにつきまして、今年度の、四十九年度の後半から、本格的な取り

組みを、国の方でもしてくるようになったわけでございます。

この雨池、塩浜都市下水路を完璧にやろうと思えますと、約九十億円ぐらいの費用が必要でございます。しかし初めから九十億円の費用を算段をするといふことで、仕事を進めておりましたんでは、早急に解決をさせるといふことが非常に困難であるといふことで、まずまず少しぐらいの雨では浸水をしないようにできるというためには、約五十億円の仕事をすればかなり防げるんではないか、こういう確信を得ましたので、その点について国の方と、この五十億円という金を短期間の間でやってしまわなければならぬ。それには必要な企業負担あるいは企業からの資金の提供というようないふことを前提にしなければできないといふことで、企業の方とも話をまとめ、国の方にこれを認めてもらうべく、建設省、自治省、大蔵省、会計検査院等、関係官庁すべての了解を得るように努力を続けました結果、この七日に最終的に、国の方で了承をしてくれることになったわけでございます。

したがって、この五十億円程度の仕事を五十年から五十三年度いっばいかけて、完成をいたすという予定をしておるわけでございます。

これによりますと、雨池都市下水路につきましては、五十年から八百ミリのポンプ二台の建設にかかりまして、これが五十一年度半ばぐらいに完成をする予定でございます。それからさらに、五十二年から五十三年度にかけて千六百五十ミリ二台、水路はちょうど雨池のポンプ場から海軍道路までは、すでに改修が進んでおりますが、これから上へ回りますして、先ほどご指摘になりました小屋下川の交差点のところまで、約千六百二十二メートルを改修するつもりでございます。樋門が一所所ございますが、これらを含めまして二十六億円という金額を、この間に投じてまして、所期の効果を發揮させたい、かように考えて、国の方とも折衝をした次第でございます。

次に、塩浜ポンプ場の方でございますが、これはすでに従来海岸のところまで封鎖をされておりました第二幹線水路

これはシジミ川と通称呼んでおった昔の川でございますが、その先のところで現在すでにポンプの下部工をやっております。これらを含めまして塩浜につきましては、千八百ミリ二台、それから千ミリ一台と、水路を約二千七百七十メートル、樋門が一カ所ございます。これらを二十四億五千万円という金額をかけまして、五十三年度いっぱいかかって、それらを完成させるということについて、これも先ほど申し上げましたように、国の方の了承を得たような次第でございます。

したがってこの計画に従いまして、今後塩浜、雨池両都市下水路の工事を進めまして、小浜町、それから中里町、大池町、塩浜二丁目、御蘭町二丁目、塩浜本町一丁目、御蘭町一丁目、大里町等の浸水をなくしていこうということでございます。地元の方々の協力を願ってやまない次第でございます。

さらに、先ほど指摘のありましたそれから上の前田町、小古曾町あるいは大治田町等につきましては、総合計画の中にございます都市下水路一般の工事によって支派川の整備を進めてまいりたい。そうすることによって南部の浸水を防いでまいりたい、かように考えておるような次第でございます。

なお、ご指摘のありました大井の川のポンプ場でございます。これは県のポンプ場であることはご承知のとおりでございますけれども、この排水能力がないということは、現実にかかっておることでございますので、この雨池川の整備と同時に、県の方に話を持ち出して、このポンプ場の強化をお願いしておるわけでございますが、これは河川側の仕事になりますので、今後さらに強力な陳情を繰り返しながら、その実現をはかってまいりたい、かように考えておるような次第でございます。

それから、公共下水道の工事をあわせて行いべきであるというご指摘がございました。これにつきましては、近鉄線から西、雨池川から東、一部海山道町も含みますけれども、その間にわたる百六十一ヘクタールという地域が、公

共下水道の認可地域となっております。

これにつきましては、現在公共下水道の事業というのは日永処理区、あるいは中部処理区の仕事に集中しておるわけでございますので、五十一年度ぐらいからこれを取り入れてもらうように、国の方と今年いっぱいかかって話を詰めてまいりたい、かように考えておるような次第でございますので、ご了承を賜りたいと存じます。

なお、駅より東につきましては、都市改造の問題がありましたので、認可区域からはずれておりますけれども、これらについては今後国と交渉を重ねながら、公共下水道の実現をはかってまいりたい、かように考えておるような次第でございます。

ご指摘のありました南部の排水についてのご答弁、以上のとおりでございます。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） お答えをいたします。

幼稚園教育の問題でございます。

ご承知のとおり、四十年でございますが、幼児問題研究会のあの答申に沿いまして、幼稚園の園数の拡大ということで、これまで進めてまいっております。年々一園ぐらいつつ開園して、五十年塩浜幼稚園が開園されることになりました。幼稚園の数二十一、小学校の数三十五でございます。十四地区にまだ幼稚園がないという状況でございます。

しかし、先般の幼児教育特別委員会のお話を承っておりますが、必ずしも一小学校区一幼稚園ということにこだわらないで、もっと実際に即した設置方をしたらどうかと、こういうようなこともございますので、地域の実情に即

したような配置を考えていきたい。

ご指摘のように私立の幼稚園もないところも、その十何校区にはございます。たくさん私立の幼稚園のかたまっておるところもあるのでございます。しかしそういうところは、また保育園との関係が非常にうまくいきまして、四歳児は保育園、五歳児になるとほとんど全部が幼稚園に移ると、そういうところで、ある程度非常に安定した地域もあるのでございます。保育園だけでは十分満足できないと、こういう地域もございまして、そういう、地域の実情をよく勘案いたしまして、幼稚園の充実に努めてまいりたいと思っております。

なお、次の二年保育の問題でございますが、幼児教育二年、あるいはほとんどの人間の形成、人格的な形成には三歳児から教育的な配慮、これは学校といわずあるいは家庭といわず、そういう家庭、学校、幼稚園、そういうものから、三歳児のところから十分配慮しなければ本当の健全な子供の育成はできない、こう言われておるのでございまして、私どももそうしなければならぬと思っております。

四日市の場合におきましても、かつては二年保育の時代もあったようでございすけれども、ずっとここ、五歳児の保育だけになっておるのでございます。したがって、何とか試験的にも二年保育ということも考えたのでございますけれども、義務教育その他の教育、財政の事情によりまして、基本構想には二年保育はうたってございすけれども、早い時期にそれ着手することができないというのが実情でございます。

なお、これに関連いたしまして、公立幼稚園の二年保育というのは、私立の幼稚園の経営にも非常に大きな影響があると、私立の幼稚園も、四日市市の幼児教育にはずいぶん貢献をしておるのでございます。二年保育があるがために、私立が維持できると、いま、先ほどもお話のありましたように、四歳児をやっておる公立幼稚園の希望者が少ないというのも、二年保育がないからだと言えるのでございます。それに同様に公立が二年保育をしたときに、私立と

の調整、そういうことも考えなければならぬ大きな問題があるということを申し上げたいと思っております。とにかく、慎重に考えていきたいと思っております。

なお、社会教育の問題でございますが、かねがね松島議員からはご指摘になり、昨年の社会教育委員会でも、もっと地域に密着した活気のある公民館活動をせよということで建議をいただいております。四十九年度はその線に沿いまして、活発に動いておるつもりでございます。拠点公民館におきまして各種の、ファックスとかテレビとか、そういうものを入れると同時に、特別の地域に非常勤の職員を配置しまして、ほんとに地区の人々の求める社会教育で、行政が余り手を出さずに、地区の人の動き、それにお手伝いをするという形の地区を、三つ四つつくったのでございます。

五十年度は、さらにそれを拡充いたしまして、社会教育の指定地域三地域、準指定地域四地域というものを予定いたしました。そういうところを糸口にしまして、地区の方々の要求に合うた公民館活動をしていきたいと思っております。でございます。

施設の改善につきましては、先ほども市長からお話がありましたように、公民館を公民館だけのものにしなくて、出張所とあわせ、老人福祉あるいは児童福祉とあわせた、地域のセンターとして改造していくと、そういう線でございます。その線に沿いまして、今年度はまず河原田の公民館、あの辺を改造してもらい、そういうことになっておるのでございます。

ご趣旨に沿いまして、十分活動していきたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 近鉄八王子線の問題についてお答えいたします。

近鉄八王子線復旧につきましては、八月以来本年三月までに、十二回にわたって近鉄及び運輸省に対し、存続あるいは早期復旧ということについて陳情、あるいは要請を行ってまいりました。このうち五回は、市議会の議長さんをはじめとしまして議員の方々にも同行を願ったのでございます。

最終的には三月四日、名古屋陸運局長が市役所へ来られまして、市長、議長が面接いたしましたのでございます。その考え方といたしましては、四日市駅・西日野間は早期復旧し、西日野・八王子間は連絡バスを運行する意向であって、連絡バスの料金は、一年間は電車の運賃と同じにして、段階的に四年目に、一般のバスの料金にするというようなことでございました。

そして、運輸省としては、現在の八王子・西日野間の復旧状況は、安全運転について問題あり、との見解でございました。

これに対しまして、市長、議長は、地元の意見にこれは沿っておらず不満であり、承諾できないから、全線開通を再考してもらいたい、こういう回答をいたしました。

今後は地元住民の方々と一体となって、運輸省及び近鉄に対して、強く全線復旧について要請を続けていきたいと、このように考えます。

○議長（山中忠一君） これをもって代表質問を終了いたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

どうも長時間ありがとうございました。

午後五時十七分散会

昭和五十年三月十一日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号

昭和五十年三月十一日(火)

第一 一般質問

午前十時開議

○本日の会議に付した事件

日程第一 一般質問

○出席議員(三十六名)

青 天 荒 小 伊 伊 岩 大 小 川

山 春 木 井 藤 藤 田 島 川 村

峯 文 武 道 太 信 久 武 四

男 雄 治 夫 郎 一 雄 郎 潔

市  
長  
岩  
野  
見  
齊

○欠席議員(六名)

吉	早	長	橋	後	小	山	山	山	安	六	松	増	藤
		谷											
垣	川	川	本	藤	林	本	中	口	垣	平	島	山	井
照	正	鐸	建	藤	喜		忠	信		豊	良	英	泰
				太									治
男	夫	元	治	郎	夫	勝	一	生	勇	司	一	一	郎

福	日	服	橋	野	生	中	出	坪	田	高	高	志	後	小	粉	訓	喜
																	多
田	比	部	本	崎	川	島	井	井	中	橋	井	積	藤	林	川	霸	野
香	義	昌	増	貞	平	隆		妙	政	力	三	政	寛	博		也	
史	平	弘	蔵	芳	蔵	平	博	子	一	三	夫	一	治	次	茂	男	等

○出席事務局職員

事務局局長	菊地英也
議事課長	川村得二
議事係長	板崎大之丞
主事	西口悟司
主事	川北

水道事業管理者	次長	天野助三
消防	次長	倉谷徳助
国体局次長	佐々木晃精	

病院事務長	村山了
教育委員長	龍池清真
教育長	市川一郎
副収入役	伊藤涼一
建設部長	荒木三郎
下水道部長	美濃部博美
土木部長	杉本義広
環境部長	園浦和己
福祉部長	谷沢文男
産業部長	鷺野正和
稅務部長	杉本治芳
總務部長	阿南輝彦
市長公室長	三輪喜代司
収入役	庄司良一
助役	加藤寛嗣

○副議長（生川平蔵君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、二十二名であります。

午前十時六分開議

本日の議事は、お手元に配布の議事日程第三号のとおり一般質問であります。

日程第一 一般質問

○副議長（生川平蔵君） 日程第一、これより一般質問を行います。お手元に配布の一般質問通告一覧表のとおり、質問の通告があります。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

中島隆平君。

〔中島隆平君登壇〕

○中島隆平君 通告に従いまして質問させていただきたいと思えます。大ぜいの方を前にして話ができないのが残念でございます。（笑声） 迫力に欠けるかもわかりませんが、その点にご容赦を願いたいと思えます。

〔私語する者あり〕

ただ私は、夏目漱石の草枕から言葉をひもといて質問をさせていただきました。やっぱり夏目漱石も山道を歩いたそりでございますして、草枕の冒頭に山道を登りながらこう考えたという見出しから文章が出ております。

「わゆる皆さんも存じのとおり、「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される。意地を通せば窮屈だ」と、「とかく人に世は住みにくい」というふうな文章が続いているわけでございます。その後「住みにくさが高じると、安い所へ引き越したくなる。どこへ越しても住みにくい」と悟った時、詩が生まれて、画ができる」と、「人の世を作ったものは神でもなければ鬼でもない。やはり向こう三軒両隣にちらちらするただの人である。ただの人が作った人の世が住みにくいからとて、越す国はあるまい。あれば人でなしの国へ行くばかりだ。人でなしの国は人の世よ

りもお住みにくからう。

越すことのならぬ世が住みにくければ、住みにくい所をどれほどか、くつろげて、束の間の命を、束の間でも住みよくせねばならぬ。ここに詩人という天職ができて、ここに画家という使命が降る。あらゆる芸術の士は人の世をのどかにし、人の心を豊かにするがゆえに尊い」というふうな文章があるわけでございます。いまから私が質問させていただきます一、二、四の問題に関連をいたしますので、その冒頭にその文章を述べたわけでございます。

私は、ここに詩人という天職ができてということから、ここに行政という天職ができて、ここに政治という使命が降る。あらゆる行政官、政治の士は、人の世をのどかにして、人の心を豊かにするがゆえに尊いと言われなければならぬと思ひから、この文章を冒頭に出したのでございます。

やはり人の、人間の社会は、とかくに住みにくいけれども、どうせ住んだところを基盤にしていろいろと楽しいことも、怒りたいことも、悲しいことも、うれしいことも一緒にたになって生活するのが地域社会ではなからうか。自分が自己中心的に考えて、そして住みにくいから遠くへ引越したらいいんじゃないかという事で安い土地を求めて移られても、またそこに人がいるから、人間と人間との問題が生じておるわけでございますから、とかくに人間は、住みにくいからというて、そう簡単に引越せないんだと、引越せないから、引越せないなりに自分の住んでいるところをよくしようじゃないか。よくしてこそはじめて皆さんが、地域社会からりっぱに政治家として登壇してみえるんではなからうか。また、行政担当者の方が精いっぱい地域開発にご努力をいただいておりますから、その点で十分とお考えをなさる必要があるんではなからうかと思ひます。

私がちょうどこれで最後の議会になりました。言い残すことを全部言うていきたいわけでございますけれども、十のうちに一つくらいが花でございますして、一応私もいろいろなお話をいままでしてきたことをまた繰り返しながら残っ

ておる問題を披瀝して降壇したいと存ずる次第でございます。

ちよろど私が、四十七年の三月市議会定例会におきまして、橋北地区ということではなくて、三滝川と海蔵川の流域には含まれたこの地区を、一体どうしてくれるのかという総合的なお話をさせていただいた記憶がございます。そのときに、九鬼市長でございましたが、「橋北地区は、灰色のデルタ地帯だ」と、言われまして、やっぱり九鬼市長も、あの地区を灰色と見とるのかなあと、ええことを言うやないかということで、私は、その灰色ということに怒りを持たななだわけでございます。理解をしていたことに對して、それでいいんじゃないかという気がしたわけでございますが、それ以来、いろいろと対策が行きどまっておりますので、その点、岩野市長にその橋北地区をどうするんだという一つの大きな問題をお話を伺えればありがたいというふうに考えるんです。私は、そのときも冒頭に宮沢賢治の「雨ニモマケズ、風ニモマケズ」という見出しでお話をさせていただきまして、雪にも、夏の暑さにも負けず、丈夫な体を持ち、欲はなく、決して怒らず、いつも静かに笑っている姿が、橋北地区の気持ちを代表しているようにございます、というふうに質問をさせていただきました。そこで市長としては、東に病氣の子供があれば行って看病してやり、南に死にそうな人があれば、行ってこわがらなくてもいいと言ひ、西に疲れた母があれば、行ってそのまきを負ひ、北にけんかがあれば、訴訟があれば、つまらないからやめろと言ってやる思いやりのある感情をお持ちでしょうか」という質問をさせていただきました。そのような中で、一、近鉄高架化の促進についてから議題に入りたいと思ひます。

ちよろど議題ということじゃなくて、行政の都市計画課の方が、いろいろとお骨折りにいただいておりますけれども、いよいよ一期工事から二期工事に移りまして、五十年年度予算に四千万円の負担金をつけていただいておりますが、昨年でございましたか、十二月、県の土木事務所の方が、末永の神明神社へ参られました、私たちは、当初から地区で

関係者が推進協議会をつくっておりました。その中で、いろいろと近鉄高架化についての問題で話し合っておたわけでございますが、私もその顧問の一人としていろいろと皆さんのお話の中に入っておたわけでございます。そして、去年の十二月に土木事務所がよりよみこしを揚げられまして、測量に移りたいということで見えたわけでございます。いよいよ動き出したなあ、そのときに、市の都市計画課の課長も見えまして、県の方がPR版をつくっておりますと、早速二月ぐらいにはでき上がるから、そして住民にそういうよりよなお話をできる機会を得たいということで帰られたんですが、一向にその住民に理解をさせるPR版ができてこないの、私はおかしいと、どういふことをしてやるんだといういふことをお聞きをしたいと思ひます。

また、あの近鉄高架を第一期工事、第二期工事する場合の三滝川と海蔵川七百五十メートルの路線に対しては、非常に線路と住民の住宅地が狭隘でございますから、いろいろと支障があるわけでございます。工事にかかわる土地の買収問題、それに引っかけ住宅の移転問題等がいろいろとあるわけでございますが、その具体的なお話し合いもまだお詰めになってはおりないわけでございます。今度の予算の中にどのようなその話し合いの具体性を持たれておるか、それをお聞かせ願ひたい。

そしてもう一つは、住宅を移転するということは簡単にはまいらぬと思ひます。いろいろと利害関係もあるわけでございますから、その点はひとついろいろと土地の先行取得をされるおつもりかを私はお聞かせ願ひたい。いろいろとそのよりな形で、円滑に近鉄高架の第二期工事が進むように工事をやる場合に、一つの大きな土地の取得も問題としてかわりがありますので、その点末永、本郷町の方が心配をなさっておるのは、移転をしたいけれども、末永、本郷町から出たくはないと、その中で住むところを見つけていただくということが、まず前提になるんではないか。そしたら、その住む本郷、末永の中にいろいろと空地もございしますが、その空地の先行取得をいろいろと配慮願ひ

ことがまず第一の問題ではないかというふうな気がいたします。その点のお話もひとつお聞かせ願いたいと思います。

それから第二の問題でございますが、河川改修工事についてでございます。これは、海蔵川、三滝川切り落としの問題でございます。いろいろと建設委員会の方にお骨折りをいただきまして、いろいろと審議を煩わしてあるわけでございますが、何せ一番水を最後に受けるのは橋北住民でございますから、その簡単に土木の方や県の方がしゃくし定規で物を考えるようにはまいりません。ですから、技術的に信用度が大きければ結構でございますけれども、その技術たるや非常にあいまいでございますから、私の地区としては、切り落としについての問題は非常に憂慮しておるわけでございます。その点でお聞かせ願いたいと思えますが、三滝川の上流と海蔵川の上流については、非常に乱開発が進んでおるわけでございます。宅地造成が行われておるわけでございますが、前はたんぼで遊水池があったけれども、それだけ雨水がたまるところをなくしたのにかかわらず、遊水池が一カ所もできてないということ、これに対して橋北住民や海蔵川の左岸におかれる海蔵地区の皆さん、三滝川の上流にかかわる共同地区、同和地区の皆さんに対してどのような安全対策が考えられておるのか、ひとつその点も十分お聞かせを願いたい。それがなければ、いかにも三滝川の河川が危なくなってきたから海蔵川へちょっと水を分派してくれというところ、納得はいたさぬと思っております。納得ができません。そのようなことをまず念頭に置いて、加藤助役の方で土木事務所との話し合いがなされておると思えますけれども、その点十分と丘陵地の開発に伴う、団地開発に伴うその水のはけ口が河川ばかりに押し込まれたんではだめでございますから、上のほうで大きなたんぼを買収して、遊水池ぐらいの、それだけの水を三滝川、海蔵川に流せないだけの遊水池をつくる計画をまずお考え願いたい。それがなければ、分派の問題は解決しないと、そう思います。そのようなことをひとつ河川改修工事について、お話を伺いたい。また、河川改修工事について、災害が起きたからといって災害の費用で物を考えるのではなくて、どうもこの四十七年三月で

ございましたか、そのときにも余り国からの予算が少ないわけでございますから、その点の国への働きかけをお願いしたいというのを申し上げておきましたが、その点も十分と働いておられると思えますけれども、その点の、来年度の、五十年年度の河川改修工事が、四日市へどれだけ予算を配当してくるのか、その点をひとつお聞かせ願いたいと思えます。

それから四番目でございますが、三番、ちょっと最後にさしてもらいまして、四番目の橋北、海蔵地区区画整理事業の推進についてでございますけれども、ちょうど冒頭に夏目漱石先生の草枕のことです。いろいろとお出ししたんですけれども、橋北地区は住みにくいんです。非常に住みにくいんです。よりわかってみると思えますけれども、道を歩けば棒に当たる。そのとおりでございます。道を歩けばへいに当たるんです、橋北地区というところは。線路に当たるんです。まるっきり真っすぐ歩けないんです。それを一つずつひもといていきますと、まず市役所の前の通り三滝通り、慈善橋をおりて六間道路の交差点へ行ったら行きどまりでございます。東から名四国道から曲がって真っすぐ行きますと、近鉄線で行きどまりでございます。一の縄線のほうは、老松橋から渡って真っすぐ行きますと、何となしにうらぶれた橋がかかってまして、どうも自動車も通れない橋が横たわっております。それから赤堀山城線、何となく赤堀山城線のところで何か堀木橋の予算がついておりましたが、あれをずっと赤堀山城線、前は赤堀小杉線と申し上げておったようにございます。延長して山城線まで行ったわけでございますけれども、どうも三滝川でストップしております。また橋をかけたにしても末永、末永から東山会館、末広橋のところのまだ全然そういうふうなお話も聞いておりません。ですから橋北と海蔵のあのところに対するお考え方は、積極的に動いてくれるのかどうか、道路整備事業として動くのがあるのか、区画整理事業として積極的に動くのがあるのか、ひとつそれだけをご指示を賜りたいと思っております。区画整理でいくなら区画整理でいく、道路整備事業でいくなら道路整備でいくとい

りふりに二つの道一つにしてもらいたいと思ひます。その点ひとつよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。そして区画整理事業が去年、おとしの夏から暮れにかけて十二月、年明けて一月ぐらゐまでになりましたか、橋北地区を主体にして京町、浜一色、東新町の方に町内で二回から三回細かく、説明会を開きまして、そして十分とお話し合いをさせていただいたわけです。そして住民のアンケートをとっているのと住民意識を開発してきたつもりなんですけれども、区画整理事業、一向に行政がどうも橋の哲学であるかどうかはわかりませんが、住民というものは、ほんに中へ入りますと非常に私たちは愚痴を聞くわけですが、もう少し行政が筋を通して区画整理をやりますと、声をからしてひとつご町内をまだ啓蒙して歩かれるおつもりはないのか、また、そういうふうなことで積極的に前へ出てひとつ生活環境整備を急がれるおつもりはないのか。どうも住民にほっつけて住民が反対するからおいらは責任がないんだという考え方、そういうことで果たしていいのかわりか。住民が一人のエゴでうちの土地が減るからいやなんだと、減歩二割五分ではもう生活が立たないからおれんとはだめなんだという言い方をされてすすことしっぽを巻いて逃げるのが行政の姿なのか、しっぽを巻かずにびゅっとしっぽを秋田犬みたいに左巻きに巻いて、そしてほえつくようになっことひとつ前へ出て、住民と対応してみるおつもりはないのか。こちらが計画したところへのっかってきて、そして話し合いをさせていただき、そして私らはこれだけやったからちょっと引退をさしてもらおうということで、家の中へ、マイホームへ引込んでいくようではさっぱり私、一つの地域社会を代表して出てきた市会議員としてみっともない話があるわけでございます。いろいろな形でむずかしい問題でございます。けれどもそのむずかしい問題を、またむずかしいように考えなくて、やっぱり人の世をのどかにして、人の心を豊かにする心でひとつ積極的に行政指導をお願い申し上げたいと思ひます。その点のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

それと最後に、三番目のコンビナートの災害時の地域住民対策でございますが、私、あの火事を阿倉川で見させていただきました。ほうと煙が出たときに、あれ何や、何の煙やということであつたと見たら、ちょうど真つ正面に煙が見えたので、それならあれ橋北地区やないかということ、これは大変だということで消防署へ電話をかけたわけです。それなら、大協さんの火事だということがわかつてすっ飛んで帰ったわけでございます。ところが、すっ飛んで帰っても、さてどうしてええか私にはとんとその自分でどのようにしていいか、わからなかったんでございます。また、私にも大協さんの火事や、どういふ火事でございますという通報もなかったわけでございます。やっぱり地域社会を守る私たち代表が通報を一つも受けない、災害対策本部へ電話をかけましたが、いろいろ左形で二回はか災害対策本部へ電話をかけてその状況を聞きまされたけれども、非常に通報そのものが地域社会、その橋北地区、その実際に当面するわれわれの地区に対して通報がおくれたということについて非常に残念に思ひておるわけでございます。

それから大協石油の火災がちょうど私が高校三年の受験期でございました。そのときに、あのときは一生懸命勉強しておりまして。火事が起こったわけでございますが、それから二十年たつた今日起こつたわけでございます。二回の火事を目の当たりに見たわけでございますが、ただ私はあの二万二千リットルのタンクが燃えた、それが四時間半で消火されたというわけでございますが、たつた一千キロ燃えたのに四時間半かかって一千キロの火が消せないようでは、石油コンビナートとしての威信や威厳はないというふうに考えるんです。もう少し大企業であれば大企業らしく消火活動の強化をなさるのがほんとうではないか。二万二千リットルのタンクであつてよかつたんですけれども、十万里ットルアすか、八万里ットルのタンクが燃えたとしたら一千キロ燃えるわけにはまゐりません。三千キロ、四千キロの油が一べんに燃えるわけなんでございます。そのときに一日も二日も燃えてく

れたんでは大変でございますから、その点の四時間半というのが非常に私はおそかったと、もう少し橋北住民のために安全対策を講じていただくなり、あれは三十分で消すのが本当だということでございます。その点の消火活動について消防長はどのように今後のお考えをなさるのか、あれでよかったのか、おそかったのか、早かったのか、今後の対策としてお聞かせ願いたいと思います。

非常に私は、この間橋北地区の公害対策協議会というのをちょうど十一月の末に発足したわけでございます。そしてこのような問題が振りかかってまいりました。先般、大協石油の幹部の方をお招きして住民と話し合いをしたわけでございますが、まず地域住民の橋北地区の住民に対して通報並びに交通規制、避難体制が非常になされなかった。交通規制そのものに対して私は、名四国道を閉鎖したらいいというわけではないと思っております。あれは、国道一号線から規制するのが本当だと思っております。東橋北小学校へ避難場所をつくることは、余りにも企業と近過ぎて二次災害が起きたときの避難にはならないというふうに考えるんです。私は、一キロないし二キロの範囲内で避難をなさることが一番いいんじゃないか。避難場所は、二キロにひとつの線があるんではなからうかというふうに素人考えではございますけれども、そのように考えるわけでございます。そのような今後の避難体制についてお聞かせ願いたいと思います。

それから交通規制ものすごい渋滞をしたわけでございまして、その交通規制とは別にやじ馬根性、けんかど火事は大きい方がいいわけでございますから、六間道路から名四国道、国道一号線ラッシュアワーでございまして、人間の通る道がなかったわけでございます。狭隘な道へはみ出まして、車の接触事故が三回ぐらい起こっております。その方に行く方が間違いでございますから、それは個人の責任だと私思いますが、あのような交通ラッシュになつて避難をせよということ自体おかしなくないになりますから、非常に交通規制については、住民対策の一環として

十分とお願いを申し上げなきゃならないと思います。そのように交通規制、通報体制、避難体制について、十分と市長のご見解をお聞かせを願ひまして、第一回の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○副議長（生川平蔵君） 市長。

〔市長（岩野見斉君）登壇〕

○市長（岩野見斉君） お答えいたします。

まず橋北地区をどうして整備するかという問題でございますが、これはご質問の第一点にもございますように、橋北地区を整備するためには三滝川、海蔵川間の七百五十メートルの近鉄高架を糸口として橋北の整備をはかっていくのがまず第一に着手すべき事柄であろうと思ひます。近鉄高架につきましては、新正、三滝川の間は四十八年の十月高架になったわけでございますけれども、なお四十九年には中央通りを横断する横断歩道、歩道橋の完成とかあるいは三滝、海蔵間の調査、それから高架に伴う近鉄四日市駅周辺の用地の取得と、こういった事業が残されております。そして新正、三滝川間の用地取得の完了までには、なお五十年、五十一年までかかると考えております。また駅舎及び近鉄ストアーの撤去、こういった補償も残っております。こういった事業が総需要抑制のあたりを受けて若干遅延しておりますわけでございます。そうした中で近鉄三滝、海蔵間の事業をどう進めていくかと申しますと、五十年度におきましては、三滝、海蔵川の間現地の調査に立ち入って調査するということが、それから土地の権利の調査をすること、それから地元へ高架についてのPRを一層強めるということ、こういった事柄が予定せられておりました、工事自体に取りかかるとは困難ではないかと考えております。

土地の先行取得を考えたらどうかということでございますが、この先行取得は、どうせやる以上は絶対に必要だと考えておりますが、現時点ではそこまで進んでいないのが現状でございます。これに関連いたしまして、橋北、海蔵

の区画整理の問題でございますが、先ほどもお話のございましたように、説明会あるいはアンケートを取ってこの啓発に努めてきたわけでございますが、中島議員のご意見では市の熱意が足りないということであろうと思っております。市の担当者の意見では、まだ地域の方々の海蔵に対する認識がまだ一般に低くて協力が得られないというような見解もあるわけでございます。いずれにいたしましても、橋北は整備の立ちおくれた地域でございますので、この区画整理は私は進めなければならぬと考えております。この見地に立ちますと、市の方は住民の協力が足りないとい、地域のほうではこれの啓蒙なり説明が不十分で熱心が足りないというような見解があるようでございますけれども、これらの責任をなすりつけ合いつけていたのでは決して事業は進まないと思っておりますので、私といたしましては、さらに行政部門における啓蒙、啓発運動を強化いたしますと同時に、市民の方々に協力を求めてこの事業を推進していきたいと考えております。

ただ、この方式といたしましては、近鉄高架の問題も絡んでございますが、道路整備事業ではなくて、区画整理の方式でやるのが適当ではないかと考えております。

大協火災の際における住民対策としての広報活動、あるいは交通規制、あるいは避難体制、これについて不十分であったというようなご意見でございます。広報活動がおそかったとかあるいは来るのが、活動を始めたのがおそかったとか、あるいは範囲が狭かったとか、こういう問題は確かにあったと思っております。ただあの事故発生時点が日曜日の午後でございましたので、若干おくれるのはこれはやむを得ない点があったとは思いますが、広報活動につきましては、さらに一層迅速な活発に行うべきであったと考えております。そのためには資材あるいは設備等の整備がまず肝要であろうと反省しております。これにつきましては、特に市内全域にわたってこうした広報体制を整備することはもちろん必要なのでございますが、特に工場に近接する地帯につきましては、なるべく近い

ちになるべく早くこの広報活動が十分行き渡るような措置をいたしたいと思っております。そしてなお追加予算におきましても、その資材の整備等を一部お願いしてやるような次第でございます。

名四国道の交通規制の問題、あるいはあった事故が発生いたしました際の混乱につきましては、これは自動車交通のあれだけ激しい地帯でございますので、どの程度の規制で間に合うかといったようなこともその判断に苦しんだことだと思っておりますけれども、この教訓を十分生かして事故発生の際における交通規制は、今後十分注意していくべきであろうと考えます。

避難体制につきましては、橋北小学校では火災の現場から近過ぎるという指摘でございます。この点につきましては、いろいろ見解もあると思うんですが、当時東橋北小学校を避難所としたわけではなくて、避難の準備個所として一応想定したわけでございまして、火勢のその後の状況によりまして、あるいは遠く設定する必要がある設定するつもりも持っておいたわけでございまして、ヘリの着地場、あるいはこういった避難所の設置というような問題につきましては、臨機応変の措置が必要でございまして、二キロが適当であるか、一キロが必要であるか、こういった問題につきましては、そのときそのときの判断に任せるより仕方がないと思うんですが、この際におきましては、まだ避難所を開設するというまでは至っておりませんので、ただ一応開設した場合どうするかといった想定を進めただけでございます。ただし、こういった問題につきましては、今後とも十分注意いたしまして、避難所がかえって危険になったというような事態の発生しないように努力していきたいと思っております。

○副議長（生川平蔵君） 消防長。

〔消防長（倉谷徳助君）登壇〕

○消防長（倉谷徳助君） 大協火災についてお答え申し上げます。

私たち消防といたしましては、延焼防止をはかりながら一生懸命に努力したのであります。今後は、消防用設備に関する指導基準を早期に実施させまして、安全対策を推進していきたいと、このように考えております。どうぞよろしくお願ひします。

○副議長（生川平蔵君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）答壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 三滝、海蔵の河川改修についてお答えを申し上げます。

すでにご承知のとおり、これは何べんも地元の住民の方々からも陳情が出されております。そこで海蔵への切り落としについては、下流部の整備を見て住民の方々の納得を得たりえでやるように県とすでに折衝を絶えず重ねておるというのが現実でございます。

なお、上流部における開発に関連した流量の増という点に関しましては、開発要綱の見直しによりやうやく今日の段階で終わりました。流量の増加を来たさないように開発者に調整池の義務づけをするように設置基準を変えまして、県の土木事務所の方との基準に合わせて調整池を設置をさせるといふ義務づけをいたすことになっておりますので、今後の流量増加というものはそう多くならないであろうと、かように考えておる次第であります。以上でございます。

○副議長（生川平蔵君） 中島隆平君。

〔中島隆平君登壇〕

○中島隆平君 いままでのご答弁でひとつ十分と橋北を中心とした明治三十年からおつき合いをしてきました地区を改めて見直していただくことをお願い申し上げます。明治三十年からつき合いをしておるところを整備

しなければ、新しく四日市へ合併されてきたところへ手が差し伸べる気づかいはさらさらないというふうに考えます。どうかその点でよろしくご配慮を賜りたいと思ひます。

○副議長（生川平蔵君） 高橋力三君。

〔高橋力三君登壇〕

○高橋力三君 私、実は、代表質問をやらしていただくつもりで非常に張り切ってたたくさん原稿をつくっておったところが、五十分を予定しましてつくっておりましたところが、君は一般質問で結構だと、一般質問をやれということになりまして、原稿がちよっと多いので急いで読ましていただきますので、ご迷惑をかけるかと思ひますが、ひとつお願いいたします。

第一、福祉政策について、岩野市政の最大眼目は、福祉社会、高福祉社会の実現であると同っておるわけでございます。しこうして、この福祉政策は、まず社会的弱者である心身障害者と老人を対象にすべきであると思ひます。まず心身障害者の生活権の拡大ということであろうかと思ひます。本年からその手始めといたしまして、心身障害者の医療費の公費負担措置をされ、さらに労働省雇用促進事業団の勤労身体障害者体育施設の誘致が決定したとのことで大変ありがたいと思ひておるわけでございます。さらにこれらの人々の生活環境の改善対策に力を尽くし、奥深い、そして余りにもおかれておりますこの問題に熱意を持って取り組んでいただきたいと願ひしております。人間の本来性は、弱者に対してぬくとい、温かいものであり、これあることによって人類は、数億年も続いてきたんだということをお教えられておるわけでございます。どうかよろしくお願ひします。

次に老人対策について申し上げます。

まず医療費の無料化と年金制度の二本の柱が確立しまして、ようやくお年寄りが老後の生活に対していささかでも

生きがいと心の安らぎを得られるということになりましたことは、これまた大変にありがたいことであると喜んでおるわけであります。どうか新しい病院の建設の場合には、無料の老人が肩身の狭い思いをしないで安心して通院、入院できますように特別な配慮をお願いしたいと思っております。

次に老人の福祉年金につきましては、近く十月から月一万二千円になると伺い、これまた大変に喜んでおるわけでございますが、国の支払いが年に三回にまとめてされるようでありますが、老人の皆さんのお話によりますと、これできれば毎月払いにして、毎月老人がお孫さんたちと喜び合えるようにしてくれと、同じ金額でもひとつ毎月やってくれと、すると、毎月喜べるというようにお申し出ておったわけでございます。どうかこのようにきめの細かい温かい心配りをお願いしたいと思っております。

次に、せっかく中央緑地に老人福祉センターができましたが、私どものように北部の非常にへんぴなところにおります者にとりましては、交通費がかさみましてなかなか利用しにくい状態で去る二月十六日の朝日新聞に、「老人福祉センターに専用バスを走らせて」という記事も出ておったわけでございますが、市の方では早速これを取り上げてマイクロバスを配置されるように予算措置をされましたことは、これまた大変にありがたいと思っております。ございますが、さらにこの間のテレビで愛知県といいますが、名古屋の方ではいつでも老人が単独に思いついたときに行けるように無料のバス券を月に四、五枚配給をするというふうなことをやっておるように伺ったわけでございますが、わが四日市におきましても、できればこのマイクロバスとともに、またいつでも一人でも行けるようにというように無料のバス券を四、五枚でも老人に配っていただきますと、われわれ北部の非常に緑地のセンターまで遠いところにあるご老人は、大変に喜ばれると思っております。福祉政策については、これで終わります。

次に公設卸売市場について、議案四十二号において北勢公設地方卸売市場組合設立に関する協議案が提出されておるわけでございますが、河原田地区に土地を求めて鈴鹿、四日市、桑名の十五の市場を一本に統合して三市が国、県の援助を得て公設市場を開設しようとする構想は、遠く四十五年ごろからしばしば話題に上りまして、このために特別委員会も組織されました、私どもも委員になった覚えがあるわけでございますが、その後何らの具体的進展も見ずにしんぜん時を過ぎまして今日に至りましたわけで、今日よりやく日の目を見ようとしておるように伺っております。でございますが、その経過及び現状、将来についてお伺いしたいと思います。

それから第三に、第二期近鉄高架事業について、これはただいま中島議員が触れまして、非常に適切にお話いただきましたから、私からあえて触れる必要もございませんが、せっかく書いてありますので読ましていただきます。

本件については、中島議員も触れましたが、さきの議会に橋本増蔵議員の質問に対し、市長は、地元の熱意があれば本年から着手したいと、まるで人ごとのように言っておられます、中島君と同じように当局者の熱意の不足を指摘しておるわけでございます。まるで人ごとのように言っておられますが、この事業が県の事業であることはわれわれは百も承知をいたしておるわけでございますが、実際におきまして直接に利益を受けるのは、われわれ四日市市民であり橋北の人々であるわけでございます。この事業が完成しない限り、いまま中島議員が語る言われまじく、橋北は、いつまでたっても半永久的にうつつりしい日陰の土地であるというイメージから抜け出せることは私にはできないと思っております。市長は、四日市市のために火の玉と燃えて県当局を督励し、住民の熱意を盛り上げ、一日も早くこの事業に着手し、完成し、住民の期待にこたえていただきたいものであります。土木部長からこの事業の現状について、市長よりもっと熱意のある答弁をお願いしたいと思います。

第四番目に、大協石油のタンクの火災事故について。これは私の頭から出た構想ではなしに、いろいろと皆さんに聞いてやったことで非常に小さい具体的な問題になります。が、ひとつよく書きとめてお答えを願いたいと思っております。

でございます。

昭和二十九年の同社の火災時に比べまして、中島君は非常に時間がかかったと言われましたが、しかし、二十九年に比べますと約十分の一時間で済んでおるようでございます。約十分の一度にまで短縮し、鎮火され、さらに当日風向きが幸いいたしまして大災害にならなかったことは、不幸中の幸いでありましたが、しかしながら、かかる事故が発生したこと自体、これは大変に大きな問題があるかと思えます。今後の市長の毅然たる所信に基づく適切な行政指導を強く望むものであります。

次に具体的に質問いたします。これ、ちょっとよく書きとめておいてちょうだいよ。

第一点、消火の原則は、あくまで初期消火であります。今回の事故において初期の消火に問題がなかったかどうか。あるとすれば、今回の体験を生かし、いかなる対策をとる所存であるか。

第二点、公設消防隊と消防分団、そして企業の自衛消防団の三者の混在による消火活動でありましたが、この種の消火活動には相当の専門知識と訓練が必要です。機能分担とか指揮命令系統に問題はなかったか、反省点があれば、その対策をお伺いしたい。

第三点、他企業から応援要請はどのような系統で行われましたか。

第四点、関係者の話によると、今回の消火活動ではスクアート付き化学消防車が大変に効果があったように伺っておりますが、このスクアート付き消防車の効果、それから四日市市における保有数は大変に少ないと伺っておりますが、増強の必要があるのではありませんかということです。あるとすれば、その計画はどうなっているか。

第五点、消火薬剤は県、市、企業の共同備蓄であるのか。現状はどうなっているのか。今回の事故に鑑み、不足の見込みであるとすれば、今後の増強計画はどうなっているか。これ五点までありますから、ひとつ簡単にお願いた

します。

それから第四番目に、これは第四番目の霞ヶ浦埋立工事と関連して、北部の治水対策について。これは私の頭から出た構想でございますから、ひとつしっかりやります。

私は、六月の定例議会の北部の治水対策について質問いたしましたして、ちょうど七月二十五日の大きな災害を予言するような結果になりましたが、霞ヶ浦埋立工事に関連して、大矢知、八郷の山の土砂を採取して開発される土地約五十万坪から出る鉄砲水が、すべてすべて現在管理組合が計画されているように朝明川に吸収され流れ込むとはどうしても考えられないわけでございます。この砂取り予定の山の南部の大矢知の矢内谷の水は、七月二十五日には大変な災害を大矢知、羽津、茂福、富田に与えておるわけでございます。これがさらにこの土砂採取の工事の進展とともに、さらにさらに拡大されて恐ろしい災害を生ずることは、火を見るよりも明らかであろうと思っております。もちろん先般いただきました四日市市総合計画にはかなり大きい数字が治水対策、下水道対策、下水路、排水路計画に組み入れられておりますが、私は、この際に県の道路公社及び港管理組合等と、市の土木なり、下水なりが十分に話し合われまして、現在の十四川、米洗川の改修はもちろん、計画中のこの有料道路の富田山城線を利用して一本の大きな排水路を海にまで布設する必要があるかと思っております。現在の米洗川及び十四川の改修だけではあ

の水はとても消化し切れないというのが私の考えでございます。どうか私が、再び大水害の不名誉な予言者にならないように特にお願いたしたいものであります。本件については、これは土木部長の管轄か下水道部長の管轄か、私は存じませんが、どちらからでも結構でございますから、お答えを願いたいと思っております。

第五番目、助役の複数制について。市の条例では、助役は二名になっているように承知しておりますが、岩野市政はすでに二年余りになります。この四日市市の総合計画の実施を含めまして、私はたくさんの重要な

問題が山積をいたしておるよう考へるわけでございます。まず市民病院の建設、近鉄高架事業、治水、排水事業、霞ヶ浦埋立工事、公設市場の建設等解決を迫られているたくさんさんの難問題が山積していると思つてでございます。私は、一日も早く市長周辺の人事を補強して、これらの重要問題を手際よく処理していただきたいと願うものであります。市長の所信をお伺いしたいと思つております。

私の質問を終わります。

○副議長（生川平蔵君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時三分休憩

○副議長（生川平蔵君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前十一時十五分再開

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 福祉の問題といたしましての心身障害者対策、あるいは老人対策、これらはいずれも弱者対策というより、むしろ社会の連帯感へと推し進めていくべきものであらうと考へております。

まず、福祉のうち心身障害者の問題といたしましては、障害者は健康者と同様に社会の中へ出て行きたいというよりな欲望を、非常に強めてきておるわけでございます。

そして、福祉政策といたしましては在宅福祉の問題、施設福祉の問題、これらが考えられるのでございますが、最近在宅福祉というような問題も非常に強められてまいっております。

福祉の内容といたしましては、障害者の福祉年金であるとか介護手当であるとか、あるいは特別児童扶養手当であるというよりな金銭の給付をした内容のもの。物の給付といたしましては、補装具の交付であるとか、その修理であるとか、日常生活用具の給付であるとか、こういったものの給付。五十年代から国は、動力のつたいすの交付も始める予定になっております。

それから、第三番目にはサービスの提供。これらにつきましては、ホームヘルパーあるいは介護人の派遣と更生相談、これらがサービスの提供でございます。

なお、市といたしまして、自主的にやるべきものとしていたしまして環境の整備がございます。これにつきましては、昭和四十九年におきまして福祉モデル都市としての指定を受けたわけでございまして、これらの整備を進めていきますと同時に、養護学校あるいは特殊学級、あるいは在宅障害児の訪問教育と、こういった問題が、考えられるんでございますが、これらにつきましては、いずれもきめ細かく施策を進めて努力を続けなければならないと考へております。

老人対策につきましても、先ほどお話のございましたように医療費の公費負担とか、あるいは老人年金、これが二つの柱になりまして、老人対策はよりやく軌道に乗ってきた感がございます。その中で指摘せられました、市立病院で十分老人がひげ目を感じないような措置を考へよということでございますが、病院の新政策に当たりましては、十分こういった問題は留意していきたいと考へております。

また、年金を毎月払いにせよということでございますが、この点につきましては国の制度でもございますので、毎月払いということは、私は現在の時点では困難であらうと考へます。

老人福祉センターの利用につきまして、いろいろ専用バスをつくれという陳情なり要望が非常に強かつたんでござ

います。この問題につきましては来年度から解決させていただきたいと思つて、マイクロバスの購入を議会にお願いしておる次第でございます。

個人的な利用につきましては、無料のバス券の配付という問題でございますが、これは名古屋市なんかは市営バスを持つておる関係上、そういった考え方が比較的容易にできるのでございますけれども、四日市の場合、これはかなり困難を伴うとも考えます。したがって、当分の間は共同利用を主とした利用の仕方ということでご了承願ひと思つておる次第でございます。

なお、この老人福祉センターにつきましては、朝日町、川越町で設立しております「あさけ荘」の共同利用。あるいはまた、近く菰野町におきましても老人福祉センターができる予定でございますので、こういった施設を相互に十分利用していただきたいのと同時に、距離につきましても西部の方は菰野、あるいは北部の方は朝日町、川越の共同施設にといったふうに利用の方面をも考えていただきたいとこのように考えております。

卸売市場の問題でございますが、これにつきましては、昭和四十七年の十一月に公表されました三重県卸売市場整備計画に基づく、北勢地区の拠点市場としての公設地方卸売市場の建設を進めておる次第でございます。

現在の市場の問題点といたしまして、産地の大型化、都市化の伸展による交通上の問題、あるいは市場の規模、施設の小さ過ぎるというような問題、需要量の増大、こういった問題に対処するために市場規模の拡大と総合化をはかりまして、公的機関としての市場開設をして、その運営をはかるというものでございます。これまでの経過といたしましては、すでに昭和三十九年の四月、四日市市の農政審議会の答申におきましても、四日市市における生鮮食料品流通機構の合理化対策として、中央卸売市場の設置が望ましいというような答申をいただいております。それから四十五年には、四日市市卸売市場整備推進協議会が設立されました、市場の整備、統合についての検討がなされたんで

ございます。そして、その中で団地の方式であるとか、あるいは民営の市場にするかどうかとか、公設市場にするかどうかとか、こういった話し合いが持たれてまいりましたのでございます。そして、四十七年十一月には、先ほど申し上げました三重県卸売市場整備計画が公表せられたわけでございます。昭和四十八年三月、市議会の総合開発特別委員会の報告といたしまして、卸売市場の整備についての基本方針を立て、本格的に取り組むようというようなご意見がございました。四十八年の十二月には、社会的施設に準じて公設市場にすべきであるという市議会の総合開発特別委員会の報告がなされたのでございます。昨年の六月でございますが、北勢三市、すなわち四日市、鈴鹿、桑名の市場の代表が、業界が一致団結して、北勢において市場を建設すべきことを要望いたしました。その協力を申し入れてまいりました。四十九年七月になりまして、北勢市場の関係者が、県へこの公設市場の開設についての請願書を提出いたしました。県営の中央卸売市場としての市場を北勢地区につくってほしいというような要望をしたわけでございます。十月には、市の理事者におきまして四日市、すなわち四日市、鈴鹿、桑名の三市が協調することを確認いたしました。県へ開設についての請願書を提出したわけでございます。昨年十月、四日市市から選出しておられる県議団にこの要請をいたしました。また、十二月には北勢選出の県会議員の各位に請願書を提出するとともに、県議会へこれをはかってもらいたいということを要望いたしております。本年の三月、市議会に、ご承知のようにそれぞれ組合規約を提案させていただいております。そして、今後の問題といたしまして、この四月ないし五月に北勢公設地方卸売市場の組合設立の申請をいたしたいと考えております。なお、二月の末には北勢公設地方卸売市場建設促進協議会、これを発足させるように発会式を二月二十七日に行っております。今後の計画といたしましては、五十年度に用地を取得し造成すると、五十一年度から五十二年度にかけて建物なんかを建設いたします。大体用地の面積は九千九百平方メートル。それから資金といたしましては、大体三十五億が予想せられておるわけでございます。現在、

北勢三市にある市場といたしましては、青果物の市場が十カ所、水産物の市場が五カ所、計十五カ所の市場を持っておるわけでございます。そして、昭和四十八年度のこれらの市場が取り扱いました取扱高は四十八年一月から十二月までの間に、青果物につきましては大体五十四億、水産物につきましては四十五億、大体百億程度の取扱高になっております。なお、先ほど申し上げました用地面積九千九百平方メートルと申しましたのは、九万九千平方メートルの誤りでございますので、訂正させていただきます。

最後の助役の複数制につきまして、これにつきましては利害得失を十分計量いたしまして、検討させていただきます。

○副議長（生川平蔵君） 消防次長。

〔消防次長（藪田 裕君）登壇〕

○消防次長（藪田 裕君） 大協石油におけるタンク火災事故についてお答え申し上げます。

まず、初期消火の問題でございしますが、今回の災害を顧みまして反省なり、得られました教訓等を今後の対策において十分生かしてまいりたいと存じます。

また、先ほど中島議員のご質問に答えまして、消防長が申し上げましたように、危険物製造所等の消防用設備の指導基準の早期完全履行と、保安設備の強化を推進いたしましたのと存じます。

次に、指揮、命令の問題でございしますが、公設消防隊の到着と同時に、消防長総指揮のもとに現地に指揮本部を設置いたしましたして、火災の推移に適應する防火活動を展開するため、臨機応変の指揮、命令に努めたのでございます。

そして、火災の大局的な把握だとか、公設、自衛、応援、各出動部隊との緊密な連絡、隊員の士気の高揚、隊員の安全と進退行動の検討などについて特に留意いたしました。

応援要請はどのように行われたかということでございますが、火災時における応援協定に基づきまして、今回の公設消防隊の指揮者でございます消防長から当該事業主に対して、応援出動を要請いたしました。

特殊車両の整備計画の問題でございます。

スクアート車の効果はどうであったかというご質問でございますが、自衛消防隊の所有いたします屈折放水塔つき消防車は、放水死角がなく、従来に倍増した大量放水が可能でございまして、有効であったと思えます。この種の特殊車両の整備につきましても、今後、検討いたしてまいりたいと存じますし、また、企業においても、こうした特殊車両の充実につきまして、今後、指導してまいりたいと存じます。

薬剤備蓄の問題でございますが、危険物火災、特殊火災に対処するため、化学消火剤を備蓄いたしておるのでございますが、現在の備蓄量は、県市の備蓄、それにコンビナート防災協議会の共同備蓄のほか、各企業が保有いたしておりますものを合わせますと、約六百キロリットルを備蓄しておるのでございまして、これらの有機的な運用をはかることといたしております。

また、四十九年度の県事業といたしまして、南消防署の敷地内に防災資器材センター、これを設けまして、あわ原液の貯蔵タンク、原液運搬車等を整備中でございます。薬剤備蓄につきましては、さらに今後におきましても、コンビナート防災協議会等におきまして、備蓄の増加を推進する所存でございます。

以上でございます。

○副議長（生川平蔵君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 土取りに関連をいたしました、北部排水のご質問にお答えをいたしたいと思います。

ご承知のように、霞の埋め立て、土取りに隣接をいたします大矢知地区、特に矢内区域の排水というのは、現在は羽津用水あるいは茂福用水を経て下流に行っているということでございますが、昨年七月二十五日の午後の時には、付近住宅あるいは耕地等に被災が出ております。そこで、原則的にはこの土取り地区の排水は東側にはこぼさないという原則でございますけれども、ご指摘にありますように一滴もこぼさぬというわけにはまいらないかと思っております。これをどういふふうに吸収をしていくかということについては、まず、第一番目には流域の変更をしないということが必要であろうということで、この点につきましては管理組合あるいは県土木、それから市の土木、下水で作っております連絡協議会で確認をいたしております。そこで、富田山城線は、現在は国道一号線までしか事業決定をいたしておりません。一号線から下流については事業決定をいたしておりませんので、とりあえずは、前側の方へ導き、前側のポンプの増強をはかって整理をしていくとございしますが、いずれにいたしましても地域の皆さま方のご同意を得なければなりませんので、この矢内谷の排水については、現在の流域を変更しないという方向で検討をさせていただきたいと思っております。現在の段階のところでは、そういうところまできておりますので、今後、連絡協議会で十分詰めたりえで、地域の皆さま方のご賛同を得るよう努力をしてみたいと、かように考えております。

○副議長（生川平蔵君） 高橋力三君。

〔高橋力三君登壇〕

○高橋力三君 もう時間がございせんので、この程度にとどめます。

特に老人に対する温かい、きめの細かい心づかいについて、特にお願いをいたしまして、私の質問を終わりにいたします。

○副議長（生川平蔵君） 田中政一君。

〔田中政一君登壇〕

○田中政一君 通告いたしました、四点について質問いたしたいと思っております。

まず一点目は公災害対策の問題でございますが、昨日並びにけさほどより、中島議員あるいは高橋議員より大協石油の火災問題で細かい質問がなされております。私も、大協石油火災の質問を予定しておりますが、本日の質問をもって私も議場での質問は終わるわけでございますので、重複する点があるかと思っておりますけれども、よろしく願ひいたしますと思ひます。

まず一点目は、タンクの不等沈下の問題について質問をいたしたいと思ひます。

三菱石油の水島製油所の重油流出事故をきっかけといたしまして、クローズアップされた問題点として、タンクの不等沈下現象があります。消防庁の総点検指示によりまして、全国至るところのコンビナートで、不等沈下が明るみに出ています。消防庁の総点検指示によりまして、四日市のコンビナートでも消防庁の指示によりまして、大規模屋外タンクの百七基につきまして、点検がなされたわけでございます。その結果、全タンクが不等沈下していると、いうことが明るみになつたわけです。中でも三基につきましては、油を抜き取り解放検査が指示されているのでありますが、油抜き取り検査の対象としているタンクは、タンクの直径の二百分の一、すなわち、〇・五％以上の基準でなされるわけでございますが、この基本の根拠が、どうも、はっきり示されていません。単純な不等沈下量だけで測定され、誤解と混乱を起しているというのが現状ではないかと思ひわけでございます。不等沈下はなぜ起こるのか、そのどこが危険につながるのか、対応するタンクの構造と、どうかわっているのかという基本問題の解明が、まだなされておられません。また、ある専門学者によりますと、沈下量だけでは危険度はつかめない。沈下のタイプという重大な問題が、見落

されていると指摘いたしておりますが、油抜き取りの基準となっており、五割という数値は、消防法にも安全基準がなく、損害保険協会が、保険の目安として採用しているほか、タンクメーカーでもほぼこらを基準にしているのが現状でございます。そのようなことで、とりあえず基準が示されているわけでございますが、このようないまいさでは、市民は安心できないのであります。ここで、消防長にはっきりした基準を示せと言ったところが、どだい無理なことでございますが、市消防としてはどのような姿勢で対応していくのかというところを、お伺いしたいと思います。

また、水鳥事故の経験から緊急に対策を立てなければならぬ問題点が、幾つかあると思います。たとえば、防油堤の構造の問題。コンクリートでよいのか、あるいは土のうがよいのか、コンクリートをしんにして土盛りにするとか、あるいはコンビナート全体を土手で囲んでしまふ、あるいはコンビナートの外周の道路をかさ上げして、土手がわりにすると。あるいは万一、油漏れがあっても外には流出しないように下水のゲートの点検、その他いろいろ緊急に対策を立てなければならぬことがあろうかと思いますが、水鳥事故の教訓を四日市の消防としては、どのようになさるか、お尋ねしたいと思います。

二番目の問題は、大協火災の問題でございますが、私も議員になりましたから、公害対策委員会の一員として、特にコンビナートの防災関係につきましては、関心を持ってきた一人であります。日本アエロジルのガスの流出事故、あるいは今回、同じ会社で二度までも火災事故を起こしました大協石油の問題等、付近の住民は安心して生活ができないというのが実情かと思うわけでございます。現在、原因の究明がなされておりますので、まだ、はっきりしたことがわかりませんが、やはり、ここに至って、何らかの反省点があってもいいんじゃないかと思うわけでございます。企業においては、先ほど高橋議員の方からも質問していただきましたけれども、初期消火の問題、全タンクに自動消

火器をつけるとか。あるいは、コンビナートの消防体制があれでいいのか。幸いにして、一基のタンクで済んだわけでございますが、もし類焼して、二つ以上のタンクが火災になった場合に、現在の消防体制で果たしていいのかどうか。あるいは化学消火剤の備蓄の問題、防油堤と消火活動の問題等もあろうかと思っております。聞くところによりますと、今回の鎮火にいたしましては、その消火活動の準備するのに時間がかかった。というのは、防油堤が邪魔になってタンクのそばまで近寄れない。したがって、タンクの近くにやぐらを組み、そこに消防士が登って消火活動をやったというようにも聞いております。そのような関係で、防油堤とタンクの関係、それに付随する消防設備の問題等、いろいろあろうかと思っておりますが、その辺について、くどいようでございますけれども、もう一度、消防長の見解をお伺いしたいと思います。

現在の法規では、重油タンクは消防、高圧ガスは通産省関係、あるいは毒、劇物関係は厚生省関係というぐあいに、政府の行政がばらばらになっております。水鳥事故を契機といたしまして、コンビナート防災法を検討しているようでございますけれども、これとて最後は自治体の方に泳がせて来るのが関の山と思うわけでございます。国は、なかなか金を出しません、仕事は地方自治体に持つて来るというのが得意でございますが、もし今度防災法ができて、現在の高圧ガス関係、あるいは毒、劇物関係が地方自治体の行政にまかされるならば、その時の人材は確保できるかどうか、その辺も、あわせてお答えを願いたいと思います。

なお、コンビナート関係につきましては、相当、話題になっておりますが、私が従前から申し上げておりましたように、コンビナート以外の危険物の消火体制、あるいは消防体制は万全かということもあわせてお伺いいたします。

次に、陸の災害関係でございます。

水の問題でございますが、昨年七月二十五日の集中豪雨は、その原因についてはいろいろあると思います。私は

九月議会におきましては、いわゆる乱開発がもたらした人災だということを言いました。奥は、だんだん開発されていく。あるいは道路の方も整備されてくる。あるいは側溝面も整備されてくる。したがって、昔と違って流水面積が非常に小さくなってきているわけでございます。こういうことも言いました。あの、流れ出た水の色を見れば、すぐわかるということも言いました。下流に住んでおりますが、実際の水の色は、土の色でございます。いかに乱開発がされているかということが、おわかりかと思っております。

そこで、一つの具体的な問題で、お伺いしたいわけでございますが、先ほど、高橋議員も質問されておりましたので、重複する面がありますが、富田山城線の問題でございます。この道路の着工につきましては、県より各関係地区に説明がなされたと聞きましたが、その説明の内容は道路計画のみで、排水路計画が示されなかったものであります。やはり、排水路計画も示されないと、付近の住民は非常に不安であるわけでございますので、その辺の排水計画は、一体どうなっているのか。道路の新設の位置は、朝明川、十四川の流域でございますが、工事施行によりましてこれらの流域は変わらないのか。また、その排水路の計画は、どのようになっているのかということをお聞きしたい。それから、下流に対する排水の対策はどうかという点を、再度質問いたします。

次に、国民健康保険について質問いたします。

今度の予算でも、約三億円の一般会計から国民健康保険に繰り入れられているわけでございます。非常に国保の財政の苦しい折、一般会計から出していただくというのは非常にありがたいわけですが、一般会計から出すというのは、そういうままでも続く問題じゃないかと思っておりますし、さりとて、保険料を安易に上げるといふことも不可能かと思っております。そういう面におきまして、私は、常々国民健康保険というものは、やはり健康保険あるいは船員保険、その他ございますけれども、やはり一本化を進めないと、地方自治体が行っている国民健康保険は、いつの

間にかパンクしてしまうと、そういう危険性をはらんでいるかと思っております。したがって、この国民健康保険につきまして、これは政府の所管でございますが、地方自治体の担当部長は、この国民健康保険についてどのようなお考えを持っているのか、お伺いしたいと思います。

次に、緑ある町づくりについてでございます。

これは、緑あるというのがいいのか、あるいは、潤いのある町づくりと置き直してもいいわけですが、緑に力点を置いて、再度質問したいと思っております。

まあ、七、八年前ごろから比べますと、非常に町の中も緑は多くなったわけですが、まだまだ、他の都市と比べますと、非常に緑が少ない。いわゆる潤いがない、ということが言えようかと思っております。そこで、現在、市内には、幾つかの個所の緑地指定地がございますが、その緑地指定と、いわゆる地主との税の関係はどうなっているのかということ。

それから、やはり将来緑地として残すならば、緑地指定のしっばなしでは、これは地主がたまったものじゃないかと思っております。やはり、市あるいは県、国が買収を進めなければならぬかと思っておりますが、その緑地の買収計画はどのようになっているのかということ。

あるいは、工場を進めております緑化の進捗状況についてのご説明も、お願いしたいと思います。

また、私も、前から常々言っておりますけれども、緑の移動作戦を大々的にやっちはいかかということ、再度、提案したいと思っております。これは、先ほども指摘いたしましたのが、山の方では乱開発されると、何年、何十年たつと木が無造作に切り倒されておるわけでございますが、その木をせめて町の公園等、あるいは町の空間に移動ができないかということでございます。中には、移動しにくい木もあると思っております。また、移動可能な木もある

と思われさせていただきます。隣の岡崎市もそういうことをやっております。あるいは大分を視察いたしました時に、大分の国体の開催場所にも、やはり太い木が植わっておりましたので、どうしたかということを見ましたら、やはり緑の移動作戦、いわゆる、開発で切り倒される木をそこへ持ってきて植える、いわゆる緑の移動作戦を行っているわけでございますが、四日市についても、そういうものをやるお考えはないかどうか、再度、これもご質問申し上げます。

四点目に、行政機構の改革についてでございますが、これも、昨年の代表者の質問によりまして、財政の硬直化、あるいは行政機構の見直し等の論議がありましたので、私は簡単に済ませますが、やはり、行政機構を徹底的に洗い直して見直す必要がある。いわゆる、高度成長から安定成長へ移る時期が、いいチャンスだと思われさせていただきます。生産工場のように割り切るのは非常にむずかしいかと思われさせていただきます、もう一度、人員の面等を、十分再検討する必要があるかと思われさせていただきます。

たとえば、これも、私も常々言っておりますが、ある部へ行きますと残業時間が百二十時間、ひどい者になりますと百五十時間にも及んでいる。普通、私のような民間会社の出身者では、なかなか理解ができないわけでございますが、さりとて、あまり残業時間もない部署もあるわけでございます。残業時間が多いのは、いわゆる専門技術が要るところでございますが、たとえば、専門技術者に事務的な仕事をさしてはいないかどうかと、その辺ももう一度よく検討して、実際に人員が足らなければ、やはり人材をすみやかに補強する必要があると思われさせていただきます。

その他、伊藤議員からも出ておりましたように、市長公室の体制の強化の問題等がございますが、昨日の質問とダブリますので、その辺は省きたいと思われさせていただきます。

以上をもちまして、第一回の質問を終わりたいと思われさせていただきます。

午前十一時五十四分休憩

○副議長（生川平蔵君） 暫時、休憩いたします。

午後一時三分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

消防次長。

〔消防次長（藪田 裕君）登壇〕

○消防次長（藪田 裕君） 公災害対策について、お答え申し上げます。

まず、不等沈下の問題でございますが、不等沈下と申しますのは、地盤が部分的に異なっていて低下することです。まして、これによってタンクの底に加わる力が不均等になりました。底の鋼材に亀裂を生じたりする場合があります。ということで、先ほど田中議員の方から指摘ありましたのでございますが、不等沈下にはいろいろのパターンがございます。一概に沈下量だけで危険はつかめないんじゃないかということでございますが、この点につきましても、現在自治省、消防庁におきまして、不等沈下に対する技術的な基準を検討いたしておるような状況でございます。

本市におきまして、この消防庁の指示によりまして、一万キロリッター以上のタンク百七基につきまして、一月二十二日から二月四日まで調査を実施いたしました。その結果三基につきましては、油の抜き取り開放検査を指示いたしました。近く内部検査が実施される段階になっております。その他の、百七基のうちその他のタンクにつきましても、沈下状況に応じて、三カ月、六カ月、一年に一回点検、測定して、その結果を報告させるよう指示しております。また、五百キロリットル以上一万キロリッター未満のタンク、該当二十六社、三百八十八基でございますが、

市独自の措置をもちまして、企業の自主点検を指示いたしましたして、その調査結果の報告を求めておるのでございます。今後、こうした点検につきましてはずっと継続していきまして、その点検の中で、大きな沈下状態に至った時点におきましては開放検査を行うなど、安全対策を講じていきたいと存じます。

次に、防油堤の問題でございますが、水島の防油堤の事故によりまして、国におきましても、事故原因調査委員会の結論を待って法令等の改正を行う意向でございますが、中でもこの防油堤の強化につきましては、急を要する問題でございます。水島事故の教訓から、防油堤はすべての危険物を対象として、その容量につきましては、現行五〇％以上を一〇〇％以上に、また、防油堤が同水圧に耐え得る構造等にする必要性があるわけでございまして、本市におきましては国の指導も得ながら、企業に対しまして防油堤の容量のアップだとか、工場敷地の外周に土盛り等の堤防を設置するとか、敷地外の流出防止措置などを指導しておるのでございます。また、開口部の閉鎖用の土のりの常備などにつきましては、こりいった応急措置につきましては、すでに行っている状況でございます。

今回の大協火災におきまして、消火活動上防油堤が支障を来たすことはなかったかということでございますが、ただいまいろいろ指摘いただきました点、それからいろいろの教訓等を、法改正の要望を行っていききたいと存じます。次に、大協石油のやはり火災事故に関連いたしまして、企業における消防体制の強化の問題でございますが、消防法の規定に基づきまして、大量の危険物を取り扱う事業所等におきましては、自衛消防隊の設置が義務づけられておるのでございますが、本市の関係事業所におきましては法以上の消防力を有しておるのでございますが、さらに、災害発生時におきます消防体制を強化するため専任消防職員の増員だとか、全従業員によります自主防災組織の編成強化だとか、早期消火体制の強化をはかるために、化学消防車等の装備の拡充についても今後指導していききたいと存じます。その他自動消火設備等につきましては、先ほども申し上げましたように、法律で一定の基準が定められている消防

用設備につきまして、総合的防災の見地から、高圧ガス施設も含めまして、法の上乗せ基準としての消防用設備の強化基準のこの履行につきまして、今後進めてまいりたいと思っております。

それから、コンビナート以外の工場の消火体制、消防体制は大丈夫かという問題でございますが、これにつきましては、施設、工場等の規模に応じまして、法規制に基づくそれぞれの消火設備はなされておるわけでございますし、また、防火管理者、危険物保安監督者とか、取扱者を置いておりまして、消防訓練等を指導しておるのでございますが、コンビナート以外の危険物を多く取り扱う事業所等につきましては、先ほど来申し上げました消防用設備の指導基準の適用の範囲を広げていくことも検討いたしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 北部開発に関連いたします富田山城線の問題につきまして、お答えいたします。

富田山城線は四日市員弁線から以西へ三・二キロ、有料道路として計画されているわけなのでございまして、幅員は、単線二車線九メートルということで着工の準備をしているわけなのでございます。またそれ以东につきましては、公共の街路事業として計画をされております。

これらの路面排水についてでございますが、先ほど助役がご答弁いたしましたように、流域を変えることなく、放流河川的能力を十分検討いたしまして、適切な方法で処置をいたしたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 田中議員の第二番目の、国民健康保険の問題について、お答えさせていただきます。

ご指摘、ご提案いただきましたように、国民健康保険の財政がきわめて苦しい中での、各種保険の一元化というご提案でございますが、ご存じのように現行の各種保険ですが、国民健康保険をはじめとしたしまして、政府管掌の健康保険、船員保険、あるいは日雇労働者の保険、あるいは国家公務員、あるいは地方公務員の共済組合法あるいは公営企業体の関係、私立学校教職員共済組合というよりなかついで、八つの保険制度があるわけでございまして、これが一元化の問題につきましては、それぞれの保険の財政上の問題、あるいは給付の問題等種々複雑な問題が絡まり合っております。先般の衆議院の予算委員会におきましてもこの問題が取り上げられておりまして、厚生大臣におかれても、制度の一元化は理想としては望ましい、けれども、いろいろの意見があり、実際問題として既得権など利害得失も絡むものでなかなかむずかしいと、こういうご答弁がありますけれども、できるだけ公平な医療保険制度を目指してというお言葉もあるわけでございます。したがって、私どもも早く国の段階におきまして早期に解決されることを望ましいと考えております。

以上です。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 緑の町づくりにつきまして、お答えいたします。

ご質問のございました緑地指定と税金との関係でございますが、市街化区域内の農地につきましては、生産緑地法の適用により農地として課税されるので、問題ないと思っております。ただ問題は宅地でございますが、その宅地については、緑地に指示いたしますと建物が何も建たないというのではございませんので、木造二階建てなれば建てられるということになっております。ただ、この指定によって土地価格が下がれば、当然評価を変えろという問題は残ると思っております。また、こういう市街地内の宅地につきましては、買い取りの請求等の問題も起こる余地は十分あると考えております。山林、丘陵等におきまして緑地指定をいたしました場合は、現在公園に決定してある面積が四百五十ヘクタールございます。そうして、供用開始してある面積は百九ヘクタールと、約四分の一になっております。これらの緑地につきましては、公園整備の計画の中で買い上げを進めていかなければならないと考えております。

次に、工場緑地につきましては、これは昭和四十七年に工場緑地の五カ年計画を策定いたしましたして、四十七年から五十一年までの計画を立てたわけでございますが、この計画によりますと、大体十二万七千本を植樹すると。そしてその面積は二十九万六千九百六十四平米ということになっておりまして、大体工場の面積の一〇％を緑化するという目標を立てておられるわけでございます。幸いこの計画は予想以上に実績を上げることができまして、四十九年までの実績によりまして十五万八千九百本が植樹せられておりまして、計画を上回るような結果が出ておる次第でございます。緑を移動するということにつきましては、大分あるいは岡崎、神戸等におきましては、緑のバンクの制度として、移植すべき樹木ができた場合にはどこかに仮植えをしておいて、適当な場所へ本植えをするというような制度がとられております。四日市におきましては、緑の保存という面からしまして、こういう制度は非常に適当な方法であると考えられますので、今後こういった場合の移植、開発せられるところの木を移植して、適当なところに植栽するというような方法は、四日市市でも実施していきたいと考えております。

行政機構の問題でございますが、お話のございましたように、高度成長から安定成長への過渡期になってまいりましたので、この際行政機構についても考慮すべきであろうと、私も考えております。残業の多い部分と、残業の少ない部分とがかなり差のついておるのも事実でございます。ただこういう問題は、災害、昨年の大きな災害の後で

ございますので、技術部門に大きな時間的なウエートがかかっておるといふこともやむを得ないところでもあるかとも思います。しかし、ちょうど本年は国民体育大会を控えておりますし、これに対する人員の供出というより問題も控えておりますし、これが済みました秋ごろには災害復旧も大部分目鼻がついておることと思えますし、国体の要員もその辺で、十一月ごろには目鼻がつくことと思えますので、こういった時期をめどにいたしまして業務の洗い直しを現在も行っておりますので、それらの点検、それからどの程度忙しいかといったような問題、各課における事務量の配分の適当かどうかと、こんな問題を洗い直しまして、適正な組織運営のできるような機構を考えたいと考えます。

○議長（山中忠一君） 田中政一君。

〔田中政一君登壇〕

○田中政一君 ただいまの答弁によりまして一応了といたしますが、防災関係につきましては、なお一層のご検討、ご努力をお願いして質問を終わることといたします。

これを最後にこの壇上から去るわけでございますが、緑と太陽のある明るい町づくりのため、二十四万市民の幸せのために、理事者各位並びに議員諸氏のご健闘を祈りまして、質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございますました。

〔拍手〕

○議長（山中忠一君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 通告いたしました順にお伺いいたしますので、何とぞよろしくお願いいたします。

第一問は、生活環境を守るためにと題しまして、物価、公害、その他多方面からとらえることができますが、今回は、去る十二月に行いました質問と関連もありますけれども、その内容として第一点は、日常欠くことのできない問題でありますけれども、再度ここで質問する次第でございます。

それは、ごみ、尿尿処理についてであります。この問題はきれいなものではなく、人や家庭、その他種々のところから排出されるものでございますが、そこでごみの処理については、市長は、「特に、不燃物の処理を中心とした場所を選定したいと。また、目下市の西南部におきまして、この処理場所を折衝しておるような状態でございますので、多分近く処理場の問題は解決できるものではないか。」と申されております。その後の状況について、お伺い申し上げます。

また、尿尿問題についても、楠町との折衝も難航しているようであります。市長は、「希望をつなぎながら、もう少しこれは待つておる必要があるんじゃないか。」と申されておりますが、その後どうなっているのか、時間的な問題もあると考えられますので、この点のご回答をお願い申し上げます。

第二点目には、駐車禁止の問題でございますが、去る十二月には私の質問に対し、「南警察の署長さんに陳情いたしております。現状では指導期間として考えていきたいと、このようにご回答をいただいておりますのでご了承承りたい」と、このように答えられております。この問題は、事故を起こすなという点につきましては大賛成でございます。しかし、それによって生活が困難になってくることもあります。この不況の中で、全面駐車禁止ではなく、生活を守ることから緩和する対策を、また、その他駐車禁止にするにしても、営業が十分でできる体制をつくる必要があります。県は、どのような方策を立てられているのか、公室長と話し合いはできているのかと、このように考えているのでございますが、この点についてお答えを願いたいと思っております。

第三点、昨日松島議員からも治山治水に対して質問をいたしておりますが、その問題と若干関連がございます。塩浜地域では、大里、御蘭、本町などの排水が悪く、特に、中学生の通学路などは常時水浸しであります。その地域の排水については、昭和四日市石油並びに石原産業への引き込み線の線路の下、または、近鉄線線路の下の水路の部分の問題が解決しなければならぬと思うのでございます。また、羽津都市下水第二幹線及び三ツ谷町地域、橋北地域、海山道地域の排水、さらには小杉町から三ツ谷町へ、そして、海蔵川へ流れるげんの堀川の改修などはどうでありましょうか。内容的には生活排水路ではないかと、このようにも考える面もでございます。それぞれの地域の排水の解決についてのお考えを、お伺いしたいと思います。

第二問、公災害問題についてお伺いいたします。

その第一点は、緑化の推進についてでございますが、これは公害を防止するという意味の一つの面からでございますが、ただ緑化をすればよいということではなく、管理も必要であります。当市においては、他都市と異なつた公害による大気汚染があることを忘れてはならぬと思ひます。そこで当市といたしましては特に、樹木が大気の汚染を吸い、酸素を少しでも多く排出する樹木を選ぶべきであらうと考へます。また、街路樹でも台風を考へてと考へますが、樹木の枝を無造作に切つて、丸太の街路樹というよりな観がございますが、これでよいのかという問題でございます。さらに、私は九鬼市長の、四十七年三月の議会におきまして提案をいたしました件については、現在歩道の一部に緑化されておりますが、健康な樹木は大気汚染を浄化する大切なものであり、さらに今後も、既設の道路あるいは新設の道路には、そのような一部の緑地を設けていくのが必要ではないかと考へておりますが、この点についてのお考えをお伺いします。また、団地造成についても、それ相当の緑化を義務づける必要があると考へます。

したがって、規則などをつくり、そしてその要求をする必要があると思ひますが、これらの点についてお考えを願ひたいと思ひます。

なお、健康な樹木を管理するという意味から、この際セイタカアワダチソウの除草を実施してはどうかと、このようにも考へる次第でございます。

第二点につきましては、公害認定患者の健康管理についてでございます。

公害認定患者の方も、その他全市民の健康を守るためのあらゆる施策を考へるのが、行政の大きな仕事の一つであるかと考へます。したがって、本来、各種患者に対する健康回復への施策は当然考へなければなりません。今日は、公害認定患者の健康回復や管理について、市長は、五十年以降事業化していくと述べられておりますが、公害対策審議会の答申もありましたように、そのような内容で具体的に進められるのか、また、その他種々のものを加えて事業化するのか、その点についてお答えを願ひたいと思ひます。

なお、市単の患者でも、今回昭和五十年の予算の中からは行われます救済法と同じ補償がなされるのかどうか、お答えを願ひたいと思ひます。

第三点は、交通騒音対策でございます。たびたびこの議会において、その対策について提言もいたしてまいりましたが、いまだにその解決に至つておられないのが残念でございます。

すでに名四国道では電光掲示板もできておりますが、その実行はまだされておられません。その効果はあると考へられますが、抜本的対策にはならないと思ひるのでございます。したがって、市民の夜間の安眠を守るべく、市長も積極的に県警へ申し入れていただきたいと考へます。

また、大型車につきましては、何としても名阪の方へ通して、国道沿線の住民が安眠できるよりはからつていただきたいと思ひますが、この点についてお答え願ひます。

第四点につきましては、公災害防止については、企業の住民に対する安全を確保するという基本的な考え方が甘いのではないかと考えられます。それはなぜかと申し上げますと、一昨年公害対策特別委員会で、市内の工場を回らせていただきました。そのときも指摘をし、要望もしてきました問題であります。したがって、各企業に対して、今回は全施設に対して総点検を実施するよう指示することが大切であろうと思えます。また、市民の安全を確保するために、私は仮称でございますが、産業無災害都市宣言を提案いたしますが、この点についてお答えを願いたいと思えます。

第三問は、教育と福祉の問題についてお伺いいたします。

第一点は、幼稚園及び文化財についてでございますが、幼稚園の二年保育については私は賛成でございます。しかし、現体制での施設では不可能であろうと思えますが、これら順次、そういう体制にもっていくことが必要であろうと考えます。

なお、新設されるものからは、二年保育と考えてはどうかと思っております。

それから大矢知興譲小学校垂坂分校を、とりあえず幼稚園に利用してはどうかと考えます。その周辺には住宅も順次建設されてきておりますし、必要ではないかと考えますが、この点について、お答えをお伺いしたいのでございます。

次に、市政概要四十九年度版によりますと、当市の文化財が記載されております。それによりますと、国指定は七、県指定は二十一、市指定は二十六、その他重要美術品認定物二となっております。これらのうちから、文化財めぐりのできる場所や、あるいは伊坂ダム、あるいは官妻峽など、一部の観光地なども含めて市内観光、または文化財めぐりのできるようにしてはどうかと、このように考えております。幸いにも、今年度は国体もあり、当市のPRにも一

役できるのではないかと考えますが、この点についてお答えをお願いいたします。

第二点は、市民スポーツについてでございます。

近年は、市民のスポーツ人口は急激にふえ続けております。そこで、今回は特にしほって、柔剣道場の建設及び体育合宿所の建設はどうでしょうか。また、三鈴中学校跡、水沢中学校跡にも体育施設、もしくは青少年向きの施設にしてはどうかと考えます。さらには、少年の健康を守る意味からも、橋北東西の小学校に体育館がございませんが、この体育館の建設はどうかという点について、お答えを願いたいと思えます。

第三点は、心身障害者児に対しての諸問題についてでございます。

市長の福祉に対する施策は、順次進められているわけでございまして、その効果も順次出てきております。従来、たびたびこの問題を叫んで、その実現を迫ってきた問題でございますが、先日、障害者向け住宅の入居がございました。それは、ごく限定された障害者の入居でありました。もっと幅広い障害者の入居ができるように、住宅を一部改築するなり、住宅入居基準を一部改正する必要があるかと考えますが、この点について関係者と話し合いをもたされたそりでございますが、その点のいきさつについて、お伺いをしたいのでございます。

また、心身障害者に対する住宅改築資金の大幅貸し付け、及び就職や内職などの職業あっせん、さらには、運動するためにもスポーツの施設などが必要ではないかと思えます。また、いろんな会合する等にも、移動便所の購入などはどうかと考えますが、この点について、お考えを願いたいと思えます。

次に、療育センターの建設及び療育内容の充実についてもたびたび叫んでおりますが、幸いにも、新年度の予算に念願してありました総合福祉センター建設の設計策定調査費が計上されていることは、非常に喜ばしいことでございます。その中にどのような内容のものが考えられているのか、お答えを願いたいと思えます。

第四問、中小企業対策についてお伺いいたします。

中小企業の育成についてでございますが、去る十二月議会にも質問いたしましたのでございますが、それ以来もなお倒産と失業者が増加している現状でございます。市長の提案説明では、融資制度の拡充が述べられておりますが、現在、年間売り上げ一億円を限度としている貸付制度もあるようにございます。しかし、その業種や営業状態などによっては、一億五千万ないし二億円程度の売り上げまでも考える必要があらうかと思っておりますが、この点の問題についてお伺いしたいのでございます。

また失業者対策についても、相談コーナーのみならず、積極的にその失業対策メンバーを強化していく必要があります。市民の生活を守るうえからもこの問題は大切なのではないかと考えられますが、市民生活を守る行政という意味からも、これらの点についてお答えを願いたいのでございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見斉君）登壇〕

○市長（岩野見斉君） お答えいたします。

大変多岐にわたってご質問いただきましたので、聞き漏らした点もあるかと思っておりますが、漏れましたものにつきましては、担当者からお答えいたしますことをあらかじめお断わり申し上げておきます。

ごみ、尿尿の処理につきまして、まずごみの処理につきましては、十二月の議会でも申し上げたのでございますが、西南部の方で土地を買収の計画を持っておるといふことでございます。この面積は、大体一万坪ぐらゐは買収して、七万坪程度を借り受けて埋め立てていくというふうな考え方で話を進めております。これは目下まだ交渉継続中でございますが、かなり明るい見通しを持っております。

それから尿尿の処理につきまして、この問題につきましては、昨年の十二月でございましたが、十二月ごろから楠の町長が病気で入院しておられましたために交渉を進めることができなかったのでございますが、数日前お目にもかかって、さらにこの促進をお願いした次第でございます。町長はこれにつきまして、できるだけひとつ努力するんだという前向きな姿勢で取り組んでおられますので、もうしばらく、これはこのままお願いしていかなければならぬと考えております。

駐車禁止の問題でございますが、納屋地区における駐車禁止の問題等につきまして、指導期間中というところでございます。その後やはり指導期間中というところで検挙なんかはしておらないはずでございます。ただ、都市交通の規制の強化に伴いまして、生活に脅威を与えるという面が出てきておりまして、こうした陳情も私も受けておりますし、その反面、地元からもっと交通規制を強化せよ、促進せよというふうな申し出も出ておるわけでございますが、諏訪新道あるいは柳通り、こういった地域におきましては、営業というのを考えました場合に、一律に駐車禁止を強行していいものかどうかというふうな点を、非常に問題もあると思っておりますので、引き続き、商店経営と調和のできるような交通規制を、弾力性を持って行ってもらうように、こちら也十分意のあるところを伝えたいと思っております。

緑化の推進につきまして、街路樹の管理におきまして、丸太のような木にしてしまつてどうかというふうなご質問でございますが、台風等のことを考えますとある程度剪定は必要であろうと思ひますし、台風の際には倒木等の事故が非常に多いこともよく見受けられますので、これにつきましては、緑化ということと台風の脅威から木を守るといふことと、どの辺で調和させたいかということが非常にむずかしい問題だと思っておりますが、しかし、いま剪定しております樹木は大体非常に成長力の旺盛な並木でございますし、強く剪定することによって強い芽を吹き出すという利点もございますし、落葉樹におきましては、春に変わったならばすぐに芽を吹き出すということもございま

すので、しばらくこの管理は私は公園緑地課に任じておいていいのではないかと考えております。

セイタカアワダチソウの除去については、たびたび議会でも問題にさせていただいておるのでございますが、これは市民全体の運動として努力しなければ、行政機関だけの手では決して手に負えなくなっております。市民の一つの運動としてこれを取り上げて、市民全体がこれをなくするように努力する方向に盛り立てていきたいと考えております。

公害病患者の健康回復の事業につきまして、療養運営委員会を開いていただきました結果、幾つかのグループに分けて適切な医療を行えというようなど意見をいただいております。十六名の委員を任命させていただいたのでございます。そして、空気清浄機の購入等、四十九年、五十年それぞれ購入しておりますし、また患者の会に対しまして八十台の空気清浄機の寄付がございまして、これらはいずれも患者の治療に役立つものだと思っております。健康回復の事業につきましては、こういった療養運営委員会の助言を得て、適切な方途を講じたいと考えております。

交通騒音につきまして、名四国道の速度制限を昨年九月から、昼間は五十キロ、夜間は三十キロというように制限したわけでございますが、余り効果はあらわれておらずに、むしろ、かえって騒音がひどくなったと。夜間の交通を禁止したらどうかというような声も上がっており実情でございます。

安眠ゾーンの電光標示板も二月の末に完成したんでございますけれども、この効果が上がらないことは非常に残念でございます。これにつきましては、私のほうから警察にも申し入れまして、近く警察におきましては、長距離運転者に対しては、それを雇っておる業者に対して警告を発して、警告して、運転者にその制限を守らせるよう強く要望していただくことになっております。

この手段で解決できないときには、さらに何かの方途を講じなければならぬとも考えております。

垂坂小学校の幼稚園転用につきましては、幼児の数から考えましてやや私は無理があるのではなからうかと考えております。

市内の文化財、あるいはまた伊坂ダム、あるいは宮妻ダム、これらの巡回というような問題につきましては非常におもしろいアイデアでございますので、何か実現できるように検討いたしたいと思っております。

市民スポーツの施設の拡充につきまして、武道館をどうかというようなお話でございます。これにつきましては、基本計画の中にもその構想は持っておりますので、なるべく早い機会に実現することを私も希望しております。

合宿所の問題につきましては、現在霞ヶ浦競輪場に付設せられております宿泊施設が月、六日のほかはあいておるわけでございますから、あれを合宿に利用していただくのが、私は適当であろうかと思っております。

身体障害者の問題でございますが、身体障害者に対する資金の貸し付けにつきましては、現行制度では社会福祉協議会を窓口としておりまして、これに世帯更生資金の貸付制度がございます。特に、身体障害者世帯に対する貸付資金といしましては、身体障害者更生資金がありまして、生業費の貸付限度額は三十五万円で、六カ月据え置き、六年度の資金の借り入れ申し込みにつきましては、担当民生委員を通じて市の社会福祉協議会へ申し込んでいただくことになっております。

また、身体障害者向きの住宅につきましては、四十九年度三重団地に六戸を建設して、希望者を募集したんでございますが、身体障害者世帯につきましては八世帯の申し込みがございまして、老人向けの住宅への入居希望とあわせて全世帯入居許可を決定いたしました。

家賃につきましては、身障住宅の場合、標準としては二万一千六百六十一円というのが徴収の基準になりますが、福祉住宅を建設するという趣旨からいたしまして、政策的な家賃を設定いたしました。月一万円ということにいたしております。もちろん、これで事終われりということでございますので、引き続き、そうした住宅の建設は続けてまいりたいと思っております。

中小企業に対する金融制度の中で、売上高の限度をもっと高くせよというようなど提案でございます。これにつきましては一層よく検討させていただきたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 生活排水の問題で、お答えを申し上げます。

ご指摘のありました塩浜地域南部の排水は、すべて最終は塩浜都市下水路の二号幹線に落ちていくわけでございます。その間、途中の水路の上いろいろな工作物があって、これがある意味では水路の容量を少なくしているという、実態はそういうことになっておるといふふうに理解をしております。特に、二号幹線にかかっております橋梁が、天端より低いところにかかっておる橋梁がたしか三つばかりあったというふうに考えておりますが、今後、これらの改善について努力をしてみたいというふうに考えております。

それから、羽津、三ツ谷方面の排水路といたしまして、ご指摘のありましたげんの堀川は、海蔵川へ入る前には農業用水路ということになっております。ただし、この上の方では開発地域の水が落ちてくるということでございますので、逐次この水路は整備をしてみたいと思っております。

それから、さらに三ツ谷町地内の排水につきましては、羽津用水の南の下になるわけでございますが、を伝わって

朝鮮学校の方を通過して海の方へ落ちておるといふことでございまして、これらの水路の改良については、それぞれの時点に応じて努力をしておるわけでございますので、今後も努力を続けてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（鷺野正和君）登壇〕

○産業部長（鷺野正和君） ただいま市長がご答弁申し上げました中小企業のことでございますが、売上高一億をいし一億五千万に上げたらどうかというお話でございましたけれども、売上高につきましては、この金融面においては制限をございません。

それから、中小企業というものが資本金一億円以下というふうに法律で定められておりますので、一億円以下の企業であれば、金融の必要があればお貸しするという制度でございますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 答弁漏らししましたので、つけ加えさせていただきます。

公災害防止の中で、総点検をせよというお言葉でございましたが、これにつきましては、私どもといたしましては、企業とも災害防止協定を結びまして、企業自身が総点検をしたらうと同時に市からも、今後は立ち入って点検のできるようにしたいと思っております。

なお、産業無災害都市宣言をしたらどうかというご提案でございますが、これほど災害が続いておる中ではとりては私は、いま宣言をする勇気が出ませんので、もう少し企業が注意して事故を起こさなくなり、ますます大丈夫だと

いう見通しのつくまではご猶予を願いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 市長の答弁に補足をさせていただきます。

道路の緑化でございますんですが、昭和四十八年と四十九年度に四日市楠鈴鹿線、塩浜街道の緑化を行ったわけなんです。特に、酸素の供給源となります常緑樹を定木といたしまして緑化してございます。五十年度は、子酉八王子線の街路緑化を予定しております。

団地の道路にも道路緑化をさせてはどうかというご意見でございますんですが、団地内の公園の緑化につきましては、公園の整備につきましては、開発行為の指導要綱の見直しでかなり厳しく義務づけているわけなんです。当然、道路緑化につきましても同じことでございますが、道路スペースの問題がございまして、中央の分離帯とか、あるいは両側の歩道等がありまして、植樹スペースがあるよりなところにつきましては、できる限りこういったような緑化を義務づけるように持ち込みたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 たいま答えていただきましたんですが、たくさん出てくることは市民からの要望がきついていることとございまして、そこら辺も含めてご理解をいただきたいと思っております。

第一問の場合につきましては、ごみの処理も週一回制から二回制になってまいりました。非常に皆さん喜んでいらっしゃると思います。いろいろ聞いてみますと、順次、やはり添加物の含まれた食物をとるようになってまいりまして、そ

れで、やはり袋の中にそのごみは捨てるわけでございますが、処理場へ行きますとかなりの悪臭が出ております。したがって、これはできる限り回数をふやして、そしてその悪臭を取ることが大事であるということが言われております。そういう観点から、私は週三回ぐらいにごみの回収をした方がいいんじゃないかという考えを持っております。これは要望でございますので、お願いしたいと思っております。

それから尿尿の処理につきましては、海洋投棄の五十海里以遠となりますと、あと一年でございます。したがって、早急にこの問題は解決していただきたいと、このように思っております。

駐車禁止、その他たくさんございますが、第一問は大体そのぐらいにいたしました。いずれにいたしましても、生活が十分できるように、この排水並びに排水路等につきましては、積極的にこの問題と取り組んでいただきたいことを要望しておきます。

第二問の公害の問題につきましては、災害が起これなければ問題ないわけで、こういう質問はございません。しかし、そういうものがあるから、基本的に無災害の都市を宣言して、それが安全を守るといいうえから申し上げておるのであります。そういうところから市長の考え方と私は逆でございます。ひとつ今後とも、こういう問題は真剣に取り組んでほしいと、このように思います。

特に緑化の問題につきましては、やはりご承知のように、私たちの酸素は約この十四、五年の間にずいぶん減っているということも科学者は言っております。そういう観点から、特に四日市は公害あるいは大気汚染等、他の都市とは違った面もございまして、そういう点も含めて、緑化の問題については真剣に考えていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それから教育の問題について若干お答えがございませんでしたのですが、あっ、これはついておりますね。三鈴及

び水沢地域の跡地、それから橋北小学校、東西ですね、体育館が欲しいということがございます。これはまあ時間もございませんので要望にとどめておきますが、こちら辺も、十分ひとつ、意のあるところをくんでいただきますよう、要望いたします。

それから、身障者の方々の体育施設及び職業等のあっせん、さらに移動便所等の購入などたくさん問題がございますので、どうか療育委員会等の中でも、また別な面でご検討いただければありがたいと、このように思っております。それから中小企業等の問題につきましては、国がこうであるからということも大切でございますが、やはり現在は実際に困難な問題で、やはり中小企業でもその、先ほど言われましたランクちょっと超したところでやはり大きな苦悩を示してあるわけでございまして、そういうところは何らか、ひとつ市の体制の中で考える点につきましては改善をしていただきたいと、このようなことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後二時一分休憩

午後二時二十分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 それでは、通告いたしております二項目、六点について、理事者のお考えをお聞かせ願います。まず公災害対策について、四点ほどお尋ねをいたします。

第一点目は、平山物産の悪臭対策についてであります。

この平山物産の悪臭問題については、昨年の市議会の中でも、六月、九月、十二月、いろいろ論議されたと思えます。が、しかし、依然としてこの悪臭問題は解決を見ていないわけでありまして。過日三泗地区の方からも大衆要求が出され、その中にもこの平山物産の悪臭問題が取り上げられておったわけでありまして。いろいろな回答を見ましても、まだまだ納得のいくような明快な回答を得ていないわけでありまして。さらにはまた、付近の住民の方からも今日でも臭いと、こういう苦情が来ております。一体、市の方はどんな指導をやっているんだと、こういう批判、疑問が寄せられておるわけでありまして。こういう問題について、特に十二月議会の中で、理事者の方の答弁では、「一億二千万を投じて設備改善がなされた。しかし、四つの悪臭源をそれぞれの施設でどのようにとらえていくのかというふうな問題が、技術的にも非常にむずかしい。私たち行政指導に当たっている担当者としては非常に苦慮してはいますが、もう少しばらく監視体制を続けまして、その結果によって処理される。」というふうなご答弁がございましたけれども、しかし、先ほど申し上げましたように、関係住民の間では依然として臭いと、こういうことでありますから、十二月の市議会から今日まで三ヶ月を経過しておりますが、この間にいろいろこの悪臭問題について測定をされ、一定の見解を持たれたというふうに思いますので、その実態を明らかにしてもらいたいと思えます。

次に、第二点目として、コンビナートの災害対策についてお尋ねしたいと思えますけれども、昨日来の論議の中で、聞きたいかなりの範囲にわたって質問がありましたので、一点に絞ってご質問を申し上げます。

一連のタンクの不等沈下の状況が明らかにされたわけでありましてけれども、タンクの不等沈下の問題に関連をして、特にコンビナートからコンビナートを結ぶためにパイプが地下に埋設をされておるわけでありましてけれども、これらのパイプについても、不等沈下とかいような現象で本当に大丈夫なのかどうかということを、まずお聞かせを願いた

いと思いますし、また、いろいろな対応をなさっておられると思いますので、目ぼしいのを拾い上げてお答えをいただきたいと思います。

次に、コンビナートの防災協定について、お尋ねしたいと思います。

昨年来の答弁の中では、タンク火災などについては、国の方でコンビナート防災法の制定が予定されているというよりなことで、さらにまた、市としても三月中に公災害防止協定を結びたい。さらに、公害防止条例については県の方でというふうに答弁をされておりますのでお尋ねをしたいんですけれども、三月中に結ぼうとしている公災害防止協定の中身について、骨組み、要旨というものをお聞かせ願いたいと思います。

それから、昨年四月三十日のアエロジル事故以来十一月を経過しておられるわけですけれども、きのうの答弁の中で、この三月に公災害防止協定を結ぶんだということでありましたけれども、あれからすでに十一月を経過しては経過するわけでありまして、実際に結ぶ気があれば、この公災害防止協定はそう手間をかけずに結ぶことができただけかというふうに思います。そこで、なぜこれだけずれたのかということについて、お尋ねしたいと思います。

ただ、きのうの答弁の中では、七月二十五日の水害があったのでというふうなことがちょっと触れられたと思うんですけれども、それではちょっと回答にならぬと思いますので、その点踏まえてご回答をいただきたいと思っております。

それから三点目に、近鉄八王子線の復旧の問題についてお尋ねしたいんですけれども、この問題についてもかなり論議をされておりますので、重複を避けるつもりですけれども、七月二十五日水害の直後に護岸の傷みの少ない、それも学生なんかの非常に多い西日野までは当面復旧をさせて、護岸が直り次第八王子まで復旧をさせるんだと、こういうことで運動を進めますということ、市議会の中でも一致をして、理事者と一体になった運動が展開をされたと思うんです。護岸の復旧等々について、国、県等に陳情をいしは要求をしながら、すでに今日復旧を見ておるわ

けであります。ところが、近鉄の側はまだまだこの八王子線を復旧させるよりな、そういう意思を示していないわけでありまして。特に、近鉄の対応の問題を聞いてみますと、土方常務なんかの話によれば、近鉄線が広軌鉄道になるんからずっと残したいんだ。しかし、広軌鉄道がなかなか入る実態もない。そこへ毎年水害で壊れた部分を直していったとすると、その分だけ赤字になるんだと。もし、水害がなければ黒字のまままで別に廃線しなくてもいいんだというふうなことを言いたが、加えて西日野まで、それ以降西日野から八王子までの間をあきらめるなら西日野まで通すと、こういうことを公然と言ってはばからぬわけでありまして、そういう近鉄の考え方に対して、八王子まで全面的に開通させるために、どうも理事者の対応が昨今ちょっと弱いように思うわけがあります。そこで、具体的に八王子まで開通させるためにどんな手段、手だてをお考えなのか、そのことについてお伺いしたいと思います。

それから第四点目に、高花平の汚水処理場よりの放流水の対策について、お尋ねいたします。

この放流水の対策として、処理場の貯留タンクを新しくつくって、朝夕のピーク時の能力オーバーの問題については改良をされたと、こういうふうに聞いております。が、しかし、付近の農民の方の話を聞いてみますと、前よりもちょっと色が悪いんではないかと。これは雨の量とか、そういう問題も当然関係すると思えますけれども、依然として薄汚い、そういう水が稲田川に流れておるわけでありまして。つい先ほど、地元よりも市長に対して陳情書が出されたと思うんですけども、この処理場から放流される水が農業用水として使われるために、あの高花平の処理場が建設されて以降、あの地域の農民の方は、実は非常に困っておるわけでありまして。普通あそこで稲をつくと、悪いところでは普通のたんぼの半分以下しか収穫がないと。当初、何か関係者の話なんかで、品種改良してみたらどうかというところで、いろいろ二年、三年やってみた。しかし、答えは全然変わらないと。あきらめて、現在米をつくっていないたんぼもあります。実数はどの程度になるかちょっとつかみかねますけれども、そういう状況があるわけであり

ます。こういうふうな農民に対する被害が出た、このあたりについて、理事者としてこれらの被害について、現状をどうとらえられておるのか。あるいはまた、そういう被害に対してどういうふうに対処するお考えを持っておられるのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

さうにまた、これらの被害をなくしていくことを含めて、本年の五月までに一部パイプを布設して、放流水とそれから稻田川の農業用水を分離をするような対策が講じられる予定になっておるわけですが、この距離が非常に短いということがありまして、このパイプを布設することによって救われるたんぼは、全体の一割程度にしかならぬわけがあります。残る九割が、依然として汚水の被害にあわなきやならないと、こういうふうなことが続くと思えます。

そこで、その下流部についての対策、これらが考えてあるんらお出しを願いたいと思えます。

それから次に、交通対策についてお尋ねいたします。

第一点目は、旧市内の駐車規制問題についてお尋ねいたします。

昨年の春に、警察庁の発案で総合都市交通規制が実施をされ、あるいはまた、実施をされつつありますけれども、県内では津に引き続いて四日市で実施をされてくるわけですけれども、一体どの道路がどういうふうな規制をされるのか正確につかめないわけがあります。市の知り得る範囲の中で、一体どういうふうな中身で規制をされようとしておるのか。あるいはまた、規制をされる付近の住民との意思の疎通といえますか、意見の交換は一体どういうふうにしてやられるおつもりなのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

それから第二点目に、市営住宅の駐車場の対策についてお尋ねしたいと思います。

公営住宅法の関係で、市営住宅地に駐車場が実際には設けられておりませんが、市営住宅に入居をされる多

くの方が実は車を持っております。最近の市営住宅は戸建てということではなしに、二階建てないしは五階建てというふうな、非常に高層化をしておりますから、当然入居者数もふえるわけでありまして、車の数もふえてくるわけでありまして。鉄筋五階建ての市営住宅が並びますと、車をとめることもないようなことでありまして、また、車を持っておられる方が、実際にはほとんど路上駐車をされるようなことがあるわけです。市営住宅に入っておられる方は、法律と現実の壁にはさまれて、実際には困っておるわけです。場所によっては、駐車問題でトラブルもあったように聞いております。

そこで、少なくとも新しく建設される団地なんかで、駐車場用地を前もって確保しておくべきだというふうに思えますけれども、その点について、お考えをお聞かせ願いたいと思えます。

たとえば、公団住宅であります笹川団地の場合でありますと、その周囲が舗装をされて線で仕切られて、一台当たり幾らというふうな金を払う仕組みになっておると思うんですけれども、ある程度の部分が吸収されるような、そういう状況がつけられておると思えます。

以上の点について、ご答弁いただきたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 第一点の、平山物産の悪臭対策についてお答えいたします。

平山物産は、十二月の議会でもお答えいたしましたように、一億二千万の設備投資をいたしまして、去年の九月に完成をいたしました。その後、機械の操作にふなれた点があったり、機械自体が十分な作動をしないというふうな状況がありますので、従業員の操作上の注意を喚起して、早く規制基準の中におさまるよう行政指導に努めますと

いうふうに、お答え申し上げたわけですが、その後、去年九月の時点では、大体八トンぐらいの営業規模で操業しておったのですが、機械がだんだんと円滑に動くようになり、現在では約二十トンの操業規模に対して、八割ぐらいの操業をしているわけでございます。

そこで、ことしの一月十四日及び二月五日、及び二月二十四日、それぞれ地元自治会長さん以下、公害対策委員会、地元公害対策委員会がございまして、その方たちの立ち会いのもとに測定をいたしました結果、いずれも規制基準である、アミン系〇・〇〇五PPMを半分ぐらゐ、〇・〇〇二ぐらゐの測定値でございましたり、硫化水素等は検出をされておりません。ブタン系においても、規制基準の範囲にとどまっておるといふふうな状態で、規制基準として定められた濃度が、いわゆる受忍限度と考えるならば、受忍限度以内に一応おさめることができたといふふうに考えるわけでございます。最近の川崎自治会長さんのお話によりますと、去年の九月の時点の悪臭と、最近の悪臭の質が大分変わってきたといふふうな意見等も聞いているわけでございます。引き続き三月、四月、だんだんと悪臭の時期になってまいりますので、測定、監視は定期的に行いますと同時に、操業の点についても十分行政指導を進めていって、規制基準を超えるような、あるいはそれに近いような数値が出たならば、直ちに操業度を落とすといふふうな指導をしなければいけないといふふうに考えているわけでございます。

それから、コンビナートの公害対策につきまして発言がございましたが、現在コンビナートの各企業と公害防止協定及び確認書を締結しておりますのは八十工場ほどでございますことは案内のとおりでございますが、本来、公害防止協定といふふうに簡単に進めてまいりましたけれども、四日市の公害防止協定の趣旨は、一時間八千六百ノルマル立米という硫黄酸化物を常に四日市の上空にまき散らしている企業と、硫黄酸化物の排出の量を削減をし縮めていって、市民の健康被害を守っていくんだという観点から、そこに力点を置いて公害防止協定を結んでお

たのでございますが、最近のように不慮の災害、事故というものが頻発する状況になってまいりましたので、硫黄酸化物大気汚染を守るといふことと、災害のときの対策をどうするかという協定は、この際分離して考えなければいけないという発想から、公害防止協定と災害防止協定を分けて協定をし直そうといふことでございます。公害防止協定は、現在も八十工場ほどと締結しておりますが、今月末までぐらいに分けた、公害防止協定と災害防止協定とを二本立てで締結していきたいという考え方に立っているわけでございます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見斉君）登壇〕

○市長（岩野見斉君） コンビナートとの災害防止協定の問題でございしますが、昨年は水害がございましたけれども、災害防止協定がおくれておるのは事実でございまして、この点お呼び申し上げます。

災害防止協定の大体の内容といたしまして、目的といたしましては、総合的な防災体制を整備、促進いたしましたして、市民の生命、身体及び財産を防護するといふことが、これが目的でございます。内容といたしましては、保安対策を強化するか、あるいはまた防災組織を整備するか、あるいはまた、保安教育訓練を強化するか、また、工場内において操業してある関連事業者に対しても安全の確保及び災害の防止について積極的に指導し、監督をするといふようなこと、あるいは通信体制を整備すること。また、災害が発生したときに、また、災害が発生するおそれのあるような場合には直ちに通報して、また、適切な措置を講ずるといふようなこと。また、損害の賠償のことにつきまして、その工場に災害が発生して第三者に損害を与えた場合には、その責任として補償その他の一切の措置をとるといふようなこと。また、企業は防災行政に対して、施設、設備等を通じて協力をすること。また、防災計画書をつくって提出するといふこと。あるいはまた、必要があると考えられる場合には立入調査をする、こゝういふような

ことを内容にして協定を結びたいと考えております。

次に、近鉄八王子線の復旧につきまして、この点につきましては決してなござりにしておるわけではございませんので、昨年の八月以来、昨日も申し上げましたとおり、十二回にわたって市長あるいは議会ともども、この早期復旧に努力しておるわけでございます。ただまあ、四日市、西日野間の開通につきましては、意見の食い違ひのところはなほございませぬけれども、西日野、八王子間の区間についてどうするかということでございますが、私といたしましては、西日野、八王子間についても、災害復旧が完成し次第もとのとおり電車を通してもらいたいという申し入れに対して、近鉄あるいは運輸省の考え方といたしましては、これはバスの運行をもってかえたいというより意向が歴然としておるわけなんですございます。この食い違ひを是正するのが非常に難航しておるわけでございます。三月四日に名古屋陸運局長が参りましたのも、そういう意見を持ってきたわけでございますが、私にいたしましたも長さんにいたしましたも、そういう西日野八王子間をバス連絡にするということには承服できないから再考してもらいたいと、先方の提案を一応拒否したような次第でございます。今後につきましても、地域の方々のご意見に沿った考え方で、復旧のために努力を続けたいと考えてます。

○議長（山中忠一君） 消防長。

〔消防長（倉谷徳助君）登壇〕

○消防長（倉谷徳助君） 地下埋設のパイプの沈下等のことについて、お答え申し上げます。

油輸送管は、すべて圧力配管用炭素鋼管、あるいは高圧配管用炭素鋼管などを使用しておりますが、外面にはさびどめのための塗覆装及び電気防食装を施して、路面下一、二メートル以上の深さに埋設しております。そして、土圧あるいは自動車過重などの外圧、振動及び地震等、予想される外部影響によって生ずる押圧に對しまして、安全に設

計されているのでございます。

また、保安管理につきましては点検基準を定めまして、日常点検、月間点検、年間点検、掘り出しの特別点検などを推進しておりますが、その配管の経路などの状況に応じた保安設備、あるいは防護物の設置を指導いたしております。今後とも、パイプラインによる災害防止に努力をしていきたい。

なお、高圧ガス配管につきましては県の関係でございますが、これも危険物配管同様、企業において点検をしていくところでございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） 高花平の処理場の放流水対策の問題につきまして、お答えさせていただきますと思

います。高花平のいわゆる処理場の問題につきましては、かねてから指摘もありませんが、四十九年度の当初一応の対策、応急的なものをやらせていただいたわけですが、途中、分離管については七月二十五日の大雨の際に稲田川が被害を受けましたために、それに沿って管を布設することが非常に困難になりました。したがって、一部布設をいたしました。が、やむを得ず事業を繰り延べておりますが、引き続きまして、五十年におきましても実施をしていきたいと考えております。

なお、これらの放流先の地点の問題につきましては、当時いろいろと関係の方々のご意見もお尋ねいたしまして、できる限りのご要望にはお答えしたつもりでございますが、その後またいろいろご意見も変わってまいりましたし、

われわれにいたしましても、そういう十分なことはできるかどうかわかりませんが、住民の方のご意向に沿って、さらに下流まで延ばすという問題につきましても、十分に誠意を持っておこたえしていきたいと考えております。

なおまた、将来これらの処理場につきましては特に非常に古いものでありまして、いわゆる散水濾床法を採択しております。現在では活性汚泥法ということで、水質の向上をはかっておりますが、高花平等につきましてはこの場で、いわゆる散水濾床法を廃止して活性汚泥法に切りかえるか、あるいはまた、他の処理場等と統合をいたしまして、そこへ送水するかという技術的左問題につきましては、目下担当課の方で検討いたしておりますので、なるべく早くそういう結論をつけながら、国の了解も得ていきたいと考えております。しかし、期間的にも相当長かかります。いろいろと迷惑をかけておりますので、先般も地元の方と現地等を歩きまして、いろいろとご要望承っておりますが、今後也十分、そういうふうなことで誠意を持ってこの問題についてはおこたえをしていきたいと考えております。

○議長（山中忠一君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 旧市内の駐車規制の問題でございますが、その具体的な内容、それから意図の疎通はというご質問であったように思いますが、都市総合交通規制の考え方につきましては、再三この議会でもご質疑のあったところでございますが、基本的な考え方は、都心部から車をできるだけ排除するんだと、道路の持つ機能を十分に生かすんだと、そういうことが基本になっておりまして、その具体的な内容につきましては、いま手元に資料は持っておりませんが、すでにもうご承知のとおり、昨年七月、九月、十月と、相次いで本町あるいは港地区、近鉄高架周辺というふうに規制を実施しておりますし、この三月末には近鉄の駅西、西浦方面の規制を実施する段取りになっております。これらは総合都市交通規制の、いわゆるユニット規制といえますか、面的な規制が中心になっておるわ

けですが、先般米問題の柳通り、新道通りの駐車規制についての地元関係者の強い要望の問題につきましては、いわゆる路線の問題でもうしばらく時期を貸して、十分な納得を得たうえで実施をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

県下での都市総合交通規制の元締めをやっております交通部長が南署の署長になって来られたわけでございますので、今後十分に協議をしていきたいと思っております。

意思疎通の方法としては、いままでもとってきておりますような審議会あるいは説明会、あるいは資料の配布、そういうことが今後ともとっていくわけですが、近く一万部ぐらいの部数を、いまご質問の内容を含めたものをこしらえまして配布をしていくと。市は、警察と住民との間のパイプ役を今後とも務めていきたいというふうに考えております。

○議長（山中忠一君） 建設部長。

〔建設部長（荒木三郎君）登壇〕

○建設部長（荒木三郎君） ご質問の市営住宅内の駐車場対策の問題について、お答えを申し上げます。

この問題につきましては、現実の問題といたしまして、先ほどご質問の中にごさしましたように、法律と現実という問題で大変お困りになっていられるということは事実でございます。その車庫証明あるいは入居の条件等にも問題があるかと思えますけれども、今後の新しく建設する団地に、計画的に駐車場を設置するかどうかということでございますが、質問の中にもございましたように、公団あたりで設置をいたします団地内の駐車場につきましては、有料駐車場というところで設置をいたしております。

市営住宅の団地の中には、私どもといたしましては、開発公社から市営住宅の所要の面積の用地を買収をし、それ

の用地費並びに建設費を加えたもので家賃を設定をいたしております。それら公共用地も含めてまいりますと家賃へのね返りというような問題も出てまいりますので、こういうような新しく建設する、開発の団地の計画の中には、公共用地あるいは駐車場等も含めた開発をすまきでなかるうかと、かように考えております。市営住宅としては、駐車場は現在のところ考えるという事は、ちょっとむずかしいと考えております。

○議長（山中忠一君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 ちょっと時間の関係で、納得のいかぬ問題があるものでも省略をして、また後日にしたいと思っております。  
〔笑声〕

高花平の処理場の問題についてでありますけれども、下水道部長の誠意を信用させてもらいたいと思うんですが、すずれにしても、いままでの被害についてどういふうになさるのか、その一点についてご答弁をいただきたいと思っております。

それから災害防止、公災害防止のことでありますけれども、せんだっての大協石油のタンク火災のときにも、ここにある新聞に、経過詳しく書いてありますけれども、「三時五分にドカンという音がした」と、「それから市の消防車三時五分に現場に到着。」というところで書いてあるんですけれども、実際に、それ以前に大協の消防車が中に、消火作業に入っていたと思うんですけれども、これもサイレンを鳴らしてないんですが、コンビナートとしても、できるだけ事故が起こったときに表へ知らせずに、内々で何とかしたいと、こういう意識が強くなると思います。これは災害、公害すべてそういうふうな考え方が出てくると思います。そういうふうな考え方を一歩前へ出させるためにこそ、理事者の側が一歩踏み切って、こういうふうな公災害防止協定の、紙にどう書くかということであつて、中

身の問題としてひとつ追及してもらいたいと思います。

一点について、ご答弁いただきます。

○議長（山中忠一君） 下水道部長。簡単に願います。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） 稲作の減収の問題につきましては、いろいろと原因というものは、天候状態とかいろいろありますけれども、特に下水の問題についても、富栄養化ということからご迷惑かけたというふうに私は推定いたしておりますが、われわれも専門家ではございませんので、こういう問題につきましては専門家を交えて、誠意を持っておこたえしていきたいと考えております。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後二時五十八分休憩

午後三時二十二分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 ご通告に従いましたして、質問いたします。

市長の市政に対する所信表明の冒頭に、「最近の経済情勢は総需要抑制策の長期化によって、その影響が産業界に浸透するに従い、物資の需給関係は緩和し、物価も次第に鎮静化の方向にあります。その反面、昭和四十九年度の

国民総生産の実質成長率はマイナスとなり、不況の色は日を追って深刻なものになっております。」と述べられました。続いて、「この動向は本年の後半期には、消費、需要の回復、基礎資材等を中心とする投資の増加により、景気の好転に若干の期待が寄せられておりますものの急激な回復は考えられず、その展望は物価の動向とともになお流動的で、容易に予断を許さないものがあります。」と表明されておられます。したがって、私は一口に申しまして、国民総生産の実質成長率のマイナス成長も徐々に回復し、安定した成長へと変わってくるであろうとの示唆ではなからうかと、推察するものでございます。市行政におきましても、経済の動向を無視しては行政はあり得ないと私なりに考えておりました。反論する意味は毛頭ございませんが、率直に申し上げるならば、見通しが少しやさしいように思えるのでございます。

その理由として、一つ、四十九年度の日本経済は物価高の不況と、きわめて重大な事態にかかわらず、一応混乱もなく経過した原因は、貿易がきわめて好調であったからだと思います。しかし、今後の見通しはどうでありましょうか。英国のある新聞は日本を意識して、これからは貿易戦が展開されるであろうと、先般、ある新聞に記載されておりました。何ひとつ資源のない日本、日本経済は、一に貿易の成果に依存していると言っても過言ではなからうかと思えます。今後の見通しは、決して明るいと是不思わないのでございます。

二点目として、毎日のように新聞紙上をにぎわしている大企業の人員整理、一時帰休、新採用打ち切り等、大企業の不況はまことに深刻のようで、日本全体で余剰人員は約二百万人と言われております。大企業の不況のツケは、中小企業へ回されることは必至であります。

三点目として、三月から五月に行われるであろう春闘でございます。労使双方の円満な話し合いで解決されるか、あるいはゼネストによる力の解決か私にはわかりませんが、いずれにいたしましても二〇多前後のベースアップは当

然かと存じます。今日、中小企業並びに零細企業が、その二〇％ベースアップを果たして吸収し得る力があるでありましょうか、非常にむずかしい問題でございます。

第四点としまして、日本商工会議所の統計によりますと、日本の中小企業者数は四百十四万で、そこに働いている従業員が一千二百五十万人。その家族を算入すれば、六千万人から七千万人に達するであろうと言われております。したがって、国民全体の半数以上が中小関係者でございます。大企業のしわ寄せがもろに中小企業にかかった場合、日本経済は危機的事態を招くのではなからうかと存ずるのでございます。

以上の結果からして、再度市長の今後の経済の見通しをお伺いしたいのでございます。

次に、不況色の濃い日本経済の中で、四日市市の中小企業の実情はいかがでありますでしょうか。地場産業の代表的な万古陶磁器工業、並びに卸商業協同組合、機械器具、機械金属工業団地、鋳物工業、あるいは燃糸工業等、すべての中小企業は、受注の減少に伴う操短、過当競争、手形サイドの長期化による資金難、ある業種は倒産、廃業、休業等、最悪の事態に落ち込んでおるのでございます。市長は、そのきびしい情勢にある中小企業を重視され、五十年度の最重要政策、五つの柱の一つとして中小企業及び農林漁業の近代化促進として、その回復並びに発展を進められるので喜ばしいことであり敬意を表する次第でございますが、予算的に一抹のさびしさを感ずるのでございます。端的にご質問いたしますが、市長はこの中小企業、並びに零細企業の不況に対し、強力に不況対策をお進めになる施策がごありでありましょうか。またあれば、その具体策をお知らせ願いたいのでございます。

次に、商工行政についてご質問いたします。

昔から四日市の氏名のごとく、市場の発展から商業都市として発展してまいりました四日市も、戦後、貧しさへの挑戦とも申しましょうか、石油化学工業の誘致をはかられ、大きく工業都市として発展を続けたのでございますが、

その反面、公害、生活環境の悪化、自然破壊等、そのひずみを惹起し、いまや、ひとつの転換期に入ったと感じるの  
でございます。工業都市としてさらに発展を望むならば、重化学工業より付価値の高い知識集約型工業へ転換すべ  
き努力が必要と考えられますが、本市は海に面しているため、その立地条件が悪く、大きく望むことはむずかしいと思  
います。したがって、今後は工業の発展はさることながら、北勢地域の商業の中心都市としての発展が必要かとも考  
えられるのでございます。

第一点として、市長の商工行政に対する今後の基本的姿勢について、お伺いいたします。

次に、具体的な問題にありますが、四日市の表玄関であり商業の中心は、何と申してもりっぱなアーケード、町の  
美化を一層引き立てるカラー舗装の完備している一番街かいわいかと存じます。町の美化と市民が快適にショッピング  
ができる施設、あるいはその管理は多額の資金とたゆまぬ努力が必要で、いまさら申し上げるまでもございません。  
したがって、市は商店街の皆さん方のために、中小企業振興条例の規定に従って助成されつつあり、五十年  
度予算案におきましても苦しい財源にもかかわらず予算計上され、積極的な商工行政に賛意を抱くのでござい  
ます。しかし、その助成の方法について、現在は多額に上る金額、加えて限られた財源の中、絶対的な予算配分の結果からして五  
年継続であります。不況にあえぐ商店街の実情、あるいは高金利のための目減り等からして、一年でも期間短縮をお  
願ひしたいのでございます。市長のお考えを、お伺いいたします。

次に、中小企業者並びに零細企業者は、市の商工行政に対し何を望んでいるか。また、商工行政とはどうあるべき  
であるかを考えましたとき、市長の昨日の山本議員に対するご答弁、または、先般の大島議員に対してのご答弁のよ  
うに、やはり中小企業並びに零細企業に対する金融政策は、最も必要な施策かと存じます。市長のご答弁によります  
と融資件数は三百六十八件、金額にして四億五千七百七十九万一千円と述べられました。現在、一億三千万円の融

資残があるようでございます。中小企業者並びに零細企業者が最悪の事態に直面しながら、一億三千万円の残がある  
ことは、果たしてその原因がどこにありますでしょうか、お聞かせ願ひたいのでございます。素人の私でありますので何  
もわかりませんが、現在の金融行政は不況対策に対する融資か、中小企業の発展をはかるための融資か、その目的を  
はっきり打ち出すことが肝要であり、その目的に沿った融資を考えていくべきであろうかと思ひます。現  
在、一億三千万の残を考えますとき、いま業者は多額の在庫を抱え、あすへの見通しも立てられないきわめて深刻な  
事態で、融資を受ける気力もない状態ではなからうかと思ひます。したがって、不況に苦しんでいる中小  
企業並びに零細企業者の立場を考えていただいて、ある程度の利子補給とか、事務的に安易に融資のでき得る施策を  
考えていただきたいのでございます。具体的にご答弁を、お願ひしたいと思います。

なお、商工行政の中で、俗に言う補助金行政があります。財政が苦しくなれば、第一番に見直されるのが商工行政  
かと存じます。昨日、伊藤代表からの競輪事業に対するご質問の中で、水揚げを望むならば投資を忘れないようにと  
の発言があったようにお聞きいたしました。が、商業都市として発展を望むには行政だけでは無理であり、積極的に参  
加される商工業者の協力が絶対に必要ではなからうかと存じます。したがって、財政的な見直しについては慎重に施  
行されることを切に願ひする次第でございます。

次に、商店街発展のため駐車に対するご配慮をお願いしたいのでございますが、先ほどから、各議員から駐車につ  
いてのご質問があり、ご答弁をいただいておりますので取り消さしていただきますが、要は、商店街の皆さんから見  
れば、自分の家の前に、公道とはいえ同じ車が一日中置きっぱなしであることを、非常に不愉快に思っておられるの  
でございます。駐車場をつくるのか、時間規制をするのか、何らかの方法をひとつとっていただければ結構かと、か  
ように思ひ次第でございます。

以上で、第一回の質問を終わらしていただきます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいま、私の今後の経済情勢に対する見方が甘過ぎるというご批判を賜わったんですが、私も決して今後の経済情勢が、かつての工業時代のような好況が来るとは考えておらないのでございますけれども、ただ私は、まあ、小さくとも常に希望を託したいというような気持ちで、まあいったことを書いたわけでございます。中小企業、万古とか、あるいは機械金属あるいは繊維、その他の製造業に従事しておられる方々が、苦しんでおられることはよくわかるのでございます。しかし、四日市のこういった業者が、非常に苦しい中をよくやっておられるということも、私は事実だと信じます。これは、長年の努力と蓄積の結果であろうと敬意を表する次第でございます。特に金融の問題につきまして、昨年の秋ごろから暮にかけて、非常に金融危機が伝えられておりましたので、私たちといたしましても、この点について非常に心配いたしましたして、市内の銀行あるいは信用金庫、こういった方々にご参集を願ひまして、年末の融資のことについても、再三、特に懇請したわけなんですが、大體の見方といたしまして、十二月の終わりごろにはおよその中小企業の方々は、金融についての見通しはつけておられるはずだというような金融筋の証言を得まして安心したんですが、その言葉のとおり、幸い年末は無事に、金融危機ということも起こらずに越年したわけでございます。

しかし、またそうした中で三月危機であるとか、あるいは六月危機であるというような声も、ささやかれておるわけでございます。こういった中で、融資につきましては今後とも力を入れていきたいと思ひますけれども、一億三千万円の残が何を語るかということになりますと、私は、まだ四日市の業者の方々には比較力が残っておるとい判断も成り立ち得るんじゃないかと考えております。よその都市の業態から考えますと、四日市の業態はまだ、私は健全であるかと考えております。

商工業、特に商業、商店連合会を中心とした商工業の振興という問題でございますが、商店街の振興につきまして、従来とも私は、四日市は商工業が並列して、いんしんをきわめてもらいたいという考え方で進んでまいっております。最近におきましては、商業と工業とを比較いたしました場合、工業が先行したというより左形にはなっておりますけれども、四日市の本当の本質は、その名が示すように商業を中心に発達した市街でございますから、これを決して軽んずるわけにはいかないと思ひるのでございます。過去の商行政を振り返って見ましても、カラー舗装であるとか、アーケードの設置、こういった商店街の美化運動に対しては市といたしましても率先して協力してまいりましたし、また、商店連合会のいろいろな催物につきましても、たとえば歳の市の大売り出しであるとか、商業のゼミナールであるとか、あるいは若手経営者の育成、研修、こういったことに対しましても助成を行ってまいりましたし、今後ともこの振興に努めたいと思ひます。まあ、アーケードやカラー舗装の助成につきまして、五カ年継続といったようなことにはなっておりますが、これは経営の苦しい時期であるから、おそらくその助成期間を短縮せよとご要望であろうと思ひますけれども、企業も苦しいであろうと思ひますが、同時に市も苦しいのでございます。しかし、余裕ができましたならば、こういった面につきましては、一日も早く完全な助成を終わりたいと、このように考えております。

補助金の問題でございますが、これは、私はいかなるものに対して助成をなすべきかということに立って、考えていきたいと考えております。今後の四日市の商業の隆盛を築き上げるための補助金につきましては、苦しい中からでも十分助成を試みたいと考えております。

駐車につきましての考え方を、従来とも公営の駐車場はもろんのこととございますが、新道を中心といたしまして、駐車場の設け得るところにつきましては、銀行その他にも申し入れをいたしましたして、駐車場になり得るものもの提供を希望してまいりましたが、今後とも、こういった問題については交通規制と相まって、人の流れが少なくならないうよう努力してまいりたいと思えます。

これと同時に、商工行政につきましては、単に金銭的な援助も必要ではございませんけれども、経営者との間の緊密なコミュニケーションも必要であろうかと考えます。そしてお互いに、こういった今後の商工業の将来について、いろいろなことをともに考え、できるだけ、その苦楽をともにするという問題を重視してまいりたいと考えております。そのために、商工課の中に経営診断のコーナーをも三月から設置して、こうしたお互いの相談に乗らせていただきたいと考えております。

こういってわけで今後の商工行政につきましては、物心両面とも苦しい時代でもありますので、一層力を入れて四日市の商店街の発展にお力添えしたいと考えております。

○議長（山中忠一君） 粉川 茂君。

〔粉川 茂君登壇〕

○粉川 茂君 ただいま市長から積極的なご答弁をいただいて、まことに敬服する次第でございますが、参考になるかならないかわかりませんが、先般、われわれが静岡、浜松市へ商工行政のために視察いたしました。そのときの理事者との話し合いの結果、二、三、聞いてきましたので発表させていただきます。

ある委員さんが静岡市の商工費の一般会計に占める比率と不況対策について尋ねましたところ、「商工費は、お恥ずかしいことですが五割であります。」と、聞いたのでございます。恥ずかしいですが五割と聞きまして、四日

市は、果たしてどれくらいかと、ちょうど田中議員も行っていただきまして、田中議員が手帳を見たところ一・二％でありました。実は、われわれとしても赤面した次第でございます。

一方、不況対策として、地場産業二十種の業者に対しまして六億の融資額を設定し、市が二割の利子補給を行い六・八割で融資をしていると聞いてまいりました。

次に、浜松市の視察の場合でございますが、これも同様に、ある委員さんが質問いたしましたところ、金融機関との折衝により七・八割で融資しております。

しかし、私は両市の財政内容も、また、不況状況も詳しくわかりませんので、四日市と比較することは問題があるかもわかりませんが、一般市民が聞いた場合には、ある程度、われわれとして抵抗を感じたのでございます。

また、四日市の中小企業、並びに零細企業者数は、概算でございますが工業関係、約二千二百、商業関係、約五千三百、計七千五百から八千ぐらいあるかと思えます。従業員数にしても、二万五千人に達するであろうと言われております。節度ある財政の運用は、今後特に必要かと存じますが、中小企業者並びに零細企業者のために、きめ細かい、温かい商工行政をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山中忠一君） 本日は、この程度にとどめ、あの方方は明日にお願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

どうも、ありがとうございます。

午後三時四十八分散会

昭和五十年三月十二日

四日市市議定会定例会会議録（第四号）

四日市市議会議会

○議事日程 第四号

昭和五十年三月十二日(水)

午前十時開議

第一 一般質問

- 第二 議案第一号 昭和五十年年度四日市市一般会計予算……………
- 第三 議案第二号 昭和五十年年度四日市市競輪事業特別会計予算……………
- 第四 議案第三号 昭和五十年年度四日市市国民健康保険特別会計予算……………
- 第五 議案第四号 昭和五十年年度四日市市と畜場食肉市場特別会計予算……………
- 第六 議案第五号 昭和五十年年度四日市市営魚市場特別会計予算……………
- 第七 議案第六号 昭和五十年年度四日市市公共下水道特別会計予算……………
- 第八 議案第七号 昭和五十年年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算……………
- 第九 議案第八号 昭和五十年年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算……………
- 第一〇 議案第九号 昭和五十年年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算……………
- 第一 議案第一〇号 昭和五十年年度四日市市営駐車場特別会計予算……………
- 第二 議案第一一号 昭和五十年年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算……………
- 第三 議案第一二号 昭和五十年年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算……………
- 第四 議案第一三号 昭和五十年年度四日市市立四日市病院事業会計予算……………
- 第五 議案第一四号 昭和五十年年度四日市市水道事業会計予算……………
- 第一六 議案第一五号 昭和五十年年度四日市市桜財産区予算……………

議案質疑  
委員会付託

第一七	議案第一六号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について	議案質疑： 委員会付託
第一八	議案第一七号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について	〃
第一九	議案第一八号	四日市市職員定数条例の一部改正について	〃
第二〇	議案第一九号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃
第二一	議案第二〇号	四日市市職員給与条例の一部改正について	〃
第二二	議案第二一号	四日市市特別会計条例の一部改正について	〃
第二三	議案第二二号	四日市市税条例の一部改正について	〃
第二四	議案第二三号	四日市市分担金徴収条例の一部改正について	〃
第二五	議案第二四号	四日市市手数料徴収条例の一部改正について	〃
第二六	議案第二五号	四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正について	〃
第二七	議案第二六号	四日市市立保育所条例の一部改正について	〃
第二八	議案第二七号	四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について	〃
第二九	議案第二八号	四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の制定について	〃
第三〇	議案第二九号	四日市市立隣保館条例の一部改正について	〃
第三一	議案第三〇号	四日市市営住宅条例等の一部改正について	〃

第三二	議案第三一号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について	議案質疑： 委員会付託
第三三	議案第三二号	四日市市民ホール条例等の一部改正について	〃
第三四	議案第三三号	四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	〃
第三五	議案第三四号	四日市市斎場条例の一部改正について	〃
第三六	議案第三五号	四日市市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について	〃
第三七	議案第三六号	四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正について	〃
第三八	議案第三七号	四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について	〃
第三九	議案第三八号	四日市市立教育集会所条例の一部改正について	〃
第四〇	議案第三九号	四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	〃
第四一	議案第四〇号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	〃
第四二	議案第四一号	四日市市簡易水道条例の一部改正について	〃
第四三	議案第四二号	北勢公設地方卸売市場組合の設立に関する協議について	〃
第四四	議案第四三号	四日市市と菟野町との境界の一部変更について	〃
第四五	議案第四四号	土地改良事業の施行について	〃
第四六	議案第四五号	青年学級の開設について	〃
第四七	議案第四六号	字の区域の変更について	〃

第四八	議案第四七号	昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第六号)……………	〃
第四九	議案第四八号	昭和四十九年度四日市市基金特別会計補正予算(第二号)……………	〃
第五〇	議案第四九号	昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第三号)……………	〃
第五一	議案第五〇号	昭和四十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第二号)……………	〃
第五二	議案第五一号	昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第三回補正予算……………	〃
第五三	議案第五二号	昭和四十九年度四日市市水道事業会計第三回補正予算……………	〃
第五四	議案第五三号	他の団体の公の施設の利用に関する協議について……………	〃

○本日の会議に付した事件

日程第一	一 一般質問	
日程第二	二 議案第一号	昭和五十年年度四日市市一般会計予算
日程第三	三 議案第二号	昭和五十年年度四日市市競輪事業特別会計予算
日程第四	四 議案第三号	昭和五十年年度四日市市国民健康保険特別会計予算
日程第五	五 議案第四号	昭和五十年年度四日市市と畜場食肉市場特別会計予算
日程第六	六 議案第五号	昭和五十年年度四日市市管魚市場特別会計予算
日程第七	七 議案第六号	昭和五十年年度四日市市公共下水道特別会計予算
日程第八	八 議案第七号	昭和五十年年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算
日程第九	九 議案第八号	昭和五十年年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算

日程第一〇	議案第九号	昭和五十年年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算
日程第一一	議案第一〇号	昭和五十年年度四日市市管駐車場特別会計予算
日程第一二	議案第一一号	昭和五十年年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算
日程第一三	議案第一二号	昭和五十年年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
日程第一四	議案第一三号	昭和五十年年度四日市市立四日市病院事業会計予算
日程第一五	議案第一四号	昭和五十年年度四日市市水道事業会計予算
日程第一六	議案第一五号	昭和五十年年度四日市市桜財産区予算
日程第一七	議案第一六号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について
日程第一八	議案第一七号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
日程第一九	議案第一八号	四日市市職員定数条例の一部改正について
日程第二〇	議案第一九号	四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第二一	議案第二〇号	四日市市職員給与条例の一部改正について
日程第二二	議案第二一号	四日市市特別会計条例の一部改正について
日程第二三	議案第二二号	四日市市税条例の一部改正について
日程第二四	議案第二三号	四日市市分担金徴収条例の一部改正について
日程第二五	議案第二四号	四日市市手数料徴収条例の一部改正について

- 日程第二六 議案第二五号 四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正について
- 日程第二七 議案第二六号 四日市市立保育所条例の一部改正について
- 日程第二八 議案第二七号 四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第二九 議案第二八号 四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の制定について
- 日程第三〇 議案第二九号 四日市市立隣保館条例の一部改正について
- 日程第三一 議案第三〇号 四日市市営住宅条例等の一部改正について
- 日程第三二 議案第三一号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第三三 議案第三二号 四日市市民ホール条例等の一部改正について
- 日程第三四 議案第三三号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第三五 議案第三四号 四日市市斎場条例の一部改正について
- 日程第三六 議案第三五号 四日市市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 日程第三七 議案第三六号 四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正について
- 日程第三八 議案第三七号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 日程第三九 議案第三八号 四日市市立教育集会所条例の一部改正について
- 日程第四〇 議案第三九号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

- 日程第四一 議案第四〇号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第四二 議案第四一号 四日市市簡易水道条例の一部改正について
- 日程第四三 議案第四二号 北勢公設地方卸売市場組合の設立に関する協議について
- 日程第四四 議案第四三号 四日市市と菰野町との境界の一部変更について
- 日程第四五 議案第四四号 土地改良事業の施行について
- 日程第四六 議案第四五号 青年学級の開設について
- 日程第四七 議案第四六号 字の区域の変更について
- 日程第四八 議案第四七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第六号）
- 日程第四九 議案第四八号 昭和四十九年度四日市市基金特別会計補正予算（第二号）
- 日程第五〇 議案第四九号 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第三号）
- 日程第五一 議案第五〇号 昭和四十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第二号）
- 日程第五二 議案第五一号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第三回補正予算
- 日程第五三 議案第五二号 昭和四十九年度四日市市水道事業会計第三回補正予算
- 日程第五四 議案第五三号 他の団体の公の施設の利用に関する協議について

○出席議員（三十八名）

青 山 峯 男  
天 春 文 雄

吉山山山安六松增藤福服長橋野生中出坪  
垣本中口垣平島山井田部川本崎川島井井  
照忠信豐良英泰香昌鐸增貞平隆妙  
男勝一生勇司一一郎史弘元藏芳藏平博子

田高高志後小小粉訓喜川小大岩伊伊小荒  
中橋井積藤林林川霸野村川島田藤藤井木  
政力三政寬喜博也四武久信太道武  
一三夫一治夫次茂男等潔郎雄雄一郎夫治



議事課長	川村得二
議事係長	板崎大之丞
主事	西口大徹
主事	川北悟司

午前十時二分開議

○議長（山中忠一君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、二十六名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布の議事日程第四号によりとり進めたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、収入役は欠席いたしますので、ご了承願います。

日程第一 一般質問

○議長（山中忠一君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

安垣 勇君

〔安垣 勇君登壇〕

○安垣 勇君 私が議員に生まれてから以来、地域代表として市勢の発展に努力してまいりましたつもりでございますが、いよいよ今回限りでこの壇上に立つ機会がありませんので、地域を中心としまして、二、三の問題についてお

伺いたいと思います。

第一は、名阪国道関連の諸問題でございます。私は、この問題についてさきに質問いたしましたことがありますがいよいよ名阪国道も近く四車線が完成いたしますので、この際関連する諸問題についてお伺いいたします。

その第一は、排水の問題であります。そもそも名阪道路ができたことによりまして、私どもの地区では幾多の災害を受けるようになったのであります。すなわち、名阪道路の西側にある栄地区におきましては、雨のたびごとに床下浸水が起こり、住民より非常な苦情が出ました。早速名阪、すなわち道路公団と話し合いの結果、道路に太い四本の管をいけていただき、排水を容易にし、やっと地区の騒ぎもおさまりましたが、東側のたんぼに水が入りますので、地主及び地区関係の方から強烈な反対があり、非常な物議をかもしました結果、多額の費用をかけてせっかくつくった排水管も口をふさがなければならぬ状態でございます。口がふさいであります。それ以来そのままに放置されておりました。栄地区は相変わらず浸水に悩まされております。そのときの話によりますと、排水管の水を完全に江田川まで持っていく、完全な工事をしてほしいとのことでしたが、その後どういふふうになっているのかお伺いしたいと思います。

同じようなことが、大池中学の西方でもございまして、道路の西側で雨のたびごとに田畑が浸水し、畑の中にある民家は床下浸水で悩まされております。降った雨はどこへも流れず、自然に地下に浸み込むのを待っているというような状態でございます。さらには、大池中学周辺の排水問題であります。さきに田畑の排水は工事の問題であり、人家の悪水は下水の問題であり、道路の排水は土木の問題であると、そこへ大池中学の排水もまじりまして、なかなかこれは解決されませんが、名阪が中心となりまして教育委員会のほうにお願いして、一応完全な排水路ができたのであります。ところが、その水が個人の山林内にたれ流しになっておるので、山の持主からたびたび苦情が出、さ

きにPTAから陳情が出されて、やっと今回の予算書に大池中学の排水路延長七十メートルと上げられておりますが、果たしてこれで完全に排水ができて、下にある基盤整備の排水路まで連絡がつくのか、山の持主に対して満足が与えられるのか、そういうような施設ができるのかということをお伺いしたいと思います。

第二の問題は、騒音の問題でございます。

私どもも、最初は余り騒音というようなことは苦にもしておりませんでしたが、次第に車の数もふえ、交通がひんぱんになって、今日地元では、付近の住民から非常な苦情が出てまいりました。ことしの一月初集会の席上、何とか対策を講じてほしいと強い申し出があり、自治会長も困っております。さらに、大池中学ではどうであろうかと尋ねてみましたところ、三階の会議室ではやかましくて会議ができないというような返事ございました。これでは教育上ゆめしい問題であると思えますので、公害対策課あるいは教育委員会でこれが実情をご調査のうえ、防音壁をつくとか何とかの処置を講じていただきたい、こう思います。このことについていままで調査されたことがあるのか、あれば、その結果をお聞かせいただきたいと思えます。

その第三は、バス停の設置の問題でございます。

名阪道路の国道がきますときに、最初地元の要求として、県地区にインターの設置を強く申し出ておったのでありますが、いつの間にかやらインターの位置が桜地区に決まりましたので、それではぜひともバス停なりとも設置をしてもらいたいと交渉し、話し合いの結果、大池中学の北方、ちょうど名阪の切り割りの手前、道路が高架から切り割りに入るゼロ線地帯で、その場所にバス停を設けようという話し合いがつきまして、バス停設置の問題を条件として土地買収に応じたのであります。公団側では、四車線の工事にかかる際にバス停をつくると言われたので、地元はおよその土地も用意をいたしまして待っていたのであります。いよいよ四車線工事も進められていますが、この問題

はどうなっているのか。話によりますると、国道が高速道路になったのでバス停は減らすということをお聞きしてあります。が、もしこの詳しい様子がおわかりでしたらお聞かせ願いたいと思えます。

第四の問題は、側道でございます。

地元の要求で側道はりっぱにつけていただき、非常に便利になって、大変喜ばれております。ところが、余り交通がひどいために道路が傷みづめで、なかなか修理がされないで、かえって非常に迷惑をいたしております。側道については、最後に市道に移管されるということをお伺いしておりますが、現在この管理は公団がやっているのか、あるいは四日市市がやっているのか、その辺お伺いしたいと思います。

最後に、その他の問題で、いよいよ名阪の四車線もほどなく完成し、近く名古屋への乗り入れもできる時期になってまいりました。前々から四日市市に北部インターの設置を要望し、四車線ができる際考えるところを聞かされていたのですが、市長の議案説明には「東名阪道路の四日市東インターチェンジの実現には一層の努力を続ける」と書かれてあるが、この問題はその後どうなっているのか、具体的にいま少し詳しくお聞かせ願いたいと思えます。

大きな二つ目の問題として道路問題を取り上げましたが、その一つは、国道に関してでございます。

四日市市の西端を通っている巡見道路は、先年国道に昇格せられまして、それ以来亀山から鈴鹿地内はりっぱに拡幅せられて、また舗装もできました。また、北の方も、孤野町から員弁の方にかけて、これまたりっぱに拡幅して舗装が完成されましたが、その中間にある四日市地内だけは依然として道幅が狭くて、大型車が通ると、車どころか人間さえ通れないというような状態のところがございます。これでは、大四日市市として非常にさみしい次第であります。国道ではあります。が、国ないしは県に呼びかけまして、ぜひ国道の名に恥じないところの、また四日市市

目にかけてりっぱなものにしていきたいと思いますが、理事者のお考えをお伺いします。

次は、最近国道に取り上げられました四敦道路であります。私も四日市関ヶ原線が昇格されることとばかり思っておりましたところ、ある県の道路関係の方から、四敦道路については国道として取り上げられたが、中央の方では幻の道路であって路線が決まっていけないことを聞き、またある県の地図を見ましたところ、他の線が線引きされてあるのを見たのであります。はなはだ不安に思っていました。今回市長の議案説明により「宿願の四日市関ヶ原線の国道昇格が実現し、今後の整備に期待するものであります」とあったので、はつきりすることができて安心いたしました。

そこで、この道路は裏日本と表日本を結ぶ重要な産業道路でありますから、ぜひ港と直結をしていただきたい。それには起点を霞ヶ浦地先として、さらには橋北地区の発展策として近鉄高架の二期工事にあわせて現在の六間道路を西へ延長し、末永地区より関ヶ原線に結ぶことによりまして、四日市北部地方の都市計画を立てることが良策でないかと考えるのであります。きのうも中島議員が種々申されておりましたが、市の北部地区の発展策についてご一考願いたいと存じますが、いかがなものでございますか。

道路問題の第二は、県道バイパスについてであります。ご承知のように四日市田光線は、末永地区近鉄踏切が第一の交通難所であり、次は県地区、県小学校付近が第二の交通難所とされ、朝夕のラッシュ時にはどうにもならない状態でございます。これが対策として、県道の拡幅が問題にされております。高角上海老線では、今回基盤整備事業にあわせて赤水上海老間の拡幅が着手され、すでに田光線は拡幅されておりました。この二線が合流して黒橋から県小学校の北側まで拡幅されて、小学校で突き当たって、小学校のところで道路幅が半分になっておりますので、県小学校の改築が急がれていたのであります。幸い今年皆さま方のご努力によりまして、改築が予算化されようとしてお

りますので、非常に地区民は喜んでおる次第であります。何とか一日も早く新校舎の建設をしていただき、校地の西側を削って県道の拡幅を完成するようにお願いしたいと思います。

次に、学校から西へ県道千草線がありました。今回基盤整備によりまして廃道となり、これがかわりとして、竹谷川の堤防上を路面八メートルとして菰野地内から北の赤水地区にかけて黒橋まで県道に認定されたので、さらに竹谷川堤防を東へ下り、現在建設中のライスセンター西側より折れて県道田光線まで約三百メートルの間を八メートルに拡幅して連絡をし、県道四日市田光線のバイパスとしていただきたいと地元は要望しておりますが、いかがなものかお伺いします。

次の問題は、県道の排水でありまして、県道の側溝の排水がことごとく末端処理がなされていないので、雨のたびごとに耕地が浸水し、作物に被害を与え、時には人家の浸水も見るのであります。これがため、地区では最近県のほうへ陳情いたしました。三カ所に太い排水管を入れていただくように話し合っております。その末端工事、排水工事として竹谷川まで排水をせなければならぬのであります。その一つには、先ほど申しました県道バイパスにするという線、鈴木養鶏の中央を通っている線なんです。その一つには、先ほど申しました側溝をつけなきゃならない。その第二は、現在開拓地で中央に側溝、排水溝をつけましたので、その先が市有林に入って掘ってありますから、その市有林の中の排水をやらなければなりません。その三つ目は、下海老のバス停の近くから北へ抜ける排水なんです。ございますが、これは道路拡幅の関係もありますので、いますぐにはできません。また、現在は完全な排水がつくってありますので、拡幅当時をお願いしたいと思います。

以上いろんな問題を挙げましたが、何とかよろしくお願いしたいと思います。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

（土木部長（杉本義広君）登壇）

○土木部長（杉本義広君） 東名阪道路の関連につきまして、お答えいたします。

東名阪道路は、このあたり、いわゆる高角、県、三重、八郷地域につきましては、昭和四十六年の八月完了いたしました。暫定二車で四日市インターから桑名インターまで十二・六キロを供用開始したわけなのでございます。そのルートの設定、用地買収の過程におきまして、地元の皆さま方の強い要望をいたしまして、両側道の新設、それから有料道路であります関係上、地域に対する利用が非常に低いということで、バス停をぜひ設定願いたいという二点の要望が出たわけなのでございます。そういった観点に立ちまして、私も道路公団と強く折衝を持ちまして、側道につきましては、過程におきましていろいろ大きな問題等も話題に出たわけなのでございます。最終的には用地幅をいたしまして、四ないし六メートルの用地幅の設定を見たわけなのでございまして、現在できておりますが、そういった幅でもちまして一応使われているということでございます。

そこで、側道につきましては、場所的には地域の利用上非常に交通がひんばんで、道路の路面が正常に維持管理されてないといったところも出ているということもわれわれ気づいているわけなのでございます。維持管理の問題でただいま道路公団との引き継ぎの手續を進めておる最中でございます。現地の立会いをいたしましたところ、話し合いした当時にできていない箇所、あるいは排水の面が好ましくなされていないというところも見受けられましたので、その手直しを公団に申し込んであるわけなのでございます。この時日的な問題ですが、一応四車化の完了が、ただいまもお話のありましたように名古屋乗り入れ、今年の秋をめどに行われているわけなのでございまして、それと相並行しまして四車化も完了するということもございまして、いろいろの諸問題につきましても、その時期までにやるといふことの確約を取りつけております。そういったことで側道の整備につきましては、もうし

ばらくお待ちをいただきたいと思っております。

それから、バス停の問題でございます。バス停につきましては、下海老のバス停、それから西山バス停、四日市インターのバス停、それから八郷の千代田といったような四カ所につきまして、当初より市としましては強く公団に設置を要望してまいったわけなのでございます。ただいまのところ、ご指摘いただきました県はバス停のみ決定を見ていないわけなのでございます。これは当初からわれわれといたしまして、ぜひ設置をしてくれということをおっしゃったわけなのでございまして、一般有料道路は高速に切りかわっても、その条件は変わらないんだということ、先刻も市長名で文書で公団に申込んでありまして、結果といたしましては、設置が非常に可能なような返事が返ってきておるわけなのでございます。ただし、用地の買増しが必要でございまして、上下線で約二千平米程度の買増しが必要でございまして、その分についてぜひ地元との協力をさせていただくようにということでございまして、その点もよろしくお願いしたいと思っております。

それから、騒音問題でございます。この東名阪道路ばかりじゃございませんが、最近の高速道路あるいは自動車の交通の激しいところにおきましては、騒音公害で非常にやかましく言われておるわけなのでございまして、この道路におきましては、名古屋乗り入れまでに一応亀山桑名間の三十三・二キロの騒音公害の調査をやるといふことを申しております。特にその対策をいたしましては、優先的に取り組むというのは病院、学校、それから住家連たんといったような箇所について防音壁あるいは防音築堤といったような方法で検討していきたいということをおっしゃいます。

排水問題でございます。栄地区の排水につきましては、いろいろと私も当時から関係しております。問題があったわけなのでございまして、非常に地域排水が悪うございまして、公団の設定によって地域の排水状態が悪く

なるようなことは困るから、十分と施策を行ってもらわな困るということで進めてきとったわけでございますんですが、当時西側に土地改良によるところの圃場整備といったような事業と競合いたしまして、いろいろとそういった打ち合わせを進めてきとったわけなんですけれども、若干県の耕地事務所と道路公団との食い違いが結果的に出てきたわけなんですけれども、この問題につきましては道路公団側といたしましては、土地改良の県の耕地事務所と言っておりながら方は設計をし実施したんだから、公団としてはいましては、どうもしょうがないといったようなことを言っているわけなんですけれども、県の耕地事務所と道路公団とわれわれともう一度この問題の整理、解決という点につきまして、今後取り組んでみたいと思っております。

それから、その他の県道に關連するところの問題でございますんですが、三〇六号巡見街道の問題ですが、四日市地域の特に桜の坊主尾地内につきましては、整備がおくれているわけなんですけれども、これは、ミルクの關係もあるわけなんですけれども、ミルク道路と国道三〇六号との性格は異質でございますので、市といたしましては、規定方針どおり改良を進められるように県に今後強く要望していきたいと思っております。

四敦道路の問題につきましては、一部保々地域のルートにつきまして決定を見てないということでございまして、これにつきましては二年ほど空間があるわけでございますんですが、最近の状況によりますと、員弁地域、員弁川の右岸寄りに四車の道路計画が打ち出されてまいりました、これとの結合を検討してみてもどうかといったようなことになってまいりまして、若干この保々地域のルートにつきましても、再検討をせなけりゃならぬといったような事態にきているわけなんですけれども、先刻も県におきましてこういったルートの調整会があったわけなんですけれども、まだ具体的にどこをどうするといったような結論は出なかつたのでして、今後このルート変更につきましては、地元地域の意向等も十分取り入れたような形で持込んでいきたいと思っております。

下のほうの末永地域のルート替えてございますが、明治橋、元町に出とるわけなんですけれども、この線形改良につきましては、非常にむずかしい個所でございまして、近鉄高架の二期とにらみ合わしまして、午起末永線のルート替え等につきましても、今後十分検討を進めていきたいと思っております。

それから、排水の問題でございますんですが、県道の排水につきましては、赤水地域、非常に地形的に平坦なところでございまして、西へ持っても東へ持っても水が落ちないというようになつてございまして、いまご指摘いただきました三ルートの排水個所の検討につきましては、十分県、市調整をもちまして今後検討を重ねていきたいと思っております。

それから、この周辺の道路網の問題でございます。

四日市田光線につきましては、これは四日市からずっと県小学校の前を通りまして、黒橋を通りまして、ずっと菰野の方へ行っておるわけなんですけれども、それから千草の方に出ております一つの県道がございまして、それから、高角橋から出ておりますいわゆる上海老高角線といったような県道が非常に重なっております、この網的整備をいかにするかということ、かねがねわれわれとしても県と話し合っていたわけなんですけれども、何しろ県小学校の問題がございまして、学校の校舎にかけるわけにもいかないといったような頭の痛い問題があったわけなんですけれども、学校の模様替えといった時期が早くなくて、こういったような県道の網的再編成もこのときにあわせて検討した方がいいというふうに考えておりまして、これにつきましては、教育委員会等との事業計画を聞きまして、前向きに検討を進めていきたいと思っております。

それから、大池中学の周辺排水の問題でございますんですが、道路公団の高速道路設定のときにいろいろ公団に言いついて、大池中学の西の辺につきましては、教育委員会と道路公団の費用でU字溝をいけ込んであるわけなんです

ございますんですが、残りがいわゆるご指摘いただきました個所でございまして、私の方、教育委員会からの委託を受けまして現地の調査を済ましたわけでございますんですが、三百メートル程度残っております。流末は山林に入りますして、特に急傾斜な個所を通りまして、下の耕地に注いでいるわけなんでございます。今年度急傾斜地の個所七十メートル予算化をお願いしておるわけなんだそうでございますが、一番肝心な急傾斜地の保全是、これで一応はかれるというんですが、中間、大池中学の南辺にあたる二百三十メートルの間が残っております。この問題につきましては、今後の問題になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 安垣 勇君。

〔安垣 勇君登壇〕

○安垣 勇君 大変親切なご答弁をいただきました。よくわかりました。

そこで、側道の問題、非常によくやっていたいただきましたが、早くこれは修理をしていただきたい。いずれ市に移管されるといような時期があるんですが、市に移管されるときは、公団で完全に舗装をして、それから移管をされるように要望しておきます。

それから、バス停の問題ですが、バス停については、用地は地元で協力すると、もうすでに地主の了解もっておりますので、ぜひひとつバス停を設置していただくように強力に進めていただきたい。

騒音の問題は、申すまでもなく学校がございしますので、これはひとつ教育委員会も力を入れて、何とかお骨折りを願いたいと思います。

それから、先ほどの巡見道路の問題、国道の問題は、近くにミルク・ロードがあると、りっぱな道路がついたのの後回しになっているというように聞こえることも聞いておりますけれども、わざわざ四日市市内で曲げてミルク・ロードへ行くというようになことをせずに、早くこれは拡幅して、りっぱな国道にするように県、国をひとつ督促していただきたい。いつまでもほりつておくということは、私は四日市市の恥になると、四日市市内だけが狭いということは、非常に見かねるんでございますから、よろしゅうお願いしたいと思います。

それから、四敦の問題、いろいろ下の方でルート替えの問題がございしますが、これはいまお話のように、海蔵地区、現在の道路ではとても拡幅はできません。ですから、ぜひひとつ近鉄の工事に歩調を合わせて、何とかこれは先ほど申しましたような港へ通じていただくと、そうして市の発展をはかるようにしていただきたい。

最後に、大池中の近くの排水の問題でございますが、お聞きしますと、七十メートルはできるが、あと二百三十メートル残ると、また、これは山の持主から小言が出るということはもう明白なんでございますから、ぜひひとつ二百三十メートルについても、早い機会に完全な排水溝をつけていただきたいということを要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午前十時四十二分休憩

午前十時五十八分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 一般質問もこれで終わりでございますし任期も終わりになるわけです。最後の最後までよろしくお願いをいたします。(笑声)

たくさん積み残した問題もございますが、どうしてもこれだけお答えを聞いておかないと、死んでも死にきれないような思いがいたしますので、しほりまして、よろしくご協力をお願いいたします。

近ごろは鼻毛を切つて暴れる牛もおりますけれども、どうやら全体の空気が、引かれていく牛のように非常に哀愁を帯びたような空気でございますが、少なくとも福祉都市を宣言せられ、われわれもそれを了としたわけでございますが、政治のもととの要諦は福祉でございますし、さらに地方自治は住民福祉を実現するというのはご承知のとおりであります。にもかかわらず福祉都市と宣言をせられたのでございますから、このこともう少し基本的な概念といえますか、理念といえますか、それをきちんと整理をして諸政策に盛っていただきたい。いつか政策立案の担当の各部長の皆さん方にご質問をしたことがございますけれども、予算全体はじみなかつこうでも岩野カラーが出ているように思いますが、まだまだどうやらほんとに福祉都市を建設するのだという姿勢が見られないのが残念でございます。ソ連型社会主義国家の福祉政策のあり方も出てはおりますが、日本は資本主義国家でございますから、西欧型の福祉国家というものの実態なり経過なり、そういうものを一応よくお調べになってはどうかと思うのですが、そうでないと、いい意味でも悪い意味でも、住民パワーといえますか、そういう住民の声によつてちぐはぐ、ばらばらな場当たりの福祉行政がなされ、福祉都市になっては後で困ることになり、体系を乱してしまふことになると思うので、そういう意味で十分ひとつ基本的なものを踏まえていただきたいと思うわけでございます。もともと自由というものを尊重して出発した西欧においては、さらに平等という形を加えて成り立ってきたわけでありましたが、そういう思想、そういう考え方で各行政の部門をじっくり見直していただきたいと思ひます。

さて、それを前提といたしまして、具体的にこの心身障害者の問題でございますけれども、心と体の障害の問題として一口に心身障害と言いますが、法律は精神薄弱者福祉法と身体障害者福祉法になつてゐるわけです。まるつきり違うわけでございます。それで、体のほうの問題は、たとえば担当は専門職であります。一般職でもできるんではないですか、心の問題は、担当としてはそういうわけにいきません。それから、みずからが正常な判断をあらわすか、あるいは意思表示ができない対象でございますから、その扱い方がおのずから違ふということはおわかりいただけると思います。それを踏まえないで心身障害と一口に言つてしまふことに、私は大きな誤りがあると思うのです。

もともと市長は、最低の者を満足させてこそ初めて最高の者を満足させることができるというふうな考え方であろうと思ひ、そのことにはご賛成であると思ひます。そういう意味におきまして、弱者と一口に言われ、あるいは心身障害と言われますけれども、われわれが何としても言葉は「最低」という言葉を使うと語弊があるかわかりませんが、一歩大事にしなければならぬのは、この精神薄弱者であると思ひます。もとより、家族自体の困難な問題もあり、あるいは地域社会におきます社会悪のものになるというふうなものにもなるわけでございまして、これの扱いについては十分お考えをいただきたいと思ひますが、その施設のうちのひとつのみはと学園でございますけれども、文部省のいう養護学校あるいは特殊学級というものと、いまの四日市のみはと学園の通園施設というものと、そのそれぞれの機能の分担といえますか、使い方がどうやら混乱をしてゐるようでございますので、深くはお聞きいたしませんけれども、通園施設というものを、ひとつ一べん見直されてはどうかと思ひます。それから、授産施設という声を聞きますけれども、確かにIQのやや低い者を教育訓練して社会復帰させるということは、理屈のうえで持てますか。採算に合うよりな仕事ができるか、市民生活ができるかどうか。もちろん、IQの問題でございますが。

というふうなことを考えると、ゆりかごから墓場までということをしっと考えていただきますと、私は、授産施設をして職業の訓練をして、そして死ぬまで責任が持てるかどうかということについては非常に疑問を持ちます。I Qの低い人たちの社会復帰とは、そういう人たちの中での社会に満足していくような、そういうものをわれわれは考えたと思いますので、いまの生き馬の皮をはぐような資本主義社会の中で、それに適応できるような社会復帰というのは、これはほとんど不可能ではないかと思えます。そうになると、授産施設などをつくって希望を持たせること自体が、私はむだというよりむしろ何か罪悪のような気もするわけでございます。したがって、授産施設という声がございますが、もう一度私はこれは検討をしていただきたい。

そこで、どうしてもお願いするのは、コロナの問題でございます。単にこれは、国の規模、県の規模という事務の分掌のご説明に終わっておるようでございますけれども、そういうことで四日市が福祉都市を建設するという大立段にふりかぶった政策に対しての説明にはなりません。それなら、この前も伊藤信一議員が言われましたように、私立のコロナがあるんです。近いところでは、四日市に特殊養護老人ホームがあるではありませんか。私立でもやれるわけです。公立でやれないはずはありません。伊藤議員と一緒に見に行ったそのコロナは、一繊維の間屋の方が、ある動機がありました始めたわけですが、山の中でしたが、たくさん杉の木が生えておりました。この杉が年々大きくなっていきまして、これがうちの職員の退職金なんですと、こう言っておりましたが、私はそんなことでなくても、一個人がこのようなコロナをやっているわけでございますから、四日市がやれないはずはないと思います。それには非常に条件がいいことは、もうすでに指摘したとおりでございます。もう一度、県、市の事務の分掌の問題でなくて、真に福祉都市建設のためにやらなければならぬ事業の一つとしてコロナを検討していただきたいと思えます。これが出てこないのは、私はひょっとしたら、市の職員組織の中に精薄に関する専門の知識を持った職員が

少ないからではないかという気もいたします。そういう意味で、一番初め言いましたように、心の問題を扱います精薄福祉司というのは特別の専門職でございますから、この間もある議員が言われましたように、大学へ行って、草の根分けてでもこの専門の職員を採用せられることも一つの私は要素になるんじゃないかと思えますが、これはこの場で何度も申し上げたことでございますが、まだ実現していません。

次に、障害者の問題でございますが、仮にいま五十歳代ぐらいで四日市へ三級以上の障害者が転任をしてきた場合、治療を要す、入院を要するという場合に問題はありませんか。詳しい事務的な話を市長や部長にお聞きしようとは思いませんけれども、私はこの問題を取り上げて突っ込むつもりはありませんが、こういう簡単なことがそのまま捨てておかれるというところに、私は福祉都市などというような大げさなことは言えない実態があるわけだと思います。転任してきた場合に、一年は適用しないというんです。よその市あるいはよその県で、三級以上あるいは二級以上の障害者が医療補助を受けているのに、四日市へ来た途端に一年なり半年なりその適用を受けられない、そんなばかな話はないんです。それは、初めいい政策を各地方自治体がほちほち始めたときには、それぞれの自治体の能力によってバランスをくずす場合もあったと思いますが、いま今日すでに県が実施しているわけですから、県下で各都市、市町村でこの行政がばらばらな事務が行われているということは、常識で考えられません。私はこんなことを、こんな一般質問の席上で突っ込むつもりはないんです。事ほどさように、福祉都市といいながら、内部の態勢ができていないということも申し上げたいんです。時間があるから、かねがね私は気をつけておりましたけれども、いつまでたっても直りませんので、一例として申し上げますから、少なくともこの福祉行政というものを、もう一度西欧式の福祉国家の理屈からずうっと一遍見直していただきたいということを要望いたしておきます。

次に移ります。

十二年このようにあたふた、あたふたと駆け回っているうちに、しみじみとゆっくり本を読んで勉強できなかったという反省がいつばいでございますが、少し質問の場合にいろいろ調べさしてもらって、これで私どもがばたばた、ばたばたして、これで四日市の行政がよくなるんだろかなという反省もこめてお互いにいま行われておりますあの選挙運動の実態を見るときに、政治がどうしてもおくれざるを得ないことを痛感するわけですが、少なくとも社会保障とか福祉都市とかというきわめて進んだ行政をやられる場合に、われわれもがんばりますけれども、行政側としては専門職でありますから、しっかりと勉強をしてやっていただきたいことを要望しておきます。

さて、財政と人件費ですが、財政に関係のある人件費という意味ではなかつたんですけれども、時間がございませぬから、簡単に質問させていただきます。

ざっとでよろしいですが、基準財政需要額と基準財政収入額、その差ですが、大体でよろしいです。それは大体どれくらいあるんですか。財政力指数がどれくらいかということでも結構なんです。それから、結構なんです。というのは、市長が自分の考えでやれる金額というのは、二百三十一億の今年度の予算の中でどれくらいあったんですか。それをちょっとお聞きしておきたい。それで、基準財政需要額などというような国の指標がございますけれども、つまりナショナルミニマムとするならば、それに対して市民要求、最低要求、あるいは必要条件、そういうシビルミニマムがどれくらい上回っているのか。われわれは、経費を削減する、つまり納税者の代表としてそういう削減する立場でございませぬけれども、ずいぶん経費の支出を要求しております。それは、とりもなおさずシビルミニマムが、あるいは高いという言い方はおかしいかもわかりませんが、市民要求が大変高いという、そういう現象であろうと思います。したがって、基準財政需要額というような、こういう国の指標といえますか、考え方がいかに障害になっているのか。あるいはわれわれとしては、市民要求にこたえて地方自治体は実際はやって、そしてこの基準財政需

要額という考え方に對して突き上げていかなきゃならないというのが現状であろうと思いますが、お聞きしたいのは、国のいわば行政水準と四日市の行政水準、どういうところが満たせない、どれくらいの金額が満たせないのかというようなことがおわかりでしたら、ひとつお聞かせいただきたいと思ひます。したがって、よく税収入に対する人件費の割合ということが一般に言われておるわけですが、全くナンセンスであることは、過般來の議會で皆さんが言われたとおりでございます。わりあい、株式会社風に早わかりするので世間では取り上げられておるようでございますが、中央において憲法論議はよくされますけれども、地方自治の論議はされない、国民の間に熟してない。したがって、なおさら地方財政の問題についてはよくおわかりでない。その辺が非常に障害になっていると思ひますけれども、そういう意味で、総合的にやっぱり地方自治体のわれわれとしては十分考えていかなきゃならぬ点が多いのだと思ひますが、具体的なことについては省略させていただきます。

葬式があつたときに焼香順は、国会議員が来て、県會議員が来て、その次が市會議員なんですけれども、大体国民とか県民とかというものはないんです。市町村民だけしか日本の国にはいないはずなんですけれども、そういう意味で国のほうは月給が高いのが当然で、市町村ごときものの月給が安いのは当然だというような考え方は、むしろ逆ではないかと私は思ひます。岩野さん、あんたと一緒に給与の闘争やりました。そのときにわれわれは、一体何を考へておつたか。真に四日市の市民の幸せになるためには、何としても安物買ひではないけない、初任給基準、まず上げましょうと、それで大闘争やりましたね。二十年先、三十年先にきつと四日市の市役所はよくなるだろうと、そのことをわれわれは予想してやったわけです。二十年先を考へるならば、人を育てよと言ひますけれども、いまやつとその時期がきて、今度の募集でも、とんだ形ですけれども、十人ぐらい募集するのに百四十人とか、二、三人の男の職員募集するのに百四十四人とかいうように、たくさん来られるようになりました。私は県下の各都市のうちで、四

日市ほど汚職もなく事務もよくできる、そういう都市はほかにないと思います。いま二十年近くたってみて、いい職員がたくさん出てまいりました。大した潜在能力を持つようになりました。私はこれを見て、国と市との関係とか、あるいはまた税収入に対する比率何%かなんというものは、ちゃんちゃらおかしいんでございますけれども、しかし、四日市市がこういういい職員組織を抱えて、じつくりこれから本当の仕事ができていくことを思っているのでありますけれども、あと要望することはたくさんございますが、まあそれくらいの程度にしておきたいんですが、しかし、にもかかわらず内部の給与体系の問題、扱い方の問題にまだ私は残っている点があるうと思います。

この間も、「税金が高いわ」とこう言うんです。そうしたら、十数年前に入った職員は、「税金が払える身分になったていいやないか」とこう言うんです。確かにそのとおりです。もちろん、税金も払えないぐらいの月給で困ってたわけですが、最近では税金が高いというよりような職員の身分になりました。「おまえら、税金食ってやってるんだ」と、最近では世の中不景気になってくると市の職員が言われるんですけれども、「いや、おれも税金出してる」ということが言えるようになりました。だから、税金食ってるんじゃないやなくて、おれも出してる自分の税金を食ってるんだと、こう言えるようになった。大変自信と誇りが出てきて、私はいい仕事をこれから市の職員はしてくれるだろうと思いません。そこで、同僚議員からのご発言もございましたが、安いとか高いとかということは、むしろうんと仕事をしてくれればいいんだと、こういうことでございます。一百万円の税金でも、二百万円の経済効果があるような行政が行われれば、その税金は安いわけですし、千円の税金でも、五百円ぐらいしか政治をしなくて高ければ高いですから、同じことでございます。それと同様だと思えます。

そこで、これも積み残しの一つでございますけれども、私は市民の方々に本当に行き届く行政をするためには、態勢として出張所の問題を取り上げておきました。その後、出張所の扱い方についてはどのようにされたか。これはもうお聞きしなくてもわかっておりますが、出張所の権限を強化し、そして出張所を活用されることについて十分配慮をしていただくならば、一つは住民に対するサービスがきめ細かく行き届くようになると思うわけでございますが、その点についてのご見解も承っておきたいと思えます。

一番初めに申し上げましたように、心の問題を扱う精神薄弱者などについてはどういう扱いかといいますと、地区組織でもって守っていかなきやならない、コミュニティオーガニゼーションワークというものをやらなければ、この精薄の扱いはできないわけですが、それは出張所でそういった地区組織というものを考えていって初めて精薄の態勢ができるわけですが、そういう任務などまで含めていけば、出張所の仕事というのは、大変重要な仕事がたくさんあるわけです。ここに力を入れれば入れるほど、市民は喜んでくれるわけでありまして、そういう意味でもひとつ出張所をもう一度見直していただきたい。

もう時間がございませんので、急ぎます。

今度賃金の中で、臨時職員時間給三百円、一日二千四百円、これどうい根拠でおつくりになりましたですか。役所の臨時職員の額というものは、地域の最低賃金につながるんです。そういうことを十分お考えのうえでおつくりになったのかどうか。

それから、もう一つ、こういう時期でございます。だからという意味じゃございませんし、必ずしも人事委員会が必要ならぬとは言いませんけれども、もう少し私は賃金問題についても資料をお集めになって、ねじりはち巻き、天つきこぶしの闘争でなくて、もっとやっつけていける余地があるのではないかと思います、その辺のことについてもお聞きしたい。

もう時間がございませんので、いろいろお聞きしたいこともあります、積み残したりちのこれだけはいうこと

の二、三についてお伺いをして、いとお答えをいただきたいと思ひます。

○議長(山中忠一君) 市長。

〔市長(岩野見斉君)登壇〕

○市長(岩野見斉君) 訓覇議員がよみがえって、再びご活躍あらんことを期待いたします。(笑声)

養護学校とみはと学園とどういふふうに性格が異なっておるかということでございます。

私がお説明申し上げるまでもなく、養護学校は教育施設でございますし、福祉施設としての精神薄弱児通園施設との性格、機能の違い、こういったもののあることは当然でございますし、養護学校は、また学齢児童を対象としておりますけれども、精神薄弱児の通園施設におきましては、学齢前の児童も対象とするとそれぞれ果たす役割りが違っておりますので、この点を十分に考察いたしましたして、お互いが競合せず、むしろそうした機能的な部分を補完していくというようなことを目標といたしまして整備をはかつていきたいと、このように考えております。

授産施設の問題でございますが、ご指摘のように私も、授産施設によって社会復帰が十分可能であるとは考えられないと思ひます。授産施設によって社会復帰をはかるということは、やはり一つのはかない望みを託した言葉にすぎないのであって、実態はやはり、とにかくそういった経済問題から遊離しておいて、ただとにかく仕事という名をかりる面が私は大部分であろうと考えております。こういったところからコロニーの問題が起るわけでございますが、この設置とか運営につきまして、困難であるとか、いやできるはずだというようなことは、いろいろな考え方によっても違ってくると思ひます。ただ私といたしましては、精神薄弱者に、授産の効果は多くは望めないにしても、授産施設を設置をまず早期に実現していきたいというような考え方に立つたわけでございます。コロニーの必要性につきましては、十年以来いろいろ啓発していただいておりますので、十分わかつておるつもりでございます。これにつき

ましては、私はおしかりを受けるかもしれませんが、非常に困難だとは考えておりますけれども、最近厚生省では、在宅福祉、収容福祉とこれを同じところでやるのかというような発想がございまして、団地経営のような形で社会福祉法人としてこういった試みをやったらどうかという発想もございまして、こういった面からその実現にできる限りの努力をしていきたいと思ひます。

心身障害者の医療費の支給の制度における四日市の矛盾でございますが、対象につきましては、心身障害につきましては三級まで、精神薄弱者の知能知数につきましては七〇以下と規定しておりますが、この対象の範囲は県下でも幅を広げておると思っております。ただし、ただいまご指摘をいただきました市内の居住期間の制限、または国籍による制限につきましては、これは県の基準とも違っておりますし、福祉ということと、市税を納付するとかいうそういった問題等のかかわりを少し重く見過ぎておったようなきらいもございまして、この点につきましては、その基準を緩くする、あるいはまた撤廃するといった方向に、前向きに検討していきたいと思ひます。

財政と人件費の問題でございますが、昭和四十九年度の基準財政需要額は、自治省の方式による算定によりますと、七十七億九千三百三十万と、これに対して財政収入額は、八十八億八千八十一万ということになっております。財政指数といたしましては、一・一三九ということになっております。しかし、これは実際の財政需要とは全く遊離した数字でございます。私が予算の編成に際して自分の意思である程度動かせるというような数字は、私の感じた限りでは、これは客観性はないかもしれませんが、せいぜい一〇か一〇半と、これくらいが限度であろうと思ひます。私は部あるいは課によって要求せられておるものは、ほとんどすべてのものもがもう必要最低経費であるような感じをいたしました。そして、私がつけ加え得る無理にこれをこちらへ移すというようなこと、あるいは多少の余裕があるというようにことから考えて、今度の二百三十億の予算の中で私は一〇もあればいい方だと、一〇半かと、そんなよ

りな感じを持って、「私語する者あり」それほど必要経費という準義務経費的な経費が、「私語する者あり」いや、権限があるとかないとかということではございません。私が必要だと自主的に認めなければならぬような事柄が、多かつたということでございます。

〔私語する者あり〕

だから、そういう点でご了承願います。

〔私語する者あり〕

給与につきまして、人件費の財政についての影響でございますが、四十五年から四十九年に至ります間、大体四十五年には人件費が一般会計に占める割合が三五・九％、四十六年が三七・四％、それから四十七年が三六・五％、四十八年が三七％、四十九年がまだこれは見込みでございますが、四四％といったような割合になっておりまして、これは税収入と比較するのは確かにおかしいんでございまして、税収入の少ない都市におきましては、以前から人件費の方が税収入をはるかに上回っておるといふようなことがございますので、仕事と対比しての比率を見るのが私は正確に近いんじゃないかと思うのでございます。こういった意味におきまして、四十五年から四十八年までは大体大きな変動もなく、予算の規模と同じような規模で人件費が進んでまいりましたんでございます。

最後に、出張所に力を入れよというご発言がございましたが、これは地域のコミュニティの中心といたしまして十分活用し、強化していきたいと、このように考えます。

○議長（山中忠一君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 ちよっと一言だけ、時間も経過しておるようでございますから、よろしく願いたいします。

福祉都市といったわけですから、税金を納めた権限とか義務とか制限とかというものは抜きにして、住民及び滞在者の福祉と安全と健康を保持するというのが地方自治体の任務でございますから、そういう立場から直ちに撤廃をしいただきたいと思っております。

福祉都市建設について、自分とこの内々のことがうまくできなくて外に何ができるかという考え方と、自分とは後回しでもいいではないかという考え方とあろうと思っておりますけれども、四月から四日市の最低生活費は六万八千二百六円でございます。谷沢部長の言うボーダーラインとは、その一・五倍とするならば、この前申し上げましたように十萬二千円を超えるわけです。いま職員の中での給与体系の経過から見まして、とりわけ現業職員は、初任給基準の体系の問題からきわめて安くて、ボーダーライン層以下の者もおります。それほど先ほどのようにねじりはち巻きに天つきこぶししなくても、何らかの形で整理をしてはいかがですか。これは誤解をされますと、自分とこ、市の職員を先して、市民を後にするのかということにもなるかと思っておりますけれども、そうでなくて、やっぱり態勢を整えてやること、つまり内々をきちんとしなければ、ほくは本当にこの福祉行政というものには徹底していかないのではないかという気がいたしますから、そういう意味で十分ご配慮をいただきたいとご要望だけいたします。

あといろいろございますが、大変時間をとって恐縮でございますので、これで打ち切りさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（山中忠一君） これをもって一般質問を終了いたします。

日程第二 議案第一号 昭和五十年四日市市一般会計予算、ないし

日程第四十七 議案第四十六号 字の区域の変更について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第二、議案第一号昭和五十年四日市市一般会計予算、ないし日程第四十七、議案第四十六号字の区域の変更に付いての四十六件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

お手元に配布の質疑通告一覧表のとおり、質疑の通告があります。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

小井道夫君。

（小井道夫君登壇）

○小井道夫君 最初に、市税の法人市民税についてお尋ねいたします。

現年度二十二億三千五百万の法人市民税が計上されておるわけですが、資本金一億円以上、一億円未満、その関係について教えていただきたいと思ひます。

それで、制限税率一四・五%を適用できない理由として市長が先日来いろいろお話になってますけれども、その理由が理解できないわけですから、あえてその制限税率を設けていること、それから、今度五十万以上の都市に事務所、事業所税を設けることと、五十万に至らないけれども、類似の問題を抱えているところのアンバランスが出てくるわけですけれども、そういう点を考えますと、市長が言われる制限税率をあえて適用しないその理由が、根拠が乏しくなるのではないかと、実効税率の問題がいろいろ言われております。そういう点も加味して、あらためてその辺の考え方を伺いたいと思ひます。

それから、電気税について七億三千九百万、そしてガス税が二千六百万と、こういうことになっておりますが、四十九年度の課税額見込みがおそらく八億、そして非課税額が十億ぐらいになるのではないかと思ひわけですが、この

差ですね。そして、地方税法改正がいま国会に出されてるようですが、このはね返りというものがこの中に見込まれておるのかどうか。その品目でどれほど四日市に影響があるのか。年間三億円前後といわれる三菱油化の電気ガス税非課税分、その最大の問題であるエチレン等については一体どうなるのか。どうも感じでは三菱油化なんかには余り影響がないような、依然として三菱油化は恩恵を受けていくような感じを受けるわけですが、その辺のところを伺いたいと思ひます。

それから、電気税と関連してお尋ねしたいのは、大牟田市が何か訴訟を起こすということのようですが、その根拠に、不交付団体は交付税で非課税分が補てんされるかのような形で報道されておるわけです。不交付団体である四日市は、その点はどういうふうになっておるのか、その辺の不合理はないのかどうかお尋ねしたいと思ひます。

それから、使用料の問題ですが、教育使用料で、たとえば野球場使用料の問題を例に挙げますと、今度四十九年当初から、二百五十回から五百二十回になっているんですが、これはおそらく料金はそのままだと思いますが、この利用条件なんかの有効な方法を検討されているのかどうか、その辺のところを伺いたいと思ひます。

それから、県支出金の問題ですが、国体の交付金が四千二百二十三万四千円になっております。国体費は一億九千万の、そのうち一般財源が一億四千八百万、これに人件費を加えますと、おそらく国体費総額では三億ぐらいの五十年年度出費になると思ひますが、この点については、このままこの程度の県支出金で容認していくのかどうか、その辺の県との折衝の関係を明らかにしていただきたいと思ひますし、それから「県政だより」の配布委託金、これが百三十一万四千円ということになっておりますが、郵便料金その他等も兼ね合わせてみますと、この程度の県支出金で果たして満足すべきなのかどうか。

それから、総務費の関係で、連絡員の報償金が大変少ないわけですが、郵便料値上げ等の関連も出てきております

が、この点の単価の改定というものの問題については、どのように処置されたのか伺いたいと思います。

それから、諸費の關係で、外灯維持費が千三百九十萬。一定の率の改善をなさったといいますが、昨年度当初は一千十萬でございます。わずか三百八十萬の増ですが、実態、明るい町をつくる、そしていろいろな忌まわしい事故も起こっている中で、明るい町をつくる、防犯の町をつくるという点で、もう少し思い切った措置がなされると期待しておったわけです。十二月の議会で私もこの点を取り上げましたときに、改善をしたいということでございますが、この程度の改善で満足できないわけなんです。実態的にどれくらいの自治会が負担をしているか、この点を明らかにしていただきたいと思います。

それから、港湾費の關係ですが、実質管理組合負担金、国直轄事業のお金、あるいは中部圏整備返還金、そういうものを差し引きしますと、実質五億八千七百萬、一般会計構成費二・四％になるわけですが、どうもこの点をいろいろ見てまいりますと、一般の管理的な費用までずいぶん負担金に取られております。こういう点をもっと改善されなければならぬんじゃないかというふうに思うわけです。その点で、たとえば私ども、この議会が始まるまでにこれだけの予算が計上されてますので、組合議会の予算原案を教えてほしいと言いつて調べにきましたところ、総務課長は断固として拒否をするわけです。こういう四日市市議会に負担金五億七千七百萬まで提案されているのに、管理組合がその予算原案についての考え方や資料、そういうものをわれわれが調べにいつても拒否をするということ、これは全くおかしいんじゃないか。市長局部に聞きましても、管理組合に聞かなくちゃわからないという事態になっております。この点の問題については、ぜひ改めていただきたいと思いますと思うわけですが、四十九年度のこの予算に関する説明書を見てみますと、非常に食糧費が多いですね。私は多いと思うんです。事業そのものは大きいですが、しかし実際の職員なり何なり関係見てみますと、少ないわけですね。食糧費がものすごく多いです。そして、たとえば議

員視察の問題なんかでも、俗にいままでに参加された方の中からも、いろいろとご批判があるわけです。どこからあんな金が出てくるんだろうという。もっと一般管理の面で徹底的な検査をしていただく必要があるんじゃないか。時間の關係もありますので、私はそれ以上のことを申し上げませんが、いずれ場合によってはその点の問題も出てくるかもしれません。もっと一般管理の面でも、管理組合の負担金についてこれだけの金を出す以上、やはり精査されるべきだと思っております。

それから、入港料、港湾環境整備負担金、こういうものは取れることになっておりますが、一ぺんも計画をされたことのないように、そして、衛生費の方で、清港会事業費八十萬出してるんですね。負担金が取れるのに、なおかつこちらから補助を出していると、こういう点の不合理を一体どういうふうに説明なさるか明らかにしていただきたい。入港料、港湾環境整備負担金の關係を明らかにしていただきたいと思っております。

それから、水道事業の關係で、いわゆる笹川団地の問題で、新しく債務負担行為に関する調査というのが出てきておるわけですが、三億四千九百七十萬余りのものが出ておるわけです。これは、水道事業がこういう笹川開発の問題について負担をするなんていうことは、大体がおかしいわけだと思うんですが、この点について納得のいく説明をひとつしていただきたいと思います。

時間の都合で、ほかのところもござりますが、一応割愛させていただきます。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時四十九分休憩

午後一時二分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
市長。

〔市長（岩野見斉君）登壇〕

○市長（岩野見斉君） 法人市民税の制限税率の引き上げにつきましては、今日の経済情勢からいたしました、非常に慎重に検討を要すること考えますので、現在引き上げる気持はございません。

○議長（山中忠一君） 税務部長。

〔税務部長（杉本治芳君）登壇〕

○税務部長（杉本治芳君） まず、市民税、電気税関係についてご説明申し上げます。

法人市民税の一億円以上、未滿の分類でございますが、数におきましては全法人数の約一割強が一億円以上でございます。税額からいきますと、年度によって多少差はございますが、大体、六割から七割の間を占めております。

それから、電気税の五十年度の予算計上額でございますが、これは本年度は税率が引き下げられております。この一月から引き下げられたわけでございますが、減税がございました。それと最近、電力使用料が非常に減っております。そのことを加味いたしまして、確実な金額だけを計上したということでございます。

それから、五十年の税制改正によって、非課税の洗い直し若干なされました。そのうち当市に関係ございますものは、六品目ほどございます。百二十九品目非課税のうち、二十四品目が課税に回りまして、そのうち六品目が四日市市に関係がございます。大きなものといましては、スチレン、ベンゼン、トルエン、キシレン、合成ゴム、それに塩化ビニール、これらのものが当市に大きく影響しております。額にいたしまして、現在の電力の使用料から計算いたしておりますが、月額、大体千百万円程度になるかと思っております。これだけ増額になるわけでございます。

それから、この分につきましては、ごく最近発表されましたので、当初の予算の計上には算入いたしておりません。それから三菱油化のことが問題になりましたが、油化で今度影響いたしておりますのは、スチレンとベンゼン、トルエン、キシレン品目でございます。

最後に、この非課税額が地方交付税の対象になるのかということでございますが、非課税額は交付税に加味されないことになっております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 教育次長。

〔教育次長（山北 彰君）登壇〕

○教育次長（山北 彰君） 教育使用料について、お答え申し上げます。

最近のスポーツ人口の増加とともに、グラウンドはじめ各運動施設の使用実績が年々向上いたしておりますが、グラウンドの使用を有効に利用するようなことを考えておるかというご質問でございますが、練習の場合と試合をする場合と異なりますけれども、試合をする場合には、なるべく二試合以上やるように、ほかのチームに呼びかけるなり、あるいはそういったようなことを助言いたしております。大体、ご協力をいただいておりますようにでございますが、これはあくまでも、助言であり協力であるわけでございます。

一方、使用される市民の多くの方から、あまり安いので申しわけないから、もっと料金を上げて、あるいはスポーツ振興に、あるいは施設の整備に使ったらどうかというような激励もいただいておりますが、いずれにいたしまして条例に関連してまいりますので、体育施設の整備、あるいはスポーツの振興等とからめて、条例の検討をしなければならぬというふうに思っておりますのでございますが、ただいまのところは、現状の条例の中で、そういった助言をし

ご協力をいただいて、なるべく大ぜいの方に広くご利用いただくように努力をしておる状況でございます。  
以上でございます。

○議長（山中忠一君） 国体局長。

〔国体局長（佐々木晃精君）登壇〕

○国体局長（佐々木晃精君） お尋ねの国体に対する県の支出金につきまして、お答え申し上げます。

昨年来、会場地となります市町村、ここが連絡協議会を持ちまして、ご質問の点を含めまして、県と折衝してまいったわけでございますけれども、何ぶん时期的に、要求の時期までに結論を得ませず、ちょうど先催県の例で、一応茨城の例をとりまして、ここに要求させていただいたわけでございますが、会場地割りと会場数割り、あるいは競技数割りと競技役員割りというのが、現在まで先催県におきます例でございますので、この区分に従いまして、一応推定したわけでございますが、ただいま県におきまして、先ほど申しました連絡協議会におきましては、一応三重県の場合会場地割りといたしましても、夏と秋と両季にわたりまして開催いたします四日市におきましては、さらに会場地割りの点を増額していただきたいということ、それから輸送に使いますバスの借上料、こういったものを新しく交付基準の算定基準に加えてもらいたいこと、こういったことを含めまして、現在増額につきまして折衝中でございます。ご報告申し上げます。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 管理組合の経費のご質問について、お答えを申し上げます。

まず最初に、一般管理費の中に含まれる食糧費が多いではないかという指摘がございました。四十九年度は、総務費の中では約八十八万から九十万くらいであろうというふうに考えておりますが、全体言いますと、総予算の中では○・○数％に当たると思います。さほど多いとも思いませんが、若干多いと感じられたとすれば、それは貿易の關係で中国から視察団が来られたり、あるいはオーストラリアから港務局長が来られたりということ、レセプションなどを催しておりますので、そういった面で若干多いとお感じになられたのではないかと考えております。

それから、入港料の問題でございますが、これは昭和二十九年に入港料を取ってよろしいと、取るべきだという法律ができたのでございますが、実際に現在、開港しておる港が全国で千港くらいございます。このうち入港料を徴収いたしておりますのは四十港くらいでございます。八大港はもちろん取っておりません。そこで昨年度秋に運輸省の指導で取るようにということで、船主の協会と話し合いを詰めておりますけれども、なかなかこの話し合いが詰まらない。四日市港の場合、名古屋港、大阪港が取っていないのに、四日市港が取ることについては、船の出入りについて若干問題が出てくるということでございますので、八大港の意向を見ながら徴収をしていくべきではないかというふうに考えておるような次第でございます。

それから、港湾環境整備の負担金問題についてご質問がございました。これは港湾の指定地域の中にあります一万平米以上の事務所、事業所からは、環境整備のための負担金を取ってよろしいという、運輸省の法律に基づいた指導がございます。ただこれは、最終的には条例の制定をいたさねばなりませんので、現在管理組合のほうで条例制定の準備をしておる段階でございます。条例ができてから、地方港湾審議会に意見を聞いて負担をさせるということになるかというふうに考えております。

なお、清港会についてのご質問がございましたが、清港会の年間の運営費というのは、大体八百五十万くらいでございます。このうち市のほうが八十万助成をいたしておりますが、管理組合のほうからは四百十万という委託料を支

払って清掃をしてもらってあるわけでございます。元来、港の清掃ということについては、管理者の義務であるというふうに規定をされておりますので、来年度からは清掃船一隻を購入いたしました、これは国庫補助が四分の一いてあるんでございますが、清掃船一隻を管理組合で購入し、直営方式と委託方式と両方を合わせてやるうかと思えます。なお、清港会の運営につきましては、百社くらいがつくってある法人でございますが、一口七百元ということで、四十九年度までは三百二十五口の資金を出してもらってあるわけです。七百元というのは、一カ月七百元というところでございます。五十年からはこれを一カ月、一口一千元ということにアップをして運営をしまいる予定でございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 三点お答えをいたします。

県政だよりの配付の県委託金は四十九年、二円五十銭に對しまして三元に引き上げてきております。年六回の配付がなされておりますが、これにつきましては四日市としましては不満足ということで県と折衝いたしておりますが、他の市町村では大した異議もなく受けておるようでございますので、なかなか話が通りにくい実態にあります。

それから連絡員の報償金につきましては、これも再々、本会議委員会等でご指摘ありました。また、自治会のプロツクの大会でも強く要望を受けておるところでございますが、五十年度につきましては四十九年の一戸二十八円に對しまして三十五円に、率にして二五％にアップいたしました。なお、この連絡員制度につきましては、抜本的な改正ということを強く総務委員会でもご指摘をいただいております、いろいろ検討してまいりましたけれども、私ども

としては、全区的にこういった制度を持たずに、郵便制度でやっておるといふ例の多いという実態にかんがみて、そのように移行をすべきではないかというふうに考えておりますけれども、四日市の場合各地区、町によりましていろいろ思惑がございます。一律には、なかなか廃止というふうにはまいらないのが実態でございます。その間、距離手当であるとか、あるいは一昨年あたりからこの普通連絡員に對しまして、特別連絡員という制度を導入いたしました。あるいは災害補償制度を適用するなど、この制度の運用に當たっておるわけでございます。

防犯灯の問題も再々ご指摘がございますが、いま自治会の負担の実態はというご質問ですが、電灯料につきましては、四十九年度分がおよそまとまってまいりました。年間一千五百万円になっております。このうち三分の二を市が負担しておりますので、約一千万円、自治会は約五百万円ということになっております。このたび、この三分の二を七〇％負担にまで引き上げたわけでございます。

なお、設置費についても今回改正をいたしておりますが、これの地元負担の実態は町、地区によりまして防犯灯の内容がかなりいろいろさまざまでございますので、市としては二分の一ということにいたしておりますが、実態としては三分の一程度に、あるいは四分の一程度になっているところもあるようでございます。

以上です。

○議長（山中忠一君） 水道次長。

〔水道次長（天野助春君）登壇〕

○水道次長（天野助春君） 日本住宅公団が笹川団地を造成したときの水道施設に関するところでございまして、住宅公団と水道局で締結いたしました譲渡契約に基づきまして譲渡金を支払うものでございます。その金額は一億三千四百三十三万円でございます。これを五十一年三月三十一日まで据置いて、以後二十三年六カ月で年賦償還をして

いくということをごさいますして、ただいまは据置期間でございまして、利子を支払っていくわけでございます。その金額が債務負担行為でお願いいたしました限度額が三億四千九百七十五万七千円でございまして、すでに四十九年度までに四千七百一十六万六千円、現在なお残った分が三億五百九十九万二千元でございまして、これを昭和七十四年度まで支払っていくこととさせていただきます。この債務負担行為にお願いいたしました分につきまして、当初予算で五十年分といたしまして、千三百四十三万三千元を予算計上をさしていただいております。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 時間がありませんので非常に残念なのですが、法人市民税の制限税率適用、そして不均一課税と、こういう点につきましては、総務委員会でさらにご検討をいただきたいと思っております。

実際の大企業の実効税率、そういう点、それから事務所事業所税との関係、これから見て四日市が特に不当に大企業に税を取るということでも、決してないと思っております。この点については私は、代表質問の席でも皆さま方、各会派の皆さま方にご提案をしておりますので、またあらためて各党派の態度を伺いたいと思っております。よろしく願います。

それから、電気、ガス税の問題について、ささやかながら非課税品目が縮小されたところ、こういう点について、私も共産党としては、その果たしてきた役割りというものについて、一定の役割を果たしたという点について自負をしておるところでございますが、三菱油化、年間三億前後のぼるといわれる三菱油化等が、ほとんど影響なしにいかれるという問題については、やはりこの非課税品目の不当な点がございまして、教育福祉基金制度への拠出という問題も含めて、議会あるいは市民的な世論へ高めていく必要があると思うわけでございますが、その点については引き

続きご尽力をいただきたいと思っておりますし、委員会でもご審議をいただきたいと思っております。

それから港湾費の問題ですが、食糧費は少ないというお話ですが、四十九年度だけでも交際費を含めますと五百二十万ほどに、予算に計上されておるわけでございます。そして私は、ここでご要求を申し上げたいと思っております。委員会に、この交際費がどのように使われたのかを、四十九年度で結構ですから、その明細を明らかにしていただきたいと思っております。

それから、この港湾費は埋立て、ヘドロの浚渫費用が入っておりますが、この点については全く不当だと思っておりますし、それから霞ヶ浦へ持つってですね、そしてそれから水をはかず、その重金属が流れ込んでしまふ、こういう点については、重大な疑義を持っております。したがって浚渫について、このまま続行する問題については大きな疑問を持ち、反対をするわけですが、この疑問を持つ問題についての浚渫費用までここに負担させる、あるいは霞ヶ浦埋立ての第二次埋立ての利払いの費用まで、ここに含まれるという問題についての、是非の問題を含めまして、委員会でご十分ご審議をいただきたいと思うわけでございます。

大変、ほかにも申し上げたいことがございますが、時間がきましたので割愛させていただきます。

○議長（山中忠一君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 あらかじめ通告いたしてございますので、単刀直入にお尋ねいたします。

まず、総務費の外灯維持費ですが、先ほどの答弁を聞いておりますと、現在四十九年度の概算で自治会負担が五百万ということでございますが、いまそれぞれの自治会で負担をしている実態をながめてみますと、非常に不合理な点が多いわけがあります。たとえば中部電力の電柱を利用して街灯が取り付けられるところがあるわけであり

けれども、道路一本はさんで町が分かれていた場合、中部電力の電柱の立て方いかんによって、自治会負担が左右されるというようなことも中にはなきにしもあらずでありますし、さらにはバスの停留所から人家まで相当の距離があります場合、そこに防犯灯を、街路灯を設置したときの電灯料を、一体どこで持つのかというような大きな疑問がもたれているわけでございます。せっかく五十年では若干ではありますけれども、改善をされている内容になっておりますけれども、あと五百万のところでありまして何となくこれを市費で持つことができないのかお尋ねをしておきたいと思っております。

なお、加えて、財源の問題に少し触れておきたいと思っておりますが、ことしの予算書を見てまいりますと、いまままで予備費が昨年の場合千五百万であったのが、ことしの場合には二千万に、五百万円増額になっております。ここで、引き合いに出すわけじゃないんですけど、この五百万を防犯灯のほうに回していただければまことに幸いではないかというふうに思っておりますので、こちらの財源のことも含めて、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

二番目の住居表示事業でありますが、五十年度の予算を見てまいりますと、昨年度と比較をして約二百五十万の減額であります。ここで私は予算のことについて質問するわけではないんですが、住居表示事業の実施の問題であります。たとえばことしの四月から新しい小学校が開校されます。その通学区をきめる場合に、一つの町を分割して通学区を編成しなければならぬというところに来てはいるわけです。AならAの町で二つの学校へ分かれていくというよりな、これは当然その状態を見てまいりますと、住居表示事業を早く実施しても差しつかえがないというところですので、早く実施すべきではないかというふうに考えますので、できればそういうところの住居表示事業を早く実施すべきではないかというふうに考えますので、あえてお尋ねをするわけでございます。

次に衛生費の中で、北部清掃工場の予算が幾種類かに分かれて提起をされております。私は、北部清掃工場の施設に伴う、排水などを含めた処理に対する予算措置については異議を唱えるものではないんですけども、かねてから強く要望いたしておりました北部清掃工場に至るところの道路が依然として改良されなままに残されているわけがあります。もちろんこの道路は県道でございますので、市の力だけでどうのこうのというわけにはまいらぬと思えますけれども、その後県との関係がどのようになっているのか、もし万が一、県で実行が早期にできないということになれば、市として北部清掃工場に入る収集車等の出入りが、相当激しいわけでございますので、今後どういうふうにされるのかお尋ねしたいと思います。

次に、農林、水産業費の関係ですが、ここで農道の部分について特にお尋ねしたいと思います。五十年予算で提案をされておりますのは、農道の新設改良工事としまして五百万円計上されております。排水路の改良工事で八百万円あります。それぞれ三百万円、あるいは二百万円の前年度比較との減額であります。いま農家の要望を聞いてまいりますと、いままでとられておりました、単年度一町一カ所というのが原則になっている模様であります。しかも一カ所五十万単位ということでも区切られております。わずかに五百万円の農道の改良工事になりますと十カ所しかできないと、こういう状況です。私の知っている範囲の中でも十カ所に近い農道の拡幅工事等が要望されております。市内全体をながめると相当の数になるだろうというふうに考えるわけでありまして、さらに単価アップの関係で、この五百万円で一体どれだけの農家の要望にこたえることができるのかということ、非常に心配するわけでございます。したがって、この点についての予算措置の考え方をお尋ねしたいと思います。

それから、お断わりしておきますが、農業用の排水路とそれから道路の維持管理、それから河川の維持管理、都市下水の排水、これは同様趣旨の質問をいたしますので、後で一括質問申し上げたいと思っております。

次に、道路舗装の問題についてお尋ねいたします。

五十年年度の当初予算で、道路舗装の関係につきましては、ほぼ昨年と同額程度の予算が計上されているわけであり、ところが市道の全面積が四百六十七万九千平方メートル、すでに舗装済みの市道面積が三百八万八千二百平方メートル、未舗装の部分が百五十九万一千四百平方メートル、面積的にはこういう数字になっております。そこでこの残されております百五十九万一千四百平方メートルの舗装の問題であります。市内各地を見てまいりますと、極端なたたえを申し上げるかも知りませんが、一メートル少しのところでも舗装がされておるかと思えますと、同じような町並みのところで、二メートルあるいは三メートルのところでも舗装がされていないところがあります。これはどこかと言わなくても、そういうところは市内各所に見られるわけであり、当然そこに任んでいる市民の皆さんは、そこが舗装してほしいという要望を強く持っています。しかるに五十年年度の予算では再舗装も含めて、昨年と同じような金額だけしか提起をされておりません。

さらに事業量の面で比較をいたしますと、たしか四十九年度は、平米単価千五百円程度であったものが、五十年年度の場合はこれを二割から三割近くアップされているのではないかと思います。金額は同じであります。少額がアップされるといことは、それだけ事業量が減るといことであり、市民要求がそれだけ抹殺されると思うんです。少なくともここに二億少しの予算が計上されており、当初、三年ほど前でしたか、市内の市道の舗装計画を提起されたあの時点に戻って、残されておる市道についての舗装を早急に完了していただきたい。地域によって格差があるような舗装工事はやめてもらいたいということを、私は強く望みたいわけであり、やめるといふよりもその線にまで落ち込んでいるところを引き上げる舗装事業というものを、強力に進めていただきたいことを強く要望するわけであり、その点についてのお答えを願いたいと思えます。

次に、農業用の排水あるいは道路の維持、河川の維持、都市下水の排水について、一括同様趣旨でございますので、質問を申し上げたいと思えます。

三月定例議会の代表質問、あるいは一般質問の中でも、農業用の施設あるいは市道、河川等の、また下水排水の問題等について、いろいろな角度から質問がなされております。いろいろ答弁を聞いておりますと前向きな答弁がされているように聞きとれるわけであり、いざ予算書を開いてまいりますと、どこいそうはなっていないというのが実情ではないかと思えます。具体的な箇所等につきましてはここで申し上げますと、強くいま望まれておりますのが、農業用の排水路に対する維持、あるいは復旧に対する予算措置、あるいは市道の維持管理に対する予算というものが、非常に多く望まれているわけであり、特に田舎のほうにまいりますと、市のほうで工事をやってくれなくても、せめて材料だけでもくれたらおれたちやると、こういう前向きの声も強く聞かれるわけであり、ますけれども、材料だけもらいに行ってもなかなか出てこないというのが実情であります。もちろん、その場合には人夫賃がただということになっておりますけれども、これは河川の場合に対しても、都市下水の場合に対しても、同様の要望が強いわけであり、この面についてどのようにお考えになつて予算措置をされたのかお尋ねいたします。

○議長（山中忠一君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 再度、防犯灯の問題についてご指摘をいただいたんですが、昨日の市長の答弁ではございませんが、苦しいときには市のほうもたいへん苦しい状態でございますので、そういった中から少しでもいろんな面の負担を軽くしたいというのが、いろいろ配慮している点でございます。

設置費と電灯料につきまして両面にわたって、わずかながら前進させていただいたわけでございますが、なおいま、

バス停留所というふうなことが出ておりましたけれども、これらにつきましては、総務部におきましていろいろ論議がございました。防犯灯の設置あるいは電力料につきましては、市街地の中心をいただいております。しかし中心部につきましては、かなり大きな幹線道路につきましては道路管理者としての負担があるわけでございますが、周辺の各地区にまいりますと現実には幹線道路としての国道、あるいは県道、市道等があるわけでございますが、それらについて自治会の負担があるというふうにご指摘も総務委員会でございましたが、それらにつきましては幹線道路分として調査をしまして、それぞれ市なり、県なり、市のものについては市なりで負担を調整しなければならぬというふうに部内で検討をいたしております。そういう面で今後配慮をさせていただきたいと思っております。

それから、住居表示の問題でございますが、四十九年度議決いただきましたまして、予算も計上した大矢知の南半分について、まことに申しわけないことでございますが、地元での調整がととのわず事業は事実上不可能な状態になってきております。この住居表示制度は実施されて以来、当時五カ年計画という形で目標を決めたものは、すでに完了をしておるが実態でございますが、その後に残された地域につきましては、いままでいろいろ毎年、努力はしておりますけれども、新しい開発等によりましてそういうところこそ、住居表示は必要だということで手はつけますけれども、なかなか地元との関係で境界線の問題、あるいは町名の問題等でコンセンサスが得られないというふうなのが実態でございます。また昨年、ことしあたりはいろいろこういつたむずかしい時期でございますので、この際、長年続けてまいりました住居表示の事業を一たん休みまして、過去の行ってまいりましたところの手直しをしてみたい。あるいは、いまもお話に出ました関係部課で連絡しておりますが、自治会との関連あるいは、学区区との関係、そういう問題も十分に内部の調整、それから地元との調整をいたうえて、現在各地におきまして、地区境界線の変更の問題あるいは、町界の変更の問題等は市内随所に出てきております。また、他市町村との境界の問題等も出てきてお

るのが実態でございますので、これらをこの五十年には十分に検討しまして、あらためて住居表示制度の事業を進めるようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（山中忠一君） 産業部長。

〔産業部長（鷺野正和君）登壇〕

○産業部長（鷺野正和君） 農道の件でございますが、確かに本年度は、四十九年度が千六百万円、本年度が一千百万円ということで減額にはなっておりますけれども、ご承知のように本年度は災害復旧がピークになります。災害復旧に一応全力投球いたします関係と、そういう関係で職員の能力の問題もでございます。そういうことで一応ご不満でございましょうが、そういう点をご理解いただきたいと思います。

それから農業用排水路でございますが、この維持管理は、基本的には受益農家ということにはなっておりますけれども、最近の都市化の進展とともに非常に複雑な状況を呈してあるところもでございます。そういう点につきまして、部内調整をいたしましてケース・バイ・ケースで処理をいたしていきたいと、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 衛生費の北部清掃工場に至る道路につきまして、お答えいたします。この問題は、県道尾平垂坂東富田、富田停車場線の三重地内の改良工事でございます。一昨年から県に対して、拡幅につきまして強く要請してきたところでございますが、四十九年度に国補の道路局部改良費といったようなことで取り上げてくれました、スタートしようということで、地元の説明会も催したわけでございますが、その後七月二十五日、大災害を受け

まして、県のほうも人手を災害復旧のほうに取られまして、事業が思うように進まなかったということでございます。このおくれを新年度、五十年年度に取り返すと、県市ともども意気込んでおりますので、もししばらくお待ちいただきたいと思っております。

それから道路舗装の問題でございますが、先ほど施工のあり方につきまして、ご指摘いただきましたまして、新しい舗装の施工基準といったものも、基準案が一応整いましたので、五十年年度はその基準に従いまして、厳正に施工をいたしたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから予算でございますが、残事業量から見ますと、決してこれで満足ということは言えないわけなんでございますが、基本計画の五カ年の中で、約四十万平米を施工予定にしております、長期的な展望に立つてということにはいかないわけでございますけれども、五十年年度におきましては、一応土木部といたしましては、まだ災害復旧事業を重点として施工しなければならぬという立場にございますので、この舗装費につきましては、あまり前年対比の伸びは見られないわけでございますけれども、一応五十年年度につきましては、できるだけ効率的な予算執行をいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） ご質問の都市排水の予算の問題について、お答えさせていただきますと思います。

ただいまお手元届けさしていただいております予算書の内容からいきますと、特に都市下水路関係の新設、改良につきまして、国費関係につきましては、前年度に比しまして伸び率が平均二割あるいは三割というふうになってお

ります。これは国の補助金の決定の段階で、幾分変更されるものと思っておりますが、一応の伸びは正規予算についてはそういう形になっておりますけれども、このほかに債務負担として総額十六億八千二百万というものを計上していただいておりますので、年度がわり等に休憩することのないような形で、工事を進めていきたいと考えております。ただ、市費としまして計上しております、いわゆる一般都市下水路の市内の支派川の部分につきましては、やや数字の伸びといたしましてはさびしい感じはございません。しかし、伊藤信一議員の代表質問に対して、市長も答弁をなさっておりますが、いわゆる治水の問題につきましては、五十三年ごろには、ある程度のもどをつけたというご答弁もございました。私たちがその趣旨に沿いまして、今後の議会のたびに事情に応じて予算を補正をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 要望にしたいと思うんですが、外灯維持費について総務委員会でもいろいろ苦勞願っているところがございます。市内の方々を見てまいりますと、矛盾した自治会負担という場面が相当あるわけでありまして。先ほどの説明で聞いておりますと、国道あるいは県道にかかる分については、当然その方面で持っていただけというふうにとれるご説明がありました。特に県道の部分でつけておる街路灯が相当に自治会負担になっているところもあるわけでありまして。そういう道路で区分するわけではございませんけれども、前向きで今後改善をしてみたいというところで、総務委員会のほうによりよくお願いしたいと思うわけでございますし、住居表示事業につきまして、何かとし一年はちょっと一服というよりな説明でありました。中には住居表示事業を早く実施してほしいというところもあるわけでありまして。そういうよりな点についても含めて、十分な調査をし、あるいはそれぞれの町の意見調整等につ

いても、十分配慮をしていただきたいと思ひます。

北部清掃工場に至る道路の問題でございますが、鋭意五十年途中で完成できるというふうに受けとめていいと思うのですけれども、市の負担をする工事、県が負担すべき工事がばらばらにやっておられますと、非能率的であり、予算にもむだ金を使う可能性が出てまいらぬと思ひますので、県、市が歩調を合わせて、能率的にむだ金を使わないで済むような工事を、早急に実現していただくようお願いをしたいと思います。

なお、産業部長、土木部長から、何か災害復旧工事にかこつけて、一般土木事業なり農業事業ができないというより何か苦しそうな答弁がありました。予算要求されて、だれが削ったのか知りませんが、おそらく削られた側でございますので、ああいう答弁しかできないだろうというふうに私は思うのでありますけれども、私が代表質問のときに、毎年の決算によるところの繰越金の問題について触れました。ことしの場合でも一億円が計上されておりますけれども、おそらくその三倍以上の繰越金があるんじゃないかということで質問しましたところ、職員の人件費のアップ等との財源に充てるというより、いわば隠し財源のようなご説明がありました。願わくば私は道路舗装等も含めて、それらの予算をこちらのほうに回していただきたいということを、特別にお願いをしたいと思います。

さらに河川の維持関係につきましまして、特別にお願いをしておきたいのは、災害復旧というのは原形復旧であります。したがって、崩壊したところをつぎはぎに復旧されております。部分的に残された部分が、市民に対して大きな不安を与えているわけでありまして、できるならば、たとえばわずか十メートル、あるいは十五、六メートルあいているところでも残されているわけでありまして、これらをつなぎ合わせて市民の不安を解消していくというより、そういう市単独事業をすね、私はぜひ進めてもらいたい。

都市下水につきましても、下水の排水と生活に用いる用水との区別がいまついていないわけでありまして、そういう

ことも含めて、それぞれの各委員会で慎重に審議をしていただき、足りない分については予算の積み上げも含めてご審議をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（山中忠一君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 社会福祉総務費における委託料、これは心身障害者福祉施設建設調査設計委託料でございますが、先ほどの心と体についての施設らしいので、内容をちょっとお聞かせいただきたい。

扶助費については、先ほどの心身障害者医療費でございますが、制限を撤廃するというところでございましたが、いつからおやりになりますか、さかのぼってやらないと、いまたとえば桑名市は、転入してくると直ちに即日やっているわけでは、四日市へ来ると一年待たされていると、こういうことで老人医療の無料化の年齢に達するまでは、いままでよその地区でただでしてたものが、四日市に来たとたんに金が必要と、高額医療扶助の三万円までは金を出さんならぬということで、中途半端になっているわけですが、できるだけさかのぼってやってやるのが本当だと思いますが、それをちょっとお聞かせいただきたい。あとこんな小さなことを、当然わかり切ったことがそのままにされてあったことに問題があるということをお聞かせいただきたい。そこまでは結構です。

子供の家というのは、これは伊藤議員とも言っとったんですが、児童館をつくるということではないんだと、児童センターのような、情報収集その他の資料を集める施設にしろということを、強く要望しておたはずでございますけれども、これはどうもおかしいんではないかと思ひますが、その辺の費用の出し方を見ると違うように思ひるので、われわれの要望はなぜ聞かれなかったのか。四日市に一つしかないものをつくってはいかぬではないかと。コロニー

は別ですけれども。こういうものを一つつくったら、各地区つくるんですか、つくらないんですか、四日市のあそこにおるものだけが利益を受けるんですか、どうも私は、こういうちくはぐな行政はどうもおかしいと思うんですが、お聞かせいただきたい。これ委員会で十分ご討議いただいてもけっこうだと思います。

通園施設でございますけれども、保育園で障害児保育をしました。みはと学園へ入るか、特殊学級へ行くかということで、ずいぶん親たち迷ったし、当局のほうも困ったんです。そんなばかな施設があるはずはないんですが、だからもう一べん見直してもらいたいということです。これもうご答弁よろしいから、委員会でひとつ十分ご審議いただきたいと思います。

財団の問題ですが、財団へ金出すのはどういうわけなのか。ということは、福祉都市ですから公害の原告が国の制度ができて、原告でやったもののほうが低いということについて、これどうなっているのか、行政指導したかどうか。こんなのを扱うのは財団とするならば、その財団が扱わないとするならば、この財団へ出す金は差しとめたいいではないかと思うんですが、ご見解をいただきたい。

それから、議案第十九号のホームヘルパーの問題ですけれども、公室長がやめとけと言ったから、やめようかと思いましたが、この前の議事録が残っておるもんですからやめるわけにいきませんので、よろしくお願いしたいんですが、この四月一日付でヘルパーは二回昇給するわけなんですけれども、そんなことはよろしいが、なぜ私たちが言ったようなことをやらなかったのか、こんなことを鬼の首を取ったような顔をして言うつもりはないのですけれども、ほくら一生涯命考えて言っているのですから、よう聞いてやればよかったと思うんですけれども、こんな失態を繰り返したということに対して、たいへん残念に思います。単なる事務的なきだけじゃなしに、もう一べん繰り返しますが、四日市は福祉都市なんですから、そういう意味でボーダーライン層よりも低いようになりうちのも

のをそんな扱いはしておいて、どうして福祉都市ができるんですか、その点を私は、大変残念に思うんですが、人に銭やるのがきらいだというような考え方が、そういう使用人根性があるとすれば、もう福祉都市なんてものはやめたほうがいいと思うんです。もう言うことがなければ、ご答弁結構です。

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午後二時十七分再開

福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 訓覇議員のご質問のうち、社会福祉総務費の委託料並びに扶助費についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、扶助費の問題につきましては、一般質問で市長がご答弁されておりますように、緩和、あるいは廃止のというご答弁もありましたが、先ほどご指摘の趣旨も含みまして、できるだけ早い時期に条例改正の方向で検討をいたしてまいりたいと思います。

次に、委託料の百五十万の内容についてというご質問でございますが、昨年末に四郷地区で民有地の買収をさせていただいて、さらに周囲の国有地を含めまして、この地域に一つの福祉センターの構想で関連する施設の配置を進めてまいりたいというところの基本的な調査の設計委託を考えてまいりたいと思います。

まず、五十年の国の、特に労働省雇用促進事業団の事業として進められます勤労者の身体障害者体育施設が四日市に誘致が決定してまいっておりますので、この事業を進めなければなりませんし、これと関連いたしました精神薄弱児者の問題、あるいは身体不自由児の關係、あるいは身体障害者の授産等の關係、あるいは近く県立養護学校構想等も出てまいるやに聞いておりますので、こういう諸施設をいかにこの地域に配置することが適當であるか、あるいはどの程度の規模で、あるいはこれが運営その他についてどうあるべきかというようにのことについての研究、調査をいたしていききたいと思いますし、また、それがための造成上の諸問題等も考えていかなければならないということで、調査費をお願いした次第であります。

以上です。

○議長（山中忠一君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 子供の家につきまして、お答えさせていただきます。

子供の家につきましては、一階を低年齢児を中心にした遊戯施設という考え方で、現在、活用をいたしております。なお、二階につきましては、一般青少年を対象に考えまして、中には育成者關係、育成者あるいは關係者の研修、あるいは活動の場と。それから旧図書館事務所につきましては、少年センターにいたしましたので、ここで総合的な相談業務を扱う。これは、児童相談所、あるいは福祉の相談、それからうちの方でやっております相談、こういう相談業務の日を決めて、ここで総合的な相談業務を扱って相談活動の強化をはかっていることと、こういう考え方で進めたわけでございます。現在動いておりますのが、一階の遊戯室でございます。おっしゃるとおり小さい子供がたくさん来ております。遊んでおります。

なお、これにつきましては、現在、職員を一名配置をいたしておりますが、ジュニアリーダーが毎日かわりまして二人ないし三人、これに参加をしながら研修をしておると、みずから手でボランティア活動を実地に自分らで勉強をしておられまして、私どもも、ジュニアリーダーが、約百人おりますが、こういうところで子供たちの扱い方等を十分勉強してもらいようお願いをしております。

こういうことでございますので、五十年度の予算の中におきましても、備品その他の工事請負費等も計上されておりますが、ただいま申し上げましたような思想に基づきまして、この目的が達成せられるように、今後とも内容の充実に力を入れていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） お尋ねの四日市公害対策財団に対する補助金でございますが、ご案内のように、財団は知事認可の公的制度として発足をさせまして、県、市が監督権を持つているわけでございまして、年間の事務費が約二千七百万足らずかかるわけでございますが、その一部の事務費補助ということで補助をするわけでございます。

これに関連いたしまして、磯津の原告患者及び自主交渉患者の問題を取り上げられておりましたが、この問題は、この事務費補助とは全然別個の問題として、ただいま環境庁に対して強く要望しておりますので、近く何らかの前向きな回答が出るように努力をしております。

○議長（山中忠一君） 訓覇也男君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 公害患者の救済の問題について扱っているところが、いまは財団が中心になっておるわけですから、財団の方に行政指導でもってやらせるといふことができないかということなんです。環境庁に交渉するのもそうですけれども、法律がなかったときに平田市長はやったんですから、それぐらいやれないかということですよ。それは、環境庁、環境庁というふうに逃げないで、いま四日市で、ちょっと守備範囲と違うかと思えますけれども、しかし、患者の実態についてよくわかり、その事務を扱っているわけですから、そういうことをやらせられないか。企業から金もらって分けてやるんなら、臨時の職員でもやるわけですから、あれだけの事務費を市が負担してやらしているわけですから、そこでその仕事をやらしたらどうか。まあやらすやらさないという問題やなしに、環境庁がやればやりますというのならだれでもするので、当然のことで、何とか四日市としてやれないかということですよ。できれば委員会でひとつ十分ご討議いただければ結構です。

以上です。

○議長(山中忠一君) これをもって、質疑を終結いたします。

本件を、それぞれ関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、お手元に配布の付託議案一覧表そののとおりであります。

付託議案一覧表 その一 (昭和五十年三月定例会)

○総務委員会

議案第一号 昭和五十年四日市市一般会計予算

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第一款 議会費

第二款 総務費(第一項第一四目国民体育大会費を除く)

第四款 衛生費

第五款 第二項 労働諸費

第九款 消防費

第十二款 公債費

第十三款 予備費

第二条 債務負担行為

第三条 地方債

第四条 一時借入金

第五条 歳出予算の流用

議案第八号 昭和五十年四日市市交通災害共済事業特別会計予算

議案第九号 昭和五十年四日市市公共用地取得事業特別会計予算

議案第十五号 昭和五十年四日市市桜財産区予算

議案第十七号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

議案第十八号 四日市市職員定数条例の一部改正について

議案第十九号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

- 議案第二〇号 四日市市職員給与条例の一部改正について
- 議案第二一号 四日市市特別会計条例の一部改正について
- 議案第二二号 四日市市税条例の一部改正について
- 議案第二四号 四日市市手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第二五号 四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正について
- 議案第二二号 四日市市民ホール条例等の一部改正について
- 議案第三三号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第三四号 四日市市斎場条例の一部改正について
- 議案第三九号 四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 議案第四〇号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第四三号 四日市市と孤野町との境界の一部変更について
- 議案第四六号 字の区域の変更について

○教育民生委員会

議案第一号 昭和五十年年度四日市市一般会計予算

第一条 歳入歳出予算中

歳出第二款第一項第一四目 国民体育大会費

第三款 民生費

第一〇款 教育費

- 議案第三号 昭和五十年年度四日市市国民健康保険特別会計予算
- 議案第一一号 昭和五十年年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第一二号 昭和五十年年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第二六号 四日市市立保育所条例の一部改正について
- 議案第二七号 四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 議案第二八号 四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の制定について
- 議案第二九号 四日市市立隣保館条例の一部改正について
- 議案第三一号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第三六号 四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正について
- 議案第三七号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について
- 議案第三八号 四日市市立教育集会所条例の一部改正について
- 議案第四五号 青年学級の開設について

○産業公営企業委員会

議案第一号 昭和五十年年度四日市市一般会計予算

第一条 歳入歳出予算中

歳出第六款 農林水産業費

第七款 商工費

- 議案第二号 第一款第一項 農林水産施設災害復旧費  
昭和五十年四日市市競輪事業特別会計予算  
議案第四号 昭和五十年四日市市と畜場食肉市場特別会計予算  
議案第五号 昭和五十年四日市市営魚市場特別会計予算  
議案第一三号 昭和五十年四日市市立四日市病院事業会計予算  
議案第一四号 昭和五十年四日市市水道事業会計予算  
議案第一六号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について  
議案第二三号 四日市市分担金徴収条例の一部改正について  
議案第四一号 四日市市簡易水道条例の一部改正について  
議案第四二号 北勢公設地方卸売市場組合の設立に関する協議について  
議案第四四号 土地改良事業の施行について

○建設委員会

議案第一号 昭和五十年四日市市一般会計予算

第一条 歳入歳出予算中

歳出第五款第一項 失業対策費

第八款 土木費

第一款第二項 土木施設災害復旧費

- 議案第六号 昭和五十年四日市市公共下水道特別会計予算  
議案第七号 昭和五十年四日市市土地区画整理事業特別会計予算  
議案第一〇号 昭和五十年四日市市営駐車場特別会計予算  
議案第三〇号 四日市市営住宅条例等の一部改正について  
議案第三五号 四日市市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

日程第四十八 議案第四十七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第六号)、なをし

日程第五十四 議案第五十三号 他の団体の公の施設の利用に関する協議について

○議長(山中忠一君) 次に、日程第四十八、議案第四十七号昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第六号)ないし日程第五十四、議案第五十三号他の団体の公の施設の利用に関する協議についての七件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長(岩野見齊君)登壇)

○市長(岩野見齊君) ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第四十七号は、昭和四十九年度本市一般会計補正予算第六号案であります。

今回補正の主な内容は、県営土木及び都市計画事業に対する負担金をはじめ、国、県補助割り当ての決定によるもの、社会福祉関係扶助費、過般の激甚災害による災害復旧費並びに高校新設促進協議会負担金その他やむを得ないものの追加と、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正のほか、国の総需要抑制策に基づく公共事業の繰り延べ等により、本年度事業のうち年度内に事業の完了しない見込みのものについて翌年度へ繰り越して使用するための繰越明許費の補正でありまして、歳入歳出予算の追加額は、二億七千九百四十四万五千円となり、補正後の予算総額は、二百三十八億九千七万二千円と相なるのであります。

以下、歳出各款における概要を申し上げます。

第二款総務費は、地方公務員共済組合負担金、市長会負担金等の不足見込額、災害その他緊急時において本部各般の有機的活動を期する無線通信機器その他諸器材の拡充費並びに河原田出張所用地購入費及び東京事務所職員宿舍土地建物割賦購入費を追加し、諸費においては、小生町及び茂福公会所建設費補助金、過年度国、県支出金返還金並びに建物工物等購入費立替金賠償金を追加したほか、もと公会堂を千歳町から移設した当時、敷地につき格別のご協力をいただきました故鈴木辰次郎氏に対し謝意を表すべくその経費を計上いたしました。

選挙費では、国県委託金の決定により、昨年七月執行の参議院議員選挙及び本年四月に執行されます県議会議員選挙にかかる経費を追加補正し、統計調査費では、各種統計調査に対する県委託金の増額決定に伴う補正を行いました。

第三款民生費のうち社会福祉費は、生活保護世帯等に対する法外援護費、福祉資金貸付事業特別会計繰出金の増額と、県補助金の決定に伴う家庭奉仕員設置予算の組み替えをするるとともに、老人福祉施設措置人数の異動による不用見込額を減額補正いたしました。

児童福祉費では、新たに県補助金の決定しました乳児保育対策強化事業等に対する補助金及びときわ保育園敷地購

入費並びに子供広場整備費補助金を追加補正し、児童手当支給費の不用見込額を減額補正いたしました。また、生活保護費は、基準単価の引き上げ等に伴う不足見込額を追加するものであります。

第四款衛生費は、過般の一般希望消毒実施後に出火し、被災されました西坂部町南川泰代氏に対する見舞金を計上するとともに、清掃費において、船舶使用料等尿尿終末処理経費の過不足見込額を補正いたしました。また、上水道費は、公営企業会計に対する繰出金を増額するものであります。

第六款農林水産業費のうち農業費は、県補助金の決定をみました米穀買入対策調整事業費、麦生産振興事業費、休耕田農地利用化促進事業費及び農業構造改善事業として県地区の水田作地域施設設置事業費補助金を追加補正するとともに、市街化区域における営農の維持と環境の保全をはかるため、農業生産緑地の管理保全費に対する補助金を追加いたしました。また畜産業費においても県補助金の決定により飼料作物生産振興対策事業費を追加いたしました。

農地費では、県単事業として県補助金の増額決定をみました営生水路事業費の追加と、赤堀地区揚水機事業費及び寺方地区ため池改良事業調査設計費並びに北伊勢広域営農団地農道整備事業等県営事業に対する負担金を追加補正したほか、受託土地改良事業の保々新田圃場整備事業については、公共事業の繰り延べ措置により、また、川島圃場整備事業については、地元土地改良区の直営施行とするため、それぞれ減額補正いたしました。水産業費は、農協合併助成法に基づく四日市地域漁業協同組合合併推進対策事業補助金と、県漁業信用基金協会出捐金及び県漁港協会に対する負担金を追加いたしました。

第七款商工費は、県委託金の決定いたしました輸出実態調査経費と塩浜及び中川原地区の商店街街路灯設置費に対する補助金を計上いたしましたのであります。

第八款土木費は、土木関係における県管道路、橋梁、河川事業に対する負担金及び各種協会負担金等の追加並びに

道路舗装補修作業用地購入費、建設省より受託の樋門維持管理費を追加補正し、本年度国庫補助事業費の決定しました古城川ほかの河川災害関連復旧事業費の増額をいたしました。港湾費では、四日市港管理組合負担金を減額補正し、都市計画費では、県管区画整理、街路及び鉄道高架化事業等に対する負担金を追加補正いたしました。

公共下水道費は、特別会計繰出金を増額し、住宅費では、住宅建設費に対する国庫補助金の増額決定による事務費及び平和町住宅地区改良事業の移転補償費を追加補正するものであります。

第九款消防費は、消防団員の費用弁償及び上水道消火栓新設補修費の不足見込額の追加補正と、指定寄付を含めた音楽隊用備品購入費の追加をいたしました。

第十款教育費は、職員退職手当金、各種協会負担金及び日本住宅公団に対する笹川東小学校土地建物譲受費並びにさきに土地開発基金において取得しました橋北中学校用地の購入費を追加し、納屋小学校改築工事費の不用見込額を減額補正いたしました。また、本年四月に開校されます県立四日市西高校の用地取得造成費及び校舎建設費負担金のうち本市負担分の一部を追加計上いたしました。

社会教育費では、河原田公民館用地の購入費、海洋青年大学参加費及び市指定文化財等保存費の補助金を追加いたしました。

第十一款災害復旧費は、過般の激甚災害による現年発生災害及び過年発生災害の復旧費でありまして、現年発生災害については、国の事業費査定も完了し、本年度事業費が決定いたしましたので、これによりそれぞれ所要の補正を行うものであります。

また、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく本市の激甚地指定も近く決定される見通しで、歳入には、国県支出金のかさ上げ額を概算により計上いたしております。

以上、歳出の概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各科目に関連の特定財源を補正したほか、一般財源には、市税及び今回配分が決定しました特別交付税を追加計上するとともに、去る九月の補正予算において予定いたしました財政調整基金取り崩しによる繰入金のうち三億円を減額し、今後の財政運営に弾力性を持たせるようはかつたのであります。

議案第四十八号 基金特別会計の補正は、財政調整基金における積立金取り崩しの一部を取りやめるとともに、預金利子収入の増額分を基金に積み立てようとするものであります。

議案第四十九号 公共下水道特別会計の補正は、業務費において使用料徴収経費、自動車修繕料及びポンプ場クレーン検査経費を追加し、建設改良費においては、実施事業に合わせて予算の一部組み替えを行い、また、公共事業の繰り延べ措置に基づき、日永処理区における管渠工事の一部について繰越明許費を計上いたしました。

歳入におきましては、使用料収入の増収分と国庫支出金を追加補正し、受託事業収入、市債を減額するとともに、一般会計繰入金を充ちました。

議案第五十号 福祉資金貸付事業特別会計の補正は、災害援護資金貸付金の不用見込額を減額し、歳入では、県支出金の決定による減額分を一般会計繰入金により補てんするものであります。

議案第五十一号 市立四日市病院事業会計の補正は、収益的支出において、院内保育事業にかかる予算を国の指導により組み替えるとともに、建物清掃委託料等の不用見込額を減額補正いたしました。

議案第五十二号 水道事業会計の補正は、収益勘定において、受託工事の減少に伴う収入及び費用の減額と、職員退職給与金等の追加を行い、工事負担金、預金利息及び雑収益を収入見込みにより追加補正しましたが、収支の状況は、引き続き約四千三百万円の収入不足となりますので、さらに一層経営効率率の向上に努めたいと存じます。

資本勘定の収入におきましては、同和对策事業に対する企業債の減額と、消火栓新設等実績に伴う他会計補助金を追加計上し、支出におきましては、路面復旧費の不足見込額を追加するものでありまして、補てん財源としては、損益勘定留保資金を充当し、なお不足する額については、一時借入金をもって措置いたしたいと存じます。

また、員弁郡東員町地内における水源開発に伴う水利権買収費について、契約期間満了により向後三年間の更改契約を締結するため、債務負担行為をわざわざお願いいたしました。

議案第五十三号は、四日市地区広域市町村圏計画に基づき、三重郡菰野町が設置する菰野町老人憩の家を本市の住民も利用し得るよう同町と協議を進めるため、地方自治法の規定に基づきご提案申し上げるものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 一般会計第二款総務費の中の、もと公会堂を千歳町から移築した当時、敷地につき格別のご協力をいただきました故鈴木辰次郎氏に対し謝意を表すべくその経費を計上いたしましたということで、四百万の計上がしてあります。これはどういう理由か、詳細にご説明をいただきたい。

なお、第四款の衛生費の中で、過般の一般希望消毒実施後に出火し、被災されました西坂部町南川泰代氏に対する見舞金を計上するとともに、こういうことが説明されておりますが、金額三百五十万でございますが、それを出すに至った経緯を詳細ご報告お願いいたします。

以上です。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 総務費の中の故鈴木辰次郎氏に対する謝礼金について、お答えを申し上げます。

この問題は、大分古い話でございますが、この庁舎といえますよりも、旧公会堂が建ちましたのが昭和二十五年の二月でございます。そしてその敷地が、当時鈴木辰次郎さんの敷地でございます。ここに公会堂を建てるといふことについては、すでに終戦直後、吉田勝太郎名誉市民が、当時市長をしておられましたら、当時勝太郎市長とこの鈴木辰次郎さんは市会議員をおやりになってお見えになりました。市長と鈴木さんとの間で、公会堂を建てるといふ敷地にしたいんで協力をしてほしいというお話が鈴木さんのほうにあったようでございます。鈴木さんは、市のためならばどうぞ使ってくれというようなことで、大変善意に基づきまして、公会堂を鈴木さんの敷地へ建てるといふことについてご了承をいただいたということでございます。

しかしながら、この土地は、昭和二十一年の十月には戦災復興の都市区画整理区域内に指定をされておりました。未指定のまま、この二十四年の八月から公会堂を建てはじめまして、二十五年の二月に公会堂が建ったと。そして、実際鈴木さんが戦災復興で換地をお受けになりましたのは二十五年の七月でございます。したがって、鈴木さんは当時自分の土地の上には公会堂は建っておるし、戦災復興の換地はもらっていないというような、非常に不利益な状態に置かれたわけでございますが、その後、二十五年の七月七日に仮換地が指定になりました。しかしながら、その換地先が、たしか四カ所に分かれておったというようなことがあったようでございます。

その後、私の記憶では、たしか四十五年ごろに鈴木さんのお孫さんである辰良さんから、「実は、加藤さん、公会

堂の敷地は自分のおじいさんの土地だった。そこへ公会堂を建ててもらったんだけど、その換地処分を受けた、その換地処分が非常に自分に不利益なんだ」と、「これはどうしたらよろしいか」という相談があったわけですが。そこで私の方で戦災復興の方に照会をしたりいたしておったわけですが、最終的には清算の段階ですべてが解決をされるのではないかと、かように考えておりました。

しかし、よく考えてみますと、この公会堂の建築が始まった時点から仮換地の指定を受ける時点までは、全くただで市が使用をさしていたらいい結果になっておりますので、この点につきましては、大変鈴木さんのご好意に基づくものであるということ、これは市として感謝の意を表明しなければいけないのではないかと。一方、仮換地の先が不利益な状態にあったということについては、清算と同時に、戦災復興の方で考慮をすべき事柄ではなからうかということ、戦災復興の県当局とも十分打ち合わせをいたしまして、市の方としては、今後公会堂に鈴木さんの土地をお借りしておったということに対して、ここで厚く感謝の意を表明申し上げます、そういうことで、鈴木さんのご理解をいただいたような次第でございます。

大変長い話でございますが、その間いろいろございましたけれども、鈴木さんにご理解をいただきましたことをご報告申し上げます、ご答弁にかえさしていただきます。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 西坂部町の南川さんのお宅の消毒によって起きたであろうと推察される火災事故に関しまして、お答えを申し上げたいと思っておりますが、詳しい記録の書類を手元に持ってきておりませんので、概略、ご答弁さしていただきたいと思います。

市は、公共の部分、すなわち御溝だとか、どぶとか、町内全体とかというふうな消毒は、市の衛生課の消毒班で直営として消毒をやっているのはご案内のとおりでございますが、市民のご希望によりまして、家の中を消毒する件数も相当にございますので、ご希望による屋内の消毒は、毎年度契約を更新して、業者に委託消毒をされているわけでございます。この業者は、日本のテストコントロール協会という資格を持った業者でございますが、その業者に委託をして消毒を行っておるわけでございます。

昨年、たまたまこの業者が市から委託を受けた業者が南川さんのお宅を消毒にまいりまして、この場合は、いつも自治会長さんのお立ち会いを願ひまして、ご指示を受けながら屋内の消毒を行ってございますが、消毒終了後、約一時間後にその家から火災が発生をいたしました。全焼をしたわけでございます。直ちに消防署及び警察の方で、原因その他現場検証を詳しくしていただきまして、いろいろと原因を調査していただいたのでございますが、決め手となる判断というものが出されないうまま、一応直接原因と考えられる消毒ということ、警察から検察庁に送られた経過がございますが、検察庁でもいろいろと独自の立場で調査をされた結果、いわゆる刑事責任上の問題としては不記述になるといふような経過がございました。

いずれにいたしましても、そういう経過をたどりませんでしたけれども、火災が発生した南川さんのお宅では家が焼けてしまいましたので、その損害賠償を要求してこられたわけでございますが、消毒後、一時間後に発火したという問題及び、消防署及び警察等でのいろいろお調べいただいたけれども、直接的な原因ということに断定するだけの状況ではないという問題等がありまして、南川さんのお住まいになっております町の自治会長さん等もお立ち会いをいただきまして、示談ということで話し合いをさしていただきまして、総額八百八十万円をお払いすることになったわけですが、その中で、五百三十八万円は委託業者である丸栄さんからお払いをいただく。最終責任者である市から

三百五十万円を見舞金としてお払いいたしますということになったような次第でございます。  
以上でございます。

○議長（山中忠一君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 初めの公会堂の跡地の問題につきましては、助役の説明にありましたように、戦災復興街路整備事業の仕事によって仮換地をやった、不利な仮換地をやったということで問題が生じておるように思っておりますけれども、市の方が、鈴木さんがこれまでただで貸しておったという行為に対して、四百万の支出を私は認めるものがございますけれども、ただ片落ちということは、県の方がそういう仕事をやっておりながら、一体県がどうい責任を持っておるかということをもう一度お伺いしたいと思っております。

それから、なお火災の点につきましても、五百三十万と三百五十万の、業者とそれから市と両方で区分して、そして責任を持ったということは、私はこれは結構でございますけれども、じゃあ、今後こういつた問題があったときに一体どういふふうに市は考えていくかということも、この際はつきりしておきたいと思っておりますので、それに対する考え方も承っておきたいと思っております。  
以上です。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 県の方は、戦災復興の換地の問題について、鈴木さんに対してそれなりの処置を講ずるといふことになっておりますので、あわせてご報告をさせていただきますと思います。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 今後におきましても、市民に対しては、最終責任は市長にございますので、原因、そのときの状況その他を十分踏まえまして、処理していかなければならぬ問題かと思っておりますが、委託契約をする業者との、市との契約の内容等も十分再検討をしていきたいと考えております。

○議長（山中忠一君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 県の方は何らか考えるということばでございますが、具体的にはどう処置するかわからないにいたしましても、県は相当の土地をこちらに持っておりますから、その土地を提供してこういつた不利益な処分をした責任を、市としても責任をとらせるように県の方へ申し入れをしたり、そして本人の不利益にならないようにしてやるのが非常に大事だと思っております。その点ひとつよろしくお願いいたします。

また、火事の問題にいたしましたも、ああいうことで火事が起きたということになれば、これから恐らくそういう仕事をやっていただくと思っております。

消毒は大事でございますけれども、火事が起きたら大変でございます。だからそういう点は十分、そういう火事のないやり方でやっていただくようにしていただきますと、市民も不安でありますし、なおかつこういつたことが起きて、もう一度起きたら、これこそ本当に市の責任になりますので、十分注意して、業者の選定なり、あるいはその消毒の内容なりについて検討していただきたいということを申し添えて、終わります。

○議長（山中忠一君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 議員の皆さま方にご了解を求めて、先ほどの環境部長の説明の訂正を求めたいわけでありませぬ。

西坂部町の南川泰代さんにお見舞いの件であります。説明の中に、警察及び検察当局で直接の原因が消毒機でないというようにすることで不起訴になったこともあってという、そういうことがありました。全く私は心外であります。

昨年の五月十五日、先ほど説明のありました消毒作業によりまして自治会長が立ち会ったということでありませぬけれども、これは、それぞれの町の中でもご存じだと思いますけれども、消毒を申し込む家庭と申し込まない家庭の区別が作業員にはわかりませぬ。その区別をするために、道案内ということそれぞれ出ているはずであります。

しかし、そのことはさておきまして、五月十五日に火災が発生しました。その翌日、急遽私は市長にお会いしました。個人的な判断ではあります。私の見るところでは、消毒作業が原因と思われる、こういうことをお話しました。その足ですぐ帰りました。被災者の方ともいろいろ相談をした結果、公の事業でやられたことが原因とするなら、いわゆる司直の手を借りて解決するということについては、好ましくないという結論になりました。そのために川向町の自治会長が被災者から委任状までいただき自治会が責任を持って、この問題について示談という方向で進めてきたわけでありませぬ。

ところが、いまの説明でいきますと、警察あるいは検察当局等の不起訴になったというように、そういう表現を使われることについては、被災者及びその仲介に立ってきた自治会の意思というのが無視されたような発言にとられますので、その点についての、私は発言の訂正を求めたいと思ひます。

○議長（山中忠一君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 伊藤信一議員からのご質問の内容は、全体の経過を説明しろということでしたがので、事実をそのまま順を追ってご説明をしたわけでございまして、その中には、警察が検察庁に送り、検察庁が独自で調査をされたということもございましたので、状況を説明したわけでございませぬ。

他意は別にございませぬ。

○議長（山中忠一君） 山本 勝君。

〔山本 勝君登壇〕

○山本 勝君 時間をとって申しわけないと思ひますが、自治会長が被災者の方から委任状をいただき、親族の代表も含めて市長にお会いしました。そのときにも私は立ち会いをいたしました。はっきりと申し上げてあるはずであります。ところが、先ほどまた答弁の中で、経過を事実のままというふうに言われましたが、当初から市長は、いわゆる話し合いのうえで、俗に言う示談ということですが、解決をしようということについて理解を私はされていなくと思ひます。私たちがそういう理解でまいったはずであります。

ところが、先ほどの説明でいきますと、聞き違いであれば私は幸いだと思ひますけれども、聞いていた範囲の中では、何か警察、あるいは検察当局の判断のうえのその経過を踏まえてというようにありますので、あえて私は発言をいたしましたわけでありませぬ。

当初から、繰り返すようですが、被災者及び親族の代表の方、あるいは中に入りました自治会長は、役所の大きな目を開いた立場での解決というのを望んでまいったということを皆さん方にご報告申し上げて、発言を終わります。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 四点ほど伺いたいと思います。

四十九年度の補正の結果、総額が二百三十六億という形になっております。当初百七十億八千万ですから、六十五億三千万の一年間の膨張という形になるわけです。そして五十年年度の当初予算が二百三十八億と、わずかに二億円の差なんです。それに加えまして、財政調整基金繰入金の増減を出したり入れたりしているわけですが、このあたりで、確かに災害とか人事院勧告という問題があったかと思えますが、余りにもこの財政運営という点で問題があるんじゃないかというふうに思うわけです。この点について、考え方を伺いたいと思います。

二点目は、県立西高校用地取得造成費及び校舎建設費負担金の問題につきまして、かつて全員協議会には、その総額がおそらく七億五、六千万円になるんじゃないかという形で報告されたことに対して、私はこの負担の不当性と県に対する折衝を強く要望し、その点で、当局におかれましてもその努力をしていただいたと思うわけですが、四十九年度補正予算、そしてまた五十年年度の当初予算にもその額が出てきておるわけですが、一体総額にどのようになり、そのうちの四十九年度分、五十年年度分、この点を、あるいは四十八年度の分も含めまして、そしてまた利子の支払い等も含めて、最終的にどれくらいの負担になるのか、その辺の数字を明らかにしていただきたいと思えます。

三点目は、四十九年度の、結局県への負担金、分担金というものの合計というのはどれくらいになるのか。それをわかりやすく説明していただきたいと思えます。

府県によりましては、市町村援助金などというお金を市町村に出してまで援助している例が幾つかあるわけですが、余りにも三重県の場合に、そういう県への負担金、分担金、こちらから取られていくという実態が余りにも大きい。

こういふ点でのひとつ指標としても参考にしたいと思えますので、その総額を明らかにしていただきたいと思えます。

四点目は、災害復旧費がたくさん盛り込まれておるわけですが、先ほど火災事故の問題で見舞金が出されました。

私もこの問題については、当初衛生課の方に、課長の方に問題を提起しましたところ、関係がないから見舞金といえども出せないという形で突っ張られたこともあるわけですが、とにかく、このように見舞金という形で処理をされた、そういう見舞金という形であれ処理をされるということについては、賛意を表したいと思えます。

それから道路問題についても、道路上における事故、飛驒川の例を待たずともなく、道路上の事故についても、補償ということはいままでも行政の中でやってますし、また道路保険加入の問題も新しく提起していただいております。ですが、水害等の被害、七・二五水害被害で、明らかに河川管理、あるいは水路管理、そういう点の県市なり国なり、とりわけ県市の手落ちから水害を受けられたところというのはずいぶんあるわけです。私はこれまでの議会の中でも、たとえば海蔵のげんの堀川の例も申し上げました。三ツ谷地区の水害の例も申し上げました。イトーピア、あるいは山麓、大沢台、みゆきヶ丘と、こういう無謀な開発を進めて、わずかの狭い水路に水をたたくと、こういう状態で、何ら県市が、特に市が対策をとってこなくて水害を受けたと、たまたま何かの条件が加わったことからその条件と関係のあった業者が、結局千何百万もの補償をその三ツ谷の人たちにしたと、こういう経過もあるわけですが、その例も出したわけですが、そういうふうな幾つかの七・二五水害の例があるんですが、こうした問題についての被害者、被災者への補償という問題も、やはりこの点の対策、方策というものを考えていかなければならないと思っておりますが、復旧費の関係だけで、そういう面は一顧だに与えられていないわけですが、この点はどうしてなのか、考え方を明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 昭和四十九年度の当初予算と補正後の最終予算との差が大き過ぎるという指摘でございますが、これにつきましては、人事院の勧告も私といたしましては予想外でございましたし、災害についての復旧費も、これも想像外の出来事でございます。五十年年度の予算におきましては、天変地異があればともかく、普通の状態でございましたならば、当初予算と最終予算との差はそれほど大きくならないと考えております。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 災害に対する補償がなせないかということですが、これはまあ、自然災害と考えるよりしよがないと思うんでございます。

確かに河川あるいはその他について開発とマッチをした整備をしておるわけではございませんけれども、そのために市がそれを全部補償するということは、とやうていできないことであるというふうに考えております。

○議長（山中忠一君） 教育長。

〔教育長（市川一郎君）登壇〕

○教育長（市川一郎君） 桜地区におきます高校の建設についての経費の問題でございます。

さきの全員協議会のときに約七億五千万の持ち出しと申しました。それでは余りに大き過ぎるんじゃないか、もっと県に負担すべきものは負担させよと、こういふようなお話がございました。議長さん、市長さん、地元の県会議員さん、いろいろお骨折りをいただきましたしまして、県の方もずいぶん譲ってくれました。土地の造成の方法、芝につきましても、ずいぶん譲ってくれましたし、あるいは付帯工事につきましても、持てるものはずいぶん県の方で

持ってくれたのでございます。それからお土地の問題につきましても、名鉄の約五千坪のものを無償寄付といううらない条件も出てまいったのでございます。あの災害、七月二十五日の災害がございまして、若干手直しをしなればならない、たとえば沈砂池をつくと、そういうような悪い条件も出てまいったのでございますが、最終的に開発公社から借りております利子の計算など、少し残っておりますところがございまして、利息を見込みまして、大体六億程度になるんじゃないかと思っております。四十八年度の予算、それから本年度の補正予算、さらに五十年年度の予算、これで残るのが約一億円、こう思っております。

○議長（山中忠一君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 県に対する分担金がどれぐらいになっているかというご質問ですが、土木関係、県営事業に対する土木関係、それから農林関係で、たとえばミルク・ロードとか、農免道路とか、県営事業の関係、いろいろありますが、いまちょっとここで数字を集計する材料がございませんので、またいずれということにしまして、確かにさきの質問の中に取りましたように、お隣の愛知県あたりでは、県事業に対する負担金を取るどころか、市町村の事業に対して補助金を出しておるといふ実態からいって、同じ東海の中で隣県にありながら、大変な格差があるというのが実態であるというふうに考えております。

県下の市長会等におきましても、常々こういふことが議論されておりますけれども、県の方では、負担金条例等によって負担がかけられておる実態になっております。

○議長（山中忠一君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 大変時間をとりまして申しわけないと思います。

この県負担金の問題は、後でひとつ資料をいただきたいと思いますが、大阪におきましても、愛知県におきましても、名古屋市に対して、大阪市に対しても市町村援助金というものを出してやっておるんです。そして三重県の場合には出さないで、おまけに巻き上げている。県が四日市市から持っていく四十八年度の税収でも百十億になっておるわけです。それに対して、県支出金が少ないどころか、まだこうやって負担金も取っていくという、そして県はむだ金をたくさん使っていると、こういう点を徹底的にメスを入れる立場でやっていただきたいと思うわけです、委員会でもその点について、議会としての、四日市市議会としての権威からも、明確なやっぱり方向を出されるべきだと思うわけでございます。

〔私語する者あり〕

県会という話がありますけれども、四日市から選出の県会議員をもっとフルに使わないかぬということですね、ほんとは。

〔私語する者あり〕

災害復旧費の問題とかわかりまして、災害の、明らかに河川管理と水路管理の不備なことから生じたと思われる問題については、その補償の問題もやはり検討されなきゃならないと思いますし、委員会の中でもその辺のご検討もいただきたいと思います。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、質疑を結びたいします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。各常任委員会の担当部門は、お手元に配布の付託議案一覧表その二のとおりであります。

付託議案一覧表 その二（昭和五十年三月定例会）

○総務委員会

議案第四七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第六号）

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第二款 総務費

第四款 衛生費

第九款 消防費

第二条 繰越明許費

第三条 債務負担行為

第四条 地方債

議案第四八号 昭和四十九年度四日市市基金特別会計補正予算（第二号）

○教育民生委員会

議案第四七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第六号）

第一条 歳入歳出予算中

歳出第三款 民生費

- 第一〇款 教育費
  - 第一款第三項 厚生労働施設災害復旧費
  - 第四項 文教施設災害復旧費
- 議案第五〇号 昭和四十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第二号)
- 議案第五三号 他の団体の公の施設の利用に関する協議について

○産業公営企業委員会

- 議案第四七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第六号)
  - 第一条 歳入歳出予算中
    - 歳出第 六款 農林水産業費
      - 第 七款 商工費
        - 第一款第一項 農林水産施設災害復旧費
- 議案第五一号 昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第三回補正予算
- 議案第五二号 昭和四十九年度四日市市水道事業会計第三回補正予算

○建設委員会

- 議案第四七号 昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算(第六号)
  - 第一条 歳入歳出予算中

- 歳出第 八款 土木費
  - 第一款第二項 土木施設災害復旧費
- 議案第四九号 昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第三号)

○議長(山中忠一君) 次に、本日まで受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配布の文書表のとおりであります。それぞれ文書表記載の關係常任委員会に付託いたします。

なお、陳情第二十八号 イトーピアみゆきヶ丘内公共用地の早期市移管については、取り下げの申し出がありましたので、ご了承願います。

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
第一号	五〇、三、七	げんの堀川改修につ して	四日市市大字西阿倉川 一六二一一 海蔵地区連合自治会長 平野 佐太郎 ほか一八名連署	日比義平	建設
第二号	五〇、三、一〇	三重地区に保育園の 新増設について	四日市市山ノ一色町 服部 正 ほか二〇一九名連署	山本勝	教育民生

第一号	第二号	第三号	第四号
五〇、三、七	〃	〃	五〇、三、一〇
海星高校創立二十周年記念事業に対する助成についで	海蔵川、三滝川改修促進についで	垂坂分教場取り壊し後の土地の「がけ崩れ防止」処置についで	工業専用地域の用途変更についで
四日市市追分一丁目九一三四 学校法人 エスコラピオス学園 理事長 ペトロペレア ほか二名連署	四日市市東新町二番一―号 東橋北地区連合自治会 会長 山本史郎 ほか三名連署	四日市市垂坂町七五六 垂坂町自治会長 後藤源一 ほか一二名連署	四日市市中野町山条 山条自治会長 山川義男 ほか八一名連署
教育民生	建設	教育民生	建設

第三〇号	第二九号	受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
〃	五〇、三、七			埋蔵文化財の保護、保全について	四日市市西伊倉町二一八 三泗教育会館内 四日市文化財を守る会 代表 安田日出磨	教育民生
				農業共済組合に対する市費助成について	四日市市大字東阿倉川五一〇番地 四日市市農業共済組合 組合長理事 河村孝一 ほか二〇名連署	産業公営企業

陳情

第三号	五〇、三、一〇	汚泥海洋投棄の公費負担についで	四日市市浜町五一三五 四日市市浄化槽維持管理協同 組合理事長 木村栄三 ほか四名連署	喜多野 日比義平等	総務
				服部昌弘	

第五号	五〇三一〇	四日市近鉄百貨店内の 食堂に対する営業補償 について	四日市市諏訪栄町七 四日市近鉄百貨店 お好み食堂 出店者代表 鷲野吉助	建 設
第六号	〃	イトーピアみゆきヶ丘 団地の整備および早期 市移管について	四日市市小杉町一五七一―三三 イトーピアみゆきヶ丘自治会(準) 会長 津島寿 ほか三名連署	建 設
第七号	〃	民間宅地開発業者への 強力な行政指導の要請 について	四日市市小杉町一五七一―三三 イトーピアみゆきヶ丘自治会(準) 会長 津島寿 ほか三名連署	建 設

○議長(山中忠一君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。  
次回は、三月十九日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後三時十九分散会

昭和五十年三月十九日

四日市市議定会定例会会議録（第五号）

四日市市議会議会

○議事日程 第五号

昭和五十年三月十九日(水)

午前十時開議

第一	議案第一号	昭和五十年度四日市市一般會計予算	.....	委員長報告・質疑、 討論、議決
第二	議案第二号	昭和五十年度四日市市競輪事業特別會計予算	.....	〃
第三	議案第三号	昭和五十年度四日市市国民健康保險特別會計予算	.....	〃
第四	議案第四号	昭和五十年度四日市市と畜場食肉市場特別會計予算	.....	〃
第五	議案第五号	昭和五十年度四日市市營魚市場特別會計予算	.....	〃
第六	議案第六号	昭和五十年度四日市市公共下水道特別會計予算	.....	〃
第七	議案第七号	昭和五十年度四日市市土地區画整理事業特別會計予算	.....	〃
第八	議案第八号	昭和五十年度四日市市交通災害共濟事業特別會計予算	.....	〃
第九	議案第九号	昭和五十年度四日市市公共用地取得事業特別會計予算	.....	〃
第一〇	議案第一〇号	昭和五十年度四日市市營駐車場特別會計予算	.....	〃
第一一	議案第一一号	昭和五十年度四日市市福祉資金貸付事業特別會計予算	.....	〃
第一二	議案第一二号	昭和五十年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別會計予算	.....	〃
第一三	議案第一三号	昭和五十年度四日市市立四日市病院事業會計予算	.....	〃
第一四	議案第一四号	昭和五十年度四日市市水道事業會計予算	.....	〃
第一五	議案第一五号	昭和五十年度四日市市桜財産区予算	.....	〃

第一六 議案第一六号

四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

委員長報告・質疑、討論、議決

第一七 議案第一七号

四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

第一八 議案第一八号

四日市市職員定数条例の一部改正について

第一九 議案第一九号

四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第二〇 議案第二〇号

四日市市職員給与条例の一部改正について

第二一 議案第二一号

四日市市特別会計条例の一部改正について

第二二 議案第二二号

四日市市税条例の一部改正について

第二三 議案第二三号

四日市市分担金徴収条例の一部改正について

第二四 議案第二四号

四日市市手数料徴収条例の一部改正について

第二五 議案第二五号

四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正について

第二六 議案第二六号

四日市市立保育所条例の一部改正について

第二七 議案第二七号

四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について

第二八 議案第二八号

四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の制定について

第二九 議案第二九号

四日市市立隣保館条例の一部改正について

第三〇 議案第三〇号

四日市市営住宅条例等の一部改正について

第三一 議案第三一号

四日市市国民健康保険条例の一部改正について

第三二 議案第三二号

四日市市民ホール条例等の一部改正について

第三三 議案第三三号

四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

第三四 議案第三四号

四日市市斎場条例の一部改正について

第三五 議案第三五号

四日市市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

第三六 議案第三六号

四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正について

第三七 議案第三七号

四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

第三八 議案第三八号

四日市市立教育集会所条例の一部改正について

第三九 議案第三九号

四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

委員長報告・質疑、討論、議決

第四〇 議案第四〇号

四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第四一 議案第四一号

四日市市簡易水道条例の一部改正について

第四二 議案第四二号

北勢公設地方卸売市場組合の設立に関する協議について

第四三 議案第四三号

四日市市と孤野町との境界の一部変更について

第四四 議案第四四号

土地改良事業の施行について

第四五 議案第四五号

青年学級の開設について

第四六	議案第四六号	字の区域の変更について	委員長報告：質疑、 討論、議決
第四七	議案第四七号	昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第六号）	〃
第四八	議案第四八号	昭和四十九年度四日市市基金特別会計補正予算（第二号）	〃
第四九	議案第四九号	昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算 （第三号）	〃
第五〇	議案第五〇号	昭和四十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補 正予算（第二号）	〃
第五一	議案第五一号	昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第三回 補正予算	〃
第五二	議案第五二号	昭和四十九年度四日市市水道事業会計第三回補正予算	〃
第五三	議案第五三号	他の団体の公の施設の利用に関する協議について	〃
第五四	報告第三号	弾力条項の適用について	〃
第五五	議案第五四号	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 に関する条例の一部改正について	議案説明：質疑、 討論、議決
第五六	議案第五五号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃
第五七	議案第五六号	人権擁護委員の推せんについて	〃
第五八	発議第一号	コンピュータ防災対策の確立に関する意見書の提出に ついて	〃

第五九	委員会報告第一号	総務委員会請願書審査結果報告	採 否 決 定
第六〇	委員会報告第二号	教育民生委員会請願書等審査結果報告	〃
第六一	委員会報告第三号	産業公営企業委員会陳情書審査結果報告	〃
第六二	委員会報告第四号	建設委員会請願書等審査結果報告	〃
第六三	委員会報告第五号	総務委員会所管事務調査報告	
第六四	委員会報告第六号	病院建設特別委員会調査報告	
第六五	委員会報告第七号	工業高校移転特別委員会調査報告	
第六六	委員会報告第八号	公害対策特別委員会調査報告	
第六七	委員会報告第九号	幼児教育特別委員会調査報告	

○本日の会議に付した事件

日程第一	議案第一号	昭和五十年年度四日市市一般会計予算
日程第二	議案第二号	昭和五十年年度四日市市競輪事業特別会計予算
日程第三	議案第三号	昭和五十年年度四日市市国民健康保険特別会計予算
日程第四	議案第四号	昭和五十年年度四日市市と畜場食肉市場特別会計予算
日程第五	議案第五号	昭和五十年年度四日市市営魚市場特別会計予算
日程第六	議案第六号	昭和五十年年度四日市市公共下水道特別会計予算
日程第七	議案第七号	昭和五十年年度四日市市土地区画整理事業特別会計予算

日程第八 議案第八号 昭和五十年年度四日市市交通災害共済事業特別会計予算  
 日程第九 議案第九号 昭和五十年年度四日市市公共用地取得事業特別会計予算  
 日程第一〇 議案第一〇号 昭和五十年年度四日市市営駐車場特別会計予算  
 日程第一一 議案第一一号 昭和五十年年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算  
 日程第一二 議案第一二号 昭和五十年年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算  
 日程第一三 議案第一三号 昭和五十年年度四日市市立四日市病院事業会計予算  
 日程第一四 議案第一四号 昭和五十年年度四日市市水道事業会計予算  
 日程第一五 議案第一五号 昭和五十年年度四日市市桜財産区予算  
 日程第一六 議案第一六号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について  
 日程第一七 議案第一七号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について  
 日程第一八 議案第一八号 四日市市職員定数条例の一部改正について  
 日程第一九 議案第一九号 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
 日程第二〇 議案第二〇号 四日市市職員給与条例の一部改正について  
 日程第二一 議案第二一号 四日市市特別会計条例の一部改正について  
 日程第二二 議案第二二号 四日市市税条例の一部改正について  
 日程第二三 議案第二三号 四日市市分担金徴収条例の一部改正について

日程第二四 議案第二四号 四日市市手数料徴収条例の一部改正について  
 日程第二五 議案第二五号 四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正について

日程第二六 議案第二六号 四日市市立保育所条例の一部改正について  
 日程第二七 議案第二七号 四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第二八 議案第二八号 四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の制定について  
 日程第二九 議案第二九号 四日市市立隣保館条例の一部改正について  
 日程第三〇 議案第三〇号 四日市市営住宅条例等の一部改正について  
 日程第三一 議案第三一号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について  
 日程第三二 議案第三二号 四日市市民ホール条例等の一部改正について  
 日程第三三 議案第三三号 四日市市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について  
 日程第三四 議案第三四号 四日市市斎場条例の一部改正について

日程第三五 議案第三五号 四日市市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について  
 日程第三六 議案第三六号 四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正について  
 日程第三七 議案第三七号 四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について

日程第三八 議案第三八号  
四日市市立教育集会所条例の一部改正について  
日程第三九 議案第三九号  
四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第四〇 議案第四〇号  
四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  
57

日程第四一 議案第四一号  
四日市市簡易水道条例の一部改正について  
日程第四二 議案第四二号  
北勢公設地方卸売市場組合の設立に関する協議について  
四日市市と孤野町との境界の一部変更について

日程第四三 議案第四三号  
土地改良事業の施行について  
日程第四四 議案第四四号  
青年学級の開設について  
日程第四五 議案第四五号  
字の区域の変更について

日程第四六 議案第四六号  
昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第六号）  
日程第四七 議案第四七号  
昭和四十九年度四日市市基金特別会計補正予算  
（第二号）  
日程第四八 議案第四八号  
昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算  
（第三号）

日程第四九 議案第四九号  
昭和四十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第二号）  
日程第五〇 議案第五〇号  
昭和四十九年度四日市市補正予算（第二号）

日程五一 議案第五一号  
昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第三回補正予算

日程五二 議案第五二号  
昭和四十九年度四日市市水道事業会計第三回補正予算  
日程五三 議案第五三号  
他の団体の公の施設の利用に関する協議について  
日程五四 報告第三号  
弾力条項の適用について

日程五五 議案第五四号  
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部改正について

日程五六 議案第五五号  
固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程五七 議案第五六号  
人権擁護委員の推せんについて  
日程五八 発議第一号  
コンビナート防災対策の確立に関する意見書の提出について

日程五九 委員会報告第一号  
総務委員会請願書審査結果報告

日程第六〇 委員会報告第二号  
教育民生委員会請願書等審査結果報告

日程六一 委員会報告第三号  
産業公営企業委員会陳情書審査結果報告

日程六二 委員会報告第四号  
建設委員会請願書等審査結果報告

日程六三 委員会報告第五号  
総務委員会所管事務調査報告

日程六四 委員会報告第六号  
病院建設特別委員会調査報告

日程六五 委員会報告第七号  
工業高校移転特別委員会調査報告

○出席議員(四十一名)

小 後 後 志 高 高 田 坪 出 中 生 野 橋 長 服 早 日 福  
林 藤 藤 積 井 橋 中 井 井 島 川 崎 本 川 部 川 比 田  
喜 寬 藤 政 三 力 政 妙 隆 平 貞 增 鐸 昌 正 義 香  
夫 治 郎 一 夫 三 一 子 博 平 藏 芳 藏 元 弘 夫 平 史

青 天 荒 小 伊 伊 岩 大 小 川 喜 訓 粉 小  
山 春 木 井 藤 藤 田 島 川 村 野 霸 川 林  
峯 文 武 道 太 信 久 武 四 也 博  
男 雄 治 夫 郎 一 雄 雄 郎 潔 等 男 茂 次



消防局長 倉谷徳助

国体局次長 佐々木 晃 精

○出席事務局職員

事務局次長	菊地 英也
議事課長	川村 得二
議事係長	板崎 大之丞
主事	西口 大之丞
主事	川北 悟司

午前十時三分開議

○議長（山中忠一君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十七名であります。

本日の議事については、お手元に配布の議事日程第五号によりとり進めたいと思っておりますので、よろしく願います。

日程第一 議案第一号 昭和五十年四日市市一般会計予算、ないし

日程第五十三 議案第五十三号 他の団体の公の施設の利用に関する協議について

○議長（山中忠一君） 日程第一、議案第一号昭和五十年四日市市一般会計予算、ないし日程第五十三、議案第五十三号他の団体の公の施設の利用に関する協議についての五十三件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

伊藤太郎君。

〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

議案第一号昭和五十年四日市市一般会計予算の関係部分から、順次申し上げます。

まず、歳出についてであります。第二款総務費につきましては、市庁舎の総合管理問題について、その委託管理に遺憾のないよう万全を期されたいとの強い意見がありましたほか、連合自治会に加入していない、単位自治会に対する行政サービスについて要望がありました。

第四款衛生費につきましては、昭和五十二年四日市市から尿尿の海洋投棄の規制が強化されるのでありまして、これへの対応策が迫られている事態を重視いたしまして、当委員会は理事者に対し、尿尿終末処理場施設の整備に全力を挙げて、その早期実現に努力されるよう強く要望いたしました。

なお、祭礼場の建設、祭壇貸付制度の創設等について、要望がありました。

第九款消防費につきましては、最近の石油タンク火災等、コンビナート災害頻発の状況に鑑み、消防体制の強化、及び災害時の通信指令体制、並びに避難体制に万全を期するよう要望いたしました。

また、消火栓の設置基準について、地域住民に周知徹底をはかるとともに、その整備充実をはかるよう要望いたしました。

なお、第一款議会費、第五款第二項労働諸費、第十二款公債費、第十三款予備費につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、歳入につきましては、小菅科学教育振興基金について、今後も基金の形で残すべき性質のものかどうか検討されたいとの強い要望がありましたほか、別段異議はありませんでした。

また、第二条債務負担行為、ないし第五条歳出予算の流用については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第八号昭和五十年四日市市交通災害共済事業特別会計予算につきましては、経済社会情勢の急激な変動により、共済の給付が実情にそぐわなくなりつつある現状に鑑み、他都市の状況をも十分勘案のうえ、この共済掛金の増額について検討されたいとの要望がありました。

次に、議案第九号昭和五十年四日市市公共用地取得事業特別会計予算につきましては、別段異議はありませんでした。

次に、議案第十五号昭和五十年四日市市桜財産区予算につきましては、桜財産区の今後のあり方について、地元の意向も十分考慮しながら再検討されるよう要望いたしました。

次に、議案第十七号四日市市役所出張所設置条例の一部改正について、ないし議案第二十二号四日市市税条例の一

部改正についての六議案、並びに議案第二十四号四日市市手数料徴収条例の一部改正について、議案第二十五号四日市市税外収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例の一部改正について、及び議案第三十二号四日市市民ホール条例等の一部改正について、ないし議案第三十四号四日市市斎場条例の一部改正についての五議案、以上の計十一議案につきましては、別段異議はありませんでした。

また、議案第三十九号四日市市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、議案第四十号四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、議案第四十三号四日市市と菰野町との境界の一部変更について、及び議案第四十六号字の区域の変更についての四議案、並びに議案第四十七号昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第六号）の關係部分、及び議案第四十八号昭和四十九年度四日市市基金特別会計補正予算（第二号）の二議案、以上の計六議案につきましても、別段異議はありませんでした。

以上の経過によりまして、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも全会一致をもちまして、原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山中忠一君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

六平豊司君。

〔教育民生委員長（六平豊司君）登壇〕

○教育民生委員長（六平豊司君） たいいま議題となっておりまして各議案のうち、教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第一号昭和五十年四日市市一般会計予算のうち、歳出第二款第一項第十四目国民体育大会費につきま

しては、第三十回国民体育大会四日市市実行委員会に対する補助金が主なものでありますが、今日国体の運営方法等の改善が叫ばれており、災害復旧、福祉増進などを願う市民感情を配慮し、極力華美を排するなど、国体本来の意義に沿った運営をはかるよう強く要望いたしました。

また、県費負担が少ないことと、県・市の負担割合の適正をはかるべきであるなど強い意見があり、本案を賛成多数で承認いたしました。

次に、歳出第三款民生費につきましては、寿楽園の増改築工事費、神前保育園等保育所施設整備費のほか、老人医療及び生活保護家庭への扶助費、並びに国民健康保険特別会計への繰出金等が主なものでありますが、老人医療費公費負担制度のより一段の充実をはかるため、医療費無料化の年齢引き下げについて医療機関等との調整を行うなど、理事者の積極的な努力を要望いたしました。

また、重症心身障害者への見舞金の増額と支給制限の再検討及び老人クラブ運営費、敬老金、遺族対策等に対する市費助成などについての温かい配慮を強く要望したほか、精神障害者対策については、検討を深め、医療費等において市独自の対策をはかるとともに、県当局に対しても早急に適切な措置を講ずるよう強力な働きかけを要望いたしました。

さらに、老人センターの個人利用者へバス券の片道支給など、きめ細かい施策の検討を強く要望した次第であります。

また、保育所建設に関しましては、特に市長の出席を求め、幼児教育特別委員会の意見等に基づく施策を推進すること、公立保育所未設置地区の早期解消をはかること、公私立保育の労働条件改善など万全な保育行政に取り組みよう強く要望いたしました。

なおまた、生活保護家庭の葬祭費に対する施策徹底を要望し、本案を賛成多数で承認いたしました。

次に、歳出第十款教育費につきましては、西陵中学校の建築費をはじめ、小中学校、幼稚園及び公民館等の諸施設工事費、購入費のほか、四日市地区高校新設促進協議会への建設費負担金の計上が主なものでありますが、幼稚園、小中学校施設の適正配置をはじめとして、プレハブ施設の早期解消、父兄負担の軽減、教職員の充実確保などをかけ、学校格差の是正、教育の機会均等のため積極的な努力を要望いたしました。

同和教育につきましては、教育委員会の講師選定について意見があり、種々討議いたしました結果、同和対策特別措置法及び同和対策審議会の答申に沿って、厳正中立な立場でこれを推進するよう要望いたしました。

また、公民館、図書館等の整備充実を要望し、本案については賛成多数により承認いたしました。

次に、議案第三号昭和五十年四日市市国民健康保険特別会計予算につきましては、助産費、葬祭費の引き上げのほか、一般会計等からの繰り入れなどの計上が主なものでありますが、本予算案は、老人医療費の無料化、並びに高額医療制度の普及により医療費の著しい増高が見込まれますので、これが被保険者の保険料の引き上げに転嫁されないよう、さらに一般会計からの繰り入れが増額されました。

しかしながら、一般会計において減額されている更正医療費の一部が保険料に転嫁されるのではないかという意見があり、長時間にわたって本予算案の審査を行ったのでありますが、医療費の増高による関係会計の増額については当然市費をもって充足すべきであるとの意見に対して、理事者は、今後更正医療費の影響による保険料の増額を来たるべき措置をはかりたいとの答弁がありました。

しかし、今日までは福祉施策としての市費の繰り入れがあり、今回の予算は国保運営の後退であるとの強い反対意見があり、採決の結果、賛成少数で本予算案を否決いたしました次第であります。

次に、議案第十一号昭和五十年四日市市福祉資金貸付事業特別会計予算、及び議案第十二号昭和五十年四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につきましては、いずれも同和関係の資金貸付事業であり、また、議案第二十六号四日市市立保育所条例の一部改正につきましては、東橋北保育園開設等に伴い所要の改正をするものでありまして、いずれも別段異議はありませんでした。

議案第二十七号四日市市老人の医療費の助成に関する条例の一部改正につきましては、医療費助成対象者にかかわる所得制限を緩和しようとするものでありますが、かかる制度をより充実させるため、所得制限の撤廃について前向きな検討を行うよう強く要望いたしました。

次に、議案第二十八号四日市市住宅新築資金等貸付に関する条例の制定につきましては、同和対策事業の一環として貸付事業の整備強化をはかろうとするものであり、議案第二十九号四日市市立隣保館条例の一部改正につきましては、神前市民会館の設置に伴う条例の整備であり、議案第三十一号四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては、助産費及び葬祭費を引き上げようとするものであります。

また、議案第三十六号四日市市霞ヶ浦緑地運動施設使用条例の一部改正につきましては、舟艇場を公の施設として設置し、それに伴う必要事項を整備するものでありまして、以上四議案は、いずれも別段異議はありませんでした。

次に、議案第三十七号四日市市立小学校及び中学校設置条例の一部改正について、及び議案第三十八号四日市市立教育集会所条例の一部改正につきましては、新年度開校予定の笹川西小学校ほか二校及び赤堀集会所の設置に伴う条例の整備であり、また、議案第四十五号青年学級の開設につきましては、中部公民館ほか三館に青年学級を開設しようとするものでありまして、これら三議案は、別段異議はありませんでした。

次に、議案第四十七号昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第六号）のうち、歳出第三款民生費につきましては、生活保護世帯等に対する法外扶助費のほか、ときわ保育園敷地購入費等の追加補正が主なものであり、別段異議はなかつたのでありますが、乳児保育対策強化事業におきまして、私立無認可保育所に対しても市費の助成を講ずるよう要望いたしました。

歳出第十款教育費につきましては、笹川東小学校議受費、河原田公民館用地購入費等の追加のほか、四日市地区高校新設促進協議会への本市負担分の追加計上などが主なものでありますが、公民館の管理運営等において、なお改善を要するものがあり、また、時代の要請に応じたコミュニティセンターとしての公民館の充実にさらに努力するよう要望いたしました。

また、四日市地区高校新設促進協議会への本市負担金割合についての反対意見がありました。本案を賛成多数で承認いたしました。

歳出第十一款第三項厚生労働施設災害復旧費及び第四項文教施設災害復旧費については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第五十号昭和四十九年度四日市市福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第二号）につきましては、別段異議はなく、議案第五十三号他の団体の公の施設の利用に関する協議につきましては、広域市町村圏計画に基づき、菰野町老人憩いの家を本市住民が利用し得るよう同町と協議を進めようとするものでありまして、これまた異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案は、議案第三号昭和五十年四日市市国民健康保険特別会計予算を除き、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、教育民生委員会のご報告といたします。

○議長（山中忠一君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。  
荒木武治君。

（産業公営企業委員長（荒木武治君）登壇）

○産業公営企業委員長（荒木武治君） ただいま議題となっており、議案第一号昭和五十年四月市一般会計予算ほか、産業公営企業委員会に付託されました関係議案について、当委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第一号昭和五十年四月市一般会計予算中、歳出第六款農林水産業費につきましては、今後の農政の方向として、世界的な食糧不足傾向の中にあつて国民食糧の国内確保対策が重点施策となっており、本市においてもこうした情勢に対処するため、農業振興費において農業振興地域整備計画に基づく第二次農業構造改善事業の継続推進、市内の各特産物をはじめ、各作目の生産性の向上と経営安定をはかるための中核的農家、ことに農業後継者の育成助長策を進める一方、土地改良費において、農業生産の基盤となる広域営農団地、農道、圃場の整備のほか、かんがい排水事業など多面にわたる改良、整備を行つていくとの説明であり、別段異議はなかつたのでありますが、先日の議案質疑にもありました農道の整備、及び水路工予算が例年に比べ減額になっておりますが、これにつきましては、昨年の七・二五災害における復旧が事業費、量ともにピークとなり、同事業に全力投球するとともに、ご要望の件につきましても、あわせて進めていくこととしているが、なお、農家の意向、要望に沿つて前向きに取り組んでいきたいとのことであり、了しました。

また、災害復旧に関連し、従前から議会でも要望のありました井せき、樋門の統廃合につきましても、河川の改良復旧とあわせ、逐次進めていきたいとのことでありました。

次に、第七款商工費につきましては、厳しい経済情勢の渦中にある中小企業の経営安定と振興対策に重点を置いた予算措置がとられていくとありますが、現下の経済情勢は、戦後経済の転換期としてのさまざまな問題提起現象としてとらえ、経済というダイナミクな体質を的確に把握し、あらゆる変化に対応し得る機動性をもつた商工業行政が必要であり、なお一層、中小並びに零細業者に対する適切な指導と対策を望むものであります。

なお、去る十一月臨時会において指摘されたところの各種負担金補助及び交付金の見直しは、今回提案予算においていまだその成果は十分とは認められなく、用途が不明確で必要性を是認しがたい補助金等がまだまだ多く見受けられますが、なお一層、不必要経費の削除に前向きに取り組んでいくより要望いたしました。

また、第十一款第一項農林水産施設災害復旧費につきましては、別段異議なく、農家等の意向を十分くみ取り、速やかな復旧措置を望みました。

議案第二号、第四号、及び第五号につきましては、競輪事業、と畜場食肉市場、市営魚市場の各特別会計予算であり、異議はなかつたのでありますが、競輪事業は低迷する財政収入の中で貴重な財源の一つであり、より一層収入を上げる方策として、駐車場の舗装化など施設整備を進めるとともに、機構、職員についても企業性を十分に考えた配慮をすべきであるとの意見がありました。

次に、議案第十三号昭和五十年四月市立四日市病院事業会計につきましては、別段異議はなかつたのでありますが、懸案の病院改築に関し、用地の確保も一応落着し具体的計画に進展していきおりでもあり、当委員会としては、本市のみならず、北勢地域の中核病院としての機能を完備させるため、後に悔いを残すことのないよう事業費面において多少の増高にこだわることなく促進されんことを要望いたしました。

また、議案第十四号昭和五十年四月市水道事業会計予算につきましても、特に異議はなく、ただ、昨今の経済

情勢の悪化は公営企業とても例外でなく、当初の目算を大きく狂わせ破綻を来たしており、同会計においてこのままの推移によると、事業計画の推進はもとより経常的な維持管理も困難であり、五十年以内に料金改正が必要との説明であり、当委員会においても、やむ得なき状況と考えるものの公共料金のもたらす諸物価への影響ほか、公営企業といえども、地方公共団体の一員として果たすべき役割りと責務を熟慮し、効果的、効率的の方策をもって市民の要望にこたえる努力をするより希望いたしました次第であります。

次に、議案第十六号は、農業委員会の委員の選挙区及び委員の定数、同二十三号は、市の分担金徴収、同四十一号は、簡易水道のそれぞれ条例の一部改正であり、議案第四十二号は、生鮮食料品の流通近代化と消費者物価安定をはかるため本市と桑名市、鈴鹿市において、北勢公設地方卸売市場組合の設立に要する事務規約を協議により定めようとするものであり、また、議案第四十四号については、市営土地改良事業施行に関するもので、いずれも別段異議はありませんでした。

議案第四十七号昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算中、歳出第六款農林水産業費及び同第七款商工費については、それぞれ県補助金の決定に伴う事業費の追加、及び各種補助金の増額補正がその主なものであります。

第十一款第一項農林水産施設災害復旧費は、現年発生の災害について国の事業費査定が完了し、本年度事業費の決定に伴い所要の補正を行うもので、特に異議はありませんでした。

また、議案第五十一号昭和四十九年度四日市市立四日市病院事業会計第三回補正予算、及び議案第五十二号昭和四十九年度四日市水道事業会計第三回補正予算につきましても、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案は、いずれも原案どおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、当委員会の審査結果のご報告といたします。

○議長（山中忠一君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

藤井泰治郎君。

〔建設委員長（藤井泰治郎君）登壇〕

○建設委員長（藤井泰治郎君） ただいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第一号昭和五十年四日市市一般会計予算のうち、当委員会に付託の関係部分であります歳出第五款第一項失業対策費、及び第八款土木費、並びに第十一款第二項土木施設災害復旧費であります。今回の土木関係予算は、昨年七月の集中豪雨による河川、道路等の災害復旧、及び関係事業費が重点に計上されておりますので、審査に当たって特に効率的な予算執行はもちろんのこと、早期復旧に全力を傾注して、一日も早く市民の不安を取り除くよう強く要望いたしました次第であります。

以下、順を追ってご報告いたします。

第五款第一項失業対策費であります。現在、就労者七十五人、平均年齢六十歳という関係上、失業対策事業の今後の運営について検討する必要があるのではないかとこの意見があり、理事者から十分検討したいとの答弁がなされ、これを了としました。

次に、第八款土木費についてであります。特に意見、要望のありました主な点を申し上げますと、道路橋梁費に關し、去る三月十二日の議案質疑にもありました市内一円の道路舗装事業費であります。道路舗装の問題は、市民の日常生活に直結した、すなわち生活環境整備の重要な柱の一つでもあります。しかし、今回の予算は、実質的に増

額されたとは考えられないため、当委員会は、市の今後の姿勢をただすため特に市長の出席を求め、長時間にわたり種々意見がかわされたのでありますが、理事者から、本問題については積極的な姿勢で取り組みたいとの強い発言がありました。

また、港湾費、特に四日市港管理組合負担金に関し、先日の本会議において活発な質疑もあり、当委員会の審査に当たっては、助役の出席を求め、四日市港整備計画の内容、ヘドロしゅんせつ実験工事等、長時間慎重に質疑、意見がかわされたのでありますが、理事者から、負担の軽減については、今後もさらに努力したい。

なお、ヘドロしゅんせつの実験工事については、専門家で構成している委員会の指導のもとに、慎重に実施されており、現在のところは順調に進められているとの答弁があり、これを了としました。

次に、第十一款第二項土木施設災害復旧費であります。昭和四十八年、四十九年発生の災害復旧費でありまして別段異議はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました議案第一号中、関係部分につきましては、原案どおり承認いたしました次第であります。

次に、議案第六号昭和五十年四日市市公共下水道特別会計予算であります。これは、前年度に引き続き常磐、橋北排水区の下水管の布設、並びに日永終末処理場の一系列の完成に伴う維持管理に必要な施設費等が主なものであります。別段異議はなかつたのでありますが、過日の本会議において質問のありました、特に、水質の汚濁防止については、公共下水道の使命でもありますので、十分配慮されるよう強く要望し、原案どおり承認いたしました。

次に、議案第七号昭和五十年四日市市土地区画整理事業特別会計予算、並びに議案第十号昭和五十年四日市市営駐車場特別会計予算につきましては、いずれも別段異議なく、原案どおり承認いたしました。

次に、議案第三十号四日市市営住宅条例等の一部改正についてであります。これは、市営住宅施行令の一部改正に伴い、入居資格に係る所得限度額の引き上げをしようとするものであり、議案第三十五号四日市市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正につきましては、四日市市手数料徴収条例の一部改正にあわせて行うものであり、以上二議案、いずれも別段異議なく、原案どおり承認いたしました。

次に、議案第四十七号昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算（第六号）中、当委員会に付託の関係部分であります。歳出第八款土木費、及び第十一款第二項土木施設災害復旧費は、県営事業に対する負担金、及び国庫補助事業の決定に伴う災害関連復旧費、並びに道路舗装補修、作業所用地購入費、及び四日市港管理組合負担金の減額補正が主なものであり、特に、他府県と比較して地元負担額が総体的に多く、理事者においては、その減額にさらに努力されるよう強く要望し、原案どおり承認いたしました次第であります。

次に、議案第四十九号昭和四十九年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第三号）についてであります。これは、実質事業にあわせた予算の一部組み替えでありまして、別段異議なく、原案どおり承認いたしました。

以上、簡単ではございますが、建設委員会に付託になりました関係各議案についての審査結果報告といたします。

○議長（山中忠一君） 委員長の報告は以上のとおりであります。  
暫時、休憩いたします。

午前十時五十分休憩

午後零時三十二分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。  
安垣 勇君。

〔安垣 勇君登壇〕

○安垣 勇君 教育民生委員長にお伺いします。

議案第三号昭和五十年四日市市国民健康保険特別会計予算が否決になっておりますが、このような問題は非常に重大な問題でありまして、かつて味わったことはありません。慎重審議をされたのでございますが、審議の経過とその内容につきまして、いまだ少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

なお、あわせて、万一本会議におきまして、この問題が否決になるというようなことがあった場合、将来国保の運営がどうなっていくかということについて、市長からご説明願いたいと思います。

○議長（山中忠一君） 六平豊司君。

〔教育民生委員長（六平豊司君）登壇〕

○教育民生委員長（六平豊司君） ただいまの安垣議員の質疑にお答えいたします。

安垣さんのご質問のように、教育民生委員会におきましては、国民健康保険の問題について、慎重に審議したわけでございます。先ほどの委員長報告で申しましたように、県からの収入の問題、あるいは一般会計で減額になっております更生医療費が、国民健康保険の中でどうなっておるか、そのほか、市が独自で行っております葬祭費の増額の問題、あるいは国保の給付として行っております助産費の問題、このような問題等について数字をいろいろ出していただき、そして、更生医療とはどういうものか、いままでどういう形でやっておったのか、こういったようなことを十分聞いたわけでございます。そして、その詳しい内容については、理事者の方から説明させますが、そのような

ことについて、詳しく論議をいたしました。

二番目の、国保が否決になった場合どうなるかという問題についても、一応質問をいたしましたわけでございます。

非常に重要な問題であるということは、よくみんな認識しておると思いますが、これにつきましては、市長の権限に属する事項でございますので、その点については、市長の方から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） いろいろお手数をお煩わしまして、恐縮に存じます。

国民健康保険法の規定によりまして、国民健康保険事業は、市町村にその実施が義務づけられておるわけでございます。

昭和五十年度の四日市市の国民健康保険特別会計予算の中には、療養取り扱い機関から療養の給付に関する請求があった場合の支払い、あるいは助産費、あるいは葬祭費等の支給に要する費用、あるいはまた、職員の人件費等の経費が含まれております。したがって、この議案が否決されました場合には、療養の取り扱い機関、及び被保険者に大きな混乱が起ると予想されますので、こういった点を考慮いただきまして、ご承認いただくことを切に希望しております。

○議長（山中忠一君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 安垣議員のご質問にお答えをさせていただきます。

審議の様態等につきましては、委員長から総括的なご答弁がありました。さらに問題となっており、更生医療費の絡み合い等について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

問題でございます。民生費の中の社会福祉費、身体障害者福祉費の四十五年度におきます更生医療給付として二千六十四万六千円を計上いたしておりましたが、これが、四十九年度には七百四十三万七千円となつておることに関するご質疑がございましたが、これに対する適切な、また明快な答弁ができずにご迷惑をかけたことを申しわけないと思つておりますが、改めてご説明をさせていただきたいと思つております。

ただいま申しましたように、更生医療給付としての四十九年の二千六十四万六千円の計上でございますが、四十九年度決算の見込みとして、約一千万程度で見通しがつくのではないかと、このように考えまして、五十年におきましては、これを見込みまして、七百四十三万七千円を計上いたしたわけでございます。と申しますのは、この更生医療というものは、腎不全、主として腎臓疾患の患者を対象にした医療でございます。この方々の患者数、あるいは入院、通院費等、あるいは日数、そういうところの実際の見込みと実績との相違であるわけでございますので、なお、この医療費の十分の三の自己負担が三万円を超える高額負担の議論に波及いたしたわけでございますが、このことにつきましては、四十九年七月から高額医療の制度ができてまいりまして、この適用となることにつきまして、当該分も含む国民健康保険への波及の問題でございますが、今回計上させていただきます。国保特別会計の高額医療費の中に、別途に計上させていただきます。医療機関からの請求のレセプトを別に選別いたしまして、所要経

なお、この点等につき、説明がきわめて不十分であつて、委員会を混乱させ、本日もまた、ご迷惑をかけておることに対して、まことに申しわけないと存するものでございます。

なお、今後、この更生医療給付につきましては、医療機関からの請求のレセプトを別に選別いたしまして、所要経

費を把握いたしました。万が一にも高額医療の計上予算に不足を生じるようなことがあるといたしても、保険料にはね返すことのないような処理をしたいと思います。ご了承を賜りたいと思つております。

なお、委員長のご説明にありました葬祭費、あるいは助産費の任意給付の問題でございます。助産費につきましても、本予算の中で五千四百七十二万計上していただいております。この財源といたしまして、国の三分の一の千八百二十四万円、それから市の繰入金の三千六百四十八万円を充当していただいております。また、葬祭費の、これは市単の任意給付でございますが、六百四十六万を計上していただき、この繰り入れについては、市費を充当していただいておりますので、これらにつきましての説明も適切でなかつたことを深くおわび申し上げて、説明にかえさせていただきます。

○議長（山中忠一君） 安垣 勇君。

（安垣 勇君登壇）

○安垣 勇君 たいだいま大変ご親切なご答弁いただきました。ありがとうございます。どうやらおぼろげながら理解できたように思いますが、もし間違つていられるといけませんので、一応ただしておきたいと思つております。

減額の説明の中に、まず、身体障害者の更生医療費が四十九年度には、二千六十四万六千円であつたのが、五十年には、七百四十三万七千円に減額された。これはなぜかというような問題が最初であつたと、事の発端であつたと聞いておりますが、これを高額医療費制度の中で処理するようになったと、いう説明がありました。その減額は四十九年度の決算の見通しが、約一千万円であるというようなことから減額された。というように了解していいものか。

次に、高齢者医療制度の中で処理されるいまの国保への波及分は、五十年の波及の予定額が六千九百三十八万一

千円の中に含まれているから、この分を単独に考える必要がないというようなことであると、しかし、この波及分がどれだけあるかということは、それについては、これから一人一人のレセプトによって確かめていくというようなご説明がありました。これで間違っていないかということをお伺いします。

次に、委員会でもめた理由の一つに、一般財源の繰り入れが少ないということ、あるいは福祉の基本姿勢に欠けているというようなことがあったように思えます。この点、今後、市長はどういうふうに考えておられるか、再度ひとつ市長の考えをお願いします。

○議長（山中忠一君） 福祉部長。

〔福祉部長（谷沢文男君）登壇〕

○福祉部長（谷沢文男君） 安垣議員の再度のご質問で、確認と思いますが、更生医療費の問題、及び高額波及等の問題につきましては、ご理解いただいた線で間違いないと思えます。

以上です。

○議長（山中忠一君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいまご質問いただきました一般会計からの繰り入れが少ないという問題でございますが、これにつきましては、本年の、私は、財政の状態から見まして、でき得る限りの処置をしたつもりではございますけれども、まだ十分とはいえない点があったかもしれせん。しかし、この国民健康保険の保険料の問題につきましては、根本的に申しますならば、むしろこれは、全国共通の標準保険料制度が必要なのではないかと私は考えておりますけれども、いまこれを直ちに望むことはできません。そして、国民健康保険へ加入しておられる方々が、比較的経

済的に弱者と見られる方が多い現状でございますので、こういっただ点も踏まえまして、市の財政、あるいは歳入の状況、こういった点を十分考慮いたしまして、今後とも、国保会計の充実に努めていきたいと、このように考えます。

〔私語する者あり〕

○議長（山中忠一君） 暫時、休憩いたします。

午後零時四十九分休憩

午後一時二十分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの市長の答弁において、答弁漏れがあったとの市長の申し出がございますので、市長の発言を許します。市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 福祉に対する姿勢につきまして、答弁漏れのごさしましたことをおわび申し上げます。

最近の国保行政は、相互扶助の理念と福祉的な配慮の必要なことは申すまでもございませぬ。したがって、本年度の予算におきましても、助産費の給付、あるいは葬祭費の給付、これらにつきまして改善を行いますと同時に、この財源を一般会計からの繰り入れをもって実施しようとしておるような次第でございます。

なお、今後とも、福祉的な配慮をいたしまして、一般会計からの繰り入れにつきましては、従来からの方針に沿って、保険料に波及しないよう財政全般の見合いで努力いたしたいと考えます。

また、給付の改善につきましても、今後とも、一層努力してまいりたいと考えます。

○議長（山中忠一君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第一号の五十年年度一般会計予算に関して、総務、建設の委員長にお尋ねいたします。

私は、代表質問や議案質疑を通じまして、五十年年度予算と施策につき、一定の市民要求を反映した積極面があることを評価しながらも、今日の全国的な地方財政の危機の例に漏れず陥っております四日市の市財政の重大な困難の真の原因や、その打開策について、ほとんど何も明らかにしていないこと。市長の責任と権限に属する、いわば市長の姿勢いかんで実現可能な財源対策すら十分行わず、あるだけの財源で、できるだけのことをするという主体性、積極性に乏しいものになっていること、その当然の結果として、多くの切実な市民要求が切り捨てられ、市民負担が増大している反面、依然として大企業を優遇していることなど、私たちとしては、容認できない反対の部分が多くあることを、幾つか具体例を挙げて明らかにしました。そして同時に、市財政の民主化を中心に市独自の措置により、実現可能な市財政強化の具体策を幾つか提示してその実施を促し、幾つかの切実な市民要求の実現を訴えたところです。それらの点につきましては、関係委員会における審議の中でも十分ご検討をいただいたと思うわけですが、総務委員長にお尋ねいたしますけれども、このうち、特に市財政の危機を打開し、自主財源を強化する問題について、歳入審議と関連してどのような討議が行われたか、いさ少し詳しくご報告をいただきたいと思っております。

いま一つは、公共料金の引き上げが、少なくとも押えるということが、市民が切望しておるわけですが、住民基本台帳の写しなど、今度提案されております手数料の引き上げについても、市民との深いかかわりがございません。こういう点で、これがどういふ委員会審議を通じて賛成という形になってきたのか、その点ももう少しご報告をいただきたいと思っております。

次に、建設委員長にお尋ねをいたしますが、一つの問題は、港湾費についてでございます。私たちの反対を押し切りました、毎年多額の市費を投入しておりますし、五十年度も実質五億八千七百万円を計上しているわけですが、この大きな受益者はどこか、その受益の程度はどのようなものがあるか、投資効果などというものについても、これほど多くの予算を支出するわけですから、十分な検討がなされなきゃならないと思っておりますが、この点についてのご審議の経過を教えてくださいたいと思っております。

さらに、受益関係大企業の負担金制度の実施、あるいは県、市負担割合の是正、入港料と港湾環境整備負担金の徴収、使用料の大幅引き上げなどについて、私たちの主張と関連してどのような検討がなされましたか、お尋ねをしたいと思います。

へドロしゅんせつ費用の公費負担を含むことにつきまして、どのような意見が出されたか出されなかったか、その点も伺いたいと思っております。

それから、食糧費など港管理組合の業務、財政、運営の適正化の問題があるのではないかと思うわけですが、この点について、どのような討議がなされたかお尋ねします。

二番目は、近鉄高架事業の問題ですが、第一期事業に約十二億円をこれまでに市は投じてきたわけですが、特定大企業優遇行政の典型として、多くの問題点をもっておるわけでございますが、第二期事業の着工も無反省に同じことをやるうとしておられるのではないかと思うわけですが、第二期事業の後期総事業費、国、県、市、近鉄の負担については、どの程度突っ込んで論議をされたのか、お聞かせいただきたいと思っております。私たちは、近鉄の負担に全面的に変えることを主張しておるわけですが、それが実際認められない限り反対をせざるを得ないわけですが、この点について、委員会のご審議を伺わしていただきたいと思っております。

三番目は、五十年年度予算を含めた今日の災害復旧、その他の治水対策事業の実施によりまして、ことしは、少なくとも常時浸水地域の被害のおそれはないというふうに確信ができる予算であるかどうか、この点を伺っておきたいと思えます。

その次は、治水問題と関連しまして、請願も出ておるわけですが、イトーピア周辺の開発から、げんの堀川水門に至る水路整備の問題が、今度の予算で具体的にどういうふうになされているか、その辺の問題点等について、委員会でものごとに議論いただきましたか伺いたいと思えます。

次に、議案第四十七号四十九年度一般会計補正予算第六号に関してでございますが、建設委員長にお尋ねします。補正の主な内容の一つに、県営土木、都市計画事業に対する負担金があるわけですが、ほかにも自主的な県負担金の高校新設促進協議会に対する負担金がございますけれども、いずれも、私たちはこの支出に反対しておるわけですが、特に、県営土木、都市計画事業に対する負担金は、四十九年度予算補正第六号によりますと、総計三億四百万でございます。五十年度はほとんど県負担金は引き下げられないと聞いておるわけですが、四十八年度決算、四日市市からの財政収入は、県が百十億程度持つていっておると思うわけですが、四十九年度の県支出金は、八億一千二百万で、四十九年度の高校新設促進協、あるいは耕地、土木の負担金合計は、五億二千万に上ります。そうすると、残り三億四百万で、県のいわゆる支出というものは余りにも少ないという問題があるわけですが、他の府県では、市町村援助金まで出しておるわけですが、私たちは、そういう状態の中の県負担金というものについては、これまでもずいぶん批判をしてきたわけですが、こうした場合の具体的な点についての、委員会としてのご討議の内容を聞かしていただきたいと思います。

それから、第十四号の五十年年度水道事業会計予算でございますが、産業公営企業委員長にお尋ねいたしたいと思います。水道予算の中で重要なウエートをもっております水源開発を中心とした第三期拡張事業が、その資金のほとんどすべてを水道料収入に、つまり、市民の負担において賄う。そして、この事業を必要ならしめた大企業、大口需要者には何らの水源開発負担を課していないという点、それから、大企業や大口需要者に割り安で、一般市民には高いという料金体系、国、県費、市費一般会計からの補助が少なくないことなどの問題点があることをもって、私たちはこれまでの予算にも反対をしてその改善を求めてきたわけですが、そして、四十九年中より赤字予算を組み、五十年度はさらにひどくなっておるわけですが、異常な物価高に影響があるとも思いますけれども、第三期拡張事業計画は、その財政計画を含めまして、すでに破綻をしているのではないかと思うわけですが、すでに新年度において、料金値上げの意向も表明されております中で、委員会では、第三期事業計画の見直しの具体的な点検、その財政計画の、特に料金体系の是正問題等について、どのようにご審議なさったかお尋ねしたいと思っております。

○議長（山中忠一君） 伊藤太郎君。  
〔総務委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○総務委員長（伊藤太郎君） お尋ねに対してお答えいたします。

歳出第二款総務費についてでございますが、別段異議はなかったのであります。中でも、市庁舎の総合管理に万全を期すること、あるいは委託管理に遺憾のないようにすること、さらには連合自治会に加入していない単位自治会に対するサービスなどについて慎重に審議が続けられたのであります。しかしながら、これらの詳細につきましては、総務部長にお答えを願いたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 総務部長。

〔総務部長（阿南輝彦君）登壇〕

○総務部長（阿南輝彦君） 委員長のご指名によりまして、補足をいたします。

いま第一問の、市財政の危機に直面して、歳入改善の議論はどうだったかという問題でございますが、代表質問におきまして、各会派の皆さん方から財政問題につきまして、非常に熱心なご討議もありません。基本的な姿勢については、市長から十分にご説明を申し上げておるところでございますが、総務委員会におきまして、いま委員長のお話がありましたもののほか、そういった財政全体についての点を、十分に各委員の方々と配慮されまして、かなり細かい点につきまして、いろいろご審議をいただいております。当然、税の関係もあるわけでございますが、委員会でご議論されました具体的なものも二、三申し上げますと、たとえば、交通反則金の入り方が少ないか、もっとあるべきじゃないかという問題、あるいは災害復旧に関連して、これは三カ年間にわたっての国庫補助金が入ってくるわけでございますが、その施越し分についての後年度でくる分については、利息をつけて国からもらうべきではないかと、こういった議論もございましたし、あるいは一つの例として、温水プール、これの採算制はどうかというふうな問題、あるいは教育民生委員長のご報告にもありましたけれども、国体の経費についての県からの入り方、歳入の面におきまして、もっと教育民生委員長のご報告のようなご意見が、総務委員会でも大変ご熱心になりました。

そのほか、市有財産の貸付収入の問題、そういった各方面につきまして、十分なご討議もあり、われわれもご説明を申し上げたつもりであります。

それから、二つ目の手数料の問題のご提案を申し上げておるわけですが、これにつきましては、特にご意見もなかったように思いますが、一昨年来、法令に基づきました戸籍の七十円というものにそろえさせていただくというお願をいたしました。

以上です。

○議長（山中忠一君） 藤井泰治郎君。

〔建設委員長（藤井泰治郎君）登壇〕

○建設委員長（藤井泰治郎君） たいいま小井議員よりの質問ございましたので、お答えいたします。

第一番に、港湾費の問題についてご質問ございました。

市から多額の負担金が納められて、それに対しての利益はどのように受けておるのか、受けておる利益者はだれかということなんですが、そしてまた、入港料、使用料等も質問なさいました。それからヘドロ問題等々、この問題につきましては、当委員会は重要視いたしました。特に助役の出席を求めまして、いろいろご説明願ったわけでございます。その内容を詳しく説明申し上げるのが本意でございますが、途中で誤ってはいけませんので、この答弁は助役からさせていただきます。

二番目の近鉄高架に対しての、これは四十九年度の補正でございますが、どのようにして審議をされたかと、いうことでございます。これは、当初これ事業費が七億五千万でございますが、その六分の一というのが負担でございます。すでに七千五百万納めてございますので、その残の五千万が計上されておるわけなんです。いずれにしましても、この問題につきましてはそのような説明がなされましたが、これにつきましては、皆さまから質問、質疑がなく、市当局の説明で了したわけでございます。

次に、ご質問のございました災害復旧費ですね、げんの堀川、イトーピアの問題ですね、このげんの堀川のことにつきましては、陳情のときにも審議したんですが、この河川はずっと以前、約九年ほど前ですか、耕地課の指導によりまして、国の助成をいただいで行った水路でございます。その河川ヘイトーピアという会社の団地から放流されま

す、水路が合流しておりますが、そのときの陳情の審査のときの理事者の説明でございますが、以前は農耕用の水路であったが、農業用の水路でありましたが、現在では、これは都市下水路としてもいかなきゃならないということから、都市下水、それから土木、耕地と三課にまたがってとくと検討して、今後進まなければならぬというご答弁でございます。

次に、五十年度も含めての災害復旧でございますが、これによって、今後市民の不安の来たさないうような工事ができるのかという内容だったと思いますが、これにつきましては、委員会の冒頭に理事者より、本年度の予算は災害復旧に重点を置いてやっておるんだという強い意見の説明がなされまして、それから審議に入ったのでございますので、当委員会としては、そのようなおそれのない方針で臨まれておると信じております。

最後に、四十九年度の補正におきまして、県土木工事に対して市の負担金約三億円ですが、県とのバランスが非常に悪いんじゃないかということでございますが、これにつきましては、土木部長より説明していただきたいと思います。

質問に対して、答弁を終わります。

○議長（山中忠一君） 加藤助役。

（助役（加藤寛嗣君）登壇）

○助役（加藤寛嗣君） 委員長のご答弁に補足させていただきます。港湾費の問題について、補足をさせていただきます。

港湾費の受益者はどこか、あるいは投資効果はどうかという第一点のご質問でございますが、港の受益者はどこかという受益者を限定するのは大変むずかしいと思いますが、現在、港湾の建設をいたしておりますのは、主として

霞の南埠頭でございます。したがって、これは一般貨物ということになりますので、受益者といえば、その貨物を運んできて利益を上げている船会社、あるいはその貨物を使う企業等であろうかというふうに思うわけでございますし、それから、投資効果といいますが、まだ建設途中でございますので、現在の段階ではさほど投資効果があらわれないと言わざるを得ないんじゃないかと。港湾全体の受益者はどこかということになると、非常に分析してみないと明確な回答はできないかと思えます。その点は、いろいろご議論もあろうかと思えますので、このぐらいにしてご答弁にかえさせていただきます。

それから、受益者負担金でございますが、これは四十八年の五月でございましたが、港湾法が改正になった時点で受益者負担金というものは取れと、取ることができるということになっております。特に、ただいま申し上げましたのは、環境整備に関する負担金でございます。これについては、この前もご答弁申し上げたと思っておりますけれども、現在、管理組合の方で条例を制定すべく準備中でございますので、条例ができた暁において明確になつてくるといふふうに考えておるような次第でございます。

それから、入港料等につきましては、これは昭和二十九年の法律から施行されておるわけでございますので、すでに二十年以上経過をいたしておるわけでございますが、全国の港湾で約千港ございますが、このうち入港料を徴収している港湾というのは四十港しかございません。特に八大港では、この入港料を徴収をいたしております。四日市に最も利害関係がありますのが名古屋港でございますが、大阪港、名古屋港ともこの入港料は徴収をしていないというよりな実情でございます。

そこで、昨年から入港料を徴収すべく、船主側と話し合いをしておりますけれども、個々の港で話し合いをしておりますんでは、なかなか解決困難でございます。そこで、船主協会と中央の方でこの入港料の徴収について話し合

をするということ、海運局が窓口になって協議を進めております。この協議を待つて入港料というものを設定をしていかなければ、四日市港だけが先行するということわけにはまいらないかというふうに考えておる次第でございます。

それから、ヘドロの費用負担の問題でございますが、これは、ご承知のように四日市港管理組合の中に公害防止事業費負担審議会という審議会をこしらえまして、大学の先生方が六名、それから行政関係が四名、それから議会側二名の委員さんが二カ年間にわたりまして慎重にご審議を賜わって、このヘドロを除去するに要する費用の負担をどうするかというご審議を得て、結論を出していただいたということでございます。総費用五十五億、このうち事業者の負担というのは八三・二八％でございます。で、どうして八三・二八％になっておるのかということでございますけれども、これには、該当事業所のうち、一日当たりの平均的な排水量が五十立方メートル以上であるということ。それから、同じ該当事業所であっても、たとえば足見川、内部川、竹谷川、海蔵川等に直接排水をしている事業所は除くというようなことにもなっておりますし、それから、すでに倒産をした企業は取るうにも取れないというような問題、これはもうほんのわずかでございます。さらに、生活排水、あるいは船舶の水、それから河川の水等がございますので、そういったものを負荷量等に応じて細かく算出をしていただいて、八三・二八％を四十八の事業所から徴収するというところに結論がつけられておりまして、その結論に従ってこの事業を行っていくということでございます。

それから、最後の食糧費の問題でございますが、これはご指摘のありましたように、昭和四十九年度は約五百万、それから五十年年度の予算では六百八十万ちょっとかけると思いますが、その程度の食糧費を計上をいたしております。一般総務費の中に含まれておる予算というのは、九十万円ばかりでございますので、さほど多いものではないかというふうに思いますけれども、何しろ埋立事業等がございますので、そういった事業についての地元の方々と

の話し合い等、会議を持たなければならぬということもございますので、そういった費用が計上されているわけでございます。こういって点については、委員会としてもいろいろと熱心にご討議をいただきまして今日に至っております、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（山中忠一君） 土木部長。

（土木部長（杉本義広君）登壇）

○土木部長（杉本義広君） 県営負担金につきまして、ご答弁いたします。

土木費の道路橋梁費の中で県営負担金といたしまして、三十三件、八千二百三十九万五千円、それから、都市計画費のうちで区画整理戦災復興の負担金といたしまして三千二百一十一万円、都市計画費の街路事業費の負担金といたしまして七千四百八十七万五千円、そのうち五千十八万円が近鉄高架事業の負担金ということでございまして、委員会にこういって内容のご説明をさせていただきました。

○議長（山中忠一君） 荒木武治君。

（産業公営企業委員長（荒木武治君）登壇）

○産業公営企業委員長（荒木武治君） 小井議員の質問に対しまして、お答えいたします。

当委員会は、さきに委員長報告で述べましたとおり、長時間にわたりまして慎重審議討論を続けてまいりまして、理事者からいろいろと意見を拝聴したんでございます。皆さんもご承知のとおり、水道料金を値上げするということになりますと、お互いに市民一般の方々がご迷惑をするというので、われわれ議会といたしましても、いろいろと議論が出ておるわけでございますけれども、先ほど小井議員のお尋ねになった一つ、第三期水道計画につきましては、

水道第三期の拡張計画は、市民の事情にこたえまして不安を感じさせないために絶対に必要な事業であるので、物価高騰のりから原水の価格、あるいは諸材料も著しく高価となり、今後の水道行政は非常に困難となると思われるので、理事者においては最大の努力を払うより強く要望したわけでございます。

なお、さきに述べたように、市民の要望にこたえるという意味から、この点について水道局は常に努力をしてもらいたいということをくれぐれ要望いたしました。

なお、第二の大企業問題とか、国県費、一般市民というよりな問題につきましては、その他細かい点について、理事者から答弁をしていただくことにいたします。お願いいたします。

○議長（山中忠一君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（平井清三君）登壇〕

○水道事業管理者（平井清三君） 委員長のご答弁に補足して若干私から申し上げたいと思います。

まず、第三期拡張事業の見直しの問題でございますが、本事業は三次にわたる変更を終えまして今日に至っておりますのでございますが、社会的、経済的な効果を測定しながら、再検討を加えながら事業を進めていきたいと、このように考えております。

まず、水の需要の見込みでございますけれども、四十八年度の後半から若干停滞しておりますので、三期拡張事業の認可を得ました当時の各年度の見込量と、それから、四十六年に認可を得まして、その後四十七年度、四十八年の前半の実績、この実績に基づく将来見込みと、こういうものを考えてみた場合、今後の事業の進め方としては、おおむね認可当時に考えた上昇線とそれから、この実績に基づく上昇線の、おおむね中間ぐらいの進め方をするのでありと、そのように私どもは考えたわけでございます。

それによりますと、三期拡張事業の目標年次でございますところの五十五年度の認可水量は十五万七千四百トンでございますけれども、いま申しました線で考えた場合には、十六万四千四百トン程度が見込まれるのでございます。それで、私どもとしましては、この五十五年度に十六万四千四百トンの水量確保につきましては、現在持っております水源能力等を十分検討しながら円滑な給水が続けられるように努力していきたいと、このように考えております。

本市の上水道は、ご承知のように、現在各河川の伏流水を注水しております。したがって、浄水場の施設が不用でございます。原価が比較的安くつくのでございますが、表流水を水源といたしますと浄水施設が必要でございます。この浄水施設の建設費というのは非常に膨大な額を要するわけでございます。それにまたこれを運転していきますと、職員も三交代制というようなことで、相当数の増員を必要といたしますし、また、電力料とか、薬品費とか、こういったものを加えますと原価は相当高くなると、こういうことでございますので、私たちといたしましては、できる限り、賄える限りこの伏流水、原価の低い伏流水を水源としてやっていきたいと、このように考えております。

四十六年十二月の第二回の認可変更をお願いいたしました当時、また、四十七年度の当初予算をご審議いただきまして、その後、同年度の前半ごろまでは員弁水源の目的が全然立ちませんで、四十八年の夏期対策、夏のこの需要期を考えた場合、たとい原価が高くなっても、まず必要数量を確保せないかぬと、こういうことで、千代田の浄水場の建設を考えたんでございますけれども、その後、員弁水源の方の話が東員町当局のご協力、その他皆さん方のご理解のもとに順調に進みまして、先ほど申しましたように、格安の伏流水の取水ができる見込みがたちましたので、四十八年の夏には、この員弁川の右岸の長深の水源から取水を開始するようになったんでございます。私どもとしては、引き続き員弁水源の整備拡張をはかりながら浄水場施設計画を後年度へ譲って、それ以外の施設計画を進めていきたいと、このように考えております。

なお、国県の補助金の問題でございますが、現在の水道事業は公営企業法の適用を受けておりまして、私どもの方には国の補助金というのはいただけないんでございますが、北勢用水利の問題につきまして申し上げますと、県営の北勢水道用水につきましては、同じ県営でやっております中勢、志摩と異なりまして、いままでは県費の投入がなかったんでございますけれども、四十九年度に初めて北勢水道用水につきましても県費の交付があったわけでございます。しかし、この四十九年度の県費の助成額につきましては、四十九年度の単年度といえますか、暫定的な措置でございます。まして、県営の広域水道に対します県費助成の基本的な考え方と申しますか、また、県営水道の運営のあり方はどうあるべきかといえますか、こういった根本的な問題につきましては、後日に譲るということでございました。そこで私どももいたしましたしましては、三重県の広域水道事業連絡協議会、こういった機関を通じ、また関係の各市町村長、また市長会とか議長会を通じまして、知事はじめ関係の皆さん方、また県議会の先生方にも県費助成の大幅な投入を陳情してきたんでございます。その結果、県当局といたしましては、今後県営水道に対しましては、水源開発の経費の一部助成という考え方で水源開発のために借入れました企業債に係る元利償還金の三分の一相当額を助成する。また、広域化対策の経費の一部の助成ということで、広域化のための上水の機関施設の建設費のうちで、国庫補助対象となりました事業に対する企業債の元利償還金の三分の一の相当額の助成をすると、こういった態度が決まりました。水道料金の軽減がはかれることになったのでございます。さらにもう一点、各広域水道に参加いたしております市町村としましては、この事業の建設のための市町村負担金がかかるわけでございますけれども、この負担金につきましても、軽減措置、それと財源措置につきまして陳情を重ねてきたんでございますけれども、このうち負担金のうちで建設利息に相当する分につきましては、企業債に振りかえると、いうことで財源措置がなされましたので自己財源の負担は少なくなったと、こういうことがされたんでございます。

私どもとしましては、用水供給事業は県営でございますので、建設費に県費が投入されても、また経常経費に投入されることになりましたも、いずれにいたしましても、供給単価が低くなればよろしいわけでございます。しかし、このような、いま申しましたような措置がとられましたといたしまして、私どもの要望いたしておりますところからはかなりほど遠いものでございますので、さらにこの二月の県議会に、水道事業に対する国庫補助金の大幅な増額、また企業債の償還年限の延長、利率の引き下げ、こういったことについて強く国に働きかけていただくとともに、県費の助成額についても増額されるよう県当局に要望していただきたいと、こういった旨の陳情をいたしました。でございますが、県会もこれを取り上げていただきまして、意見書としまして、総理大臣以下各大臣、また地元選出の国会議員にも陳情していただいております。どうか今後とも関係の皆さん方にもさらにご協力いただきながら、努力していきたいと、このように考えております。

それから、企業の負担の問題でございますけれども、いままで新規利用者と旧来からの利用者との負担の均衡をはかるといふことで、各市町村では水道事業に対する、いわゆる加入金とか、負担金とか、こういった制度をとっております。四十八年度から、一応五十ミリ以上の新規需要者に対しては、水源、配水施設、こういったものを含めての口径割りの、私どもは拡張負担金と申しておりますが、こういった負担をお願いすることにし、さらに四十九年度からはこれを四十ミリに下げたお願いをいたしております。五十年からは、さらにこれを一般の十三ミリ以上の皆さん方に口径別で負担をいたしまして、新しい利用者と従前からの利用者との間の負担の均衡をはかっていきたいと、このように考えております。

○議長（山中忠一君） 他にご質疑もありませんので、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

本件については、討論の通告がありませんので、これより直ちに採決いたします。まず、議案第三号昭和五十年四日市市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中忠一君） 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第一号昭和五十年四日市市一般会計予算及び議案第四十七号昭和四十九年度四日市市一般会計補正予算第六号の二件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中忠一君） 起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

午後二時八分休憩

午後二時二十七分再開

○議長（山中忠一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第二号昭和五十年四日市市競輪事業特別会計予算、及び議案第四号昭和五十年四日市市と畜場食肉

市場特別会計予算、ないし議案第四十六号字の区域の変更について、並びに議案第四十八号昭和四十九年度四日市市基金特別会計補正予算（第二号）、ないし議案第五十三号他の団体の公の施設の利用に関する協議についての五十件を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第五十四 報告第三号 弾力条項の適用について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第五十四、報告第三号 弾力条項の適用についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見斉君）登壇〕

○市長（岩野見斉君） ただいまご上程の報告第三号は、先般開催いたしました昭和四十九年度第七回市営競輪におきまして、車券の売り上げが予想を上回りました結果、これに伴う経費支出の予算が不足し、やむを得ず地方自治法第二百十八条第四項に規定する弾力条項を適用して経費の支出を行いましたので、ご報告申し上げるものであります。

○議長（山中忠一君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。ご質疑がありましたら、ご発言願います。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山中忠一君） 別段ご質疑もありませんので、本件については、これをもって報告を終了いたします。

日程第五十五 議案第五十四号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の一部改正に  
ついて

○議長（山中忠一君） 次に、日程第五十五、議案第五十四号議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に  
関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長（岩野見斉君）登壇）

○市長（岩野見斉君） ただいまご上程の議案第五十四号は、契約の締結に当たって、地方自治法及び同法施行令の  
規定により議会の議決に付すべきものとされる契約の最低予定価格を引き上げるよう関係条例の一部を改正しようと  
するものでありまして、現行条例の規定が昭和三十九年の地方自治法改正に伴う制定当時からすでに十有余年を経過  
し、その間の物価の上昇並びに災害復旧工事あるいは人口急増等に対処する学校施設その他の建設工事の緊急性の増  
大等に鑑み、種々調査検討いたしました結果、予算執行の効率化をはかるため、ここに改正をお願いするものであり  
ます。

なお、契約事務の適正な執行につきましては、常に研さんを深め、特に、昨年来市議会総務委員会においてご調査  
いただいております結果をも十分参考にいたしまして、今後とも改善をはかりつつ、厳正かつ的確な契約事務の執行

を期する所存であります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山中忠一君） 別段ないようでありますので、質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件については、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。これにご異議  
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。

よって、本件については、委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。  
これより、本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第五十六 議案第五十五号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第五十六、議案第五十五号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見斉君）登壇〕

○市長（岩野見斉君） ただいまご上程の議案第五十五号は、本市の固定資産評価審査委員会委員のうち、長谷川一郎氏の任期が、本月二十七日をもって満了いたしますので、後任の委員として引き続き同氏を選任いたしたいと存じ、ご提案申し上げます。

なお、同氏のご経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。

よろしくご審議のうえご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ないようでありますので、質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件については、委員会の付託を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決しました。

日程第五十七 議案第五十六号 人権擁護委員の推せんについて

○議長（山中忠一君） 次に、日程第五十七、議案第五十六号人権擁護委員の推せんについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見斉君）登壇〕

○市長（岩野見斉君） ただいまご上程の議案第五十六号は、四日市地区の人権擁護委員十名のうち、小林けい子、坂倉タマ、杉浦敬、杉野元昭、永戸とき、廣瀬茂の六氏の任期が、本月末日をもって満了いたしますので、後任の委員として、いずれも同氏を推せんいたしたいと存じ、ご提案申し上げます。

なお、各氏のご経歴は、いずれもお手元の経歴書のとおりであります。

よろしくご審議のうえご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ないようでありますので、質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件については、委員会の付託を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決しました。

日程第五十八 発議第一号 コンビナート防災対策の確立に関する意見書の提出について

○議長（山中忠一君） 次に、日程第五十八、発議第一号コンビナート防災対策の確立に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

志積政一君。

〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 ただいま上程されました発議第一号コンビナート防災対策の確立に関する意見書の提出につきまして、

発議者を代表してご説明申し上げます。

コンビナートの不安に対しては、現在でも多くの規制がされていますが、いずれも縦て割り行政となつてゐるため、各省に規制が分割されており、総合対策に欠けている現況でございます。そこで、この際コンビナート内のあらゆる危険物を管理できるようなコンビナート防災法といった総合対策法を早急に制定し、画期的なコンビナート防災対策実現のため、政府、関係機関に対して、お手元に配布いたしました意見書を提出しようとするものであります。

どうかよろしくご賛同賜わり、ご決議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山中忠一君） 提出理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ないようでありますので、質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第五十九 委員会報告第一号 総務委員会請願書審査結果報告、ないし

日程第六十二 委員会報告第四号 建設委員会請願書等審査結果報告

○議長（山中忠一君） 次に、日程第五十九、委員会報告第一号総務委員会請願書審査結果報告、ないし日程第六十二、委員会報告第四号建設委員会請願書等審査結果報告の四件を一括議題といたします。

本件は、総務、教育民生、産業公営企業、建設の各常任委員長からの請願、陳情に関する審査結果の報告であります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） 別段ないようでありますので、質疑なしと認めます。

おはかりいたします。本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中忠一君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、委員長の報告のとおり決定されました。

委員会報告第一号

総務委員会請願書審査結果報告

総務委員会に付託の請願について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十年三月十九日

総務委員会

委員長 伊藤 太郎

四日市市議会

議長 山中忠一 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第九号	四九六七	物価高騰による 庶民貯金の減価 対策について	四日市市中川原四丁目 一一一五 全織同盟東洋紡労組 三重支部 支部長 須田 吉久 ほか七二七名連署	出井 博	その主旨を了とす る。	採 択

委員会報告第二号

教育民生委員会請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十年三月十九日

教育民生委員会

委員長 六平 豊司

四日市市議会

議長 山中忠一 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第二号	五〇、三、一〇	三重地区に保育園の新增設について	四日市市山ノ一色町 服部 正 ほか二〇一九名連署	山本 勝	その主旨を了とし 善処されるより理事者に要望する。	採 択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第二九号	五〇、三、七	埋蔵文化財の保護、保全について	四日市市西伊倉町二一八 三泗教育会館内 四日市文化財を守る会 代表 安 田 日出磨	その主旨を了とし、 善処されるより理事者に要望する。	採 択
第一号	〃	海星高校創立二十周年記念事業に対する助成について	四日市市追分二丁目九一三四 学校法人 エスコラピオス学園 理事長 ペトロペレア ほか二名連署	その主旨を了とし、 善処されるより理事者に要望する。	採 択

第三号	〃	垂坂分教場取り壊し後の土地の「がけ崩れ防止」処置について	四日市市垂坂町七五六 垂坂町自治会長 後 藤 源 一 ほか一二名連署	その主旨を了とし、 善処されるより理事者に要望する。	採 択
-----	---	------------------------------	---	-------------------------------	-----

委員会報告第三号

産業公営企業委員会陳情書審査結果報告

産業公営企業委員会に付託の陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十年三月十九日

産業公営企業委員会

委員長 荒木 武治

四日市市議会

議長 山中 忠一 殿

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第三〇号	五〇、三、七	農業共済組合に対する市費助成について	四日市市大字東阿倉川五一〇番地 四日市市農業共済組合 組合長理事 河村孝一 ほか二〇名連署	その主旨を了とし、 善処されるよう理事 者に要望する。	採 択

委員会報告第四号

建設委員会請願書等審査結果報告

建設委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十年三月十九日

建設委員会

委員長 藤井泰治郎

四日市市議会

議長 山中忠一 殿

請願

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員氏名	委員会の意見	審査結果
第一号	五〇、三、七	げんの堀川改修 について	四日市市大字西阿倉川 一六二一一 海蔵地区連合自治会長 平野佐太郎 ほか一八名連署	日比義平	その主旨を了とし 理事者において善 処されるよう要望 する。	採 択

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
第二号	五〇、三、七	海蔵川、三滝川改修 促進について	四日市市東新町二一番一 東橋北地区連合自治会 会長 山本史郎 ほか三名連署	願意妥当と認め、理 事者において善処さ れるよう要望する。	採 択
第四号	五〇、三、一〇	工業専用地域の用途 変更について	四日市市中野町山条 山条自治会長 山川義男 ほか八一名連署	願意妥当と認め、関 係機関と十分協議す るよう理事者に要望 する。	採 択

第六号 五〇、三、一〇	イトーピアみゆきケ丘団地の整備および早期市移管について	四日市市小杉町一五七一―三三 イトーピアみゆきケ丘自治会(準) 会長 津 島 寿 ほか三名連署	願意に添いがたい。	不採扱
第七号 //	民間宅地開発業者への強力な行政指導の要請について	四日市市小杉町一五七一―三三 イトーピアみゆきケ丘自治会(準) 会長 津 島 寿 ほか三名連署	その主旨を了とし、理事者において善処されるよう要望する。	採扱

○議長(山中忠一君) なお、総務、建設の各常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山中忠一君) ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから、会議規則第九十条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第三号 汚泥海洋投棄の公費負担について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十年三月十九日

総務委員会

委員長 伊 藤 太 郎

四日市市議会

議長 山 中 忠 一 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もお継続審査すべきものと決定したから、会議規則第九十条の規定により申し出ます。

一、事 件

陳情第二二号 石塚町内の都市計画道路路線変更について

陳情第五号 四日市近鉄百貨店内の食堂に対する営業補償について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十年三月十九日

建設委員会

委員長 藤 井 泰治郎

四日市市議会

議長 山中忠一 殿

日程第六十三 委員会報告第五号 総務委員会所管事務調査報告、ないし

日程第六十七 委員会報告第九号 幼児教育特別委員会調査報告

○議長(山中忠一君)

次に、日程第六十三、委員会報告第五号総務委員会所管事務調査報告、ないし日程第六十七、

委員会報告第九号幼児教育特別委員会調査報告についてであります。本件は、総務委員長、並びに病院建設、工業  
高校移転、公害対策、幼児教育の各特別委員長からの調査報告であります。

報告書をお手元に配布いたしておりますので、これによりご了承承願いたします。

委員会報告第五号

総務委員会所管事務調査報告

本委員会は、調査中の所管事務について次のとおり調査を終了したので、報告します。

記

一、所管事務調査事項

工事請負契約の方法について

二、調査の結果

報告書のとおり

昭和五十年三月十九日

総務委員会

委員長 伊 藤 太 郎

四日市市議会

議長 山中忠一 殿

総務委員会所管事務調査報告書

総務委員会における工事請負契約の方法に関する調査研究の結果は次のとおりであります。

本問題は昨年六月定例会において工事請負契約の締結議案を審査する過程において、この際、工事請負契約の方法

について調査研究をする必要のあることで意見が一致したので、所管事務の調査に踏み切ったものであります。当委員会は人口十万以上六十万未満の百五十余市に照会をし、他都市における工事請負契約事務の実情調査を行うとともに、その回答に基づき九都市をピックアップし、四班に分かれて実地調査を行うなど幅広い調査活動を行なったのであります。

その調査結果を集約しますと、契約方法としては、一般競争入札を採用している都市はほとんどなく、指名競争入札と随意契約に基づいており、また指名競争入札における入札経過についても第一回入札の最低者が第二回以降も最低者となり、落札者となるケースがほとんどというのが実態であります。

また、指名競争入札における競争の公正確保については、各市とも努力を払っているものの決定的な方策を見い出せないまま今日に至っておる状態であり、契約事務の体制についても多様ではあるものの本市以上に整備されていると思われる都市は見受けなかつたのであります。

以上が調査結果の概要であります。実態からいって工事請負契約の締結方法の中心をなすのは、なんといつても指名競争入札であり、この指名競争入札については競争の公正確保は絶対的な要件であり、これなくしては指名競争入札は形骸化し、本来の機能は期待できないのであります。したがって、今後理事者におかれては、この点に留意され、特に入札前における業者間の話し合いなどの防止策に創意工夫をこらし、万が一不公正な事実が明らかになったときは指名停止処分をするなど厳正なる態度で臨み、常に指名競争入札の適正化に鋭意努力され、工事請負契約の締結に万全を期せられるよう強く要望する次第であります。

また、これと並行して競争入札の確保の方策の一環として可能な範囲内において、いわゆる盛岡市が採用している制限付き一般競争入札の導入について検討されんことを要望いたしておきます。

なお、工事請負契約の締結に関して議会の議決を要する予定価格については、三〇〇〇万以上と昭和三十九年に制定以来、相当の時日が経過し、その間、経済社会情勢に大きな変化があり、実情にそぐわないので、その額を引き上げる方向で見直しをする必要があると思料いたします。

また、議会における工事契約議案の審査については、他都市の状況を勘案してもまた現実的な運営からしても、すべてを総務委員会で審査するのを改め、各常任委員会でそれぞれ分担して審査するのがより能率的であり、効果的であると思料いたします。

したがって、この問題については議会運営委員会でよくご検討いただき、善処されることを切に望む次第であります。

これをもちまして、工事請負契約の方法についての総務委員会の調査報告といたします。

#### 委員会報告第六号

##### 病院建設特別委員会調査報告

本委員会に付託の事件について、その調査結果を左記のとおり会議規則第九十八条の規定により報告します。

#### 記

##### 一、調査事件

市立四日市病院の改築に関する調査研究

##### 二、調査の経過及び結果

委員会報告のとおり

四日市市議会

議長 山中忠一 殿

病院建設特別委員会報告

当委員会では、施設の狹隘、老朽化はもとより、近代的医療、機器を具備した地域の中核病院として整備の必要が生じるなど改築機運の高まっている市立四日市病院を、近年ますます増高する住民の福祉需要とも合わせ、どのように進めるか、議会の立場から調査研究を進めてきた。

同病院は、昭和十一年、千歳町に市民病院として開設されて以来、様々な経緯を経て、昭和三十六年現在地に移転、総合病院として、市民の保健、医療面での役割をその双肩に担い、昭和四十九年には、入院患者一二六、九二七人（一日平均三四七人）、外来患者二一一、七四〇人（同七一三）の多きに接してきた。

しかしながら、先にも述べた施設の狹隘、老朽化は年を追って複雑化する疾病に対する近代的治療設備の整備化を阻害する結果ともなり、病院の移転、改築の必要性を高める事となった。

当委員会では、こうした実情をふまえ、先進都市病院（平塚市、新潟市）の視察等を通じ、まず『十分余裕をもった用地の確保』『地域性を配慮し、将来的展望も念頭に入れる』ことなどを基本理念として進めてきた。

幸い、理事者側の熱意と努力が功を奏し、昨年来の委員会で久保田一丁目と芝田二丁目にまたがる地三〇、六三六・

六七 $m^2$ （約九、二八四坪、進入路含む総面積）の買収について概ね、地主と合意に達したとの報告を受け、一つの難問解決に至ったのである。

なお今後は、文字どおり当地を土台として有効に活用すべく、施設構想が検討されていくわけであるが、当委員会としては、新病院の重点として、①癌治療、②老人医療、③救急医療等の各部門の充実強化をはかることが望ましいと考えられる。

更に、機能的には

(1) 近年、複雑多岐にわたる難病、奇病などの疾病に対処しうるため、民間医療機関では措置しえないリハビリテーション、人工腎臓など特殊、又は先駆的医療並びに臨床研究体制を拡充強化し、市内はもとより北勢地域の基幹医療機関としての機能を整えるとともに、小児科、内科など一般疾患についても高度な専門的医療の実施をはかること。

(2) 公的医療機関としての性格から、病院機能のみでなく、市民福祉の立場からも市民の医療と健康管理を体系的、効率的に実施するための中核とする。

(3) 当地域の特質でもある大気汚染疾患者に対する治療及び療養施設の整備と、最近社会問題化している歯科医療についても、公的医療の体質上、医療の供給は住民に機会均等、良質であるべきであり、節度ある診療態勢の確保をはかること。

(4) 病床数については、本市のみでなく、北勢全域における基幹病院として十分なる医療体制を確保するためにも、現病院の保有する病床数（三五七床：伝染病床を除く。）を倍増化可能な施設整備をはかること。

(5) なお、将来的展望として、市内の医療機関の基幹病院としての役割を果たすために、医師を含む全ての医療従事

者の研究、研修の場となるべく整備を進めること。

以上、当委員会における調査研究の結果を集約したものであるが、今後、病院建設にあたり、基本的事項として、その具体化のため、設計上に幾ばくか、反映されんことを要望するとともに、莫大な経費を投じ病院建設にあたることは、医療面における公共福祉の増進上、必要不可欠なことではあるが、財政計画を明確にした上で、病院の改築整備と経営健全化のための企業努力を講じられるより重ねて要望するものである。

#### 委員会報告第七号

##### 工業高校移転特別委員会調査報告

本委員会に付託の事件について、その調査結果を左記のとおり会議規則第九十八条の規定により報告します。

#### 記

##### 一、調査事件

県立四日市工業高等学校の移転並びに跡地に関する調査研究

##### 二、調査の経過及び結果

委員会報告のとおり

昭和五十年三月十九日

##### 工業高校移転特別委員会

委員長 安 垣 勇

#### 四日市市議会

議長 山 中 忠 一 殿

##### 工業高校移転特別委員会報告

工業高校移転特別委員会に付託されました県立四日市工業高等学校の移転並びに跡地に関する調査研究について、その経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、去る四十八年十二月定例会において設置されたのでありますが、本件の調査研究にあたっては、まず理事者からこれまでの経緯を詳細に聴取し、実情を把握するとともに、事の性質上地元選出の県議と懇談をもち、積極的な協力方を要請し、また先進都市の視察を行う等、種々調査研究を重ね検討してまいったのであります。

まず工業高校の移転についてであります。この問題が取り上げられるようになってから、相当の時日が経過しており、また県、市、学校の三者間において移転の必要性で意見が一致したにも拘らず、今日この問題が遅々として一向に進展を見ていないことは、まことに遺憾というほかはないのであります。当委員会としては、今後県当局と十分連絡折衝するとともに、移転先用地の確保に全力を傾注し、一刻も早くこれが実現をはかることが必要と考えます。次に跡地については、当該地が市の都市計画に極めて重要な位置を占めることから、駅西整備も含めて、これが利用については市が主導性を發揮できるよう県当局の理解、協力を強く求める必要があると考えます。

以上、甚だ簡単ではありますが、工業高校移転特別委員会の調査報告といたします。

## 公害対策特別委員会調査報告

当委員会に付託の事件について、その調査結果を左記のとおり会議規則第九十八条の規定により報告します。

記

### 一、調査事件

公害防止に関する調査研究

### 二、調査の経過及び結果

委員会報告のとおり

昭和五十年三月十九日

公害対策特別委員会

委員長 志 積 政 一

四日市市議会

議長 山 中 忠 一 殿

### 公害対策特別委員会報告

まえがき

当委員会は「公害防止に関する調査研究」をするため、昭和四十九年五月十七日設置され、数多くの公害問題の中から、

#### 1 光化学スモッグについて

- 2 コンビナートの公害害について
- 3 廃棄物について
- 4 患者対策について

などを調査研究課題として十回にわたる委員会、各種視察を行って、調査研究を進めました結果について、次のとおり報告いたします。

#### 一、光化学スモッグについて

##### 1 現況と問題点

光化学スモッグの発生メカニズムは、窒素酸化物と炭化水素類が太陽光線の光合成により発生するものと言われているが、推定の域であり、発生機構は科学的に解明されていない。しかしながら、その主たる原因物質が一般に窒素酸化物であると考えられているところから、三重県では、昭和四十九年十月一日から県条例による窒素酸化物の総量規制を実施している。この総量規制の実施により、現在の排出量（二八六〇・九トン／年間）は六六・七％削減されることとなっているが、達成時期については明示されていない。

当市における窒素酸化物の発生源別割合は、固定発生源九〇％、移動発生源一〇％となっており、生活圏への影響割合は、固定発生源六〇％、移動発生源四〇％と推定されている。

光化学スモッグ発生に関しては、予報、注意報、警報を発令し、協力工場に対し燃料の削減等を指示し対策を講じているが、発生機構が十分解明されていないこともあって、対策に決め手を欠いているのが現状である。

##### 2 対策について

以上の現況と問題点から今後次の対策を速かに推進確立する必要がある。

- (1) 光化学スモッグの要因物質の究明等、その実態の解明とそれに基づく対策の確立
- (2) 光化学大気汚染と健康被害との関係についての調査究明
- (3) 工場におけるバーナーの改善、排煙脱硝装置の早期開発による窒素酸化物の減少対策と自動車排ガスの規制強化

## 二、コンビナートの公災害について

### 1 現況と問題点

一 昨年来、全国各地の石油コンビナートにおいて、爆発、火災、油流出等の大規模災害が継続して多発し、防災対策は、公害対策と共に石油コンビナート関連都市における最重要事項となっている。このような状況の中で当市は昨年四月三十日、日本アエロジルの塩素ガス流出事故、本年二月十六日に大協石油の石油タンク火災事故が発生し、今更ながら防災対策の重要性が大きな課題となっている。

当市におけるコンビナートの公災害対策の現況の内公害対策については、その基本となる公害防止計画を三重県において昭和四十五年十二月策定したが、社会情勢の変化並びに環境基準の新設、改定等に伴い見直しが行われ、昭和四十九年度を初年度とする新計画が昭和四十九年十二月策定され、その実現が強く期待される状況にある。また、市長はコンビナート関連企業等と公害防止協定を締結し行政指導を強化するなど、公害対策については、かなりの進展が認められる。しかしながら防災対策については、防災計画の策定、コンビナート防災協議会の設置による企業側の努力はある程度認められるものの、相続く大規模災害の多発から、これまでの防災対策を全面的に見直し、その確立をはかるべき時期に来ている。

### 2 対策について

以上の現況及び問題点からして、公害対策については公害防止計画の早期実現を、また防災対策については次の事項を強力に推進する必要がある。

#### (1) 法体系の整備

コンビナートの保安に関する現行の監督行政は、石油タンクは消防庁、高圧ガスは通産省、石油企業の監督は資源エネルギー庁、また、油の海上流出の場合は海上保安庁の管轄というように、各目的に応じて法律が制定され、行政権限が分割されており、複雑な内容となっている。このような状況から、コンビナートの防災対策を強力に推進するためには、法体系の一元化とそれに対応した行政機構の整備が必要であり、国に対してその改善を強く働きかけていく必要がある。

#### (2) 防災計画の全面改訂

現行の防災計画は、昭和四十六年に作成されたものであり、現状にそぐわない点が多いので、これを実効のある計画として全面的に改訂すること。

#### (3) 防災協定の締結

現行の公害防止協定は、災害対策に関する面が十分織り込まれていないので、別途市と関連企業との間において防災協定を速やかに締結し行政指導を強化すること。

#### (4) 協力体制の確立

コンビナート内に立地する各工場の連絡、協力関係を密にするため、現在企業側で自主的に設けているコンビナート防災協議会の抜本的な強化を図るよう行政指導に努めること。

#### (5) その他の対策事項

その他の対策事項としては、(イ)周辺住民の安全対策として、工場周辺緑化の促進、また、事故時における機動的な広報活動と避難誘導 (ロ)保安設備の強化として防油堤の改良強化、タンクの総点検による不等沈下タンクの改善、タンク容量に見合った材質の選択と各装置における緊急遮断設備の整備 (ハ)消防設備の強化として消火薬剤の適量確保及び共同備蓄と自動消火設備等科学消防設備の整備強化 (ニ)通報体制の整備 (ホ)各企業における保安教育訓練の徹底と指揮命令系統の確立が必要である。

### 三、廃棄物について

#### 1 現況と問題点

廃棄物の中で特にその処理が問題となる産業廃棄物の規制、監督は県行政に属しており、公害防止計画、産業廃棄物処理計画に基づき省資源の立場での排出量の減少再資源化による有効利用、適切な自家処理が推進されているが、工場内で自家処理できないものについては、市内へき地等において埋立処分等により処理されているのが現状であり、その行方については必ずしも十分把握されていない。市行政との関連では垂坂ゴミ団地に有害物を含まないものを一部受入れて埋立処理を行ってきたが、現在、ほぼ飽和状態に達しており受け入れ余地は少ない。また四日市港管理組合が造成中の霞ヶ浦埋立地の一部に企業で一次処理済みのもので公害の心配のないものを埋立処分により受入れている。これらの処理については、二次公害を発生させないための格段の注意と行政上の監督指導が強く要請される状況にある。

なお、平山物産が行っている魚のアラを原料とした飼料等の製造については、廃棄物の有効利用としてその意義は認めるが、長年にわたり悪臭発生源として周辺地区住民に影響を与えており、行政指導によりその対策が進められつつあるものの、更に一段の対策が要請される状況にある。

#### 2 対策について

以上の現況と問題点からして、次の各対策を推進する必要がある。

- (1) 産業廃棄物の処理実態、その行方については、特に二次公害のおそれから言って市民生活とのかかわり合いが大きいので、県行政と密接に連絡をとり、その行方、処理実態等を十分把握すること。
- (2) 公害防止協定等に基づき、廃棄物の有効利用、その排出量の減少、有効適切な自家処理等について企業に対する指導を強化すること。
- (3) 垂坂ゴミ団地から浸出する汚水の対策については、終末処理場を速やかに整備し、二次公害の防止をはかること。
- (4) 平山物産問題については、その企業努力は認めるが、現有の悪臭防止設備では完備でないものでない、操業調整、設備の改良等行政指導に努め、悪臭防止を図るべきである。なお、将来の問題として、適地への移転が十分検討されるべきである。

### 四、患者対策について

#### 1 現況と問題点

公害患者発生の主な原因物質である当市のいおう酸化物は、逐年その改善が認められ、昭和四十九年七月からの第三次総量規制の実施による排煙脱硫装置の設置、燃料の低いおう化等の推進により年度内には〇・〇二五 PPM が達成できる見通しである。しかしながら、認定患者については減少傾向は認められないところから、新公害防止計画に基づく燃料対策の推進と併せて窒素酸化物対策、悪臭対策の推進が要請される状況にある。

公害患者の救済については「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」に代り公害健康被害補償法が昭

和四十九年九月一日から施行され、新法に基づく認定患者のランク付けが行われ、生活補償を含む新しい救済制度がスタートした。既に当市では昭和四十八年九月から四日市公害対策協力財団より生活補償を含む患者の救済を行っており、これらの対象患者は新法に移行されることとなったが、市が単独で認定を行ってきたグループ、現在新法の救済対象となっていない判決グループ、自主交渉グループと新法適用グループとの均衡を失しない取扱いが問題となっている。

なお、患者の保健福祉対策については、転地療養等具体的対策の推進について療養運営委員会を設置して、専門的立場から意見を求め、その積極的な対策が望まれる状況となっている。

## 2 対策について

以上の現況と問題点から次の対策が推進される必要がある。

(1) 大気汚染対策等については、いおう酸化物を中心に更に強力に対策を推進し、いおう酸化物について閾値濃度（ $0 \cdot 0 - 17 \text{ PPM}$ ）の早期達成をはかること。

(2) 判決グループ、自主交渉グループの新法施行後の取扱いについては、新法適用者と不公平が生じないようにな措置について十分研究を行う必要がある、判決グループ並びに自主交渉グループを新法第十三条の規定から除外すよう国への要望を続けていく必要がある。

(3) ぜん息等重症学童の適切な療養指導が多大的効果を挙げている県立一志病院「わかあゆ教室」の例からしても、転地療養等を含む保健福祉体制の確立が必要である。

この点については、四日市公害対策協力財団の今後のあり方も含めて、その積極的な推進を図る必要がある。

## 五、四日市港の汚泥浚せについて

四日市港の環境浄化のため公害防止計画に基づき、四日市港管理組合が取り組んでいる二二〇万立米に及ぶ大規模浚せ事業については、市としても重要関心事であるので、当委員会としても洞海湾、大牟田港における浚せ事実態について視察及び調査研究を行ったが、特に二次公害防止の観点から次の点を要望したい。

### 〔要 望〕

港湾における堆積汚泥浚せ事業は、今後の技術開発に待つべき点が多い。従って、事業主体である四日市港管理組合においては実験工事を先行させ、二次公害防止についての安全性の確認を十分行いつつ最も有効な工法を採用し、併せて、水質、底質、生物相に対する継続的な監視体制の確立をはかることが必要である。

また、最近における港湾の汚泥浚せに伴う二次公害反対の住民運動等にてらして、その施工に当っては、関係地区住民に十分その内容を説明し、納得が得られたりえで、施工に踏みきるよう行政努力を要望する。

## 委員会報告第九号

### 幼児教育特別委員会調査報告

本委員会に付託の事件について、その調査結果を左記のとおり、会議規則第九十八条の規定により報告します。

### 記

#### 一、調査事件

幼稚園、保育園の幼児教育に関する調査研究

#### 二、調査の経過及び結果

委員会報告のとおり

四日市市議会

議長 山 中 忠 一 殿

幼児教育特別委員会報告

当委員会に付託されました幼稚園、保育園の幼児教育に関する調査研究について、その経過と結果について報告いたします。

近年、幼児期から集団教育の必要がひろく認識されてきたこと、婦人の職場進出が増加してきたことによりまして、幼児についての教育の関心と要求が爆発的に高まってまいりました。その結果、幼児教育の施設の整備と充実が今日的な課題となっているのであります。

当委員会は、本市における公私立幼稚園、保育園の現状、幼児問題に関する中教審の答申書、四日市市幼児問題協議会の答申書等々理事者に対して幼児教育に関する数多くの参考資料の提出を求め、これをもとに検討をすすめるとともに、公立幼稚園、保育園の現場の皆さんとの話しあいの場をもち、また一方、幼保一元化の研究を試みている神戸市立多聞台保育園及び幼児教育のカリキュラム編成を試みている香川県の実情をみるため香川県観音寺市の公立幼稚園の視察を行うなどによりまして、幼児教育のあるべき姿を求めてまいりましたのであります。

当委員会は以上の調査活動の結果、

一、昭和四十一年四日市市幼児問題協議会より答申された「公立幼稚園、保育園の施設整備は、一小学校区一幼稚園一保育園」という基準は、地域開発による人口移動などによって、この基準は必ずしも現状に即応しなくなつた。加えて私立施設も四十一年当時とは相当の変化をしているので、この際この基準を各方向から検討を加え適正なる基準をつくり、地域の実情に応じた幼児教育のための施設を整備することが肝要である。また乳児に対する保育の要望も高まってきたので、この施設整備も計画に組み入れるべきである。

二、児童の身体的並びに心理的発達の立場から幼児の教育はできるだけ早くから始めるべきだという教育的観点から、幼稚園教育は少なくとも二カ年以上の教育課程の教育が望ましいといわれている。

四日市市の現状をみても、私立幼稚園は全園二年ないし三年の教育課程によってその教育が進められているにもかかわらず、公立の幼稚園は設立以来、時代おくれの一カ年の教育課程によってその教育を続けている。早急に二カ年以上の教育課程による教育を実施し、教育の充実をはかるべきである。

なお、幼稚園の教育については、父兄から給食の実施、長時間保育等の強い要望があるので、たとえ教育の理論的立場から反論があつても、この時代の要求にこたえるべく教育委員会の検討を要望する。

三、今日の幼稚園入園希望者と保育園の入園希望者を比較した場合、保育園は定員をはるかに超え、幼稚園は定員にも満たないのである。

この現状は、幼児教育の場が幼稚園から保育園へ推移しつつあることの一面を物語るものである。具体的には時代の要望にこたえた低年令保育、長時間保育、給食等を実施している保育園教育への魅力でもある。

したがって、今後の本市の幼児教育の立場から、この保育園に教育機能を十分果たし得る施設設備等を配慮することによって、幼児教育の完全なる使命を果たし得るのではなからうかと思ふ。

四、保育園は厚生省、幼稚園は文部省と所管が違い、保育園は、保育に欠けた子供たちのために、幼稚園は教育をと、その目的内容も違っている。しかし、現実的には立場が違い内容が異なっても、父兄にとってはどれもこれも幼児教育の場である。

幼保一元化ということがいわれているが、所管の違うこの二つを一つにして施行するということは不可能である。

したがって、二項に要望したとおり、それぞれ足らざる点を補って幼児の教育と父兄の要望に沿って努力することが幼保一元化への道であろうと思う。

五、今後の本市幼児教育施設の整備充実に際しては、これまで永年本市幼児教育に大きく貢献してきた私立幼稚園、保育園の立場を尊重することはもちろん、適切な行財政の措置を講じてその充実をはかり、父母負担の軽減をはじめとして、公私立間のさまざまな格差を是正して幼児が同質同等の教育をうけることができ得るよう配慮する必要がある。

最後に、最近保育園の入園希望が多く、全員収容できないので、一の項と関連して幼児のための施設整備について調査研究する機会を今後、議会においても検討されることを要望いたします。

○議長（山中忠一君） 次に、監査委員からの報告が十件まいっております。

報告書はお手元に配布いたしておりますので、これによりご了承をお願いします。

○議長（山中忠一君） 以上で、今期定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十年三月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日、ご熱心にご審議いただきまして、まことにありがとうございます。

（拍手）

午後二時四十一分閉会

〔市長（岩野見斉君） 議場中央に進む〕

○市長（岩野見斉君） 一言皆さんに御礼申し上げます。

議員各位におかれましては、四年間熱心に市勢の発展、市政の運営にご貢献いただきましたことを、心から感謝いたします。おかげをもちまして、四年間熱心に市勢の発展、市政の運営にご貢献いただきましたことを、心から感謝いたします。おかげをもちまして、四年間熱心に市勢の発展、市政の運営にご貢献いただきましたことを、心から感謝いたします。おかげをもちまして、四年間熱心に市勢の発展、市政の運営にご貢献いただきましたことを、心から感謝いたします。

なお、また、皆さんにおかれましては、昨年の豪雨に際して、その災害復旧に私たちと一心同体というべき心構えをもちまして復旧に努力していただきまして、この復旧事業も本年中には、恐らく十分めどがつくことと、心から感謝いたしておる次第でございます。

また、ただいままでに、昭和五十年年度の膨大な予算に関する諸議案をご審議いただきまして、まことにありがとうございます。また、ただいままでに、昭和五十年年度の膨大な予算に関する諸議案をご審議いただきまして、まことにありがとうございます。また、ただいままでに、昭和五十年年度の膨大な予算に関する諸議案をご審議いただきまして、まことにありがとうございます。

今回、皆さんにおかれましては、あるいは勇退せられる方、あるいはまた、再び四月地方選挙に立候補せられる方

がございまして聞いておりますが、ご勇退なさる方々におかれましては、十分健康に注意せられまして、ご多幸な生活を送られることを心からお祈りいたしますとともに、今後とも私たちを従来同様ご指導いただくことを、心からお願ひ申し上げます。

また、立候補せられる方々は、どうか皆さま、全員当選していただきまして、花の四月を飾っていただきたいと思います。

本当にいろいろお世話になりました。ありがとうございました。

(拍手)

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

山中忠一

四日市市議会副議長

生川平蔵

署名議員

天春文雄

署名議員

松島良一